

Ⅱ 資料紹介 Ⅱ

改正税法のすべて 昭和二年（Ⅱ・前半）

—— 経済危機突破緊急対策等を中心として ——

（租税資料室
研究調査員）

井 上 一 郎

目次

解題……………井上 一郎

附・個人財産税、財産増加税、準備調査要綱案

財産税法等三新税法案について……………

大蔵書記官 渡辺喜久造…三八七

金融緊急措置等の発動に就て……………

大蔵大臣 波澤 敬三…三九七

金融緊急措置令に付て……………愛知 揆一…四〇二

序

一 既存預金等の封鎖……………	四〇三
二 旧券預入金等の封鎖……………	四〇四
三 封鎖支払……………	四〇四
四 封鎖適用除外……………	四〇五
五 封鎖預金等の現金払……………	四〇五
六 封鎖預金等の封鎖支払の方法に依る支払……………	四〇九
七 封鎖預金等に依る公租公課等の支払……………	四一三

八 封鎖預金等の振替……………四一三

九ノ一 金銭債務、債券等元利等の封鎖支払に

依る弁済……………四一四

九ノ二 封鎖預金等の証明書類及表示……………四一五

十 世帯の意義……………四一六

十一 既存の国債其の他の証券の元利の封鎖……………四一七

十二 封鎖預金の債権の譲渡及担保提供の制限……………四一七

十三 資金融通の制限……………四一八

十四 金銭債務の弁済方法及資金の保有方法の

制限……………四一八

十五 封鎖預金等の利息……………四一八

十六 封鎖預金等の時効……………四一九

十七 政府に於ける取扱……………四一九

十八 自由預金……………四一九

十九 他の法令との関係……………四二〇

二十 罰則……………四二〇

二十一 封鎖の期間……………四二一

二十二 施行	四二一	二 申告を要せざる財産及び契約の範囲	
日本銀行券預入令に就て	河野 通一：四三二	三 申告時期	
(一) 目的		四 申告書の提出先	
(二) 構成		五 住居所氏名の確認	
(三) 現行日本銀行券(旧券)の失効		六 申告書の提出義務者	
(四) 旧券の封鎖預金化		七 申告書の記載事項	
(五) 新旧券の引換(旧券預入に依る新券支払)		八 申告の為確認を受くべき書面	
(六) 旧券に依る小切手等(封鎖支払指図)の取扱		第三 現金の申告(切換日以後の旧券に依る預入等の申告)	四五三
(七) 旧券取引の禁止		第四 法人の打切決算書類の提出等	四五四
(八) 旧券の発行高の整理		一 財産目録、貸借対照表の提出	
(九) その他(預金等の新券に依る支払の時期)		二 法人の動産及び仮払金又は仮受金の申告	
(一〇) 罰則		三 金融機関の預貯金現在高等の報告	
臨時財産調査令に就て	前尾繁三郎：四三五	第五 個人の事業用動産及び債権債務の申告	四五九
はしがき	四三五	第六 雑 則	四六〇
第一 調査時期	四三七	一 税務署長及び其の代理官の調査権	
第二 現金以外の金銭的財産及び契約の申告	四三七	二 申告事務取扱者の看做公務員	
一 申告を要する財産及び契約の範囲			

三 罰則

臨時財産申告書ひな形	四六三
臨時財産調査の概要	四六六
——財産税実施の前奏曲——無署名	四六六
緊急対策の断行	四六六
臨時財産調査の目的	四六七
調査時期	四六七
臨時財産調査の範囲	四六八
臨時財産税申告要領	四六八
法人等の資料調書の提出	四七五
税務官吏の質問、検査権限	四七七
取扱機関及職員地位	四七七
罰則	四七七
臨時財産調査令に依る法人財産目録等提出方に 就いて 東京財務局発表	四八〇
一 本書類の提出を要する法人	四八〇
二 提出を要する書類	四八一

三 提出期限及提出先

財産税はどう改定されるか 松山宗治	四八九
はしがき	四八九
第一 目的が變つて来た	四九〇
第二 使途が變つて来た	四九〇
第三 内容はどう變るか	四九一
一 法人戦時利得税と法人財産税の創設の取止	
二 個人財産税はどう變るか	
三 個人財産増加税はどう變るか	
四 其他の改訂	
むすび	五〇一
金融緊急措置令実施後の経過と改正	五〇一
河野 通一	五〇三
一 金融緊急措置令実施後の推移と経過	五〇三
一 日本銀行券預入令及金融緊急措置令実施の影響	
二 金融緊急措置令の改正要点	
三 新券預金の傾向	

四 四月一日の改正

五 事業資金関係の傾向

六 六月二十一日の改正

七 物価の動向と五百円生活の枠の拡大措置

八 封鎖支払票、金融通帳及金融措置委員会

九 金融緊急措置令の立法的側面

一一 金融緊急措置令関係法令の四月以降の改正……五二〇

一 省令及告示の改正

二 通牒に依る取扱上の変更及措置

三 大蔵大臣が別段の指示をなし又は大蔵大臣が承認を受けたと

き

あとがき……五三九

第九〇回帝国議会における石橋大蔵大臣の

財政演説……五四〇

付①第九〇回帝国議会における石橋大蔵大臣の財政演説

〔「財政」一一巻八号昭和二年九月号所収のもの〕

②改正予算に関する法律案の提案理由

改正金融緊急措置令施行規則解説

福田 久男……五七〇

第一 総説……五七一

一 改正の趣旨

二 改正の要点

三 改正の影響

第二 改正の内容……五七五

一 第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設

二 既存封鎖預金等の区分金額

三 第一封鎖預金等の設定手続

四 世帯の意義

五 公益団体の第一封鎖預金等の加算

六 既存封鎖預金等と看做すもの

七 支払期限経過の金融債及び公社債の取扱

八 代表者名義の封鎖預金等の取扱

九 第一封鎖預金等の支払

一〇 第二封鎖預金等の支払

- 一一 既存封鎖預金等の支払の經過的取扱
- 一二 封鎖預金等の利息
- 一三 其他の改正
- 一四 保険金について

〔編者〕あとがき……………六二一

法制資料論……………(次号予定)

細目次(略)

解題

本稿は、本誌二〇号（以下前号という。）のあとをうけて、昭和二二（一九四六）年における「税制改正のすべて」のうち、同年二月に実施された経済危機突破のための緊急対策及びその後の経緯をふまえて、戦時補償特別措置（戦時補償特別税）並びに財産税の創設にむけての経済再建過程に焦点をあてようと思う。もちろん、この時期の一般税制改正も問題となることはいうまでもないが、前号において差し当り、当面のインフレとの調和をはかる税制改正については、前尾繁三郎氏の解説を中心に紹介しておいた。しかし、本格的な税制改革は、さきに指摘した戦時補償の措置及び財産税の創設の目はなのつく八月まで待たなければならなかった。このまたなければならなかった期間が、本稿の対象となる期間となるわけである。

さて、経済危機突破緊急対策は、食糧事情の悪化及びあらゆる物資の欠乏からくる経済的混乱の阻止が重要な課題としてとりあげられることとなる。

ところで、この経済危機緊急対策は、税制改正とは直接関係ないが、その影響するところはすこぶる広範囲であって、これを避けて当時の税制あるいは税制改正を云々することは片手落ちであるように思われる。しかも、この緊急対策のうちの一つである臨時財産調査令は、将来創設されるべき財産税等の新税が予定されていることであるから、なをさらこの緊急対策を疎外とすることはできないというべきであろう。令一条は、次のように規定した。

本令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル為命令ヲ以テ定ムル時期（以下調査時期ト称ス）令施行規制一条、昭和二十一年三月三日午前零時）ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ

調査スルヲ以テ目的トス

さて、この経済危機緊急対策は、昭和二年二月一七日に発効したが、これにいたるまでの経緯も若干のコメントをすれば、次のように言えるであろう。

昭和二〇年八月、大太平洋戦争に終止符を打ち、平和時への展開となるが、その際、占領軍（GHQ）は、わが国の財政民主化をすすめるにあたって、まず、戦時利得の没収を意図し、同年一月二四日、政府にその旨の覚書を發した。政府はこれをうけて、同年二月三一日、GHQに対し、戦時利得の没収を主要な柱とした新税三法案（本誌一八号五三四頁以下参照）を立案し、承認をうべくGHQに提出した。

さて、GHQのさきの戦時利得の没収措置の指令が報道されると、過剰流動性の強い通貨は、換物運動へと拡がり、さなきだに不足勝であつた食糧に対しても、換物運動の予先がむけられると、一層通貨の増発が続ぎ、かつて第一次大戦後、ドイツが経験した悪性インフレーションの再来が懸念されるにいたつた。もちろん、この間、政府、特に大蔵省においては、内密ではあるが、経済対策の総合的立案官庁として社会経済秩序安定方策、その一つとして通貨物価安定等構想が考えられてをり、そのうえ、戦時財政から平和時への財政への転換を一時的にはあれ、財産税の創設を中心的な課題として、財政再建のための諸準備が、大蔵省主税局において進められており、^(註)そのうえGHQの戦時利得の没収の方向がこれに附加された。このような状況を背景として、新円の切替が大臣の口からはめかされ、これによつてもまた換物運動に拍車がかかるというような結果ともなつた。

一方、GHQに提出した新税三法案は、その後、何らのサゼッションのないまま、日一日と日を重ねることとなつた。

この間、大蔵省では、二二年一月一〇日、GHQへ提出した新税三法案の要綱を発表し、将来あるべき新税の構図を明らかなものとした。これによって財産税等新税が創設されると、いかに換物運動が無益なものであるかということが制度の面から周知されるものとして努めたものの、その効果はほとんど期待されなかったといってもよいであろう。ところで要綱の発表があつて、当の立案に携つた主税局の大蔵省書記官渡辺喜久造氏は、「日本産業経済」新聞に「新税三法案について」と題され、一回にわたつて解説を連載された（本誌一八号四二頁以下及び二〇号補遺六八三頁）。また、同氏は、雑誌「自治研究」（The Study for Self-governing）第二巻第一号（昭和二年一月一五日）にも「財産税等新税法案について」と題され、論稿を掲載された。この解説は、さきの解説が要綱にそつてその全般を、しかも実務上の観点をも念頭におかれて詳細に展開されたものであるのに対して、後者は、立案の過程乃至思想的な沿革の面にも力点がむけられているようにも思われ、同一人の文章ではあるが、捨て難いものがあるので、今回これを採録することとした。

さきにもみたようにGHQでは、その後、承認を求めべく提出した案件に対しては音沙汰なしの状況が続く。しかし、経済は、まさに生きものである。悪性インフレーションをあらわにして、経済危機の進行がさけ難いものとなるに及んで、政府は二月一七日、経済危機緊急対策を打ち出したのである。詳細は、大蔵省財政史室編「資料・金融緊急措置」（霞出版社 昭和六二年刊）において取纏められているので、ここでは深入りはしないが、物と金の両面から強力な規制力によって実行されることとなった。

その頃の状況を後年、福田赴夫氏は、次のように語る。

結局、ヤミ米が囤積（たんせき）（しまい込み）されるとただでさえ足りない食糧がさらに偏在することになるので、この状

態を打ち破るためには、食糧買いあさりの根源である通貨を押え込む以外にないというのが私たちの結論であった。

山際次官以下私たちは、そのことを渋沢大臣に強く進言し、もう非常手段以外に方法はない。政府はまず食糧に非常措置もとらねばならない」という段階を迎えつつあった。

こうして、翌年（一九四六）一月一日、内閣の橋井参事官から、次田大三郎内閣書記官長からの非常呼集の知らせをうけ、二日十時、大蔵、通産（当時商工省）、農林、運輸各省の官房長、総務局長が総理官邸に参集、次田書記官長から、「食糧問題は重大な段階にきた。各省それぞれの立場で対策を至急樹立せよ」との命令があり、各省から有効な対策があったが、大蔵省としては、結局、決め手は、かねて考えていた購買力の根源である通貨の押え込みであったという。^{*}こうして、緊急対策の骨子がかたまり、次の段階へと進んだ。

*福田赴夫稿「終戦前後の思い出」ファイナンス 昭和四四年一月号

すなわち、何はともあれ、敗戦後の財政経済の運営は、第一次世界大戦後のドイツの Rentenマルクの例をみてもわかるように、悪性インフレーションを避けることが中心的な課題であった。もちろん、これと、他に、戦時補償に対する処置との兼ね合いもあつてのことであるが、ともかくインフレーションの防遏のため、通貨の徹底的押え込みのための措置として、金融の極端な制限を意図して、金融緊急措置令となり、いわゆる戦後の五〇〇円生活が開始され、これにあわせて、通貨の日本銀行への還流を、日本銀行券預入令によりはかり、ある時期までに、流通中の通貨を新しい通貨にとりかえる措置を含み、当面新通貨出現まで、旧通貨に新通貨の意味をもたせるために、証紙を貼布させることとなった。これらの措置と併行して、将来の財産税への布石として、臨時財産調査令が公布されたので

ある。詳細は、これら一連の事態の進行を当時の関係記事をたどることによって、歴史的経緯を明らかにしようと思う。もちろん、これらの措置は、税の処理についても、影響するところがあった。例えば、金融緊急措置令施行規則第七条による特定の租税については封鎖預金による支払ができなかった。特に深刻な事例にはあたらないかもしれないが、注意しておいてよい。

ともかく、再言するようであるが、臨時財産調査令、金融緊急措置令は、きたるべき財産税、戦時補償特別措置の前哨的地位にあつて、事態の進行をいち早く反映し、それとともに発展していく性格をもっていた。

昭和二年四月になると、アメリカから財産税等の創設の仕上げのためチャーンが来日、日本側との折衝が続くなかで、当初の財産税の性格が変わってくる。そして七月から八月のはじめにかけて、財産税、戦時補償特別措置の在り方がほぼ固まる。それをうけて、金融緊急措置令施行規則の大幅な改正がみられるようになる。

そこで、二月一七日以後の勅令等の動きについてこれを追ってみたい。

経済危機緊急対策としての緊急勅令は、二月一七日、関係大蔵省令、告示とともに公布され、以後、三月中には、施行規則（大蔵省令）及び大蔵省告示は目まぐるしく頻繁に改正がくり返された。さきに指摘したように金融緊急措置は、将来、財産税、戦時補償に対する特別措置が予定されているため、なおさらである。

そこで、法制資料もこの点に意をもちい、八月三十一日までの法令の改廃をたどり、重要な法令は、二月一七日公布時の全文と、八月三十一日現在の改廃をおりこんだ法令を収録することとした（次号へゆずる）。

なお、この時期の関係法令の改廃経過を一覧的にみれば、次のとおりである。

三緊急勅令等改正推移一覽

月 日	金融緊急措置令關係	日本銀行券預入令關係	臨時財産調査令關係
2・17	○金融緊急措置令制定勅令 No. 83 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 12	○日本銀行券預入令制定勅令 No. 84 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 13 ○同左規則第1回改正省令 No. 16	○臨時財産調査令制定勅令 No. 85 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 14
3・2	○同左規則第1回改正省令 No. 22 ○同左規則第2回改正省令 No. 24	○同左規則第2回改正省令 No. 24 ○同左第3回改正省令 No. 29	○同左規則第1回改正省令 No. 31 ○同左規則第2回改正省令 No. 32
6			
8			
12			
28	○同左第3回改正省令 No. 40 ○同左第4回改正省令 No. 44		○同左第3回改正省令 No. 45 ○同左第4回改正省令 No. 51
4・11			
7・28	○同左第5回改正省令 No. 82		
8・11	○同左第6回改正省令 No. 90		
17	○同左第7回改正省令 No. 93		
30	○同左第8回改正省令 No. 96		

(注) 大蔵省においては、終戦後財政再建のため、財産税の創設は避けてとおることはできないとの考え方が支配的であったようである。そのための事務上の準備は、昭和二〇(一九四五)年一月頃には具体的な形で進行を始めていたようである。次の資料は、その一端を示す。参考までに全文を掲げておく。

個人財産税、財産増加税準備調査要綱案(昭和二〇・一一・六 各税務署長あて、東京財務局長発)

一 本調査は財産税法及び財産増加税法創設の資料に供するものなるを以て、可及的秘密に取扱ひ、外部に於る資料の蒐集調査に当りては経済調査に依る個人の負担額を検討する目的なることの感觸を与ふる様配意するものとす。

二 調査地は左記の区分に依り管内の全般を推測し得る中庸市町村を選定するものとす。

イ 村 純農村および都市附近に位置し時局の好影響を享くと認めらるる農村にして戸数四〇〇戸程度の村全部に付調査すること。

ロ 町 戸数一、五〇〇戸乃至二、〇〇〇戸程度の町全部に付調査すること。

ハ 市 市の全般を推測するに便なる二〇〇戸程度の地域二又は三地区に付調査すること。(商業地、住宅地、場末地を選び各地区毎の諸書の調理を要す)

三 選定町村に付ては少く共左記時項の統計表を作成するものとす。

イ、戸数、人口、産業別戸数

ロ、生産物の種類、数量

ハ、土地の地目別地積、貸借価額及び反当貸貸価額

ニ、建物の種類別床面積、賃貸価額及び坪当り賃貸価額
ホ、国税納税者

1 地租、家屋税納税額別人員表

2 分類所得税種類別納税人員表

3 総合所得税納税者階級別人員表

4 営業税業種別納税人員表

四 市の各地区に付ては推定し得る程度に於て前項の調査を為するものとす。

五 個人別調査は所得調査簿に依るを原則と為すも之に寄り難きもの又は、依ることを得ざるものに付ては市町村役場、町内会、隣組、農業会、各種金融機関、税務協力委員、事情精通者等に付、適宜探聞調査を実施するものなるも、左記の事項は必ず実額を調査するものとす。

イ、土地名寄帳、土地調査簿その他年期地台帳等に依り田畑宅地その他地目別地積、賃貸価額

ロ、家屋名寄帳に依り家屋の所在、家屋番号及び床面積を書抜き、家屋調査票により時価を勘案算定す。

ハ、イ、ロの事項は之を小票に書抜き、他の市町村所在の所有土地建物を土地調査簿、所得資料箋等により調査記入する。

ニ、商品、原料品、設備機械等は工場台帳営業税調査補助簿等に依り調査する。

ホ、株式等の有価証券は所得資料に依り調査する。

ヘ、貸金は貸金調査簿及び所得資料に依り調査す。

六 財産評価は昭和十六年十二月末現在（以下単に戦前と仮称す）及び昭和二十年八月十五日現在（以下単に現在と

仮称す）により相続税調査の事蹟、相続税標準率、農地価額統制令の倍数、売買実例、譲渡利得調査資料及び事情精通者の意見等を基礎に評定するものなるも、左記に留意するものとする。

イ、不動産に付ては予め評価基準額を定むること。

1 土地に付ては、田、畑、宅地、山林その他の区分に依り戦前及び現在の時価の賃貸価額に対する倍数を反当又は坪当を算定すること。

2 家屋は家屋調査票の賃貸価額計算の基礎となしたる時価（昭和十五年七月一日現在）に対する戦前及び現在の倍数を算定すること。

ロ、立木の価額は森林組合に付樹種、樹齡等を調査し、樹種の過半を占むるものに付平均樹齡を計算し、反当基準価額を定むること。

ハ、株式価額等は戦前及び現在共一応払込額に依り計算すること。

ニ、公社債、貯蓄債券、預金現金等の不表現在財産の評価は左記の方法に依ること。

1 その市町村に於ける

農業会及び市街地信用組合に対する預貯金の合計額

前五ヶ年間の国債消化の合計額

銀行預金、郵便貯金の推定額

手持現金の推定額

総計額を基礎にその市町村に於ける国債貯蓄の割当方法を参酌し、要調査階級区分毎に認定割合を定むること。但し、大資産者にして事情精通者等の意見により個人別の預貯蓄額の判明せる分はその実額に依り算定し、算定額を前記総額より控除し、他の階級の割合を定むること。この場合公社債、預貯金、現金の三区分に表示すること。

2 無体財産権は相続税調査の場合に於ける評価方法に依りその価額を計算す。

七 動産の評価は一応前各号の総財産に対し左の割合の金額を計算するものとす。

区分	動産価額の割合	同上の内非課税家具什器
一万円以下	、一〇〇厘	、八〇〇厘
三万円以下	、一〇〇厘	、七〇〇厘
五万円以下	、一〇〇厘	、六〇〇厘
十万円以下	、一五〇厘	、五〇〇厘
十万円超	、二〇〇厘	、四五〇厘

八 負債は貸金調査簿、負債利子控除申請書等により調査するものとす。

九 家族数はその市町村に付その実数を調査するものとす。この場合、市町村民税賦課氏名票に妻の有無その他の家族数を当該市町村吏員に記入方依頼し、調査の適正を期すること。

一〇 調査に当りては左記事項に注意すること。

イ、土地家屋等調査を要する小票数、調査票数を予め準備すること。

ロ、先代又は死亡者名儀の土地家屋に付てはその相続人を役場吏員等に付き調査し綜合の完璧を期すること。

ハ、不在地主の所有土地建物に前号に該当するものなきやを念査すること。

ニ、他市町村所在の土地家屋に付ては市町村民税賦課の資料及び、役場吏員の意見を徴し綜合洩れなきを期すること。賃貸価額未設定の家屋に付て亦同じ。

ホ、土地の評価に付ては少く共その調査地の最高、最低、中位の価額を調査し、各階級に属する地積等より推定し、適正価額を求めることに留意すること。

ヘ、家屋に付ては、高級住宅を家屋調査当時相当圧縮評価しありと思料せらるるを以て評価に当りては注意すべき点とする。

ト、無配当株式出資金の調査を洩らざること。

一一 本準備調査における左の事項を記録し、本税施行計画の資に供するものとす。

イ、従事者の 官氏名、俸給及び現在の分掌事務

ロ、各人別の調査事項

ハ、所要旅費額

ニ、本準備調査に当り配慮せられし事項

第一表 財産価額調査場所

階級区分	人員	家族	昭和二十年八月一日 現在財産価額	昭和十六年十二月末 現在財産価額	増減 人員	金 額
五、〇〇〇円以下						
五、〇〇〇円超						
一〇、〇〇〇〃						
…この間九段階						
百万円超						

(備考)

- 一、本調査は基礎控除又は、家族控除を為さざる財産価額に依り調理すること。
- 二、階級区分は昭和二十年八月十五日現在の財産価額(戸主及び家族の財産は合算額に依る)に依り調理すること。
- 三、人員欄には家族中資産を有するものを内書すること。
- 四、家族欄には妻を内書すること。
- 五、増減人員欄には家族中資産を有するものを内書すること。この場合、戸主及び同居家族の財産価格は合算額に依り、増加額(又は減少額)を計算すること。

第二表 財産増加額調 調査場所

階級区分	納税人員	増加数	昭和十六年十二月末日 現在財産価額	昭和二十年八月十五日 現在財産価額
五、〇〇〇円以下				
五、〇〇〇円超				
一〇、〇〇〇〃				
…この間九段階				
百万円超				

(備考)

- 一、階級区分は増加金額（基礎控除及び家族控除を為さざる金額）に依ること。
- 二、戸主及び同居家族の財産価額は合算額に依り増加額（又は減少額）を計算すること。
- 三、家族中財産を有するものは納税人員欄に内書すること。
- 四、昭和十六年十二月末日に比し、昭和二十年八月十五日現在の財産額が減少したるものの人員数及び減少金額の合計を摘要欄に記載すること。

第三表 種類別財産価額調査 調査場所

区 分	昭和二十年八月十五日 現在財産価額	昭和十六年十二月末日 現在財産価額	差引増減
土地			
建物			
設備機械			
商品原料品			
農産物			
家具什器			
その他動産			
株式			
貸付金			
国債預貯金現金			
計			
債務			
差引計			

* 出典・千木良志気雄・統戦後の税務行政秘話 筑波書房、昭和六三年刊二四頁以下。

財産税法等三新税法案について

大蔵書記官 渡辺 喜久造

一

戦時利得課税及び財産税については夙に連合軍總司令部と大蔵当局との間に話が進められてゐたのであるが、昨年〔昭和二十年〕十一月十六日附を以て大蔵大臣より連合軍總司令部宛に戦争利得の排除及び財政の再建に関する覚書を提出してその承認を求めたところ同月二十四日附を以て承認の指令があり、併せて本件に関する法案は本年最初に開かるべき議會に提案すべきこと及び右法案の草案を昨年十二月末日迄に連合軍總司令部へ提出すべき旨を命ぜられたので、爾來大蔵当局に於ては鋭意立案を進め指定の期日迄にその提出を了つた。本草案については目下連合軍總司令部に於いて慎重検討を加へつつあるのであるが、以下これ等財産税等三新税法案の基本的構想について述べてみたい。

二

敗戦日本が旧套を捨てて新日本としての再生第一歩を進み出すについては、政治、文化、經濟の各方面に互つて幾多の重要問題が山積してゐるのであるが、國民經濟の面に於いて先ず解決されねばならぬ当面の問題は二つの性格を有つてゐるものと思はれる。即ち一面に於いて戦争中に發生してこれが解決を戦後に残されてゐる矛盾の解決が要請

されてゐると共に、他面戦後に於いて当面発生しつつある矛盾の解決が併せ要請されてゐて、これ等兩者の解決に依つて初めて新日本国民経済再建の基盤が造られるものと思はれる。ここに第一の矛盾といふのは、国際等裏附物資のない資金の膨大な集積に因る物資・資金間の極端な不均衡、具体的にいへば敗戦後の我が国国民経済が全体としては非常に貧乏になつてゐるにも拘らず、国民各自の懐には札が溢れてゐるといつた妙な現象が存在してゐることで、これが為め独り物価の将来のみでなく国民経済全体の前途が不安定極まりなきものとなり、国民経済も国民各自の生活も絶えず悪性インフレーションの脅威に暴露せられてゐるのである。第二の矛盾といふのは敗戦に因る領土及び経済勢力圏の喪失、戦災等に因る生産基礎及び生活基盤の破壊損耗、軍需生産より民需生産への転換難等に因つて我が国現在の国民経済が現在の国民生活を維持するに足るだけの力を喪失してゐることから生れる矛盾であつて、単的には食糧の問題、石炭の問題として表面化してゐる。ところで前の矛盾は戦時統制経済政策の結果として、その解決が現在に残されたもので、当時国家経済力は挙げてこれを戦争目的に充當した為め、民需生産は極度に圧縮せられ、その余の力は総べて軍生産に向けられた航空機と為り艦船となり、戦車、砲彈となつて消費し盡くされたのであるが、資金の面に於いては戦費の大部分が国債に依つて調達せられた為、その結果は膨大なる国債の累積と為り裏附物質なき資金の累積となつて残されてゐるのであつて、国民経済的に見れば中間に於ける生産、消費は既に完了済で、残されたものは国民の何人の負担に於いて戦費を処置するかといった謂はば債権債務処理の問題である。これは反して後者は現在当面の生産が当面の消費に必要な量を賄ひ得ないことから生ずる矛盾で、謂はば現在の生産・消費の不均衡の問題である。勿論後者の解決なくしては前者の解決亦期待し難いことは、各国の歴史に徴するも国民経済力の恢復なくして貨幣価値の安定を確保し得た国のないことから明かであるが、他面後者の解決あるも前者は依然残された問題で

あり、而も当面の实情は前者の矛盾の存在が色々な方面で各種の闇行為を生んで生産を刺激するどころか逆にこれを阻止して居り、後者の解決の爲にも前者について何等か解決の手が打たれることが要請されてゐるのであつて、兩々相俟つて早急に対策が講ぜられる必要があるのである。財産税は前者の矛盾解決をその狙ひとするものである。

三

戦時物価政策の性格は謂はば金を使へる金と使へない金とに區別し（例えば配給切符と共にあるとき金は使へる金と爲り、然らざるときは使へない金となる）使へない金は出来るだけこれを貯蓄させて流通面から追出すと共に、使へる金については公定価格制等に依つて出来るだけその価格を安定させ、これに依つて金全体の価値が安定してゐるかの如き觀を与へようとするものであつた。この場合使へない金が無理に市場に出ようとすると闇に爲り、その価格は闇価格に迄転落する。これが甚だしく爲ると金全体の価値にまで影響するから、この点からいつても闇価格は嚴重に取締る必要を生ずるといつた關係にあつたのである。この關係は戦争終結と共に著しく異なつてきた。といふのはさう何時迄も金を使へる金と使へない金とに區別して置くことは不可能であつて、勿論戦後經濟の相当恢復する迄は価格統制も必要であり、配給統制も必要であり、その限度に於ては右の區別も残る譯であるがこれとても轉換期の過渡的措施であつて、早晚総べての金は一樣に使へる金にならざるを得ない。ここに物資・資金間の均衡回復の問題があるのである。この場合に考へられる方策は二つある。一つは資金の量を減らすことである。今一つは資金の單位当りの価値を下げることである。前の方策は財産税の問題であり、後の方策は所謂新物価水準の問題である。實際問題としては何れは兩者の併行といふことになるのかも知れぬが、それにしても財産税については相当思ひ切つた手が打

たれるのではないと価格騰貴の惡循環的作用は惡性インフレーションを誘發して國民經濟も國民各自の生活も共に破壊して了ふ危險が多分に存在する。惡性インフレーションか財産税か、我々は今この二者択一の岐路に到達してゐるのである。財産税は決して財産収支均衡といった小さいな立場から考へられてゐるものではない。單に財政収支均衡の意味では千億円の財産税も三十五億円の經常増税と大いして異ならない結果となるかも知れないが、而も当面必要な措置は千億円の財産税であつて、三十五億円の經常増税を以てしては到底駄目であるのは、前者に依つてのみ國民經濟の均衡恢復が期待されるからである。

法人戰時利得税及び個人財産増加税の戰時利得課税を目的とする二新税の狙ふところは財産税とは少しく異なる。即ちこれ等二新税は戰爭中、戰爭に關連し及戰爭の結果として生じた利得を法人、個人を通じて一切排除し日本國民をして戰爭は經濟的にも決して利益に非ることを知らせようといふポツダム宣言履行に基くものである。而もこれ等二税に依つても相當の資金吸収が可能であり、相當の歳入を挙げ得べきが故に、財産税と併せて、國民經濟及び國家財政の再建に資せしめようといふのである。只、個人財産増加税に於ける第二種増加額の如きは必ずしも戰爭利得とは稱し得ず、従つてこれに対する課税は寧ろ財産税の補完税とも考へらるべきものかも知れないが、規定の便宜上個人財産増加税の一部に入れられたと考へた方が理解が容易と思はれる。

四

今度立案されてゐるやうな實質的財産税が財政史上先づ現れたものとしては一九一九年の獨逸における國難犠牲税が挙げられる。これは獨逸國民の全財産に対して最低百分の十より最高百分の六十五に至る累進税率に依り一回限り

の課税を行ったのであるが、結論的にいへば完全に失敗して何等インフレーション阻止の役割を果し得ず、一九二三年、二四年の劃期的インフレーションに依つて完全に雲散霧消して了つた。何故にさうなつたかを考えてみると、先ず目につくことはその徴収が原則として三十年賦になつてゐることである。然るとき国難犠牲税の決定税額約三百四十億麻も歳入として現実に国庫に入るのは十億麻程度で、当時の獨逸の歳出が約五百八十億麻であつたこと、国難犠牲税の歳入が社会政策費にも流用されたこと等を思へば、本税がインフレーション阻止に何等の役割を果し得なかつたことは寧ろ当然のことといはざるを得ない。一九二四年の麻の安定に因つて、一兆麻が一国^{ライヒスマルク}麻となるや前述の二百八十億麻は三ペンニツヒに化したわけで通貨安定後本税が所得税の補完税たる名目的な財産税に吸収されて了つたのも蓋し自然の成行といはざるを得ない。

第一次世界大戦後に於いては英国に於いても實質的財産税は資本課徴^{キャピタルレヴズ}の名の下に盛に論議せられ、労働党は終始これを非常に強く主張してゐた。本論議は最終的には一九二七年コルウィン委員会で採り上げられ、遂に多数の容認するところとならず、少数説として葬られた了つた。今その所以を考へて見るに、第一に考へられることは英国の国民經濟が財産税を行はずして裕に安定を回復し得たことである。一九二五年金輸出解禁を行つた英国にとつてはコルウィン委員会の一九二七年に於ける財産税はこれに依る歳入約三十億磅に依つて国債を償還しその結果としての利子負担軽減に依つて普通所得税の税率を一志下げるか下げないか、或は利子負担軽減に依つて浮いて来る經費を社会政策費に充てるか否かの問題に墜して了つたのである。従つて斯る程度の必要から實質的財産税を実施するのは不適當であるといふのが多数説の主張で、このことは多数説の報告中に若し終戦直後ならば本案の実施が適當であつたかも知れないが、等いつてゐることからも覗はれよう。

今次大戦の後始末としては一九四〇年芬蘭が先ず行つたが、更に佛蘭西が昨年八月十五日国民連帯税の名に於いて財産税及び財産増加税を行つてゐる。即ち同国は昨年六月四日より十五日の間に於いて新旧通貨の引換を行ふと共に右の六月四日を調査期日としてこれ等二税を行つてゐる。個人財産税の最高税率は百分の二十で我が国で目下立案されてゐるものに比すれば遙かに低いものであるが、国民連帯税の歳入見込額千二百億法に対して同国の国債が一九四四年四月末現在で一兆四千億法であることを思ふとき、これに依つて果して所期の効果を挙げ得るか否か多分に疑問なきを得ない。

五

今回立案された財産税等三新税は右の各国の例に比較すると遙かに徹底したものである。

先づ財産税についてみれば、それは調査期日において本法施行地（敗戦後の日本領土と考へられる）に住所又は一年以上居所を有する個人及び本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については全財産（但し外国人については本法施行地内に在る財産）、右以外の個人又は法人で本法施行地に財産を有する者については本法施行地に在る財産について課せられる。個人にあつては日常生活に通常必要な家具、什器、衣服等の非課税財産を除く一切の財産の価額について先づ債務金額を控除した後原則として戸主及び家族一人につき二千円宛の基礎控除を行ひ、控除後の課税価格が二万円以下のときは免税、二万円を超ゆるときは三万円以下の金額に対する百分の十より五千万円を超ゆる金額に対する百分の七十に至る高度の累進税率に依る課税が行はれる。法人にあつては都道府県、市町村等の公共団体を除く総べての法人について、会社等出資のあるものに対しては調査期日に於いて時価評価に依る純資産価額よ

り出資金額を差引いた残額、その他の法人に対しては純資産価額に対して百分の十乃至百分の三十の税率で課税されるのである。

一体財産税といふのはその立案の技術からいへば比較的単純なもので決して難しいものではない。而もそれが一番難しい税とされてゐる所以はこれが施行の上に難点がある故であり、特に第一に財産の捕捉、第二に財産の評価に異常な困難があるのである。そこで今回は第一の点に対しては新通貨発行等に依る手持現金高の捕捉が考へられてゐる外、預貯金、無記名證券等については所有者の申告に依る確認制度を採用し、確認を受けない場合は例へば預貯金についてはその払戻を制限する等の相当徹底した手段が考へられて居る。又税務署長等に相当廣汎な質問権、検査権等を認める外、詐欺不正に依る脱税に対しては徴税をも含む重い罰則を考へて居る。第二の評価の問題は現在のやうに物価の不安定な時期に於いては特に困難な問題で、例へば免税点二万円が低きに過ぎるか否かも一にかかつて評価を如何に考へるかにあるのである。此の意味からいへば物価安定の見透しなくしては公正なる評価は不可能であり財産税実施も不可能であるともいへるのであるが、一面物価の安定を期する為めにはその前提として先づ以つて財産税の施行が必要であるとなれば又已むを得ない次第で、此の困難克服の為には中央、地方に幾つかの委員会を造ることとして萬遺漏なきを期してゐる。

次に個人財産増加税であるが、本税は原則として昭和十五年四月一日現在の純資産価額と財産税の調査期日に於ける純資産価額とを比較し、其の間に於ける財産増加額より一万円の基礎控除を行つた後の課税増加額を第一種増加額と第二種増加額とに区分し、前者に対しては十万円以下の金額に対する百分の六十より三十万円を超ゆる金額にする百分の百の超過累進税率に依る極めて高率の課税を行ひ、後者に対しては増加額五万円を超ゆる場合に限り、十万円

以下の金額に対する百分の十より三十万円を超える金額に対する百分の三十といふ前者に比すれば遙に低い超過累進税率で課税しようとするものである。ここに第一種増加額といふのは課税増加額中物価騰貴に依る一定斟酌を加へても尚残る増加額のこと、この分は実質的な財産増加に依るものと考へられるから、戦時利得としての収奪的ともいふべき高率の課税を受ける。これに反して第二種増加額の方は物価騰貴に因る斟酌を考へれば実質的には財産増加があつたとはいひ兼ねるとも考へられるものであるが、貨幣額的には増加したものであり、戦争中貨幣額的にも財産の増加しなかつた人のあることも考へて或る程度の負担を課さうとするもの故、その増加額が五万円以下のときは免税とし、税率も比較的低いものとなつてゐる訳である。

尚戦災者については財産税、財産増加税共一世帯一萬円の控除をすることが考へられてゐる。

最後に法人戦時利得税であるが、本税の対象となるのは法人税の課税を受ける法人即ち会社丈である。それは昭和十五年四月一日を含む事業年度開始の日から財産税の調査期日迄を計算期間とし此の間に於ける総益金より総損金を控除した純利益を総べて戦時利得としてこれに百分の百といつた重い税率で課税されるのであるが、實際納付する税額は右の算出税額から計算期間中の租税、配当、利益処分依る賞与等社外に出たものを差引いた残額即ち計算期間中の留保金の増加額といふことになつてゐる。

六

財産税、個人財産増加税、法人財産増加税の歳入は挙げて国債整理基金特別会計に繰入れて国債の償還に充てること考へられてゐる。本措置に対してはこれを以つて金融資本擁護策としての反対論があるが、果して何うであらうか。

成る程現在国債の大部分を所有してゐる者は金融機関であるが、これ等は何れも預金者の預貯金と見合つてゐる。従つて、国債破毀はそのまま預貯金の破毀を結果する。論者中にはその預貯金破談に依つて損失を受ける者について大衆擁護の立場で別途救済すれば好いではないかと主張してゐる者もあるやうであるが、抑も財産税は戦争に依る後始末を何人の負担に依つて処置するかの問題に対する解答とも考へられるものであつて、財政再建の目的を達するわけなら悪性インフレーションに依つても可能なことは第一次大戦後の独逸の例でも明かであり、国債破毀も一方法であることは勿論である。只問題はこれ等に依るときはその負担が何人に帰するかは全く予測外であり、合理的な公正な負担配分は到底期待し得ない。そこで財産税等に依つて合理的且公正な負担を課さうとするのであつて、若し金融機関等に更に相当の負担を為さしめることが合理的且公正なものならば、それは寧ろ財産税等の中にその仕組が組入れられるべきものである。戦争の後始末を合理的に行ふために財産税等を立案しながら他面国債破毀を考へることは自家撞著に陥るものと考へざるを得ない。又財産税の歳入の一部を社会政策費等に支出すべしとする議論があるが之亦疑問なきを得ない。社会政策費の支出も結構である。しかし大衆が現在最も希望してゐることは物価等の安定に依る生活の安定である。現在としては何よりも先ず悪性インフレーションへの顛落を阻止しなければならない。社会政策的支出も結構であるがその為には他に経費節約を図るか或いは経常増税等に依り他の財源を求むべきではあるまいか。ニューディールの考へ方で公債に俟つのが已むを得ずとすればそれも一方法だが、その場合にも財産税等の歳入に依る国債償還とは別途に起債がなされるべきではあるまいか。かく一徹な主張をするのは、ともすれば陥り易い濫費の弊を怖れるからである。濫費の弊は如何たる名目を以つてしても厳に戒めらるべきである。その為には入るものは入るもの、出るものは出るものと嚴格に截別するのが何よりと思はれるからである。

七

財産税等三新税に依る歳入見込額は約一千億円と見積られて居る。この額を以つてしても国債現在高に加へるに將來の賠償負担等を考へると財政需要の面からいへば決して充分とはいへない。或いは必要の最小限度かも知れない。しかし他面明治初年以降昭和二十年迄の租税収入の合計額が約七百十億円程度であることを思へば国民の負担としては決して生易しい額ではない。前述したコルウィン委員会の報告には本税の如き実質的財産税がよく成功し得るか否かは一にかかつて国民がこれを支持するか否かにあるといふことが屢々いはれてゐる。眞にその通りである。国民經濟は今や悪性インフレーションか財産税かの岐路に立つてゐる。各方面よりの忌憚なき批判に依り三法案の完璧を期すことを希ふと共に何とかして悪性インフレーションへの顛落を阻止せんとする努力に対して絶大な支援と協力とを與へられんことを切望してやまない。

金融緊急措置等の発動に就て

大蔵大臣 渋澤 敬三

我が国民経済は遂に悪性「インフレーション」の段階に突入せんとするに至つた。此の事は国民各位が日々の生活に於て痛切に体験せらしめて居ることであり、政府としては此処に重大なる措置を断行するの決意を固むるに至つたのである。

斬かる事態となつた経過及其の因由する所に付て今茲に贅言することは差控へるが、例へば日本銀行券の発行高は終戦後急テンポを以て増加し、遂に約六百億円となり前年同期の三倍以上を上廻つた。

斬かる終戦後に於ける通貨の急膨張は多年にわたる戦争に因り我が経済国力が甚大なる消耗を蒙つたのみならず、戦費の調達が専ら公債に依存した結果、各目的には莫大なる購買力を累積し、物資と通貨との関係が戦時中既に著しき不均衡を示して居た時に当り、敗戦に因り莫大なる資源地帯を喪失し、特に食糧事情は逼迫し提供は兎もすれば不振になり、消費者層は買溜めを焦ることとなり、又物価及配給体系の混乱、石炭等の不足及各種生産組織の諸部面に於ける不安定等が相累積し、是等の因子が相互に因となり、果となり、相錯綜して之を激化したものと認められるのである。

而して悪性「インフレーション」の恐るべきことに付ては従前から屢々論ぜられて居たのであるが、従来は我々は之を「ドイツ」なり、或は「ギリシヤ」なりの話として兎もすれば実感の伴はない対岸の火災視して来た観がないで

もなかつた。併し乍ら今や此の問題は我々国民一人一人の毎日の体験の上の切実な問題となつたのであつて、其の恐べきことに付ては今や何等の論議の必要すらも無くなつたのである。

政府としては予ねて終戦後の情勢に対処する財政経済政策として根本的に物資と通貨との均衡を恢復し、通貨物価等の体系及秩序を確立するの素地を造成して我が国財政経済を再建せむと企図し、先づ以て全国民の理解ある協力の下に約千億円に上る財産税等を徴収する為来るべき議会に此等に関する法案を提出すべく万端の準備を整へ来つた次第である。

併しながら日本銀行券の発行高が昨年十一月頃より急激に増加して来たことにも現はれて居る如く悪性「インフレーション」は急激に其の進行の度を加へ来り、現下の趨勢を以てすれば財産税等を徴収し得る時期迄果して社会経済秩序が潰崩せずには持越し得るや否やに付て、多大の危惧を持たざるを得なくなつた。従つて財産税の徴収は根本的対策として断乎之を推進すべきは勿論であるが、此の急激に差迫り来つた当面の危局を切り抜ける為には眞に思ひ切つた而も総合的な非常措置を断行せねばならなくなつたのである。

斬かる情勢の推移に伴ひ昨年末頃より新聞其の他言論界に於て又金融経済界或は学界、政界等の中から此の危局を乗り切る為には資金封鎖の措置を断行すべしとの要望が活発となつて来たのである。然し乍ら、若し此の資金封鎖の措置に出づるに於ては、如何なる手段を盡すも国民の生活は極めて窮屈となり、又正に伸びんとする産業活動も一時停止せられることとなる虞が、多分に存するのである。夫れ故私としては極力斬かる資金封鎖の措置に依らずして何とかして我国経済の再建を期し度いと苦闘を続けて来たのである。然し我国の現状は上述の如く食糧の不安と物価の暴騰等とに依つて、国民生活と産業とは遂に破壊に瀕せんとするに至り、今や一日も放置するを許さざる事態に立ち

至つた。事態此処に至つて、当面國民に多大の窮屈困難を與ふることとならうとも、國民を惡性「インフレーション」の慘禍に投入することは政府として飽く迄も回避すべきことであり、之は又國民諸君もよく了解せられる所であらうと考へるに至つた。此処に於て政府としては社会經濟秩序の崩壊を防止する爲己む無く非常の措置を斷行するの決意を固めたのである。

即ち現下最大の喫緊事は、食の確保と物価の安定とに依る社会經濟秩序の確立であり、又此の基盤が構成せらるるに非ざれば現下最も必要なる國民勤勞意欲の振起も、産業の積極的活動も望み得ないことに鑑み、食糧緊急対策等に呼応し國民が米麦及び生鮮食料品等の供出及増産に積極的に盡力することを期待しつつ過剩購買力の主要源泉たる既存の現金及預金等の封鎖を行ふと共に物価の安定と新物価体系の形成に凡ゆる努力を傾注することとしたのである。而して現行の五円以上の日本銀行券は之を来る三月七日迄に総て封鎖預金等に預入せしめ、全面的に封鎖することとし唯僅少なる一定金額のみを限つて新券に依る引換を認めることとしたのであるが、此のことは「インフレーション」の進行を顯著に食ひ止める爲多大の効果を發揮するものと信ずる。尚本措置実施後に於て新たに造成せられる新券を以てする預金等は謂はば自由預金とも称すべく何等の拘束なく自由に使用せられるものであることは言ふ迄もない。又之と同時に右旧券が無効となる時点を画して國民の財産調査を爲し、右調査日を以て財産税等算定の日と予定し、以て財産税等の概算徴収を爲し得るの素地を固むることとし、以上一連の綜合施策の結果に依つて故きを棄て新たな日本經濟の積極的活動を期したのである。

今回の通貨、金融、物価及財産調査に関する非常措置の内容は見方に依れば此の位のこととは今日此の時代に当然採るべき措置であるとも謂ひ得やう。たゞ私が此処に強調し度いのは此の措置なくしては惡性「インフレーション」を

防遏出来ぬといふことと此の措置こそは国民全体の自衛手段であるといふことである。之が為には富める者でも国民全体の自衛の為当分の間は全国民一樣なる基準の生活を以て耐へ忍ぶことが絶対に要請されるのである。而して此の故にこそ私は国民各位が政府の今回の措置を全国民の自衛手段として十二分に理解もされ、又自分自身の新生の手段として国民挙つて其の成果を挙げることに万幅の努力を盡さんことを期待するのである。

即ち今後否今日此の現在に於いて、国民に要望せられて居ることは、一つは全国民が敗戦の事実に、又我国経済力の甚大なる消耗の事実に徹することであり、他の一つは此の認識の上に凡ゆる人、物、土地その他総てのものが其の効用と力とを充分發揮する如くすることである。全国民が食、衣、住其の他身边に在るものに就て切実に感ずる如く、多年の戦争と敗戦とに依る我が経済国力の消耗が預金等の巨額なることは反対に極めて甚だしいものであることを痛感するならば、国民は今こそ農村も都市も又右階層を通じ、食、衣、住等凡ゆる面に於て此の窮乏の打開に相互に協力し食糧を中心に乏しきを共に分ち、苦しきを共に耐へ整然たる秩序の下に眞の意味に於て新生面を開くことに協力すべきであらう。又之に依つて始めて快復せられたる社会秩序は、維持安定せられるのである。更に其の乏しきを痛感するに於ては土地も、建物も、機械も、物資も総て之を唯眠れる俤に放置することなく総てに最大の効用を發揮させ之が活用を開始すべきであらう。況んや国民自体は、単なる物品の転売等に依る利潤即ち貨幣的なる価値の増大を追求することなく、各々が自ら其の能力に応じたる勤勞に依つて社会的且実質的なる価値の増進即ち眞の意味に於ける国富の増加を図る義務があると考へる。又其の如く其の効用を發揮し得べき土地も、建物も、機械も、設備も、物資資材も必ずしも乏しくはない。斬かる国民全体の活発なる活動がある処、始めて政府の施策も生彩を帯びることとならう。

現下の悪性「インフレーション」は、謂はば国民としての大病である。此の大病を克服する為には相当の荒療治が全体に必要であらう。

全国民諸君。農村と都市と、産業界と金融界と、企業者と勤労者と、将又老幼男女とを問わず、挙げて耐乏と努力とに依つて此の闘病に打ち克ち、以て明朗にして健全なる我国經濟の快復と發展とを期さうではないか。

出典・「財政」第一一巻第三号（昭和二十二年三月号二頁から五頁）所収

金融緊急措置令に付て

四〇二

序

大蔵大臣官房
文書課長 愛知 揆 一

昭和二十一年二月十七日を以て公布施行せられた一連の緊急措置は、亢進せる悪性インフレーションを断乎として防遏し、民政を安定し、戦後日本の再建の第一歩を踏み出すべき素地を固むべく、万已むを得ず採られた一大切開手あるが、私は茲に今回の措置の中軸であり、又今後の我国経済運営の一基準となるべき金融緊急措置令に付て、事務的に若干の解説を試みることにする。固より紙面の制約もあり極めて概括的なものであるが、多少にても読者のお役に立てば望外の幸である。

凡例

令 金融緊急措置令

則 金融緊急措置令施行規則

告 大蔵省告示

一 既存預金等の封鎖

(一) 先ず金融機関（郵便官署、銀行、信託会社、保険会社、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方農業会及市街地信用組合その他貯金の受入を為す組合を謂ふ以下同じ）は昭和二十一年二月十七日現在の左に掲ぐる金融業務上の債務（以下封鎖預金等を称す）に付ては、後記の四乃至八に定むる場合を除いて、原則として其の支払を為す事を得ないのであつて（令一条一項、三条及八条、則一条、此の封鎖預金等は假令後述の封鎖支払即ち現金支払に非ざる、手形、小切手、郵便為替證書等の支払手段を以ての封鎖預金等への払込又は振替の方法に依る支払であつても、特に定められた場合に限るのである。

- (1) 預金（利息を含む）
- (2) 貯金（利息を含む）
- (3) 定期積金給付金
- (4) 金銭信託（受益者配当を含む）
- (5) 恩給金庫に対する寄託金（利息を含む）
- (6) 無盡給付金
- (7) 年金
- (8) 其の他前各号の債務に準ずる債務

(二) 右預金等の中、郵便積立貯金、定期積金給付金及年金に付ては其の解約の場合に於ける返戻金を含む。

二 旧券預入金等の封鎖

(一) 次に右の既存の預金のみならず、旧券又は日本銀行券預入令の封鎖支払指図を以て為された右一の(1)之至(7)の預金、貯金及金銭信託等も封鎖預金等として、同様封鎖せられる(令一条二項、日本銀行券預入令四条三項、同施行規則十二条)。

(二) 更に封鎖支払に基き生じた金融機関の預金其の他金融業務上の債務も封鎖預金等と看做され、右と同様封鎖せられる。

三 封鎖支払

(一) 此処に封鎖支払とは一にも言及した通り、手形、小切手、郵便為替證書其の他之に準ずる支払手段を以て封鎖預金等への払込又は振替の方法に依る封鎖預金等の支払であつて、此の封鎖支払に使用する手形、小切手、郵便為替證書其の他之に準ずる支払指図(以下封鎖小切手等と謂ふ)は左に掲ぐる場合の外は、之が支払又は裏書其の他の譲渡を為す事を得ない(令二条二項、則二条及三条)。

(1) 支払指図人の封鎖預金等と為す為に支払を為すとき

(2) 金融機関が取立の目的の為に譲渡するとき

(3) 後記八の場合に於いて金融機関に於ける振替決済の方法に依り支払を為すとき

(二) 封鎖支払を為す場合に於ては、封鎖小切手等の振出人、発行者其の他之に準ずる者は次の如き方法に依つて特に

封鎖支払なる旨の表示を為す事が必要である。

(1) 手形、小切手、郵便為替証書其の他之に準すべき書面に依る場合は、其の書面の余白に「封鎖支払」と記載することを要し、

(2) 電信送金為替其の他の書面に依らざる場合は支払を為すべき者に対し封鎖支払なる旨を通知する（則四条）
而して右(1)(2)の場合受取人の氏名及資金の使途を摘記することが必要とされる。

(三) 更に封鎖預金等に基き振出又は発行する封鎖小切手等には其の支払金融機関の認証を受けることが必要で、右の認証は支払銀行に於て其の小切手等の表面余白に㊟の表示を為し之に金融機関の店舗名を記載し代表者其の他之に準ずる責任者が記名捺印する。

(四) 封鎖支払となるべのものに付送金小切手等金融機関が振出又は発行する場合は「封鎖支払」の表示を為す外、自ら認証して㊟の表示をする。

四 封鎖適用除外

左に掲ぐる者の金融機関に対する預金等に付ては之を封鎖預金等として取扱はない（令三条一項）。

(1) 国又は都道府県其の他地方公共団体

(2) 金融機関

五 封鎖預金等の現金払

斯く封鎖せられた預金等は右に掲ぐる場合に於いてのみ現金払（三の（一）の封鎖小切手等以外の、制限なき普通の小切手等の封鎖支払に非ざる方法に依るものを含み、以下単に之の現金払と称する）が為されるのであるが、此の場合同一人で数個の通帳を有し、或は又、数個の金融機関と取引ある場合には、夫々全部を合算して考慮せられるものである事は勿論である。又預金等の封鎖は過剩購買力の封鎖を目的とするものであるから、当該封鎖預金等の権利者が、他に自由預金等を有して居る場合等は、封鎖預金等からの支払は抑止されるべきものであらう。

- (1) 一世帯に付其の生活資金等に充つる為、毎月世帯主三百円及世帯員一人当百円の割合を以て計算した金額の合計額の範囲内に於て支払を為すとき、但し右金額の限度迄支払を受けなかつた者は二月分を除き其の支払を受けなかつた金額の支払を翌月以降に於ても受け得る（則五条一項一号及同二項）。尚此の支払を受けんとする者は米穀通帳（米穀通帳なき農家等に在りては物資配給通帳とす以下同じ）を呈示して支払の表示を受けることを要する（則九条、告二十八号ノ一）。

尚此の場合必ずしも世帯主名義の預金通帳等から支払ふ必要はなく、同一世帯でさへあれば同世帯員名義の預金通帳等から支払つて差支へない。

- (2) 昭和二十一年二月一日以後外国等より引揚げたる本邦人又は本邦よりの引揚者に対して、当該引揚者に携帯輸入又は携帯輸出を認められて居る金額（現在は一般人千円、将校五百円、下士官以下二百円）の限度内に於いて支払を為すとき（則五条一項二号、告二十四号）、此の場合には市区町村長の発行する引揚証明書及び米穀通帳（又は物資配給通帳）を呈示することを要する（告二十八号ノ二）。

尚昭和二十年八月十五日以後本年一月末日迄の引揚者に付ては、左記条件を具へた場合に、則五条一項五号の

被災者としての取扱ひ、一人に付千円迄の自由支払が認められる。

(イ) 引揚証明書（有せざる時は転入先市区町村長の証明書並米穀通帳）及当該地域に、六ヶ月以上居住した事の証明書あること

(ロ) 内地に於て衣料家具等の生活必需品を有せざるものなることの町内会長、市区町村長等の証明書並生必日用物資購入計画内訳書の添附あること

(ハ) 引揚者と同一世帯に属する者の預金からの引出なること

(3) 給与支払簿其の他之に準ずる書類の呈示ありたる場合に給料、賃金、手当其の他定期的給与の支払資金の為に支払を為すとき、但し月額五百円を超える給与を要する者があるときは其の者に付ては月額五百円（分類所得税、健康保険料、船員保険保険料、厚生年金保険保険料を除く）として計算する（則五条一項三号 告二十八号ノ三）。此の場合二以上の者より給与を受くる者に付ては之を合算した金額に依つて計算する。この場合五百円とは給与の支給を受ける者に付個人別に計算し、又日給其の他月単位に依らないものは月額に引直した金額に依ることとなる。

(4) 事業者に対して其の事業の本来の業務を遂行する為に必要な通信費、交通費其の他の事務用雑費（寄附金、交際費、機密費等含まず）の支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は其の事務費の明細書を呈示することを要する（則五条一項四号、告二十八号ノ四）。

(5) 被災者に対し衣料家具其の他生活必需品の購入代金の支払の為、一人に付千円を超える限度に於て支払を為すとき、但し一世帯に付五千円を超えることを得ない。此の支払を受けんとする者は罹災証明書及米穀通帳（又

は物資配給通帳)、生必物資購入計画内訳書を呈することを要する(則五条一項五号、告二十八号ノ五)。

- (6) 所得に付、税務署長が発行する証明書の呈示が為された場合に、大蔵大臣指定の個人事業者、医師、弁護士、其の他自由職業者等定期的給与を受けない者の生活費に充つる為、第一号の金額の外に五百円を限って支払を為すとき(則五条一項六号)。

- (7) 結婚費又は葬祭費の支払の為、千円を超えざる限度に於いて支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は媒酌人連署の証明書又は死亡診断書及び米穀通帳(又は物資配給通帳)を呈示することを要する(則五条一項七号、告二十八号ノ六)。

この場合封鎖預金等の権利者の名義に關しては(1)に準ずる。

- (8) 世帯を異にする学生又は生徒に対する教育費の為、一人に付毎月百五十円を超えざる限度に於いて支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は当該学校の在学証明書及米穀通帳等を呈示することを要する(則五条一項八号、告二十八号ノ七)。

この場合封鎖預金等の権利者の名義に關しては(1)に準ずる。

- (9) 町内会部落会に対し其の正規の事業遂行上必要なる資金の支払を為すとき(則六条一項九号、告二十八号ノ八)。

- (10) 衆議院議員候補者に付て其の選挙費の支払の為法定選挙費用の金額を超えざる程度に於いて支払を為すとき、但し此の場合には衆議院議員選挙法に定める支払責任者は同法に依る報告を為すことを要する(則五条一項十号、告二十八号ノ九)。

この場合他人名義の預金通帳等から支払つて差支へない。

(11) 大蔵大臣の指定する已むことを得ざる使途に充つる為、必要な資金の支払を為すとき（則五条一項十一号）。

右に依り大蔵大臣の指定したものは左の場合である。（告三二十五号）。

(イ) 勅令に依り組織せられた共済組合（事業会社等の共済会を含まず）に対し年金給付金支払を為すとき

(ハ) 連合国軍隊の駐屯に伴ふ経費の支払に充つる為、政府の指示に基き日本銀行其他政府の指定する銀行に特別の口座を設け日本銀行仮勘定より資金の交付を受けたる者が当該資金の支払を為すとき

(ニ) 通勤に必要な定期乗車券の購入資金の支払を為すとき、此の場合には通勤先の定期乗車券購入証明書と米穀通帳（又は物資配給通帳）を呈示することを要する。

(三) ノ 2 自由支払に依りて為すべき株式出資若は相互会社の基金に対する配当金、残余財産分配金及合併若は減資に依る交付金の支払又は社債、特殊法人債券の元本の償還、利息の支払を為すとき

(ホ) 已むことを得ざる自由ある場合に大蔵大臣の許可を受けたる者に其の所要資金の支払を為すとき

この場合は適宜の様式の許可申請書を必要な資料と共に封鎖預金等の預け先である金融機関の店舗を経由して提出することになる。

右（イ）及び（ニ）の場合其の預金等の権利者の名義に関しては(1)に準ずる。

六 封鎖預金等の封鎖支払の方法に依る支払

金融機関は左に掲ぐる場合に於いては、封鎖支払の方法に依つて封鎖預金等の支払を為し得る（則六条）。

- (1) 前記の月額五百円を超える給料、賃金、手当、賞与其の他の定期的給与の支払資金の支払を為すとき（則六条一号）
- (2) 退職金其の他臨時的給与の支払資金の支払を為すとき（則六条一号）
この場合は当該金額全額封鎖支払になる。
- (3) 昭和二十一年二月十六日以前に発生した債務（封鎖預金等を除く）
（金融機関に対する債務のみならず個人間の債務等を含む）の元本又は利息の支払の為、必要な資金の支払を為すとき（則六条二号）
- (3)ノ2 二月十七日以後生じた金融機関、証券引受会社又はビル・ブローカーに対する債務の元本又は利息の支払を為すとき、但し、三月八日以後新たに生じた当該債務者の封鎖預金等の金額を越ゆることを得ない。
- (4) 郵便積立貯金、定期積金掛金、無盡掛金、保険料又は年金掛金の支払の為、必要な資金の支払を為すとき（則六条三号）
- (5) 家賃、地代又は事業用若は農業用の施設の賃借料の支払の為、必要な資金の支払を為すとき（則六条四号）
- (5)ノ2 医師、病院等の医療費又は弁護士、計理士の報酬若は手数料の支払請求書の呈示が為された時に、当該医療費又は報酬若は手数料の支払を為すとき（則六条五号ノ二）。
- (6) 左に掲ぐる使途に充つる為に必要な費用であつて大蔵大臣の定むる基準に依り認められた金額（告二十六号）の支払を為すとき、但し此の支払を受けんとする者は当該原材料、施設又は運送其の他の用役（サービス）が必要にして且公認価格に依る入手の確実なることを証するに足る書類を呈示することを要する（則六条五号）。

(イ) 事業の本来の業務遂行上、必要な住宅、農業用建物、工具其の他の建物の修繕又は建設の為に必要な建築材料其の他の材料の購入

(ロ) 公認せられた平和産業の業務の遂行又は平和産業への転換に必要な原材料、施設又は用役の入手、この場合産業とは工業、鑛業等のみならず、商業、交通業、証券業者等をも含み廣く事業と趣旨に解する。又「公認せられたる平和産業の業務の遂行の為」とは設備資金のみならず、運転資金をも含む。又証券業者やビルブローカーの業務上必要な資金は必要な運転資金と認める。

(7) 大蔵大臣の指定する已むことの得ざる使途に充つる為、必要な資金の支払を為すとき（則六条六号）
右に依り大蔵大臣に指定したるものは左の場合である（告二十七号）。

(イ) 大蔵大臣の定むる所に依り閉鎖機関が封鎖預金等の支払を為すとき、又は閉鎖機関等に対し封鎖預金等の支払を為すとき

(イ) の2 供託金の供託の為支払を為す時及公の競売手続に於て競売、入札の保証金、競落、入札代金の支払を為すとき

(ロ) 国債、地方債、社債等の償還を受けた資金を以て当該債券の乗換応募を為すとき

(ロ) の2 勅令を以て組織せられたる共済組合又は健康保険組合の組合員に対する年金給付以外の給付の支払を為すとき

(ハ) 昭和二十一年二月十七日に存する株式又は出資の払込を為すとき

(ニ) 疎開家族其の他世帯を異にする被扶養者の生活費等の送金をする為、市区町村長の証明書其の他公の証明

書の呈示を受け支払を為すとき、但し前記五の(1)に依り計算した金額の六月分相当額を超えることを得ない。

(ニ)の2 学生等の三百円以上の授業料の三百円以上の部分の支払を為すとき

(ホ) 戦災者建物疎開を命ぜられた者、引揚者の住宅購入、建築、修繕等の資金の支払を為すとき、但し五千円を超えることを得ない。

(ホ)ノ2 二月十七日現に存する公債、社債、特殊法人の債券等の買入、株式、出資証券の買入資金の支払を為すとき

(ホ)ノ3 二月十七日以前に法人の設立、増資又は社債、金庫債、営団債の発行に付て法令に基く許認可を受けした場合に、其の法人株式、出資、社債等の払込の為に必要資金の支払を為すとき

(ホ)ノ4 封鎖支払に依りて為すべき株式出資、若は相互会社の基金に対する配当金、残余財産の分配金及合併若は減資に依る交付金の支払又は社債、特殊法人債券の元本の償還、利息の支払を為すとき

(ホ)ノ5 事業者が自己の他の営業所、工場其の他事業所名義の預貯金を為す為支払を為すとき

(ホ)の6 事業者が其の代理人名義の預貯金と為す為、之に対し事業者の代理人が其の事業者名義の預貯金と為す為之に対し、支払を為すとき

(ヘ) 已むことを得ない事由ある場合に大蔵大臣の許可を受けたる者に其の所用資金の支払を為すとき

この場合は適宜の様式の許可申請書を必要な資料と共に封鎖預金等の預け先である金融機関の店舗を経由して提出することとなる。

七 封鎖預金等に依る公租公課等の支払

金融機関は国又は都道府県其の他地方公共団体に対する公租公課其の他之に準ずる債務の支払資金は封鎖預金等の債権者の選択に従ひ、現金支払、現金以外の封鎖支払に非ざる支払又は小切手若は郵便為替証書を以てする封鎖支払の何れの方法に依つても封鎖預金等の支払を為すことを得、但し大蔵大臣の指定する場合を除く外左の国税の支払の為には之を支払ふことを得ない（則七条）。

(1) 昭和二十一年三月三日以後に於いて所得税法第七十二条の規定に依り徴収する分類所得税、但し給与其の他の所得の支払の際封鎖支払以外の方法により徴収したものに限る。

(2) 昭和二十一年三月三日以後に於て所得税法第百六条の規定に依り徴収する綜合所得税、但し利子其の他の所得の支払の際封鎖支払以外の方法により徴収したものに限る。

(3) 昭和二十一年三月三日以後に於いて納税義務の発生する通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、入場税及び特別入場税

八 封鎖預金等の振替

封鎖預金等は左の場合に於ては金融機関に於ける振替決済の方法に依り之が支払を為すことを得る（則十条）

(1) 金融機関の同一店舗に対し自己名義の他種預金、貯金又は金銭信託と為すとき

(2) 名義人の住所変更ありたる場合に、金融機関の他の店舗に対し自己名義の預金、貯金又は金銭信託と為すとき

(3) 金融機関の他の店舗に対し同店舗に現に存する自己名義の預金、貯金又は金銭信託に集中するとき

九ノ一 金銭債務、債券等元利等の封鎖支払に依る弁済

(一) 金銭債務の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ二）

左の如き金銭債務の弁済は必ず封鎖支払で為し、債権者は之を拒み得ない。

(1) 月額五百円（分類所得税、健康保険保険料、船員保険保険料、厚生年金保険保険料を含まず）以上の給料等定期的給与の債務で、五百円以上の部分の支払及び慰労金等臨時的給与の債務の支払を為すとき

(2) 二月十七日現在の既存の勸業債券、貯蓄債券、報邦債券、割増定期預金、福券等其の他の証券の割増金、当籤金の債務の支払を為すとき、但し二月十七日以後のものは新券で支払ふ。

(3) 事業者（金融機関を除く）が従業者より旧券又は封鎖支払で受入れた預り金等の債務の支払を為すとき、従つて従業者は封鎖支払で受けて自分の預金とし、之を現金化することになる。

(4) 農業会が三月三日以後に支払ふ米等の供出代金の二分の一に相当する債務の支払を為すとき

(5) 則六条二号乃至六号の規定に依り封鎖支払の方法で、封鎖預金等の支払を受けた者が、其の使途の為及び金額の範囲内で債務の支払を為すとき

(6) 其の他大蔵大臣の指定する金銭債務の弁済を為すとき

(二) 封鎖払込の国債其の他の証券の元利等の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ三）二月十七日以前のもものは封鎖支払となつてゐるが（令四条）、其の後のものでも左の場合は封鎖支払に依らねばならぬ。

(1) 二月十七日以後発行の公債、社債、金庫債、営団債等で自由支払でない方法に依つて払込んだものにつき其の元本の償還及利息の支払を為すとき

(2) 二月十七日以後発行の株式、出資又は相互会社の基金で自由支払でない方法に依つて払込んだものに付、其の配当金、残余財産分配金、及合併又は減資に因る交付金の支払を為すとき

(3) 二月十七日以後成立した保険契約で保険料を自由支払でない方法に依つて払込んだものに付、その保険金（解約返戻金を含む）の支払を為すとき

(三) 金融機関の債務の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ四）

金融機関が金融業務上の債務以外の債務を弁済する場合には、左の場合を除く外封鎖支払でなすことを要する。

(1) 則五条一項二号乃至四号、若は十一号、又は則七条に規定する用途に充つる為債務の弁済を為すとき

(2) 金融業務以外の業務に関し大蔵大臣の定める基準に依つて債務の弁済を為すとき

九ノ二 封鎖預金等の証明書類及表示

封鎖預金等の現金払又は封鎖支払の際に於ける証明書類、或は封鎖小切手等の表示方法に付ては、既に各々の箇所で言及したが左に詳細を一括して参考の為述べて置く。

(一) 五の(1)の場合（則五条一項一号）

(1) 米穀通帳には一定様式の附箋を貼付し、之に金融機関の割印をすると共に当該店舗名を附記する。

(2) 支払をした表示は「何月分」、「金額何円」、及支払を為したる店舗名を記入する

(3) 米穀通帳以外のものを証明書類として使用する場合は通帳等を特定して、市区町村長の公の証明を受ける必要がある。

(二) 五の(2)及(5)の場合(則五条一項二号及び五号)

引揚者又は戦災者の為に支払をしたときは、引揚証明書又は罹災証明書に支払金額、支払年月日及支払店舗名を記入する。

(三) 五に記入された則五条第一項関係の其の他のものも大体右に準ずる。

(四) 七の公租公課の為支払をしたときは(二)に準ずる。

(五) 六の封鎖支払の場合に於ては証明書類の呈示は原則として五及七の場合に準じ、之等より若干緩和して差支へないが少なくとも誓約書等を呈示する必要がある。

(六) 封鎖預金等の支払請求書等の記載事項

以上の各場合を通じ、小切手、普通預金払戻請求書其の他の預金支払請求書には表面又は裏面余白に、資金の使途及金額算出の基礎となるべき事項を簡単に記載する必要がある。

十 世 帯 の 意 義 (則八条)

(一) 世帯とは戸主及之と同居する家族、使用人其の他の者にして生計を同じくするものを謂ひ「使用人其の他の者」とは女中、書生、其の他戸籍を異にする者でも、同居者は之を包含する。

(二) 戸主と同居せざる家族にして独立の生計を営む者(疎開して生活する者を含む)は其の生計の単位毎に之を世

帯と看做し其の中の一人を戸主と看做す。

(三) アパート、下宿等の下宿人で実質上独立の生計を営む者と認められる者は米穀通帳等に拘はらず別個の世帯と看做す。

世帯に於て戸主を世帯主、世帯主以外の者を世帯員と称する。

十一 既存の国債其の他の証券の元利の封鎖

(一) 昭和二十一年二月十七日現在の既存の国債、地方債、社債及び金庫債等会社でない特別法人の発行する債券の元本の償還及利息の支払は、封鎖支払の方法に依り之を封鎖預金等へ預入すること要する（令四条一項、則十一条）。

(二) 昭和二十一年二月十七日現在の既存の株式、出資又は相互会社の基金に対する配当金、残余財産の分配金及合併又は投資に因る交付金並に保険契約に基く保険金の支払も封鎖支払の方法に依ることを要する。但し後述の自由支払の方法に依つて為された株式など払込金額又は保険料等に相当する金額の割合に依り算出した金額を除く（令四条二項則十一条）。

(三) 尚小額国債貯蓄債券及報国債券の売却代金も、封鎖支払の方法に依り支払はれ、封鎖される。

十二 封鎖預金の債権の譲渡及担保提供の制限

封鎖預金等の債権は上述の所に依り之が支払を受け得る使途の為、其の支払を受け得る場合の外、之の譲渡し又は

担保に供することを得不い（令五条則十二条）。

十三 資金融通の制限

金融機関、証券引受会社及ビルブローカーは上述の所に依り、封鎖預金等の支払を為し得る場合に限り、現金又は封鎖支払等夫々所定の支払方法に依り、資金の融通（資金の貸付、手形の割引及当座貸越を謂ふ）を為すことを得る。但し大蔵大臣の指定する国税の支払の為、必要なる資金は之を融通することを得不い（令五条則十三条）。

十四 金銭債務の弁済方法及資金の保有方法の制限

大蔵大臣は金銭債務の弁済を封鎖支払を以て為すべきことを命じ、又は資金の保有方法に付て必要なる命令を為すことを得る（令七条）。

十五 封鎖預金等の利息

封鎖預金等に付ては左の利息を附ける。但し大蔵大臣の指定する封鎖預金等に付ては大蔵大臣の別に定むる利息を附ける（令九条三項、則十四条）

- (1) 約定利息あるものに付ては当該約定利息
- (2) 支払期限を経過したる預金、貯金又は恩給金庫に対する寄託金に付ては其の期限迄に附したる利息の割合に依る利息

(3) 契約期限を経過したる金銭信託に付ては、最終の受益者配当の割合に依る利息

尚右に依り左の如く利息が指定されて居る(告三十四号)。

(イ) 支払期限を経過せる郵便積立貯金及支払の確定せる郵便年金に在りては、郵便普通貯金の利息

(ロ) 給付の確定せる定期積金給付金、無盡給付金及支払確定せる郵便年金以外の年金に在りては日歩五厘の割合に依る利息

(ハ) 別段預金其の他之に準ずるものにして、利息の定めなきものに在りては日歩五厘の割合に依る利息

十六 封鎖預金等の時効

支払禁止の解除前に時効期限の満了する封鎖預金等に付ては、支払禁止解除後一月内は時効が完成しない(令九条三項)。

十七 政府に於ける取扱

政府を始め都道府県市町村等の歳出金等の支払は、職員、官業労務者の給与、買入代金の支払、機密費等総て法人及個人と同様に取扱はれる(昭、二二、二、一九、閣議決定)。

十八 自由預金

(二) 本件施行後に於て、新券又は普通小切手為替等封鎖支払に非ざる支払方法(自由支払と謂ふ)に依つて設定せ

られた預金等は其の支払に付ては何等の拘束を受けず全く自由である（則十六條）。

(二) 昭和二十一年二月十七日に存する郵便積立貯金、定期積金、無盡給付金及年金であつても、自由支払の方法に依つて払込まれた金額に相当する部分は、封鎖預金等に含まれず自由に新券を以て支払を受け得る（則一條三項）。この封鎖預金等と自由預金等とは別個の帳簿及通帳を使用するか、又は同一の帳簿及通帳を使用する場合には、残高を二種として記載すると共に、適當なる表示を為す等、両者の区分を明確にすることが必要である。

十九 他の法令との關係

本券は企業整備資金措置法其の他の法令に依る制度又は禁止の適用ある場合に於ても、之を適用する。但し他の法令に依る制限又は禁止が、本件に依る制限又は禁止よりも重いときは当該重い制限又は禁止に依る（令十條）。

二十 罰 則

(一) 本件の適要を受くる者は何等の名義を以てするを問はず、本件に依る制限又は禁止を免るゝ行為を為することを得ない（則十七條）。

(二) 本件に依る制限若し禁止又は命令に違反した場合には、其の行為者を三年以下の懲役又は一万円以下の罰金刑に処する（令十一條）。

(三) 法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業員が、其の法人又は人の業務に関し、違反行為を為したときは、行為者を罰する外、其の法人又は人に對し亦同様の罰金刑を科する（令十二條）。

二十一 封鎖の期間

封鎖の期間は定められない。此の封鎖が続けられるか否かは、此の措置に依り社会経済情勢が安定し所期の目的を達するか否かに懸る次第である。

二十二 施行

本件は昭和二十一年二月十七日より之を施行する。

（備考）尚昭和二十一年三月三日以降に於いて現金等の支払を受くる場合には其の現金通帳等を財産調査の取扱金融機関又は税務署に呈示して、申告済の証を受けて置く必要がある（臨時財産調査令八条、九条、則八条、九条、十条）。

（本稿は昭和二十一年三月九日現在にて記す）。

出典・「財政」第二一巻第三号（昭和二十一年三月号）六頁から一七頁所収

日本銀行券預入令に就て

銀行局 河野 通 一
銀行課長

(一) 目 的

昭和二十一年勅令第八十四号、日本銀行券預入令は同年勅令第八十三号金融緊急措置令と相俟つて資金面よりのインフレーション対策の一環を為すものである。即ち金融緊急措置令は現下に於ける過剰購買力の急激なる顯現傾向に鑑み、之を阻止する為預金等を封鎖し新なる基盤の下に資金使用の適正を確保せんとするものである。本令は之と相呼応し現存過剰通貨を徹底的に吸収し之を封鎖することを眼目としてゐる。即ち本令は本令施行の時（昭和二十一年二月十七日）に現に流通する通貨の徹底的なる回収を図り、其の大部分を封鎖することに依り通貨量を激減せしめ、以て新なる通貨流通水準の下に金融緊急措置令が通貨の質的量的なる統制を行ひ、過剰購買力の完全なる封鎖と事業及生計資金の適正化を図ることを可能ならしむるのである。

尚ほ亦本令は通貨の封鎖を行ふことに依つて昭和二十一年勅令第八十五号臨時財産調査令に依る財産の捕捉を容易ならしむる効果をも併有するのである。

(二) 構 成

本令は昭和二十一年勅令第九十号「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」同年大藏省令第十三号日本銀行券預入令施行規

則、同年大蔵省告示第二十三号、同年二十七号等の一連の法令に依り補足せられ、以て其の全貌を明示するのであるが、今之を大観するに次の如き構成を有するものと言ひ得やう。即ち第一は本令施行の際現に流通する一定の銀行券（旧券）の回収封鎖並びに之と新券との引換の問題であり、第二は旧券の身代りとも言ふべき地位を占むる手形、小切手等（封鎖支払指図）の取扱の問題であり、両者相俟つて本令の眼目たる現存過剰通貨の吸収並びに封鎖方策の実体を成す。次に強制通用力を喪失せる旧券に関し、其の授受の禁止と発行高の調整との二問題があり、最後に罰則に関する諸規定があつて本令の実効を確保してゐる。

以上節を分つて順次之を説明することとするが、引用法令並びに以下の記述に於て金融機関とあるは「郵便官署、銀行、信託会社、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用組合其他貯金ノ受入ヲ為ス組合」（日本銀行券預入令第六條、尚ほ本令は以下令と略称す）を意味するものであり、此の中「貯金ノ受入ヲ為す組合」とは金融緊急措置令第八條のそれと同じ意味である。

（二） 現行日本銀行券（旧券）の失効

本令施行の際発行高六百億円を超える日本銀行券に顕現せる過剰購買力を吸収、封鎖することは本令の目的であり、悪性インフレーション阻止の不可欠の前提を成すものであるが、此の目的の爲本令は先づ第一条に於て、本令施行の際現に流通する五円券、十円券、二十円券、百円券、二百円券及千円券（日本銀行券預入令施行規則第一条、以下本省令を規則と略称す）の各日本銀行券（以下旧券と称す）は昭和二十一年三月二日（規則第二条）を以て強制通用の効力を失ふべきことを定めた。かくて旧券は三月三日以後所謂法貨として一切の取引に無制限に通用するの効力

を失ふこととなるのであるが、此の場合に於て唯一の例外として三月三日以後一定の期限迄に金融機関へ持参し預金、貯金又は金銭信託と為す場合に限り旧券は尚ほ有効なるものと看做されるのである。

(四) 旧券の封鎖預金化

旧券を所持してゐるものは昭和二十一年三月七日（規則第三条第一項本文）迄に之を金融機関に対する預金、貯金又は金銭信託としなければならぬ（令第二条第一項）。而して之等預金等は第四条第三項の規定に依り金融緊急措置令に規定する封鎖預金等と看做され、同令の適用を受けることとなる（同条第二項）。同様に三月二日以前に於て旧券を以て為したる預金其の他左に掲ぐる金融機関への債権（規則第十二条）も金融緊急措置令に規定する封鎖預金等と看做される（令第四条第三項）。

- (一) 預金（利息を含む）
 - (二) 貯金（利息を含む）
 - (三) 定期積金給付金
 - (四) 金銭信託（受益者配当を含む）
 - (五) 恩給金庫に対する寄託金（利息を含む）
 - (六) 無盡給付金
 - (七) 年金
- （尚ほ右第二号、第三号、第六号及第七号に掲ぐる旧券には解約の場合に於ける返戻金を含む）

此処に之等の預金等は金融緊急措置令に依つて封鎖され旧券に顕現せる過剰購買力はすべて封鎖されることとなるのである。

前述の如く七日迄は金融機関に預入れられざる旧券は最早全く使用不可能となるのであるが、唯例外として拾得物又は遺失物たる旧券、刑事事件に付押収又は領置せられた旧券、三月八日以後本邦に帰着せる艦船の船用金及乗組員の所持金たる旧券、閉鎖機関内にある旧券等に付ては預入期限の延長が認められてゐる（規則第三条第一項但書、告示第九十九号）。之等の場合は官報其の他の方法に依つて一般に周知徹底を図ることになつてゐる（規則同条第二項）。尚ほ右の預金等を為し得る期限（三月七日）が旧券の強制通用力を失ふ日（三月二日）より若干日後に定められたのは、後述の如く新券が二月二十五日以後発行さるゝことゝなるも夫れは主として旧券が無効となる日即ち三月三日の直後に使用さるゝ準備として一定金額に限定せられ、三月二日迄は一般の經濟取引は原則として旧券を以て行はれるから、三月三日以後に於ても旧券の預入を認めないと三月二日に預入が殺到し金融機関が其の煩に耐へざるのみならず、三月二日夜半迄營業を續けて受入れたる旧券に付ては是非とも三日以後に於ても預入を認むる必要があるからである。

（五） 新旧券の引換（旧券預入に依る新券支払）

旧券は三月二日を以て強制通用力を失ひ、しかも後述する如く臨時財産調査令との關係上三月二日以前に於ては金融機関は原則として旧券に依り支払を為すこととされてゐるから（規則第十五条）、主として三月三日直後に於て使用する目的の為に一定額を限り旧券と新券の引換を認むる必要がある。之本令第二条第二項を設くる所以であつて同項

は之を旧券預入に依る新券支払と言ふ形で認めたのである。

旧券を所持する者は二月二十五日より三月七日迄の期間（規則第五条）内に令第三条に列挙せらるゝ金融機関へ旧券を持参すれば、該金融機関は日本銀行に代り日本銀行の勘定に於て一旦預金として之を預るのであるが、其の場合預金者は預入と同時に其の場で一定の金額を限り新券の支払を請求することが出来る（令第二条第二項）。此の請求を受けた場合日本銀行に代り預金を受入れる金融機関は直ちに新券による支払に応じなければならぬ（同条第三項）。之に依つて旧券を所持する者は新券との引換を受けるわけである。

此処に所謂新券とは其の製造能力の關係等から昭和二十一年二月大蔵省告示第二十三号を以て公示せられた新様式の十円券及百円券の二種類の日本銀行券に限られるのであるが、更に之等二種類の新券も同様の事情から、予想される引換要求額の全額を満すに足らぬことゝ考へられるので、昭和二十一年勅令第九十号「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」に依り一定の証紙を貼附せる券面額十円及百円の旧券が新券と看做されることゝ定められ、引換の大部分は之に依つて行はるゝこととなつてゐる。尚ほ又前述の事情から同令第一条は十円券、百円券の外二十円券、二百円券及千円券の各日本銀行券についても旧券に一定の証紙を貼附したものを一定の日迄新券と看做し、暫定的に之を新券として通用せしむることとしてゐるが、之等は新券の準備の間に合はぬ為一時の便法として用ひられたものであるから新券の印刷出来に應じ日本銀行券から回収されることは勿論である。

更に引換の為預入さるゝ旧券中には五円券が含まれてゐるのに対し引換交付される新券は十円券との二種に限られるので、引換の為預入せらるゝ五円券は之を偶数とすることを要し、若し旧五円券一枚が残れる場合には之を金融機関への預金、貯金又は金銭信託とする必要がある。

次に所謂新旧券の引換金額は場合に依り異り次の如く定められてゐる（規則第七条乃至第九条）

（一） 一般個人は世帯主、世帯員共一人に付き一律百円（規則第七条第一号）

（二） 金融機関は三月三日以後金融業務上必要とする金額（同条第二号）

旧券が有効なる間は金融機関の金融業務上の支払は総て旧券を以て行はれる（規則第十五条）為その間は新券を必要とせぬのである。

（四） 昭和二十一年二月一日以後帰国せる引揚邦人及外国其他大蔵大臣の指定する地域へ引揚げる者（規則第六条第二項、昭和二十一年大蔵省告示第二十四号参照）は右（一）の金額の外適法に携帯輸入又は輸出を為し得る通貨の金額の範囲内（規則第八条本文）

現在引揚邦人は一般人千円、将校五百円、下士官以下二百円又本邦より引揚げる朝鮮人、中華民国人等は千円と定められてゐる。

尚ほ之等の者が金融緊急措置令施行規則第五条第一項第二号の規定に依り預金等の支払を受けた時は二重に新券の支払を受けることを防ぐ為其の額を控除した金額を限度とする（同条但書）。

（五） 其の他

已むを得ぬ事情ある者に付ては必要に応じ大蔵大臣が限度を定め之を公示する（規則第九条）。例へば旅行中に三月三日を迎へた旅行者（告示第四十号、三間八日以後帰国せる船員（告示第百号）の所持する旧券に付一定限度の引換が認められる。

斬くの如く金額が限定せられてゐるから二重引換を防止する為引換を請求せんとする者は米穀通帳（農家等に於て

は其の他の物資配給通帳）引揚証明書等正当に引換を請求し得ることを証明する大蔵大臣の指定する書類（大蔵省告示第九十一号参照）を引換金融機関に呈示し、支払を受くれば之に割印を受ける等支払済の証明を受けることを要する（規則第十条）。

尚ほ公共団体、事業会社等の引換金額に付ては別に規定が存在せぬから三月七日迄に一旦全部の旧券を金融機関へ預入せねばならぬのであつて、之等事業者は三月三日以後は一般預金等の払戻に依り必要な新券を手に入れること、なる訳である。

前述の如く新旧券の引換機関は原則として二月二十五日より三月七日に至る間であるが、之にも亦次の様に例外の場合がある（規則第六条）。尚ほ此の期間の終期を旧券が無効となる日より若干日後に定められた理由に付ては旧券の預入期限に付き説明せる処と同様である。

（一） 金融機関（規則第六条第一項）

金融機関は三月七日迄旧券に依り預金等を受入れるのであるから、其の金融機関が受入れた旧券を日本銀行へ預入し引換を受け得る期間を与へる必要があるので之に二日間の猶予を置き三月九日迄と定められてゐる。只前述の如く例外的に預入の最終日が延長せられたる場合は、之に応じ其の日から更に二日間を限り三月八日以後受入れた旧券の引換を請求することが出来る。

（二） 引揚邦人（規則第六条第二項）

外国其の他昭和二十一年大蔵省告示第二十四号を以て大蔵大臣の指定する地域からの引揚邦人に付ては本邦に到着した日から一ヶ月間の引換期間が認められる。

(三) 其の他（規則第十六條第三項）

已むを得ざる特別の事情のある者に付ては特に大蔵大臣の指定する日迄引換を請求することが出来る。例へば三月八日以後外国其の他右（二）の地域から本邦の港灣に帰着した艦船の乗組員の所持する旧券に付ては、到着の日より二週間内に引換を請求することが出来る（告示第百号）。

終りに第三條は日本銀行の店舗の不足を補ひ比較的短期間に円滑に引換を行ふ為に郵便局、銀行、市町村農業会及市街地信用組合を活用し日本銀行に代り引換事務を取扱はしむることとしたのであるが、之等の金融機関は此の引換事務を日本銀行の勘定に於て行ふのであるから、旧券が其の窓口に入つた場合は日本銀行券の還収となり、新券が支払はれた場合は其の発行となる訳である。

尚ほ之等金融機関が日本銀行に代り引換事務を取扱ふ為に必要な事項例へば手数料に関する事項等は、大蔵大臣が定めることとなつてゐる（令第三條第二項）。

(六) 旧券に依る小切手等（封鎖支払指図）の取扱

前述の如く旧券は一定期限迄に回収封鎖されるのであるが、旧券の身代りとも言ふべき地位を占むる手形、小切手等は過去の過剩購買力の一態容であるから之をも封鎖せねば旧券に顕現せる過剩購買力封鎖の目的は十分に達成されぬこととなる。之第四條の規定を設けた所以である。

金融機関が振出す手形、小切手、郵便局の発行する郵便為替証書にして旧券の受入に依り発行されたもの、即ち後に説明する如く「封鎖不要」の表示の無いもの、及び旧券を以て金融機関へ払込まれ金融機関が債務者となる電信

送金為替、当座振込其の他之に準ずる支払指図（封鎖支払指図と言ふ）は旧券が無効となる以前即ち三月二日迄は旧券を以て支払ふことは自由であるが、新券では支払ふことが出来ない（令第四条第一項、規則第十一条第一項）。三月二日迄に旧券に依る支払を受けなかつた之等の封鎖支払指図及公共団体の振出した小切手等は延滞なく金融機関への預金、貯金又は金銭信託とせねばならぬ（令第四条第二項、規則第十一条第二項）。而して其の預金、貯金、金銭信託は勿論のこと三月二日迄に之等の封鎖支払指図を金融機関に振込むことに依つて生じた預金其の他金融業務上の債權にして不令施行規則第十二条に列举せらるゝもの（前述四二四頁参照）も亦封鎖預金等と看做され（令第四条第三項）、金融緊急措置令の適用を受けることとなるから、旧券が之等の封鎖支払指図の形を取ることに依り封鎖を免れ新券に転化する如き事も総て防止されることとなるのである。

以上述べたる如く旧券を受入れて金融機関の振出し又は発行する手形、小切手又は郵便為替証書（封鎖支払指図）は封鎖せらるゝが、封鎖支払指図なりや否やは支払を為す金融機関には不明であるから、大体に於て新券旧券の両者の通用してゐる期間即ち二月二十五日より三月三日迄（規則第十三条）は旧券の受入以外の対価を以て振出又は発行する手形、小切手及郵便為替証書には之等のものの表面余白に「封鎖不要」と記載し金融期間の代表者又は代理人が記名捺印することに依り（規則第十四条）、支払金融機関に封鎖の要否を明らかにさせることゝしてゐる。而して右の表示の濫用さるべからざるは勿論であつて、旧券の受入に依り振出し又は発行せられたる之等の支払指図には金融機関が此の表示を為すことは嚴禁せられてゐる（令第四条第五項）。又電信送金為替の如き場合は別に証書が発行されぬから、旧券を受入れて送金を取扱ふ金融機関より支払金融機関に宛て打たるゝ電信に旧券を対価としたる旨を併せて通知すべきことゝしてゐる（規則第十一条第二項）。

尚ほ旧券と新券とを取混せて取組んだ手形、小切手、郵便為替証書等は一括して旧券を以て取組んだものとして取扱はれ、新券に依る支払は禁止される。

最後に念の爲附言するに、金融機関以外の者を債務者とする手形、小切手等の取扱は第四条の規定する所ではない。之等は其の支払を爲す爲債務者より、其の債務者に属する封鎖預金等の支払請求ありたる場合に於て金融緊急措置令施行規則第五条、第六条等の規定の適用を受けることとなるのである。

(七) 旧券取引の禁止

前述せる如く三月三日以後に於ては旧券は、金融機関に対する預金貯金又は金銭信託とする場合及び新券と引換らるゝ場合の外強制通用力を失ひ、所謂法貨として取引一切に無制限に通用する効力を喪失するのであるが、その俟放置する時は回収漏れとなつた旧券が社会の一部に私的信用を背景として取引決済手段として流通する如き事態が惹起せぬやも測り知れぬ。かくては本令制定の趣旨に反することとなるから、第七条は昭和二十一年三月二日以後右の例外的に強制通用力を認めらるゝ場合を除く外旧券の授受を禁止したのである。

(八) 旧券の発行高の整理

先の述べし如く一定期日（原則として一般人に付ては三月七日、金融機関に付ては三月九日）迄に引換られなかつた旧券は強制通用力を完全に喪失し法貨たるの地位を失ふので、此の旧券の未回収高（発行高）を日本銀行券発行高中に計上したまゝ放置することは通貨発行の実態に即せぬ。故に第五条第一項は日本銀行に対し昭和二十一年三月三

十一日（規則第十六條）に於ける旧券の發行高、つまり新券との引換未済高を其の翌日たる四月一日に於ける日本銀行發行高より除去すべきとを命じてゐる。尚ほ此の旧券の發行高整理の日が旧券の引換期限より相当後の三月三十一日に定められたのは、前述の如く旧券預入の最終日が延長され、金融機關の引換請求期限が之に應じて若干日延長される場合のあること及び引換高の報告に若干の時日を要する爲である。

次に日本銀行券發行高より除去せられた旧券の發行高に相当する金額は旧券が強制通用力を失ふ結果日本銀行の利益となるのであるが、此の利益は日本銀行の本来の營業の結果生ぜるものではなく、本令に基いて發生せるものであり、同行に帰屬せしむべき性質の利益ではないので、日本銀行は特別の勘定を設け右の除去されたる發行高に相当する金額を区分整理すべきものとされ（令第五條第二項）、更に其の金額に相当する日本銀行の財産の処分に関しては、之を國庫に帰屬せしむるや否や、引換未済額中引揚邦人の所持する旧券其他大藏大臣の指定する場合の如く日本銀行が猶ほ新券との引換義務を負ふものの準備として若干額を別に保有せしむべきや否や等処分の方法其他は大藏大臣が之を定むることゝなつてゐる（令第五條第項）。

（九） 其他（預金等の新券に依る支払の時期）

本令施行規則第十五條は金融機關に於ける預金等の現金に依る支払（金融緊急措置令第三條第二項、同令施行規則第五條等参照）は券面金額十円以上の日本銀行券に付ては昭和二十一年三月二日迄は旧券に依り之を爲すものと定め臨時財産調査令との關係を考慮した。但し新券を以て受入れた預金又は貯金等の支払を爲す場合は新券を以て支払ひ得ることは勿論である（同條但書）。

(一〇) 罰 則

本令はその実効を確保する為左の如き相当嚴重なる罰則を設けてゐる。

第一に引換の限度を超えて爲した引換又は引換期間經過後に於ける引換に付て引換行為者を三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する（令第八条第一項前段）。

第二に封鎖支払指図に對し新券を以て支払ひたる者、「封鎖不要」なる表示を爲すべきに拘らず之を爲さざりし者若は「封鎖不要」の表示を爲すべきに非ざるにも拘らず之を爲したる者及昭和二十一年三月三日以後に於いて旧券の授受を爲したる者についても右と同様の処罰を科する（同条第一条後段及第二項）。

第三に引換限度を超えて引換が爲された場合はその引換超過額に相当する金額は之を没収する。之を没収し得ない時は其の価額を追徴する。引換期間經過以後に於ける請求に對し引換を爲した新券に付ても同様である（令第九条）。

第四に邦人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して第一又は第二に述べたる違反行為を爲した時は法人又は人に対しても同様の罰金刑を科する（令第十条）。

最後に「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」に依り証紙の偽造変造等に付き左の如き罰則が設けられてゐる（同令第二条）。

(1) 行使の目的を以て証紙を偽造又は變造せる者及其等を行使の目的を以て人に交付し、輸入又は移入せる者は一年以上の有期懲役に処す。

(2) 行使の目的を以て偽造又は變造の証紙を取得せる者は三月以上五年以下の懲役に処す。

(3) これら未遂罪も亦夫々処罰せられる。

出典・「財政」第一卷第二号（昭和二年三月号）一八頁から二五頁所収

臨時財産調査令に就て

主税局
第一課長 前尾繁三郎

は し が き

政府に於ては戦時利得を排除すると共に、戦後財政の確立を図り、悪性インフレーションを防止して国民経済の安定に資する等のため、財産税、個人財産増加税及び法人戦時利得税を創設せんとし、目下鋭意準備を急いでゐる次第であつて、此等法律案の草案は連合国軍最高司令部の指示に基き、その承認を求むるため、昨年十二月三十一日同司令部に提出せられてゐること、既に大方の御承知の如くである。

此等の新税に関する法律案は総選挙後に開会せられるべき特別議會に提案されることになつてゐるが、旧臘米賤産税等の課税気構により、民間には預金引出又は換物等の傾向が相当旺盛に見受けられ、他面生産活動の意欲はとかく停滞し勝ちの状態にあり、これがインフレーションの亢進を刺激してゐたことは見逃し得ない事実であつた。従つて早急に財産税等の調査時点を画し、民心の安定を図ることが肝要とせらるるに至つたのである。よつて食糧供出の完遂、預貯金等の払出規制、新日本銀行券の発行による旧円の回収等、食糧、金融、通過その他経済上の緊急綜合施策の一環として、この際財政税等の調査時期を確定し、直に調査するに非ざれば後日財産状態の確認が殆ど不可能となるやうな財産関係の移動の頻繁な財産等を調査確認して置き、以て此等新税の創設及び確保に資するため憲法第八条

の緊急勅令として、臨時財産調査令の制定を見るに至つたのである。

本令による調査事項は大別にして三となる。その一は金銭的財産及び契約につき財産権者より一定の事項を申告せしめんとするものである。その金銭的財産としては先づ現金が挙げられるが、これは日本銀行券の切換日に於ける旧券を、後日預貯金に預入する際等に申告せしむることとした。次に預貯金、公債、社債、株式等の有価証券、手形及小切手、投資信託受益証券、郵便為替証書、収入印紙等普遍的な金銭的財産で、比較的調査に困難を感じしむるやうな財産関係の現状を申告せしむることとした。次に生命保険、金銭信託、有価証券信託、無盡又は郵便年金の各種契約についても、現在の契約者の住所地等を確認し置くことが必要なので、契約者をして一定の事項を申告せしむることとした。この金銭的財産及び契約の申告は個人及び法人を通じて為さしむるのである。その二は法人に対し調査時期に於いて打切決算をなさしめ、財産目録その他必要の書類を提出せしめんとするものである。その三は物品販売業、製造業等特定の事業を行ふ個人をして、調査時期に於て有する特定の動産及び債権債務に関して申告せしめんとするものである。

以上は調査の実態に照し相当煩雑な手数を要することは已むを得ないのであるが、この財産税等の課税により、国民総立直りの契約が見出され、新日本建設の基盤が築かれるべきであつて、国民のための課税に外ならないことを充分に了解せられ、その準備としての本調査の的確公正なる実現の爲、大方国民各位の眞摯且熱烈なる御協力を期待して已まないものである。

本臨時財産調査令は勅令第八十五号として、同令施行規則は大蔵省令第十四号として去る二月十七日公布何れも即日施行された（施行規則は二月二十八日大蔵省令第十九号等を以て一部改正が行はれてゐる）。なほこの施行規則に基

く二月二十八日公布の大蔵省告示第四十二号乃至第四十四号がある。

以下これが内容に付、申告、確認等の實際問題を主として若干の解説を加へることにする。

第一 調査時期

本令に依る財産の調査時期は、日本銀行券の旧券が強制通用力を失ふ日の翌日即ち昭和二十一年三月三日午前零時である。此の日を選んだのは、現金及び預貯金を調査する上に於いて、最も適当と認められたからである。将来実施せらるべき財産税は此の時期に於て有する個人及び法人の財産を対象として課税することになる。又個人財産増加税及び法人戦時利得税の課税時点の終期（終期日）は、此の調査時期によることとなる訳である。

本令による財産の調査は、財産税等の制定に先ち、差当り財産状態を明確にして置く必要性の強いものに限定せられる。債務の調査は勿論行はない。個人及び法人の資産及び負債を通ずる総合的な財産関係は、財産税等の施行後に於て、改めて申告を要するのである。従つて本令による申告等の内容は、後日に備へて各申告者も控えを保存せられたいのである。

第二 現金以外の金銭的財産及び契約の申告

一 申告を要する財産及び契約の範囲

本令に依り個人及び法人が申告を要する金銭的財産及び契約は左記の通定められてゐる。

(一) 調査時期に於て現に存する預金、貯金其の他此等に準ずる債権即ち以下（イ）乃至（ホ）の預貯金。従つて身

元保証等の目的を以て一般の会社が受入れてゐる社員の預り金については申告を要しない。

(イ) 郵便貯金

(ロ) 銀行又は無盡会社に対する預金、貯金又は積金

(ハ) 市町村農業会、信用組合又は市街地信用組合に対する貯金又は積金

(ニ) 塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易組合、漁業協同組合、漁業会、製造業者、自動車運送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会、貿易組合連合会、自動車運送事業組合連合会、都道府県農業会、道府県水産業会、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は庶民金庫に対する貯金又は預金

(ホ) 恩給金庫に対する寄託金

なほ(ロ)乃至(ニ)に掲ぐる法人又は信託会社に対し預貯金以外の寄託金(雑預り金、假受金等)を有するときも申告の義務があるが、この寄託金の申告については特殊の事項であるため、説明を省略する。

(二) 調査時期に於て現に存する公債、社債、株式其の他此等に準ずる財産即ち

(イ) 公債、社債(特別の法令に依り設立せられたる法人にして会社に非ざるものの発行する債券を含む)

(ロ) 株式又は出資証券を発行する法人の出資

(ハ) 投資信託受益証券に依りて表示せらるる投資信託の受益権

(三) 調査時期に於て現に存する生命保険、信託、無盡又は郵便年金の契約、即ち左の如くであるが、調査時期前に生命保険事故の発生した生命保険契約その他当該時期に於いて契約の消滅してゐる信託契約、無盡契約又は郵便年金契約は申告を要しない。

(イ) 生命保険契約（生命保険会社又は生命保険中央会を保険者とするものに限る）従つて簡易保険は除外される
(ロ) 金銭信託契約（投資信託契約を除く）又は有価証券信託契約

(ハ) 無盡契約（無盡会社との契約にして未だ契約金給付事由の発生せざるもの）

(ニ) 郵便年金契約（年金支払事由の発生せざるもの及び年金支払事由の発生したるもの）

(四) 調査時期に於て現に存する手形（為替手形、約束手形）小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、歳出金支払通知書、郵便貯金払戻証書等及び五円以上の収入印紙

二 申告を要せざる財産及び契約の範圍

右に述べた財産又は契約のうち左に掲ぐるものに付ては一応この申告から除外せられる。

(一) 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附屬島嶼——連合国軍最高司令部の指定による我が国行政權の及ぶ地域のことで以下本邦と称す）外に在る營業所又は事業所に於て当該銀行その他の金融機関に預け入れた預貯金。つまり在外財産として既に申告してある預貯金はこの際申告を要しない。以下（五）まで同趣旨である。

(二) 本邦外に在る国、地方団体其の他の法人の發行したる公債、社債、株式、出資証券又は投資信託受益証券

(三) 支払地を本邦外に定めたる手形、小切手

(四) 本邦外に居住する内地人以外の者が契約した生命保険契約

(五) 信託会社其の他信託業を営む法人又は無盡会社の本邦外に在る營業所又は事業所に於て為されたる金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約

(六) 右の外大蔵大臣の指定したる預貯金、公社債、保険、信託、無盡、郵便年金、手形及小切手であつて其の指定

は次の通りである

(1) 預貯金等

(イ) 国に於て預入を為したる預貯金

(ロ) 金融機関に於て日本銀行に預入を為したる預貯金

(ハ) 調査期間に於ける金額が一契約に付五十円以下の預貯金

(2) 一件の金額が五十円以下の寄託金

(3) 公社債、株式等

(イ) 国に於て有する公債、社債、株式又は出資証券

(ロ) 賜金国庫債券又は一枚の額面金額が五十円以下の公債証券、勸業債券、貯蓄債券、報国債券、福券其の他一枚の額面金額が五十円以下の社債証券（特別法人にして会社に非ざるもの、発行する債券を含む）

(4) 手形、小切手、郵便為替証券等

(イ) 国に於て有する手形、小切手

(ロ) 日本銀行に於て有する小切手にして政府の歳入金として受入れたるもの

(ハ) 金融機関に於て有する手形にして他に譲渡せざるもの等

(ニ) 一件の金額が五十円以下の手形、小切手、郵便為替証券又は郵便振替貯金払出証券等

(5) 生命保険、無盡、年金等

(イ) 一件に付保険金額が千円以下の生命保険契約（但し百円を超え保険料を一時に振込みたるものを除く）等

(ロ) 一件に付契約金額が三百円以下の無盡契約、但し掛金を一時に払込みたるものを除く

(ハ) 団体郵便年金契約にして厚生年金代行たるこの郵便官署の証明あるもの

なほ調査令による申告は、後日の財産税等の課税資料となることは謂ふ迄もないが、この申告のみにより課税が行はれるものと速断してはならない。即ち今回の申告の範囲外に置かれた財産等についても、財産権者の住所及び名義が確実で、会社その他の関係先から調査の提出その他の方法で課税資料の蒐集が容易なものは、別途蒐集した資料によつて課税が行はれるわけである。又申告を除外した財産についての財産税等の課否は、将来の財産税法等の定め方如何によることは勿論であるし、既に申告されてある財産でも、追て定められる免税点に達しないため課税されるに至らないことも、固よりあり得ることを注意せられたいのである。

三 申告期間

申告期間は原則として調査時期の属する日たる三月三日より同年四月二日迄の一ヶ月間である。

但し次に述べる事由のある場合に限り右の期間経過後に於いても昭和二十二年十二月三十一日迄(同年十一月二日以後本邦外より本邦に引揚げたる者に付ては引揚げたる日より六十日以内)に申告することが出来る。

(イ) 災害其の他の事由に因り通帳、証書、証券、株券、各種の契約書等が滅失したる場合に於て、昭和二十一年四月三日(申告期限)後に滅失したる通帳、証書等に代るべき書面の公布を受けたるとき。

(ロ) 押収、領置其の他の事由に因り申告期限迄に通帳、証書、証券、株券等の書面を呈示することを困難とする事情ありたるとき。

(ハ) 通信、交通其の他の状況に因り申告期限迄に通帳、証書、証券、株券等の書面を呈示することを困難とする

事情ありたるとき。

(二) 右の場合の外税務署長に於て特別の事情ありと認めたるとき。

四 申告書の提出先

本申告書の最終の提出先は住所地の所轄税務署であるが、申告事項の斬新な確認方法を講ずる関係上、三万を越ゆる各種の金融機関を動員して税務署の事務を代行せしめることとし、申告書は此等の取扱機関を経由して所轄税務署に送付提出されることになつて居る。申告者は取扱金融機関に申告書を受理して貰へば、税務署に対する申告が済んだことになる。而して其の取扱金融機関は左の如く定められてゐる。

郵便局（無集配局を含む）、銀行、信託会社、無盡会社、市町村農業会、信用組合、市街地信用組合、生命保険会社の本店及び特定地に於ける支店又は支社、生命保険中央会、日本証券取引所、北海道内に於ける漁業会（以下取扱機関と称す）

尚申告書は右の取扱機関を経由せず直接に税務署に提出し、所定の確認を受けてもよい。

以上の金融機関なら四月二日迄は最寄りの且任意のどの金融機関でもよい。但し収入印紙の申告に付ては郵便局に限られる。又小切手、郵便為替証書等の申告に付ては支払銀行又は支払郵便局等に提出することが便宜である。

五 住居所氏名の確認

本申告書を取扱機関又は税務署に提出する際には、住居所及び名義が正確であるか否かを確認する為、米穀通帳（米穀通帳がないときは米穀以外の物資配給通帳）を呈示するか、又はこれにより難いときは町内会長、部落会長又は市町村村長の発行する居住証明書を申告書に添附することになつてゐる。又法人に付ては市区町村長の発行する所在

証明書を申告書を添附することになつてゐる。これにより金銭的財産等にあり勝な架空名義又は假裝名義等を可及的に防止し課税上の的確公正を期せんとするものである。但し左の如き場合に於ては呈示又は添附の必要はない。

(イ) 国又は地方団体が申告を為さんとするとき。

(ロ) 取扱機関たる銀行、信託会社、無盡会社等が、其の營業所又は事業所に於て自己の申告を為さんとするとき。

(ハ) 其の他税務署長の承認を受けたるとき。

なほ本人以外の者から申告書を提出するときは、本人及び申告者の双方の居住証明を必要とするのが原則である。この場合に於いても申告者以外の本人の居住証明を必要としない例外も認められてゐる。詳細は後記する如くである。

居住証明書又は營業所、事業所所在証明書の書式は告示第四十三号に定められてゐる。本証明書は本書式に依り各人が作成し、市区町村長等の証明を受けて差支えない。

六 申告書の提出義務者

申告義務者は申告すべき財産又は契約の実体上の権利者である。その本邦内に在ると本邦外に在るとを問はず、又は本邦人たると外国人たるとを問はず、我が国行政権に服する者はすべて申告の義務がある。而して名義の如何に拘らず調査時期に於て実体上の権利を有する者たることを要する。

本申告書は預貯金者、公社債、株式等の所有者、保険、信託等の契約者（郵便年金で既に年金支払事由の発生したるものに付ては年金受領者）、手形、小切手、郵便為替証書等の所有者より提出することを原則とする。この場合に於て法人はその代表者又は支配人に於て申告するのが原則である。

右の如く預貯金者、所有者又は契約者等本人が申告することが原則ではあるが、一率にこの原則に従ふことの困難な場合があるので左記の如き場合は例外を認めてゐる。

(一) 同居の戸主及び家族等一世帯の分は同一申告書に取纏めて記載する。疎開、在学其の他に依て世帯主と別居する家族は世帯主と同一世帯に属するものとして申告する。尚此の場合は家族の居住証明書は要らないことになつてゐる。

(二) 疎開、在学其の他に別居してゐる家族が現に保管してゐる通帳又は証券、証券等を世帯主の手許に返送して申告することが不便のやうな場合には、疎開先等に於いて家族が世帯主又は自己の此等の財産又は契約を申告しても差支へないことになつてゐる。この場合は申告書に必ず世帯主の居住所、氏名を記載（申告書様式左傍欄外）し、且つ自己の居住証明の外其の世帯主の居住証明書を提出しなければならない。

(註) 例へば疎開家族の如きは米穀通帳等に於ては世帯主と記載せられてゐる場合もあるが、本申告に於いては一生涯計単位内の戸主及び家族は、一時的に疎開して生活してゐても同一世帯として取扱ふことになつてゐる。

(三) 一家庭内に於ても使用人等の如く同一戸籍内でない者又は合宿所に於ける同居人等は各人が申告義務者であるから、各別に申告書を作成し住居所には何某方等の肩書を附記して申告する。

(四) 法人以外の団体名義の預貯金、株式等又は代表者名義の此等の財産又は契約に付ては代表者が申告義務者となる。もしこの場合に持分あるときは申告書に団体員又は加入者の各人毎の現在高持分並に住居所氏名の内訳を添附して提出する。

(五) 申告を要する財産権に質権其の他の担保権が設定せられ、担保権者が、通帳、証券、証券等を所持してゐる場

合は、担保権者に於て本人に代り申告し得る。又担保権者でなくとも正当な権原に基き他人の通帳、証書、証券等を保管してゐる者は、同様に本人に代つて申告することを認められる。此の場合に於ては、申告書に本人に代り申告する旨を記載し且自己の居住証明の外当該通帳、証書、証券等の所有者の居住証明書を呈示し又は申告書に添附しなければならない。

但し左の場合の如きは本人の居住証明書等の呈示又は添附を要しない。

(イ) 国又は地方団体の有する財産又は其の爲したる契約に付申告を為さんとするとき。

(ロ) 戸主又は戸主と同居せざる家族にして独立の生計を営む者が、其の同居家族（疎開して生活する者を含む）に代つて申告を為さんとするとき。

(ハ) 銀行、信託会社其の他信託業を営む法人が、其の引受けたる有価証券信託契約の目的たる有価証券に付、委託者に代りて申告を為さんとするとき。

(ニ) 恩給金庫又は銀行、信託会社其の他信託業を営む法人が寄託又は保険信託に關して契約したる寄託者又は委託者等を被保険者とする生命保険契約に付寄託者又は委託者に代りて申告を為さんとするとき。

(ホ) 其の他税務署長の承認を受けたるとき。

(六) 申告を要する財産又は契約の権利者が調査時期に於て本邦内に住所及び居所を有しないときは、其の財産又は契約を管理する者から申告することになつてゐる。この場合に於いては、申告者たる管理者の居住証明のみで足り本人の居住証明を必要としない。

(七) 恩給金庫が恩給年金受領者を被保険者として契約した生命保険契約については、調査の便宜上、恩給金庫が、

証書の保管者たる立場に於て恩給年金受領者たる実質上の契約者に代つて申告するといふ形式をとることになつてゐる。この場合に於ては恩給年金受領者の居住証明を要せず、又恩給年金受領者は当該生命保険契約の申告を要しない。

(八) 生命保険信託で信託会社その他の受託者たる法人が、生命保険料を払込む場合の生命保険契約についても前号に準じて信託会社より申告する。

七 申告書の記載事項

申告書用紙は大蔵省又は財務局に於いてこれを印刷し、町内会又は部落会を通じて各家庭に配付するやう準備を進めてゐるが、この様式に倣ひ申告者に於て適宜申告書を作成して差支へない。

申告書の記載事項は「臨時財産申告書」見れば大体了解せらるゝと思はれるので、ごく概要を説明することゝし、其の他は申告書裏面の解説を参照されたい。

(一) 住所(住所なきときは居所)及び氏名

住所及び氏名は勿論真正なものを記載すべきであり、住所として勤務先を記載したり、又は芸名、雅号等で預貯金してある場合等申告の居住所又は名義と異なるものに付ては、備考欄に通帳又は証書等の書面通りのものを記載する。又疎開中の家族が世帯主に代つて申告する場合、担保権者又は委任を受けたものが申告する場合及び管理者が申告する場合は、預貯金者等権利者の住所及び氏名を左傍欄外に住所、氏名欄に記載する。

(二) 預貯金等の現在高申告

本現在高申告は前に述べた一の(一)の各種預貯金等に付一口座(一通帳、一証書)毎に記載する。

(イ) 種類欄には定期預金、当座預金、普通預金、措置貯金、通知預金等の種類別に依り記載する。

(ロ) 預け先名称欄には通帳、証書等を発行した預貯金先（単に何々銀行とせず何々銀行何々支店と詳細に）を記載する。但し郵便貯金は単に郵便貯金を記載する。

(ハ) 通帳または証書の記号番号欄には通帳、証書に記載してある記号番号をそのまゝ記載する。

(ニ) 現在高欄には通帳又は証書に依り、調査時期現在における預貯金の現在高（円以下切捨て）を記載する。定期積金等は調査時期現在に於ける掛金の合計を記載する。

(ホ) 通帳に記入未済の預貯金はなるべく本申告書提出の日迄に通帳記入を受けることが便宜であらう。

(ヘ) 郵便貯金又は定期積金の如く預貯金現在高が通帳又は証書に記載されてゐない場合は、通帳記載欄の余白の最初の欄に、現在高申告何円何銭と記載する。

(ト) 財産税の課税に当り優遇を考慮されてゐる定期的預貯金は、左に掲ぐるもので、その記載方は次の通りである。

(一) 優遇される預貯金

(1) 本年四月二日迄に税務署長に対し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は引出をなさない旨の申出をなした預貯金。

尚この申込は三月三日から四月二日迄の申告期間内は申告を受付ける取扱機関を通じて、右の一年据置の申出ができる。この申出をなした場合は、預貯金者に於いて預貯金通帳の余白の最初の欄又は預貯金証書の適宜の余白に一年据置、昭和二十一年 月 日申込と記載して捺印することになつてゐる。

尚特別の必要により郵便貯金以外の預貯金につき一通帳又は一証書面の預貯金の一部だけ一年据置の申込をなし

た場合は、通帳又は証書面に内何円一年据置と記載することになつてゐる。

- (2) 本年三月三日に現存する据置貯金等の預貯金で、満期日が昭和二十二年三月二日以後のもの（この場合は通帳証書に一年据置の記載を要しない）

(二) 記載方

- (1) 右の定期的預貯金の「定期的預貯金の条件」欄には預入年月日及び満期年月日の二欄にかけて(1)の預貯金については一年据置、(2)の預貯金については一年以上据置と記載する。尚特別の必要により預貯金の一部の金額につき一年据置の申込をなした場合は内何円一年据置と記載する。

- (2) 預貯金先以外の申告取扱機関に於て、一年据置の申込を受けたときは預貯金者の記載した事項の次に「受付」と記載し責任者印を押捺することになつてゐる。

(三) 公社債株式等現在高申告

本現在高申告書には前記一の(二)の各種公社債、株式及び出資金等に付公社債は発行回数毎、株式は同一銘柄毎に記載する。

(イ) 種類及び銘柄欄には公債、社債、株式等に区分し各々銘柄又は名称を記載する。

(ロ) 登録、記名無記名の別欄には登録の有無並に記名、無記名の、別を記載する。

(ハ) 記号番号は証券面のそのまゝを記載する。但し別途申告と記載し別紙に番号を記載して申告書に添附してもよく又番号を記載した補充申告書を直接に税務署に送付してもよい。

(ニ) 一枚の額面金額欄は証書又は証券一枚の額面を表示してある金額を記載する。

(ホ) 数量欄は証書、証券又は株式の枚数を記載する。

(ヘ) 額面金額合計の欄には一枚の額面金額に枚数を乗じて得たる金額を記載する。

(ト) 備考の一枚の払込金額欄には一株当りの払込金額を記載する。

(チ) 国債につき課税上の優遇を受けんとする者は、当該国債又は登録済証等の適宜の余白に、「一年保有」と記載することになつてゐる。この優遇国債については、数量欄に「一年保有何枚」と記載する。尚申告取扱機関は国債又は登録済証に記載してある「一年保有」の記載の傍に責任者印を押捺することになつてゐる。

尚登録公社債又は記名式の社債、株式出資若くは投資信託の受益権を譲受けた者で、調査時期に於て社債原簿、株式名簿其の他此等に準ずる帳簿に住所及び氏名の記載を受けざるもの（例へば白紙委任状付で株式等を取得したる場合の如し）は、この申告書に其の旨及び社債、原簿、株主名簿等に記載された者の氏名を記載する。

(四) 生命保険、信託、無盡、郵便年金契約高申告

本申告書には前記二の(三)の生命保険、信託、無盡、郵便年金契約に付各契約毎に記載する。

(イ) 契約区分種類欄には生命保険にありては、終身、養老、出生生存等の区分に依り、信託契約にありては金銭、有価証券の区分に依り又年金契約にありては、即時終身、据置終身、定期年金等の区分に依り記載する。

(ロ) 契約金額の欄には生命保険契約にありては保険金、信託契約にありては元本額、無盡契約にありては無盡契約金、郵便年金にありては郵便年金額を夫々記載する。

(ハ) 備考の保険料、無盡、郵便年金払込総額欄には生命保険料、支払事由の未だ発生しない郵便年金の払込総額又は無盡の掛金総額を記載する。尚保険料の払込総額は証書面に記載してある保険料に支払回数乗じて計算する。

(二) 備考の其の他の欄には郵便年金に付ては支払事由發生の有無、既に支払事由の發生した有期の郵便年金に付ては残存期間、終身の郵便年金に付ては年金受取人の年齢等を記載する。

(ホ) 金銭信託契約及び無尽契約についても、財産税等の課税上の優遇が考慮されてゐる。この優遇を受ける金銭信託契約及び申告書の記載方は左の通りである。

(一) 優遇金銭信託又は無盡

(1) 本年四月二日迄に税務署長に対し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は支払の請求を為さない旨の申出でをなした金銭信託契約又は給付金の支払の請求をなさない旨の申出をなした無盡契約

(2) 昭和二十二年三月二日後を満期日とする金銭信託契約

(二) 記載方

右(1)のものについては申告書の金銭信託の満期年月日の欄に一年据置と記載する。(2)のものに付ては、申告書の満期年月日欄に一年以上据置と記載する。尚右の一年据置の証書面記載の手続は定期的預貯金と同様である。

(三) 手形、小切手、郵便為替証書等所有高申告

本申告書には前記二の四の手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、収入印紙等に付一枚毎に記載する。

(イ) 種類欄には為替手形、約束手形、小切手、郵便為替証書、収入印紙等の区分に従ひ記載する。

(ロ) 金額欄には手形、小切手等の額面金額（収入印紙は合計券面金額）を記載する。

(ハ) 手形金額の一部が支払済の場合は、備考欄に支払済金額を記載する。小切手についても同様である。

八 申告の為確認を受くべき書面

申告者が申告書を提出せんとするときは、その住居所又は氏名、名称等の正当なることを証するため、所定の居住証明を要求されてゐることは既に述べた如くであるが、更に財産関係の内容となる事項を正確に把握するため、申告すべき財産又は契約の内容を立証せしむることとし、有価証券等の財産自体又は財産若くは契約を証すべき書面を申告書と共に申告先たる取扱期間又は税務署に提出せしむることになつてゐる。これらの財産を証する書面は後に述べる確認上の措置を講じた上申告者に返還する。此の確認を受くるため提出すべき書面は左の如くである。

(一) 申告書に記載されてゐる財産又は契約を証すべき本来且通常の書面、即ち預貯金については、通帳又は証書、公社債、株式、出資、投資信託受益証券については登録済証、当該証券又は株券、生命保険、信託、無盡又は郵便年金の各種契約については証券、証書又は通帳、手形、小切手又は収入印紙等については手形、小切手、収入印紙等

(二) 当座預金又は当座貯金に付ては、当該預貯金を受入れたる法人の発行する預貯金口座通知書。

(三) 郵便為替貯金及び当座預金又は当座貯金にして (三) に依り難きものに付ては、預貯金者の作成する預貯金口座通知書及び調査時期に近き日附ある郵便振替貯金受払通知票、小切手帳其の他当該通知書に記載したる事項を証すべき書面。

(四) 恩給金庫に対する定期寄託金に付ては、恩給年金証書の保管証(恩給年金証書の保管証なきときは寄託契約書)同特別当座寄託金に付ては寄託金通帳(寄託金通帳なきときは恩給年金証書の保管証)

(五) 本来且通常の通帳、証書、証券等が申告者の手許にない場合等に於ては、此等に代るべきものとして、例へば

左の如きものを提出する。

- (イ) 登録公社債については登録公社債の現在額証明書又は登録機関の預り証
- (ロ) 供託中の有価証券については供託証書、郵便官署に於て保管中の有価証券については郵便官署の保管証
- (ハ) 株式については株式引受人の有する払込領収証、増資、減資、其の他の場合の株式預り証
- (ニ) 紛失した有価証券等については除権判決の正本
- (ホ) 生命保険契約については保険料領収証、保険金払込案内書
- (ヘ) 信託契約については現存証明書

九 取扱機械又は税務署の確認措置

以上述ぶる所により、申告書と共に所定の書類が提出せられたるときは、取扱機関又は税務署に於て確認の措置が講ぜられる。即ち先づ申告書に於ける申告者及び実体上の権利者の住居所又は氏名、名称が正確であるか否かを居住証明によつて確認する。この際は申告者乃至実体上の権利者の同一性を確認し得れば足ることに解せられるので、住居所の移動及び名義の任意使用容認の社会的実情に顧み、常識的に判定せらるべきことになる。住居所及び名義の確認が済んでから、財産関係の内容となるべき事項に付、確認のため提出された通帳、証書、証券等と申告書とを照合し、その正当なる記載なりや否やを判定するのである。金額その他財産関係の内容となるべき事項は、通帳、証書、証券等に記載せられてあるものと符号しなければならない。かくて申告書の記載事項が全体として正当なることを認めたるときは、ここに申告書は正式に受理せられたことになる。ここに於て当該申告ありたることを証する為、通帳、証書、証券、株券、各種契約書等に政府の発行する申告済証紙を貼附し、且つ取扱機関又は当該事務に従事する者の

印章を以て書面と証紙とに契印し、適宜当該取扱機関の名称を表示して、これを申告者に返還することになつてゐる。

十 申告なき金銭的財産又は契約の権利の制限

本財産調査はこれにより預貯金其の他金銭的財産及び契約の的確なる調査を行ひ以て財産税等課税の適正を図らんとするものであるので、若し右の申告の為されざるものに付ては、相当嚴格なる措置が採られることになつてゐる。即ち刑罰その他の罰則こそ設けられてはゐないが、右に依り申告を為すべき各種財産又は契約に付ては、調査時期たる三月三日以後に於ては、申告なき限り、預貯金、公社債、投資信託受益証券、手形、小切手、郵便為替証書等は、その債権に関し支払の請求をなすことを得ないのみならず、債権譲渡その他の処分を禁止せられる。又株式や法人に対する出資については、利益の配当、残余財産の分配、合併減資により受くる交付金、退社により受くる払戻金の請求をなし得ず、又此等の権利の譲渡、相殺その他の処分は禁止される。尚生命保険契約、信託契約、無尽契約又は郵便年金契約については、生命保険、信託の元本と収益、無尽給付金、郵便年金その他契約に基いて受くる給付又は契約解除により受くる金額等の請求をなし得ず、又此等の権利の譲渡その他の処分は禁止される。又収入印紙は昭和二十一年三月三日以後に於ては政府の歳入金納付のために使用することが出来なくなることになつてゐる。

尤も調査時期後に於て前述三——申告期間——の項に於て述べたるが如き事由により期限後に於いて追加申告が認められたときは、権利の制限は、追加申告の日以後は行はれず、完全な権利の行使が認められることになつてゐる。

第三 現金の申告（切換日以後の旧券に依る預入等の申告）

日本銀行預入令第一条に規定する日即ち三月二日後に於ては、旧日本銀行券は強制通用力を失ふのであるが、三月

三日以後七日迄はこれを預貯金等することが出来るであつて、此の場合預貯金又は金銭信託となさんとする者又は預入令施行規則第九条の規定により新円との引換を為さんとする者は、預貯金、金銭信託と為し又は引換を請求せんとする際、其の旨、金額並に住居所及び氏名を記載した申告書を、金融機関に提出しなければならない。この際は居住証明を必要とする。金融機関はこの適法なる申告が行はれない限り、預貯金、金銭信託としての受人又は引換を禁止されてをり、これに違反したときは金融機関の当務者は処罰せられることになつてゐる。

申告様式は別に定められ、町内会、部落会等を通じ又は金融機関の窓口に於いて印刷された用紙を配付するやう準備されてゐる。

この旧券は財産税等の課税については、調査時期に於ける現金として取扱はれることになるのであつて、同時期に於ける預貯金等には含まれないものである。

第四 法人の打切決算書類の提出等

一 財産目録、貸借対照表等の提出

法人税法に依り法人税を課せられる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く）及び特別法人税法に依り特別法人税を課せられる法人は、調査時期たる三月三日午前零時現在に於て打切決算を為し、同時期に於ける財産目録及び貸借対照表並に調査時期を含む事業年度開始の日より調査時期に至る迄の期間の損益計算書を昭和二十一年五月二日迄に所轄税務署に提出することになつてゐる。これは調査時期に於ける法人の財産状態を明確に記載して置き、後日の財産税等課税に当りでき得る限り事務簡捷を図らんとするものである。

若し右の法人が、本邦内に本店又は主たる事務所を有しないときは、本邦に於ける資産又は營業に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならない。

なほ法人が解散し調査時期に於て清算中なるときは、財産目録及び貸借対照表の提出のみで足り、損益計算書は提出を要しない。

法人税法に依り法人税を課せられる法人とは、法人中法人税法第十一条に規定する非課税法人を除きたる総ての法人を指すのであるから、法人税法以外の法令に依り法人税を課せられざる法人例へば恩給金庫、庶民金庫、産業設備営団等は、法人税法に依り法人税を課せられる法人に該当する。

又法人は打切計算を爲す爲、直前事業年度開始の日より調査時期に至る迄の期間を以て一事業年度と爲することに株主總會の承認を経て変更したる場合は、当該事業年度の期間が一年を超えざる限り法人税等の課税に付ても総てこれを認めることになつてゐる。

財産目録及び貸借対照表に記載すべき価額を如何に定むべきかは、現在の如き産業經濟の環境に於ては、洵に困難なる問題であると謂はなければならない。併し財産税等の課税については、追て財産税法等に規定する所に依るべきであるから、今回の打切決算に際しては、原則として前期末の引卸し価額に依ることとし、調査時期を含む事業年度前より引続き有する資産に付ては、当該事業年度の直前事業年度末の財産目録及び貸借対照表に記載せられたる価額により、調査時期を含む事業年度開始の日より、調査時期迄の期間に於て取得したる資産に付ては、取得価額又は製作価額に依ることにした。但し固定資産に付ては、当該期間の減価償却額を控除したる金額を記載して差支へない。

又固定資産の価額は直前事業年度末の記帳価額より当該事業年度の減価償却額を控除したる価額に依るを原則とす

るが、其の価額が調査時期に於ける時価を超える場合は、評価換を為し、当該評価換に因る価額と記帳価額との差額は、これを損金として控除した価額に依ることになつてゐる。

株式等の有価証券に付ては前号に準じ計算すべきものであるが、時価不明なるものは直前事業年度末の記帳価額によることに取扱はれる。

右の財産目録及び貸借対照表に記載すべき資産の総額が、調査時期に於ける価額に依り計算したる資産の価額の総額を超ゆるときは、調査時期に於ける時価に依り計算したる価額を記載し得ることになつてゐる。

在外資産に付ては直前事業年度末の価額を記載し、これを「在外財産」勘定として他の資産と分別して計理するのである。

戦時災害に因り被害を受けたことに因り支払を受くべき保険金額が調査時期に於て確定しないときは、被害を受けた資産に付ては、被害直前に於ける価額を記載し、これを「戦時保険」勘定として計理する。

右の「在外財産」勘定として計理したる資産に関する措置が確定し又は「戦時保険」勘定として計理したる資産に関する保険金の支払が確定したるときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を更訂し、措置又は支払の確定ありたることを知りたる後三十日以内に其の明細書を添附し、所轄税務署に提出することになつてゐる。尚当該期間内に於て戦時災害に因り被害を受けたるに因り支払を受ける保険金等の確定したるものにして戦時災害国税減免法等の適用を受くべきものは当該法令を適用したる価額によることになつてゐる。

民法第三十四条の規定に依り設立した所謂公益法人は、調査時期に於ける財産目録及び貸借対照表を前の場合と同様五月二日迄に所轄税務署に提出を要する。

尚法人の打切計算上注意すべき事項は左の通りである。

(一) 軍需生産の設備等にして補償金の確定せざるものに付ては、在外財産と同様「仮決算」として整理し、これが確定したる場合は決算を更訂せしむることになつてゐる。

(二) 数個の資産に付各別に保険契約ある場合に於て、保険金の確定したるものと、未確定のものがあるときは未確定のものに付てのみ「戦時保険」勘定として整理する。

二 法人の動産及び仮払金又は仮受金の申告

一の打切決算書類を提出すべき法人は調査時期に於て有する左の動産及び仮払金又は仮受金其の他此等に準ずるものに付、動産に付ては品目、数量及び価額、仮払金又は仮受金(同一人に対する金額五千円以上のもの)に付ては金額並に支払先又は受入先の住所及び氏名を記載したる明細書を五月二日迄に所轄稅務署に提出しなければならない。これは流動的な動産及び債權債務の状況を明確にして置く必要に出づるものである。

(一) 車輛運搬具、工具、器具及び備品

(二) 商品、製品、半製品、原料品其の他此等に準ずるもの

右の動産にして本邦外に在るもの及び仮払金又は仮受金其の他此等準ずるもので本邦外に在る營業所又は事業所に於ける事業に因り生じたるものに付ては、右の報告は要しない。

二以上の營業所又は事業所を有する場合に於いては、右の明細書は營業所又は事業所毎に区分して記載するのである。

(一) 商品、製品、半製品、原料品に準ずべきものとは仕掛品、貯蔵品等を謂ひ、機械の部分品等にして、未だ機械

に取付けざるもの又は建物、設備等建設中の原材料等は貯蔵品として記載する。

(二) 記載すべき価額は財産目録に記載したる価額に依る。

三 金融機関の預貯金現在高等の報告

預貯金等の取扱機関たる金融機関で、当座預金又は当座貯金の受入をなすもの又は恩給金庫は、調査時期に於ける当座預金、当座貯金又は寄託金に付、各人別に金額並に住所及び氏名を記載した書類（調書）を五月二日迄に所轄税務署に提出を要する。此等の預貯金については通帳などがなく又は金額が整理して記載されていないので、財産申告の際には金額の記載を省略し得ることにしてあるので、申告に代るべき預貯金の金額を受入先から報告せしめんとするものである。なほ同様の越旨により生命保険会社よりは前払保険料ある生命保険契約に付、信託会社その他信託業を営む法人よりは金銭信託契約及び有価証券信託契約に付、勤務先預け金を受入れてゐる法人よりは当該預け金に付、日本銀行等よりは特殊決済上の各種借入金に付、各人別、各契約別に詳細なる事項を記載した書類（調書）を提出することになつてゐる。

二以上の営業所又は事業所を有する場合には、各営業所又は事業所毎にこれを提出することになつてゐる。

四 金融機関の預貯金、公社債、株式、各種契約高の報告

銀行、信託会社、無盡会社、一般株式会社、生命保険会社等は昭和二十一年九月三十日迄に、左記事項を記載した書類を所轄税務署に提出しなければならない。これは個人又は法人が金銭的財産及び契約の申告をなすべき総額を予め確認し置き、後日の参考に資せんが為である。

(一) 郵便貯金を除く各種の預貯金及び寄託金に付ては、前に述べた申告を為すべき預貯金及び寄託金に付其の種

類、口数及び当該金額の総額。

(二) 社債に付ては、申告を為すべき社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額。

(三) 株式又は出資証券に付ては、申告を為すべき株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額。

(四) 投資信託受益証券に付ては、申告を為すべき投資信託の種類、数及び金額。

(五) 生命保険、無尽、信託に付ては、申告を為すべき生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託又は無尽契約の種類、口数及び当該金額の総額。

第五 個人の事業用動産及び債権債務の申告

物品販売業外七種の次に掲げる事業を為す個人にして、調査時期に於て当該自供に関し、本邦内に有する商品、製品、半製品、原料品其の他此等に準ずる動産の価額の合計額が五千円以上なるものは、事業用動産の種類毎に品目、数量及び価額並に当該事業に関して有する債権及び債務の金額其の他事業用の動産及び債権債務に関する事項を記載した申告書（別掲様式参照）を昭和二十一年四月二日迄に所轄税務署に提出しなければならない。これ流通性高き動産及び移動性多き債権債務の現状を明確ならしめんとする越旨であつて、法人の打切決算に対応し個人の打切り棚卸しを意味する。

(一) 物品販売業（動植物其の他普通に物品と称せざるもの、販売を含む）

(二) 物品貸付業

(三) 製造業（物品の加工修理を含む）

(四) 請負業

(五) 印刷業

(六) 出版業

(七) 鋳業

(八) 砂鋳業

右の申告書には同一人に対する債権又は債務にして其の金額が五千円を超ゆるものに付ては、債権者又は債務者の住所及び氏名並に其の金額を記載しなければならない。

尚右の動産にして本邦外に在るもの及び債権債務にして、本邦外に在る營業所に於ける事業に因り生じたるものに付ては、申告の必要はない。又二以上の營業所を有する場合は、營業所毎に区分して記載する。

この申告に於ける価額は、調査時期に於ける時価に依ることが原則であるが、時価が不明の場合と取得価額又は製作価額に依ることになつてゐる。

第六 雑 則

一 税務署長及び其の代理官の調査権

税務署長又は其の代理官は調査上必要あるときは第四による打切決算書類を提出すべき法人又は第五による申告を為すべき義務ある個人に質問を為し、又は当該事業に関する帳簿書類、財産其の他の物件を検査し得るのであつて、この検査をするときは所定様式の検査章を携帯することになつてゐる。

二 申告事務取扱者の看做公務員

前に述べた通り預貯金、公社債、株式、各種契約の申告に対する確認措置は郵便官署、銀行等に於いてこれを為すことになつてゐるのであるが、此等の取扱を為す法人の当該事務に従事する者は、確認其の他国家事務を分担する重要な事務に従事するものなる關係上、其の資格の上に於ても、法令に依り公務に従事する職員と看做することに定められてゐる。従つてこの事務に関しては公務員としての権利義務を有する訳である。

三 罰則

前各項に亘つて述べた、申告、調査、確認等は何れも財産税等の調査の一手段であり、これにより流動資産等の調査を行はんとするものである。従つて此の調査が確實、公正に行はるゝか否かは財産税等の調査上極めて重大なる意義を有する。そこで此等の調査上違法行為の行はれた場合は、これに相当の制裁を加ふるの必要がある。特に画期的な新税の実行を完璧ならしむることが要請せられてゐるので、従来の租税罰則には見得ざる如き嚴罰の規定を設けられてゐる。以下本令に定められた罰則の概要を述べる。

(一) 使用の目的を以て前に述べた申告済証紙を偽造し又は使用したる者、行使の目的を以て偽造の証紙を人に交付し、輸入し若くは移入したる者或は証紙を不正に使用したる者は三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられる。

この罪は未遂罪と雖も罰せられる。

(二) 各種財産又は契約の確認措置の事務に従事する者が、不正に当該措置を為したときは、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられる。

(三) 日本銀行券預入令第二条第一項の規定に依る預金、貯金又は金銭信託は所定の申告のない限り当該預貯金又は引換を為すことが出来ないが、これに違反したるといは、其の行為を為したる者を三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(四) 当該官吏其の他本令に規定する事項に関する事務の取扱を為す官吏若しくは法人の当該事務に従事する職員又は此等の職に在りたる者が、其の事務に関し知得たる秘密を漏泄し又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処せられる。

(五) 税務署長又は其の代理官が帳簿書類、財産其の他の物件を検査するに際しこれを拒み、妨げ若しくは忌避し又は虚偽の記載を為したる帳簿書類を呈示したる者は五千元以下の罰金に処せられる。

又税務署長又は其の代理官の質問に対し答弁を為さず又は虚偽の陳述を為したる者は二千元以下の罰金に処せられる。

(六) 法人の財産目録、貸借対照表等の提出若しくは個人の動産、債権債務の申告を為さず又はその書類若しくは申告に虚偽の記載があつたときは、当該法人の取締役、理事、清算人若しくは此等の者に準ずる者又は当該個人を一万円以下の過料に処する。

高在現等金貯預

受付番号

稅務署長殿

昭和二十一年 月 日提出

受付番号

臨時財產申告書

申告者

住所

氏名
(法人ハ名稱及代表者名)

臨時財產申告書

(經由金融機関印)

申告者

住所

氏名
(法人ハ名稱及代表者名)

印

印

(第 二 表)

高 在 現 等 式 株 債 社 公															種 類 及 銘 柄
															別無 記名 区
															記 号 番 号
															面一 金枚 額 円
															数 量 枚
															額額 合面 計金 円
															住 居 所 者
															氏名又ハ名稱
															私一 入金枚 額 備
															其 ノ 他 考

(第 三 表)

参考
神開先の家族が世帯主と別に申告するときは世帯主の住所及び氏名
法人が本店以外の営業所で申告するときは本店の所在地、名称及び代表者
を左に記載して下さい。

住所
氏名(法人は名称及び代表者名)

臨時財産調査の概要 — 財産税実施の前奏曲 —

無署名

緊急対策の断行

戦時の不健全財政に起因する通貨の異常膨張は、戦後に於ける諸種の事情に纏綿して漸次悪性インフレーション昂進の一途を辿り、一面、財産税問題を繞って捲き起こされた浪費、買溜、換物運動等と相俟って物価の昂騰甚だしく、本年二月一五日の日銀券発行高は遂に六百億円を突破するに至り、社会不安愈々募り、四囲の情勢は將に爆発点の一步手前まで進行せんとする切迫さを示し來った。ここに於いて政府は、急遽、二月一七日を期して通貨・物資・価格等経済分野の全般に亘り、強力な統制方式を含む総合的の緊急対策断行を決意し、その第一歩として、一連とする五種の緊急勅令を公布し、即日之を施行した。即ち(一)通貨対策として、まづ預金封鎖を断行し、新旧日銀券の交換により手持現金及び不生産的資本の徹底的吸収を行うための金融緊急措置令(勅令第八三号)及び日本銀行券預入令(勅令第八四号)、(二)預金封鎖、日銀券新旧切替を裏付として、新税創設の準備的財産調査を行うための臨時財産調査令(勅令第八五号)、(三)主要食糧の供給確保、隠匿物資の放出を企図する食糧緊急措置令(勅令第八六号)及び隠匿物資等緊急措置令(勅令第八八号)等を実施するに至った。この中で、臨時財産調査の実施は、即ちやがて登場すべき財産税の前奏曲に外ならない。

臨時財産調査の目的

臨時財産調査の目的は、該調査令第一条に明記する如く、再建国民經濟の安定等を前途とする新税の創設及確保に資する為に「調査時期」に於ける個人及び法人の財産等を調査するに在る。

財産税法の公布を待たず、何故にこれに先行して財産調査を行うか、その事情と理由とは、前に述べた通り、当面の經濟危機緊急対策として実施する預貯金の封鎖、日銀券新旧切替と表裏の関連をもつ金銭的財産及び契約等を調査し、之に対し一税の封鎖的登録をなし、以て近く創設せらるべき財産税等の課税の的確と公正とを期せんとするに在る。

調査時期

財産税の対象たる財産の調査は、全国一斉に同一時期に調査しないと、公平を保ち得ない虞れがある。そこで、その調査時期を日本銀行券新旧切替の最後の日、三月二日の翌日である昭和二年三月三日午前零時と決定した（同令施規第一条）。

政府の当初の予定では、衆議院議員総選挙後に開かるべき特別議會（第九四回議會）に財産税等の法案を提出し、その協賛を経て、之を公布し、財産調査期日は命令を以て、新旧日銀券切替日に応じてこれを定める手筈であったが、衆議院議員の総選挙期日予定より遅れて三月三十一日（実に四月一〇日に変更）となり、四月一日前に法案の成立を見ることは事実上不可能となった。のみならず国内の經濟情勢は、前述の如く緊急対策の断行を促したため、遂に税法

の公布に先だち、日銀券新旧切替を機として三月三日午前零時を期して、臨時財産調査に着手したのである。

臨時財産調査の範囲

臨時財産調査令により、調査すべき財産の範囲は、

- (甲) 調査時期に於て個人及び法人の有する金銭的財産及び契約に関する事項
 - (乙) 調査時期に於ける個人営業者の事業用の動産及び債権、債務に関する事項
 - (丙) 調査時期に於ける法人の固定資産、動産及び債権、債務に関する事項である。
- これらの事項は、いづれも所有者、又は契約者をして一定の期日迄に所轄税務署に申告せしむる仕組となっている（申告を要する事項は次項参照）。

臨時財産税申告要領

臨時財産調査令の規定により、財産の所有者又は契約者等より申告を要する事項は大要次の如くである（後述財産価格評価方法参照）。

(甲) 金銭的財産及び契約に関する申告

調査時期（三月三日午前零時）に於て、左記の財産を有する者、又は契約者は当該財産又は当該契約に関する左記事項を記載した申告書を提出するを要する。

(A) 預貯金その他、此等に準ずる債権

(一) 郵便貯金

(二) 銀行、無尽会社に対する預金、貯金又は積金

(三) 市町村農業会、信用組合又は市街地信用組合に対する貯金又は積金

(四) 産業組合、同連合会、工業組合、同連合会、商業組合、同連合会、統制組合、貿易組合、同連合会、漁業協同組合、漁業会、製造業界、自動車運送事業組合、同連合会、都道府県農業会、道府県水産会、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は庶民金庫に対する貯金又は預金。

(五) 恩給金庫に対する対する寄託金

等については一口毎にその種類、金額、預貯金先、その他預貯金に関する事項（但し、一契約又は一件の金額五〇円以下のものを除く。）

(B) 公社債、株式その他此等に準ずる財産。

(一) 国債

(二) 地方債

(三) 社債（勸業債券、興業債券を含む。）

(四) 株式及び出資証券

(五) 投資信託受益証券

等については、その種類、記名式、無記名式の別、登録の有無、数、番号、額面金額、その他当該証券に関する事項（但し、一枚の額面金額五〇円以下のものを除く。）

(C) 生命保険、信託、無盡、郵便年金契約等。

(一) 生命保険契約（徴兵保険、結婚保険、教育保険契約を含み、簡易生命保険契約を除く。）

(二) 金銭信託契約及び有価証券信託契約（信託会社等を受託者とするものに限る。）

(三) 無盡契約（無盡会社との契約にして、未だ給付金の給付の発生しないものに限る。）

(四) 郵便年金契約

等については、その種類、契約の日、元本額又は掛金額（年金額）その他契約に関する事項（但し、一件の保険契約千円以下のもの、一件の無盡契約三〇〇円以下のもの、並に特定の団体郵便年金契約を除く。）（保険料又は無盡の掛金を一時に払込んだものは申告を要する。）

(D) 手形、小切手、郵便為替証書、収入印紙等

(一) 手形、小切手、郵便為替証書、郵便為替貯金払出証書、歳出金支払通知書

(二) 収入印紙

等については、その種類、金額、振出人又は発行者及び支払人又は引受人の住所氏名及び振出又は発行の日、その他当該小切手又は証書に関する事項（但し、一件の金額五〇円以下の手形、小切手又は郵便為替証書及び収入印紙の券面三円以下のものを除く。）

右事項を記載した臨時財産申告書を昭和二年三月三日より四月二日迄の間に、最寄りの金融機関（郵便官署、銀行、信託会社、無盡会社、市町村農業会、信用組合等）を経由して、又は所轄税務署に提出すると同時にその預貯金通帳、その他所有を証する書面を提出して、その確認を受けるを要する（収入印紙は郵便官署に提出し、新様

式のものと同引替へて貰う。但し、災害その他特別の事由ある場合に於いては昭和二年一月三〇日迄（同年一月二日以後の外）引揚邦人は引揚げた日より六〇日以内）にその事由を明かにして追加申告をなし得る。この追加申告を取扱機関に提出する場合は預貯金等はその預入先に限り、社債、株式等は当該発行会社に限られている。尤も税務署は総ての申告を受け付けることになっている。

(乙) 個人の事業用動産等の申告

(一) 申告義務者

調査時期に於て、

- (1) 物品販売業（動植物その他普通に物品と称せざるものの販売を含む。）
- (2) 物品貸付業
- (3) 製造業（物品の加工修理を含む。）
- (4) 請負業
- (5) 印刷業
- (6) 出版業
- (7) 鋳業
- (8) 砂鋳業

を営む個人にして調査時期に於いて本邦内に於ける当該事業用動産の価額五千円以上を所有するものは次に述べる事項を所定の期日に所轄税務署に申告するを要する。

(二) 要申告事項及び期限

前記申告義務者は当該事業用動産、例へば商品、製品、半製品、原料品（下請業者に委託してある原材料又は運送の途中にある商品等を含む。）、その他、包装紙、荷造材料、燃料用又は動力用の石炭、ガソリン等の補助材料、出版業及び印刷業用の活字等の如き動産の種類毎に、品目、数量及び価額並に当該事業に關して有する債権、債務の金額その他関係事項を記載したる申告書を昭和二十一年四月二日迄に所轄稅務署に提出せねばならぬ。但し事業の用に供する機械器具、什器、他人よりの受託品、建築の中途にある建物、本邦外にある商品、原材料等は申告を要しない。

右申告書に記載すべき動産の価値は、調査時期に於ける時価（物価統制令により統制額の定めるものは、その価額、定めのないものは、實際の取引価額）に依る。その時価不明なときは、取得価額又は製作価額に依ることになっている。又、売掛金等の債権、買掛金等の債務にして同一人に対する金額が五千元を越ゆるものについては債権者又は債務者の住所氏名並にその金額を申告書に記載するを要する。

(丙) 法人の財産目録等の提出

(一) 提出義務者

- (1) 法人税法により法人税を課せらるる法人（宗教法人、及び法人たる労働組合を除く。）
- (2) 特別法人税法により特別法人税を課せらるる法人
- (3) 民法第三十四条の規定により設立した公益法人

は次に述べる書類を所定の期日迄に所轄稅務署に提出せねばならない。

(二) 要提出書類及期限

前記の各法人は調査時期に於ける財産目録及び貸借対照表並に調査時期を含む事業年度開始の日より、調査時期に至る迄の期間の打切決算をなし、その損益計算書を昭和二十一年五月二日迄に所轄税務署に提出することを要する。尤も公益法人及び解散した法人で調査時期に於て、未だ清算終了しないものは、損益計算書の提出を要しない。

日本内地に支店等を有する外国法人は、本邦に於ける資産又は営業に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書を提出するを要する。

(三) 財産目録等の作成上の注意事項

打切り決算による財産目録、貸借対照表、損益計算書は、通常の事業年度の期間が変更された場合と同様に看做して、従来慣例により作成すること。従って、

(1) 財産目録及び貸借対照表には調査時期を含む事業年度より引続き有する資産については、当該事業年度の直前事業年度末の記帳価額を記載すること。

(2) 調査時期を含む事業年度開始の日より調査時期迄の期間に於て取得した資産については、取得価額、又は製作価額を記載すること。但し固定資産については、当該期間の月割計算による減価償却額を控除した金額を記載することを得ること。この場合には、前期より繰越した償却不足額に相当する金額の控除は出来ない。

そして月割計算上一月未満の端数は一月とする。即ち三月三日は切上げて、これも一ヶ月とする。

(3) 財産目録及び貸借対照表に記載すべき資産の価額の総額が、調査時期に於ける時価により計算した資産の

総額を超過するときは、調査時期に於ける時価により計算した価額を記載することを得ること。但し個々の資産についての評価減は認められない。また在外財産勘定、又は戦時保険勘定の資産を除外して適用される（在外財産勘定、及び戦時保険勘定の資産については(五)参照）。

(四) 動産及び債権、債務に関する明細書の提出

前述の財産目録等を提出すべき法人は、調査時期に於て有する左記の動産及び仮払金、又は仮受金その他此等に準ずるものにつき左記の事項も記載した明細書を財産目録等と共に本年五月二日迄に所轄税務署に提出するを要する。

- (1) 車輛運搬具、工具、器具及備品については、種類毎に品目数量及び価額（財産目録に記載した価額）
- (2) 商品、製品、半製品、原料品、その他此等に準ずる動産（仕掛品、貯蔵品、未だ機械に取付けない機械の部分品、原材料品等は貯蔵品とする。）については、種類毎に品目、数量及び価額（財産目録に記載した価額）
- (3) 仮払金又は仮受金その他此等に準ずるものに就ては、金額並びに支払先又は受入先の住所及び氏名、但し同一人に対する金額五千円未満のものを除く。

右明細書には、三以上の営業所又は事業所を有する法人は、営業所又は事業所毎に区分して記載すること、但し本邦外に在る前掲(1)、(2)の動産及び本邦内に在る営業所等に於ける事由に由り生じた(3)の仮払金、仮受金等については申告を要しない。

(五) 在外財産等の場合

- (1) 在外財産（昭和二十年大蔵省令第九十五号第二条）に就いては、前期(三)の(1)、(2)による価額を記載し、こ

れを「在外財産」勘定として、他の資産と分別計理すること。

- (2) 戦時災害に因り被害を受けたるに因り、支払を受くべき保険金額が調査時期に於いて、未だ確定しないときは、被害を受けた資産については、被害直前に於ける価額を記載し、これを「戦時保険」勘定として、他の資産と分別計理すること。

- (3) 「在外財産」勘定として計理した資産に関する措置確立し、又は「戦時保険」勘定として計理した資産に関する保険金の支払が確定したときは、財産目録、貸借対照表、及び損益計算書を更新し、措置又は支払確定後三十日以内にその明細書を添付して所轄税務署に提出すること。

- (4) 軍需生産の設備に対する補償金請求の申請をしてある資産で補償金の確定しないものは「在外財産」と同様に仮決算して経理して置き、その確定後決算も更訂する等、右(3)に準ずること。

法人等の資料調書の提出

調査時期に於ける預貯金等の金銭的財産及び契約の所有者、又は契約者はそれぞれ一定の事項を所轄税務署に申告すべきこと前述の通りであるが、之に対応して当該預貯金等を受入れる法人、又は当該契約の相手方たる法人等はそれぞれ左記事項や記載したる調書を、所定の期間迄に所轄税務署に提出するを要する。税務署はこの調書を資料として所有者又は契約者より申告の当否を判断し、賦課の公正を期する訳である。

- (一) 預貯金等を受入れる法人、即ち前掲の銀行乃至恩給金庫等は、

- (1) 調査時期に於ける当座預貯金又は寄託金につき、各人別の金額並に住所氏名等を記載したる書類。提出期限、

本年五月二日迄。

(2) 調査時期に於ける預貯金又は寄附金の種類、口数及び当該金額の総額を記載したる書類、提出期限、本年九月三十日迄。

(二) 生命保険会社は生命保険契約につき、前払を受けたる保険料として、調査時期に限存するものは、各契約別に生命保険の種類、契約の日、保険金額、前払保険料、保険契約者の住所氏名、その他当該生命保険契約に関する事項を記載したる書類、提出期限、本年五月二日迄。

(三) 銀行、信託会社その他信託等を営む法人は、金銭信託契約につき、各契約別に信託の種類、契約及び信託期間満了の日、調査時期に於ける金銭信託の金額、委託者（委託者と受益者とが異なるときは、委託者及び受益者）の住所氏名その他当該信託契約に関する事項を記載したる書類、提出期限、本年五月二日迄。

(四) 社債を発行したる法人は、調査時期に於ける社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額を記載したる書類、提出期限 本年九月三十日迄。

(五) 株式会社、株式合資会社、又は出資証券を発行する法人は、調査時期に於ける株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及金額を記載したる書類、提出期限 本年九月二十九日迄。

(六) 投資信託受益証券を発行したる法人は、調査時期に於ける投資信託の受益権の種類、数及び金額を記載したる書類、提出期限 本年九月三十日迄。

(七) 生命保険会社、信託会社、銀行その他信託業を営む法人又は無盡会社は、調査時期に於ける生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約、又は無尽契約の種類、口数及び当該金額の総額を記載したる書類、提出期限 本年

九月三十日迄。

税務官吏の質問、検査権限

税務署長又はその代理官は、調査上必要あるときは、財産目録等を提出すべき義務ある法人、又は事業用動産等を申告すべき義務ある個人に質問をなし、又は当該事業に関する帳簿、書類財産その他の物件を検査することを得る。

取扱機関及職員の地位

郵便官署、銀行その他の金融機関等は、財産及び契約等に関する申告並に確認等に関する事務の取扱機関である。従って該法人の当該事務に従事する職員は、法令により公務に従事する職員と看做される。

罰則

臨時財産調査に関する罰則は大体次の通りである。

(一) 証紙の偽造行使犯

(1) 財産及び契約の申告ありたることを証するため貼附せらるゝ証紙（令第八条第二項）を行使の目的を以て偽造したる者

(2) 偽造の証紙を使用した者、行使の目的を以て偽造の証紙を人に交付し、輸入又は移入した者、又は令第八条第二項の規定の証紙を不正に使用した者

には、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金又は(2)の未遂罪も罰せらる。

(二) 公務員の義務違反

(1) 令第八条に規定する措置

財産又は契約等の申告を取扱い、その所有を証する書面を確認する等の事務に従事する者が、その為すべき必要の措置等の規定に基き発する命令に違反して、当該措置を為したるとき。

(2) 令第十条の規定

旧券を所持する者が、三月七日迄に当該旧券を金融機関に対する預貯金又は金銭信託と為すこと、の違反ありたる場合に於いて、その行為をなしたる者には三年以上の懲役又は五万円以下の罰金。

(三) 秘密漏洩犯

当該官吏その他臨時財産調査令に規定する事項に関する事務の取扱を為す官署、若は法人の当該事務に従事する職員又は此等の職に在りたる者が、その事務に関し知得たる秘密を漏洩し又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金。

(四) 調査拒否犯

税務署長又はその代理官が調査の必要上法人又は個人の帳簿書類、財産等の物件の検査を為す場合に、その検査を拒み妨げ若は忌避し、又は虚偽の記載を為たる帳簿書類を呈示したる者には五千元以下の罰金、また、税務署長又はその代理官の質問に対し、答弁を為さず、又は虚偽の陳述を為したる者には二千元以下の罰金。

(五) 不正申告犯

令第五条の規定―法人の財産目録等の提出―に違反し、当該書類を提出せず、若は虚偽の記載を為したる書類を提出したるとき、又は令第六条の規定―個人の事業用動産等申告―に違反し、申告を為さず、若は虚偽の申告を為したるときは、当該法人の取締役、理事、清算人若は此等に準ずる者、又は当該個人には一万円以下の罰金。

〔以上〕

出典・『税』第一卷第一号 昭和二年六月一日帝国地方行政学会発行、四〇頁から五〇頁、（筆者・不明）所収

臨時財産調査令に依る法人財産目録等提出方に就いて

東京財務局発表

今般施行を見ました臨時財産調査令（以下令と略称）に依つて法人は一般的な預貯金公社債株式等の申告を爲すの外昭和二十一年三月三日午前零時現在の財産目録、貸借対照表等を調製し所轄稅務署に提出する事になりました。其の詳細は臨時財産調査令施行規則（以下規則と略称）に規定されている処でありますが左に其の要領を記して參考に供します。

一 本書類の提出を要する法人

(一) 法人稅法に依り法人稅を課せられる法人（但し宗教法人及法人たる労働組合を除く）（規則第三十五条）

法人稅法に依り法人稅を課せられる法人とは法人稅法第十一条に該当する法人以外の法人の意味で法人稅を課せられる一般の会社が之に該当することは勿論現に他の特別法等に依り法人稅を課稅されて居らぬ法人例へば住宅営団、国民更生金庫等は法人稅法上では法人稅を課せられる法人に屬するのでありますから本書類の提出を要する法人に該当するのであります。

(二) 特別の法人（規則第三十五条）

特別の法人とは特別法人税法第二条に列挙せられている法人で即ち市町村農業会、道府県農業会、全国農業経済会、産業組合、貸家組合、貸室組合、市街地信用組合、統制組合又は此等の連合会等であります。

(三) 民法第三十四条に依り設立した法人（規則第三十八条）

所謂公益法人でありまして祭礼、宗教、慈善学術、技芸、其の他公益に関する社団法人及財団法人であります。

二 提出を要する書類

(一) 財産目録（規則第三十五条）

(二) 貸借対照表（規則第三十五条）

此等の書類は何れも昭和二十一年三月三日午前零時（実際は三月二日の締切）現在により調製しなければなりません（規則第三十五条）。而して株主総会等の決議は要しません。

以下調製上の注意を述べますと財産目録等に記載する資産の価格は従前より所有している資産に付ては原則として直前事業年度末の記帳価格に依り直前事業年度終了後取得した資産に付ては取得価額又は製作価額を記載することになっています。尤も固定資産に付ては三月三日を含む事業年度の始より三月二日迄の期間（月数計算は端数切上）の減価償却額を差引た価額を記載しても宜しい事になっています。而して此の場合既往の減価償却は認不足額は通算致しません。以上に依って計算した資産価額の総額が三月二日現在の時価に依って計算した資産価額の総額を超過するときは時価に依って計算した価額に評価換をする事が出来ます。而して此の場合総資産価額の計算に付

ては左記事項に御注意下さい。

(イ) 資産の時価額の計算に付ては従来は時価相当額から更に五分乃至一割額の減額は認めましたが、本計算に於ては減額しない計算に依ること。

(ロ) 株式等の有価証券にしても時価不明のものは直前事業年度末の記帳価額により計算すること。

(ハ) 「在外財産」勘定、「戦争保険」勘定及「軍需補償」勘定は、之を除外して総資産価額を計算すること。

在外財産とは、昭和二十年大蔵省令第九十五号第二条に掲げるものであつて、之に該当する財産に付ては時価の如何に拘らず直前事業年度末の価額に依つて記載し、かつ「在外財産」勘定として外の資産と分別計理する事に定められています。又戦時災害に遭つて損害を受けたために支払を受ける事になっている保険金額が三月三日現在に於いて確定しなかった場合にも被害直前の価額に依つて記載し、かつ「戦時保険」勘定として外の資産と分別計理することになっています。この場合数個の資産に付各別に保険契約がしてあるときに保険金額の確定したものと未確定のものとは未確定のものについてのみ右の整理をすべきであります。又保険価額の確定したもので戦時災害国税減免法の適用を受けるものはその規定に従つて保険差益を未決算勘定等にして置いて差支へないのであります。尚軍需企業の損失に対する補償金が三月三日現在に於て確定しないときは在外資産と同様仮決算として整理して頂き度いのであります。併し乍ら斯く一応分別計理した資産に付ては後日在外財産に関する措置が確定し又は保険金額若は補償金額が確定した場合には其の確定額に基き曩に提出した財産目録、貸借対照表及損金計算書を更訂し措置又は支払の確定した事を知つてから三十日以内に其の明細書を添付し所轄税務署に提出する事になっています（規則第三十七条）。

(三) 損益計算書（規則第三十五條）

此に所謂損益計算とは三月三日午前零時を含む事業年度の始より三月二日迄を打切つてその間の損益を計算するのであります。例へば一月一日より六月三十日迄の事業年度であれば其の一月一日より三月二日迄の損益を計算することになります。従つてこの期間は正規の事業年度ではありませんので其の利益金等について株主總會等商法より手続を必要としないものと思はれます。併し法人が株主總會等の承認を受けて前の事業年度の始から三月二日迄を一事業年度とする場合は其の事業年度の期間が一ヶ年以上にならぬ限り此際差支ない事になっていますので此の場合は商法上の正規の手続を要する事と思はれます。而して此の場合の損益の觀念は特異なものでなく通常事業年度の計算方法と同一であるべきであります。即ち総て損益の確定の日を基準として計算すべきであります。併し従前から現金収入又は支出を以て計算する慣例のものは其の方法によるも差支ありません。

尚左に該当する法人は損益計算書を提出する必要がありません。

(イ) 解散して三月三日午前零時現在に於て清算中の法人（規則第三十五條）

(ロ) 民法第三十四條に依り設立した法人（規則第三十八條）

(四) 明細書（規則第三十九條）

近き将来に於て各科目の内訳書を提出して載くことになると思います。が此際提出して載く明細書は次の如き動産及び債権債務についてであります。之は勿論三月二日現在で所有又は存在して居たものに限るのであります。

(イ) 車輛運搬具、工具、器具及び備品

(ロ) 商品、製品、半製品、原料品、其の他此等に準ずる動産

之等の動産に付ては種類毎に、品目、数量及び価額を記載する事になっています。

この場合の価額は財産目録に記載された額に依るのでありますが、減価償却済等で記帳価額のないものについては種類、品目、数量のみを記載して下さい。商品、製品、半製品、原料品に準ずるものとは仕掛品、貯蔵品等を謂い、機械部品等で未だ機械に取付てないもの又は建物、設備等の建設中の原材料品等は貯蔵品として記載して下さい。

尚(イ)の工具、器具及備品には工場内等にて使用しているもののみを掲げ其の他は貯蔵品の中に掲げて下さい。

(イ) 仮払金又は仮受金其の他之に準ずる債権債務

之等の債権債務に付ては金額並に支払先又は受入先の住所氏名を記載する事になっています。併し同一人に対する金額が五千円未満の場合には省略して宜しい事になっていますが、此の場合には省略した口数及金額の合計額を記載して下さい。銀行等に於て預金者等よりの寄託金を仮受金として整理してある場合は之を仮受金として取扱はず寄託金として別途に申告（規則第十二条）することになります。

以上の明細書は各営業所、事業所又は工場毎に区分して記載する事になっていますが、(イ)及び(ロ)の動産で本邦外にあるもの、又は保険勘定等で分別計理してあるもの、(イ)の債権債務で本邦外の営業所又は事業所等に於ける年度に因つて生じたものに付ては此際記載する必要はありません。

尚本邦に本店又は主たる事務所を有しない本人は本邦に於ける資産又は営業に関する以上の書類を提出する事になっていきます（規則第三十五条）。

(五) 以上提出すべき書類の(一)乃至(四)の書類は打切計算に關して提出を要するものでありますが、その外預貯金等の申

告に関連して左記の調書を提出しなければなりません。

(A) 当座預金等の調書

(イ) 当座預金、当座預金及寄託金（恩給金庫に対するもの）に関する調書

当座預金、当座預金及び寄託金に付ては其の預金者は其の預金口座等を申告してあるのでありますが、其の三月三日現在の現在高を此調書より明瞭にする為、此等の預貯金を取扱ふ法人は各人別に金額、住所、氏名等を記載した調書を提出しなければなりません。

(ロ) 生命保険契約に関する調書

生命保険契約に対する契約者からの申告は、規定保険料に支払回数乗じて計算した払込額を記載してありますので保険料の前払を為した場合其の申告額に算入されませんから別に生命保険会社から各人別に生命保険の種類、契約の日保険金額三月三日に於ける前払保険料、保険契約者の住所及氏名其の他の其の生命保険契約に関する事項を記載した調書を提出しなければなりません。

(ハ) 金銭信託契約に関する調書

金銭信託に付ては委託者より夫々規則第二十七条第一項第二号により申告がありますが、証書面の金額と三月三日現在の金額と異なる場合が多いので銀行、信託会社其の他信託業を営む法人は規則第二十七条第一項第二号の申告すべき金銭信託契約に付各契約別に信託の種類、契約及信託期間満了の日、三月三日に於ける金銭信託の金額委託者（委託者と受益者と異るときは委託者及受益者）の住所及氏名其の他の其の信託契約に関する事項を記載した調書を提出しなければなりません。

(二) 勤務先預け金に関する調書

法人（金融機関を除く）が勤務者から預け金を受入れている場合は預け主は此際申告して居りませんから、これを三月三日現在により各人別に金額、住所氏名を記載した調書の預り主たる法人が提出しなければなりません。この勤務先預け金には国民貯蓄組合の幹旋に依るもの及其他のもの全部を含みますが、一件毎の金額が五十円以下場合には此際記載を省略して宜しい事になっています。又この勤務先預け金の中で左記のものは一般預貯金又は公債等と共に将来予定されている個人財産税等の課税上憂慮を受け得る事になると思われますから国民貯蓄組合の幹旋に依るものであつて次に該当するものは此際提出すべき書類に夫々所定の表示をして置いて下さい。

(1) 二年以上の期間払戻をしない約束をしたもので昭和二十二年三月三日以後にその期間が満了するものは一年以上措置と記載すること。

(2) その他のもので昭和二十一年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は支払の請求をしないことを昭和二十一年四月二日迄に申込をしたものに付ては一年措置と記載すること。

(ホ) 政府特殊借入金、戦時金融庫特殊借入金及債務者特殊借入金に関する調書

政府特殊借入金、戦時金融庫特殊借入金に付ては権利者からこの際申告をしませんから、日本銀行戦時金融庫又は債務者特殊借入金の債務者である法人（国民更生金庫、産業設備宮団等）から三月三日現在に於ける此等特殊借入金に付各人別に金額、住所及び氏名を記載した調書を提出しなければなりません。

この特殊借入金についても個人財産税等の課税上の優遇措置が講ぜられるものと思はれますから三月三日現

在の右特殊借入金の権利者から昭和二十二年三月二日迄は支払の請求等をしない旨の申出が昭和二十一年四月二日迄にあったときは、そのものにつき一年措置と本調書に記載して下さい。

以上の調書は閣営業所又は事業所から提出することになっています。

(B) 要申告財産総額調書（規則第四一条）

(イ) 預貯金及寄託金に関する総額調書

預貯金の受入をする法人（規則第三条第一項等第二号乃至第五号に規定する法人）又は信託会社規則第四条により除外されている以外の要申告の預貯金及び寄託金の種類、口数及其の金額の総額を記載した調書を提出しなければなりません。

(ロ) 社債に関する総額調書

社債を発行する法人は規則第十四条により除外せられているもの以外の要申告の社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及金額を記載した調書を提出しなければなりません。

(ハ) 株式又は出資証券に関する総額調書

株式会社、株式合資会社又は出資証券を発行する法人は規則第十四条により除外せられているもの以外の要申告の株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額を記載した調書を提出しなければなりません。茲で出資証券を発行する法人とは原則として日本銀行、日本証券取引所及各種組合等の出資証券を発行すべき法人を指すのでありまして合名会社、合資会社等定款に出資証券発行の規定がなく現実に出資証券を発行していない法人は本調書の提出は要しません。

(二) 投資信託受益証券に関する総額調書

投資信託受益証券を発行する法人は規則第十四条に定められたもの以外の要申告の投資信託の受益権の種類及金額を記載した調書を提出しなければなりません。

(四) 生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約に関する総額調書

生命保険会社、信託会社、銀行其の他信託業を営む法人又は無盡会社は規則第二十八条に定められたもの以外の契約者が申告を要すべき生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約の種類、口数及其の金額の総額を記載した書類を提出せねばなりません。

以上の総額調書は営業所、事業所毎に区分して提出する事になっています。

三 提出期限及提出先

以上の書類の中(五)の(B)を除いては昭和二十一年五月二日迄に(五)の(B)については昭和二十一年九月三十日迄に原則として夫々本店又は主たる事務所の所轄税務署に提出せねばなりません。但し(五)の(A)については各営業所又は事務所の所轄税務署に提出して下さい。

尚不明の点は税務署につき御尋ね下さい。

財産税はどう改定されるか

財団法人日本税務協会
理事 長 松山 宗治

は し が き

政府に於ては旧蠟、財産税法案、法人戦時利得税法案並個人財産増加税法案を決定して、之をマッカーサー司令部に提出すると共に要綱を一般に発表したのであるが、爾来、政府及関係団体並新聞雑誌等言論機関に於て其の趣旨と内容を説明又は研究して国民の了解に資して来たのである。又本誌に於ても拙稿を以て之が解説を加へたのである。従て、一般国民に於ても、既に、其の趣旨と内容を充分研究し了解していることと思はれるのである。然る所、其後政府とマ司令部との間に財産税等三新税法案に就て更に検討した結果、此程、大体の成案を得るに至つたものの様である。而して、其の結果六月二十日よりの特別議會に提案せられる法案は曩に政府が発表した法案に較べて、相当重要にして広範なる改訂が加へられたものになる模様であるから、其の改訂になる要点のみを拾い上げて、更に、解説することにして一般の研究に資することにする。

固より本稿に於て解説する改訂要点は未だ政府が発表したものではない。従て、主として新聞紙等に現れたものによつて研究した結果、こう云う風に改訂せられるであらう、又其の理由はこう云う所にあるであらうと察せられる所を記述するに止まるから、愈々政府から発表せられた場合其の改訂箇所とは相違することがあるかも知れぬことをお断りして置く次第である。

第一 目的が變つて來た

まづ第一に財産税創設の目的が變つて來た。即ち最初は(一)財政經濟の再建(二)インフレ防止(三)戦争に因る犠牲の均衡乃至富の再分配と云う三つの目的を有つていたが、其後になつて財産税はインフレ防止には大して役立たない、と云うことが云はれ出した、即ち、現在國債が千四百億圓あり各種預金も千五百億圓もある、又新通貨も現在は四百億圓であるが財産税が実施される頃には六百億圓以上になるであらう。この中から九百億圓や一千億圓の財産税を徴収した所で、購買力吸収と云う点から見れば決定的な効力を發揮することは出来ない、寧ろ、財産税創設の目的は財政經濟の再建と戦争に因る犠牲の均衡乃至富の再分配に重点を置くことにして、インフレ防止は他の通貨面や物資物価の面から強力に処理すべきであると云うのである。

従て、法人戦時利得税と法人財産税を取止めて、軍需補償を打切ることになれば、財産税収入が減少してインフレ防止策としての効率は減殺せられるけれども、軍需補償の打切りによつて、より多くの、歳出を節約することが出来るならば、財政經濟の再建、戦争に因る犠牲の均衡と云ふ目的からは一層効率が多いと云ふ意見が有力になつて來たのである。

又免税点の引上其他の方法によつて少額財産の負担を出来るだけ緩和し、高額財産には一層高率の課税をして、富の再分配少くとも富の平均化を図るべきであると云う傾向が強化されて來たのである。

第二 使途が變つて來た

財産税創設の目的が變つて來たのに伴うて、財産税収入の使途も變つて來た。即ち、当初の財政計画では、財産税収入は凡て既發行公債の銷却に充当して、歳出面から公債の元利払と云う重圧を除かうと云ふのであつた。當時既に、差当り一箇年三十五億の歳出を節約するだけの目的であるならば、強いて財産税の様な面倒なものを造らなくとも、国債の元利払を封鎖するとか、利子の引下げをやるとか、軍需補償の打切りをやつた方が簡單であり効果的であると云う意見があつたし、又、敗戦後の国内經濟は極度に疲弊しているから、今後赤字公債を發行しても消化出来まい。従つて、財産税収入は今後の赤字公債に換へて、一般歳入に繰入れて使用することにした方が良いと云う反對論もあつたのである。

所が、最近になつて、昭和二十一年度予算は何としても二百数十億円の赤字公債發行が不可避になつて來たに不拘、国内經濟狀況は新規公債の消化不可能であることが明瞭になつて來たから、遂に財産税収入の一部を昭和二十一年度の赤字公債發行に振替へて使用することに決定した模様である。

尚、財産税収入の使途が變つて來たことに關連して、戦災者、海外引揚者、遺家族及び失業者の救済等の社会政策費、其他戦災復興費等にも、財産税収入を使用すべしと云う意見を強くなつて來たことも注目すべきである。

第三 内容はどうか變るか

一 法人戦時利得税と法人財産税の創設の取止

(一) その理由は個人財産税を創設して其の所有株式に対して課税する一方、当該法人にも法人財産税を課するのは財産税の二重課税であるから、個人に課税する以上法人に課税しない方が良いと云ふ議論がある。然し、之に対して

は個人と法人とは別個の經濟主体であり各々別個の担税力を有するから、二重課税差支なしとする議論もあつて、何れも誤つた議論であるとは云へないのである。従つて、今度の財産税改訂に當つて法人課税を取止めることになつたのは此の理由に依るものではなく、主として次の理由に基くもの様である。即ち

(一) 当初案によると、法人戦時利得税五〇億法人財産税二五〇億の税収入を挙げることになつてゐるが、一方に於て、軍需会社に対する補償を五〇〇億（外地財産に対する補償をも加へると一〇〇〇億）以上も支払ふことは、所謂取るものを取つて与へるものと云うことは、差引マイナスであつて無意味である。寧ろ、軍需補償を打ち切つて法人戦時利得税と法人財産税を取止めた方が、勞少くして効果大なりと云ふのである。尚又斯くすることは、戦時中戦争に協力した軍需会社に対しては多くの場合不利となり、平和産業特に敗戦後の産業復興に寄与せしむべき法人に対しては有利となるであらうと云う意識も含まれてゐるもの様である。

其処で、法人戦時利得税と法人財産税を取止めるとした場合、次の様なことが問題になるのであつて、研究を要する所である。

(イ) 法人財産税を取止めるとすると、資本的觀念のある法人、即ち、法人税法によつて法人税の課税を受ける法人及び特別法人税法によつて特別法人税の課税を受ける法人に就ては、個人財産税の方で個人の所有する株式又は出資に対して課税するから、課税洩れとならないが、資本的觀念のない法人、即ち、民法第三十四条により設立せられた社團法人財団法人並法人格を有していない社團又は財団等に対しては、財産税が全然課税洩れとなるのである。従つて、之を全然頬被りするか、或は資本的觀念のない法人及び法人格を有していない社團又は財団等に対してのみ法人財産税を課税するか、と云うことが問題になるのである。財産税の性質から考へれば、民法第三十四

条によつて設立せられた社團法人・財団法人と雖も、眞に公益の用に供する財産は非課税とし、其他の財産に対しては法人財産税を課すべきであり、又法人格を有していない社團又は財団等に就いては、持分のあるものに対しては個人財産税を課することにし、持分のないものに対しては法人財産税を課すべきであると思考する。

(四) 個人財産税の課税に際して株式の課税価格を市場相場取引価格等所謂時価に依るものとする、この時価に当該会社の総株式数を乗じた時価総額と当該会社の含み資産をも洗ひ出した所謂清算価格とを比較して、後者の方が多額である場合は其の差額に対する財産税が課税洩れになるのである。従つて、之を頗被むりするか、後者の場合にのみ其の差額に対して法人財産税を課するか、又は個人に対する課税に際し株式の評価を、時価に依らずして、当該会社資産の清算価格に依ることになるかと言ふことが、問題になるのである。

二 個人財産税はどう變るか

(一) 免税点 当初案で二万円であつたのが三万円になる。其の理由は税収入と睨み合わせ出来るだけ大衆課税を避けやうと云ふのであるが、これだけは大した改訂ではない。

(二) 税率の改訂 米國式足切計算を採用して十万円以下の財産には輕課し十万円以上の財産には重課する様、税率が按梅されている。

米國式足切計算と言ふのは、例へば、免税点が三万円、課税価格が三万三千元、税率が一〇%であるとする、税額が三万三千元となつて差引二万九千七百円の財産が残ることになる。そうすると課税価額三万円の人が非課税であるのと比較して不合理であるから、之を調製するため、三万三千元の税額から三千元を免税して三百円だけ徴収する。(日本式足切計算では此の場合三千元を免税して三千元を徴収する。即ち残りの財産が三万円になるのである)而して

この三千円の免税は三万円以上の財産価額のものには如何に高額財産であつても凡て適用されるのである。(日本式足切計算では、此の場合、課税価額が三万四千円になると三千四百円の税金を差引いても残りが三万円以上になるから、最早足切計算の適用がないのである)従つて米国式足切計算は日本式の基礎控除と同一の結果になるのである。即ち、米国式足切計算による免税点の場合は税額から控除するし、日本式基礎控除では課税価額から控除するだけの相違であつて、米国式足切計算による免税点三万円と云ふことは日本式基礎控除三万円と云ふのと同一の結果になるのである。

其処で、この改訂案による場合と当初案による場合とを比較して、税率並税額を掲げることにする。

課税財産価額 (単位千円)	改訂案		当初案		税額ノ比較増減
	区分	税率	税額	税率	税額
二二〇	〇	〇	〇	一〇%	二、〇〇〇円
三〇〇	〇	〇	〇	"	三、〇〇〇
四〇〇	三万円超	一〇%	一、〇〇〇	一五	四、五〇〇
五〇〇	四万円超	一五	二、五〇〇	"	六、〇〇〇
六〇〇	五万円超	二〇	四、〇〇〇	二〇	八、〇〇〇
七〇〇	六万円超	二五	七、〇〇〇	"	一〇、〇〇〇
八〇〇	七万円超	三〇	一〇、〇〇〇	二五	一二、五〇〇
一〇〇〇	八万円超	三五	一七、〇〇〇	三〇	一七、五〇〇

二〇〇	十万円超	四〇	五七、〇〇〇	〃	四七、五〇〇	九、五〇〇
五〇〇	二十万円超	四五	一九二、〇〇〇	三五	一五二、五〇〇	三九、五〇〇
七〇〇	五十万円超	五〇	二九二、〇〇〇	四〇	二三二、五〇〇	五九、五〇〇
一、〇〇〇	七十万円超	五五	四五七、〇〇〇	四〇	三五二、五〇〇	一〇四、五〇〇
二、〇〇〇	百万円超	六〇	一、〇五七、〇〇〇	四五	八〇二、五〇〇	二五四、五〇〇
五、〇〇〇	二百万円超	六五	三、〇〇七、〇〇〇	五〇	二、三〇二、五〇〇	七〇四、五〇〇
一〇、〇〇〇	五百万円超	七〇	六、五〇七、〇〇〇	五五	五、〇五二、五〇〇	一、四五四、五〇〇
二〇、〇〇〇	千万円超	七五	一四、〇〇七、〇〇〇	六〇	一一、〇五二、五〇〇	二、九五四、五〇〇
五〇、〇〇〇	二千万円超	八〇	三八、〇〇七、〇〇〇	六五	三〇、五五二、五〇〇	七、四五四、五〇〇
七〇、〇〇〇	五千万円超	八五	五五、〇〇七、〇〇〇	七〇	四四、五五二、五〇〇	一〇、四五四、五〇〇
一〇〇、〇〇〇	〃	〃	八〇、五〇七、〇〇〇	〃	六五、五五二、五〇〇	一四、九五四、五〇〇

(三) 申告納税制度 申告納税制度といふのは米国で発達している制度であつて、税法によつて納税義務を有する者が税法に従つて各自の課税標準を申告し、同時に納税義務者自身で税額を計算して納税する。而して其の後に於て税務官庁が納税標準並納税額を調査検討して、税額に過不足がある際は還付又は追徴する制度である。我国では従来多くの税法で申告制度を採用しているが申告納税制度を採用していなかつたのである。初めて申告納税制度を採用したのは、昨年四月から五百万円以上の資本金を有する法人の法人税臨時利得税及営業税に就て採用したのが、最初であり唯一のものである。然し之も終戦後の決算延期等の関係から未だ活用されるに至っていない。

申告納税制度が従来の申告制度と異なる点は、

第一に、申告と同時に納税者自身で税額を計算して納税することである。

第二に、納税後に於て政府が課税標準を調査決定して税額を算出し、申告納税額に過不足あるときは還付又は追徴することである。

第三に、申告すること自体は従来の申告制度でも同様であるが、申告納税制度では、納税義務者の申告義務が絶対的のものであり、又其の申告は正直なものであることも絶対的な要件である。従つて、申告をしなかつたり、不正直な申告をした場合の罰則は一層嚴重であるし、且つ罰則の適用は必ず勵行せられることになるべきものである。

申告納税制度は右のやうなものであるから、米国のやうに国民が民主主義に徹し且紳士的に訓練された所では適當であるが、我國のやうに国民が未だ民主主義を修得せず、殊に、戦争以來多年の困苦欠乏がもたらした道義心の低下が著しい今日、財産税創設に際して、申告納税制度を採用することは大に疑問とする所である。少くとも個人財産増加税に就ては不可能であると信ずる。何となれば、昭和十五年四月一日と云へば六年以前である。その始期財産を申告すると言ふことは納税者自身にとつても甚だ困難であり、又其の証明の途がないものが甚だ多いからである。

尚、当初の案では概算徴収の制度が設けられていた。即ち、インフレ対策との關係に於て財産税が実施せられると成るべく早い時期に税金を徴収する必要があるので、納税義務者の申告があれば其の申告に基いて概算で税金を徴収し、後日良く調査して概算徴収額に過不足がある場合は還付又は追徴する制度である。若し申告納税制度が採用せられることになれば此の概算徴収制度は自然消滅することになるが、我國の現状では概算徴収制度が適當ではなからうか。

(四) 課税順位の設定 少い財産からの徴税をなるべく避けたいとの趣旨から、課税財産価格により三等級に分類して、五十万円以上（七十万円以上とも云はれる）をA級、十万円以上をB級、十万円以下をC級とする。そして、税法施行後一ヶ月以内にA級を徴税し予定の税収入に達しないときは、更に一ヶ月以内にB級を徴税する。それでも予定の税収入を得られないときは更に三ヶ月以内にC級をも徴税すると云ふのである。

誠に結構な案である。又此の狙ふ所はC級の納税義務者の摘発によつてA級B級の納税者の連税脱税を防止して、課税の充実適正を図る点にある様であるが、果してA級又はB級の両級のみで予定の税収入が得られるであらうかが疑問である。然しやつて見ることは差支へない。ただ、法人に対する課税を取止めて個人面税のみで六百億以上の税収入を必要とするならば、C級をも徴税する必要が生じて来るのではなからうかと思はれるのである。

三 個人財産増加税はどう変るか

先づ個人財産増加税を個人戦時増加税と名称を変更するやうであるが、依然として、其の实体は戦時利得に課税することを主眼とするに不拘、何を戦時利得と見るかと云ふ限界が不明瞭である為に、戦時利得と認め難いやうな財産増加、例へば、勤労と貯蓄の累積による財産増加にも課税するや否、貨幣価値下落（物価騰貴）に因る財産増加にも課税するや否、課税するとせば其の税率を如何にするや、の点に就て検討が続けられたもののやうである。

其処で問題になつてゐる重要な点は、財産増加額に設けられた一種二種の区分の廃止と之に伴う基礎控除の引上とであるやうである。即ち

(一) 財産増加額に設けられた一種二種の区分の廃止である。当初の案では始期（昭和十五年四月一日）より終期（昭和二十一年三月三日午前零時）に至る迄の期間（計算期間）に於ける財産増加額から各種特別控除と基礎控除（一

万円）を控除した残額を、課税財産増加額とし、この課税財産増加額を一種と二種とに区分したのである。第二種財産増加額と云ふのは、始期から終期に至る迄の期間における各種財産の物価騰貴率を参酌して大蔵大臣が定めた一定割合（大体十割と推定されていた）を始期財産価格に乗じた金額とし、之を超過する部分を第一種財産増加額としたのである。而して、第二種財産増加額は物価騰貴に因る財産増加額であるから、之に対しては五万円の免税点を設ける外一〇%乃至三〇%の低率の超過進税率を適用し、第一種財産増加額は実質的の財産増加額であるから、之に対しては六〇%乃至百%の高率の超過進税率を適用して、戦時利得没収の実を挙げんとするものであつたのである。この当初案は何を戦時利得と見做して課税すべきかと云ふことに就て苦心研究した結果出来上つたものであつて、一応筋の通つた案であると考へられる。

以上は本誌創刊号拙稿に於て解説した所であるが、この一種二種の区分は複雑であつて難解であるから、この区分を廃止することが出来れば簡單明瞭であつて最善である。然し依然として、戦時利得でない財産増加に対しても没収に近い課税をすると云ふ大きな欠点が残るのである。其処で考へられるのは

(二) 基礎控除の引上 である。始期に於ける財産価額と終期に於ける財産価額とを比較して、其の増加額を戦時利益と見做して、之に対し一率に高率（六〇%乃至百%）の課税をするのは、粒々辛苦、勤勞によつて貯蓄した財産増加に対しても、貨幣価値下落に因る財産増加に対しても、没収に近い課税をすることになつて、甚だ苛酷である。故に、之を救済する合理的で簡明な手段がないとすれば、勢ひ大雑把に基礎控除額を引上げるより他に途がないのである。基礎控除は当初案では一万円であつたのを、三万円に引上げる、と云ふ噂さがあるが、三万円では過少である。六年間に於ける勤勞と貯蓄の累積による財産増加のみを考慮しても三万円は過少である。況んや、貨幣価値下落によ

る財産増加を考慮に入れるときは、少くとも五万円乃至十万円の基礎控除が妥当であると考へられるのである。

(三) 基礎控除を三万円に引上げ、同時に、始期より終期に至る迄同一の不動産を引続き所有する場合に限り、之を始期及終期の財産価額から除外して非課税とする、ことが考慮せられてゐるやうである。その理由は、貨幣価値下落による財産増加はあるが、実質的には財産増加がないと言ふ点にあるのであるが、左記のやうな大きな不均衡があつて妥当ではない。

(四) 不動産のみに就て貨幣価値下落に因る財産増加を非課税とすることは、其他の財産との間に不公平を生ずる。例へば

預金の場合、始期に於て十万円終期に於ても十万円据置きである場合は、終期の十万円は五分の一乃至十分の一に下落しているから、この財産減少額は他の財産増加額から控除すべきであるが、其の取扱が認められていない。又、始期に於て十万円の終期に於て二十万円の預金である場合も、貨幣価値下落から見ても、尚、財産は減少しているから、この減少額は他の財産増加額から控除すべきものであるのに、逆に、預金増加額十万円に対して高率の課税をすることになつてゐる。

このことは国債に就ても社債に就ても亦株式に就ても同様である。又器具機械設備船舶のやうな財産に就ても同様である。ひとり土地家屋等に就てもみ特別の取扱ひをする理由はないのである。

(四) 同じく不動産であつても始期から終期に至る迄同一のものを持ち続けた場合のみを非課税とすることは、其他の場合と比較して、これ亦不公平を生ずる。例へば

始期に五万円の家屋を所有していたが戦災で焼けて終期には十万円の特殊預金を所有している場合、始期に五万円

の甲家屋を所有していたが一ヶ月後に五万円 of 乙家屋と買ひ換へて、この乙家屋が終期に十万円と評価された場合、何れも差額五万円は高率の課税を受けるのである。同一の家屋を始期から終期まで持ち続けた場合にのみ非課税とする理由はないと考へられる。

又、始期日後期日前に新に土地家屋を所有した場合、例へば、昭和十六年一月一日に五万円の土地又は家屋を新に所有して終期に十万円と評価された場合、其の取得した日から終期に至る迄五年間に於ける貨幣価値下落による財産増加に高率の課税をすることになる。始期から持ち続けた場合を非課税とするのと比較して不公平である。

之を要するに始期から終期に至る迄同一の不動産を引続き所有している場合と雖も、之を処分すれば財産増加額が実体化すると云ふ点並賃貸料が昂騰していると云ふ点に担税力を認めて、他の財産と同様、戦時増加税を課税すべきである。若し然らずとせば、他の凡ての財産に就ても貨幣価値下落に因る財産増加額を評定して其の部分を非課税とし、併せて、貨幣価値下落に因る財産減少額を評定して他の財産増加額から控除すべきである。

従て、当初案の如く一種財産増加額二種財産増加額の区分を存置することが出来ないとすれば、思ひ切つて基礎控除を五万円乃至十万円に引上げて、凡ての財産に対して、例外なく、貨幣価値下落に因る財産増加額に対しても課税すると云ふ建前を採るを可とすると信ずるのである。

四 其他の改訂

個人財産税及個人財産増加税を通じて

(一) 戦災者の特別控除 一世帯に付て一萬円の控除をすることになつていたが、之を戦災者一人に付て五千円の控除をすることに考慮せられた様である。

(二) 家族に対する特別控除 戸主(世帯主)及び家族一人に付て二千円の控除をすることになつていたが、これを五千円程度に引上げることが考慮せられている。但し、この家族控除は個人財産税のみに認められるのであつて個人財産増加税では認められないことには變りがない。

(三) 海外引揚者に対する特別控除 が新に設けられるやうである。海外からの引揚者の犠牲は戦災者以上であるから、適當なる控除額を設けることは異議のない所であらう。

(四) 預貯金の優遇 に付ても改訂がある模様である。

むすび

財産税の円滑適正なる実施を念願する微意から、本解説では多少の批評を附加した。政府並国民の了解と研究とを希ふ次第である。

尚、軍需補償の打切りと云ふことが法人財産税並法人戦時利得税を取止める条件になつてゐるやうであるが、本解説を草し終つた六月上旬には、全面的戦時補償打切り説が新聞等に見えるのである。軍需補償がどの程度に打切られるか、若し全面的の戦時補償打切りが実現することになると、其の影響する所は広汎且つ重大であつて、或は、特殊預金は勿論預貯金、国債、株式等に付ても大變革が加へられることが不可避となるであらう。そう云ふことになること、又財産税にも更に大改訂が加へられて、不動産と一少部分の動産とを除いては課税が出来ないことになるかも知れない。而も不動産等に課税しても物納以外には納税する方法がなくなるかも知れないと思はれる。特別議会の開会も旬日の中に迫つてゐる。何れは議会で決まることではあるが、要は速かに決定して、国民の覚悟を促がすと共に不安を

一掃することにあると信ずるのである。(昭和二一・六・一〇)

出典・「税」第一卷第二号 帝国地方行政学会、昭和二年刊二頁から一七頁所収

金融緊急措置令実施後の経過と改正

大蔵省銀行局銀行課長 河野 通一

一 金融緊急措置令実施後の推移と経過

昭和二十一年二月十七日を期して公布施行せられた金融緊急措置令及日本銀行券預入令は終戦後に於ける一般經濟社会情勢の推移に鑑み遂に悪性インフレーションの様相を露呈して来た經濟界、金融界の憂慮すべき事態に対処して政府に依つて採られた最も組織的な綜合的インフレ攻勢の一つであつて、金融面より過剰購買力の主要源泉たる既存預金の封鎖と過剰流通現金の強力な回収を目的として行はれたのである。これら金融上の緊急措置はこれと同時に実施せられた食糧緊急措置令、隱匿物資等緊急措置令、臨時財産調査令並に其等関連法令や各種の物価対策と相共に一連の綜合的關係に立つ日本經濟の再建への記念すべきスタートであつた。

金融緊急措置令実施以来其の功罪については各方面から種々論議せられて居るが、敗戦後の虚脱状態より經濟再建の意欲への切替に重要な契機を与えた点は其後に於いて各般の經濟活動、生産活動が漸進的にではあるが復興しつつあることの内に充分に其の意義を認めなければならぬ。然し乍ら現在の經濟關係の複雑性と敗戦に依る悪条件との為に悪性インフレーションの防遏を極めて困難な課題たらしめて居ることは云ふまでもない。そして外部的な与件の変化に対応して臨機応変に機動的に適切な措置を講じて行くことは行政運営上種々困難な問題を伴ふとは云へ、金融の性質上迅速果敢に断行しなければならない事柄である。金融緊急措置令はその施行以来屢々法令告示の改正が行は

れ、各種の取扱通牒が発せられ、世上には朝令暮改の評を聞かされているのであるが、現下の事態は我國民經濟が未曾有の難問に逢着して居る場合であるから、斯る世評をも敢へて辞せず、絶えず情勢の推移を直視し、これに即応した措置を機敏に講ずることが必要であり、これが為所要の改正を加へるに吝かであつてはならないと考へる次第である。然らば金融緊急措置令の実施以来の改正は如何なる經濟的金融的背景の下に、如何に進められたかを概観することとする。

一 日本銀行券預入令及金融緊急措置令実施の影響

日本銀行券預入令の施行に依つて二月十八日現在に於いて六一八億二四百万円の巨額に上つた日銀券發行残高は爾後一日平均二〇億二千万円（註一）を減少して三月十二日には遂に一五二億四百万円に收縮した。勿論此の期間は新券と旧券の二本建であるから旧券の收縮状況は右の数字より尚大きい訳であるが、三月十二日以後は漸増に転じ、三月三十日迄に八一億一百万円を増加して發行残高は二三〇億二千二百万円となつた。而して同日に於ける旧券未回収残高は四五億一三七万五千余円であつて、此の未回収残高中には海外に流出せるもの、焼失せるもの等の金額を含むが、一応日本銀行券預入令第五条の規定に依つて三月三十一日現在の發行高より除去し、日本銀行仮受金勘定中の特別科目を以て整理された。尚旧券の未回収残高については引揚者に対する新旧券の引換や昭和二十一年大藏省告示第九十九号に依つて金融機関に預入を許可されるものがあるから右の未回収高は其の後なほ減少しつつある訳である。

扱三月十二日に於いて最低額を示した日銀券發行高は金融緊急措置の厳格な規制にも拘らず爾後略々算術級数的に

増加し続けた。即ち四月末二八二億円、五月末三六三億円、六月末四二七億円を算して居る。尤もその増勢は漸次鈍化の傾向を示し、一日平均増加額は三月四億円、四月三億円、五月二億五千万円、六月二億円と漸次減少しつつあるのである。然し乍ら第一表に示す如く三月十二日の発行高を一〇〇とした場合に七月一日現在の発行高指数は三四〇であつて、金融緊急措置令施行前の最高指数たる四〇七に接近して来て居ることは注意せねばならない。

註一 減少額の最高は三月九日の九〇億五九百万円余である。

第一表 日銀券発行推移表

(単位百万円)

	二月六日	三月三日	三月十日	三月十一日	三月十二日	三月十三日
発行残高	六、八八四	一、五二四	三、三三三	二、四四四	二、六五九	三、六六一
増加額	(一) 六、六〇〇	八二二	九〇五	七九三	六五九	三、二〇〇
一日平均増	(一) 二、二〇〇	四、三三	三、〇四	二、六六	二、三八	
発行残高指数	四〇七	一〇〇	一三五	二三五	二六七	三三〇

二 金融緊急措置令の改正要点

以上の如く新券の流出高は傾向としては遞減しつつあるとは云へ、一般の状況は金融措置に依つて許された限度一杯に資金が放出され、且つ放出された資金は金融機関に還流することなくそのまゝ流通界に滞留乃至退蔵されてい

る。斯くて戦時中に蓄積せられた封鎖預金から依然として追加購買力として一般に流出しそのまゝ民間に止まり、前述の如き日銀券発行高の累増を招来したのである。他方食糧事情の窮迫を枢軸とし我國經濟は愈々困難の度を加へるに至つた。斯る物資の情況、物価の狀況、財政の見透し等から見るときは金融緊急措置令の目的とする所謂新券一本經濟の確定は容易に達し難いものと云はねばならない。右のやうな情勢に対応して金融緊急措置令に対して加へられた改正の重要なものを挙げると次の如くである。

一、四月一日の改正

個人生活費の引下

戦災者に対する生必品購入費の停止

指定事業者制の創設（三月二十一日を境とする新旧封鎖預金制）

二、六月二十一日の改正

事業資金融資原則の確定（六月二十一日を境とする新旧封鎖預金制）

三、五百円生活の枠の拡大の爲の改正

電話電気瓦斯料金、教育費、非常備資金の増額、戦災者等の住宅購入費及生必品購入費

四、封鎖支払票制、金融通帳制及金融措置委員會の設置

改正の経過を見ると金融緊急措置令は当初の性格であつた所謂旧券經濟の封鎖と云ふ消極的性格より一步進んで次第に經濟再建への積極的意図が盛られる様になつて來たことが觀取されよう。此のことは指定事業者制、事業資金融資原則、商業手形等の優遇（後述二の其の後の改正解説参照）、金融措置委員會の設置等を実現されて居る。

以下には右の諸改正を要するに到つた理由及其の影響を概観しようと思ふのであるが、現在の情況では経済活動が潜行的に行はれる場合が多い為に特に計数的な把握が困難であり、加ふるに金融緊急措置に関係した統計が未だ充分に整備されて居らない為に本稿に於ては問題の焦点を明瞭にする上からも視野を狭めて東京組合銀行の預金勘定等を手掛りとして述べることにする（註二）。

註二、金融緊急措置令に関連する金融機関の範囲は極めて広い（措置令第八条）。従つて各金融機関について詳細な統計を要求することは唯今のところでは困難である。又措置令の影響については金融機関の経営状態、全体の資金状況、賠償関係の考慮等を必要とするのは勿論であるが、此処では其の目的でないので、特に資金の放出面及吸収面に注目することとした。

三 新券預金の傾向

東京組合銀行の一般自由預金勘定を第二表に依つて見ると、預入等は三月七億円余、四月一三億円余、五月二五億円弱と増加傾向は著しいが、同時に払戻等も三月三億円余、四月一一億円余、五月二〇億円余と増加して居り、資金の変動は甚だしく且つ払戻等は預入等よりも多く、差引増加額は三月四億円弱、四月二億四千万円、五月四億円余と停滞傾向にあつて、預入に対する歩留りは三月五五%、四月一八%、五月一七%と低下の

第二表 東京組合銀行一般預金自由預金勘定 (単位百万円)

	二 月 中	三 月 中	四 月 中	五 月 中
預 入	3	703	1,357	2,473
払 戻	2	317	1,116	2,057
差 引 増	1	386	241	416
預入ニ対スル歩留	33%	55%	18%	17%

傾向を示して居る。自由預金勘定は保合としても、封鎖預金勘定より自由支払として支払はれるものは資料一に依つて見ると三月一六億円余、四月七億円、五月八億円余と相当額に上つて居るから、此の勘定から自由預金勘定への振替を一応考慮に入れないとすると現金として放出される金額は第三表現金流出額概算に示すが如く、三月一三億円弱、四月四億円余、五月四億円となつて四月以降は全体として約四億円程度が恒常的に流出されて居ることとなつて、自由預金勘定の相対的重要度は余り高くなつて居ないと云はなければならない。

四 四月一日の改正

右の様な預金の流出は何に依つて招来されるのであらうか、第四表に依ると自由支払に依る払戻の内訳は生計費三二%、賃金給与二五%、其の他二三%が主な科目となつて居り、此の事實は現在世帯数一七百万世帯七五百万人、失業指数九九、三（第八表）、戦災者一千万人二百万家族の預金払戻要求に対応するものと考へられる。従つて新券経済のバランスに一步接近する為には右の費目に対して一様に無理のない削減が考慮せられねばならぬ。

此の為に採られた措置が四月一日の改正であつて、本改正の内容は既に「金融緊急措置の解説」（大蔵財務協会発行）に述べられたが、

其の要点を述べると次の如くである。

- 一、個人生活費の為の払戻金額の引下（則五I.1改正）
- 二、指定事業者の払戻制限（則六の二及六の三追加）
- 三、戦災者の生必需品購入資金の払戻の停止（則附則II.追加）

第四表 東京組合銀行封鎖預金
勘定自由支払払戻割合

自由支払		3月中	4月中
	生計費	32%	24%
	賃金給与	25%	47%
	事業費	17%	17%
	已ムヲ得ザルモノ	3%	3%
	其ノ他	23%	9%
	計	100%	100%

第五表 東京組合銀行封鎖預金
勘定自由支払払戻傾向

自由支払		3月中	4月中
	生計費	100	32
	賃金給与	100	82
	其ノ他	100	17
	現金流出額概算	100	37

右の改正の結果生計費の払戻を認められないこととなつた世帯は約七百万世帯（農家五五〇万戸其他）、戦災者にして生必品購入資金の払戻を認められない者約五〇%とし五百万人百万家族及賃銀供與其他の現金払戻の停止であつて指定事業者関係の部分と推定される（註三）。

此の結果を資料一に依つて見ると封鎖預金からの自由支払額は三月一六億六千万円が四月七億円余と約半額に減少し、第五表の指数によつて見ると三月一〇〇に対して四月は生計費三二、賃銀給与八二、其の他一七と著減し、自由支払として流出する現金は三七と略々三分の一に低下して居る。此の事實は指定事業者の事業経営活動が一応擬制資本たる封鎖預金から独立して新券経済の範囲に織り込まれた事をも物語つて居る。此れに依つて封鎖預金からの自由支払の構成も著しく変化して第四表に見る如く賃銀給与に依つて約半額を占められる様になつた。かくて最終の指標

たる日銀券発行高は一日平均約一億円を減じたのである。

註三、勿論預金を有しない家族、業者もある。

五 事業資金関係の傾向

金融緊急措置令に依つて懸念されたことに事業資金の不円滑に依る生産増勢の停滞がある。同時に又終戦

以来の物価の奔騰に依つて棚卸資産の評価増を見込んで企業の生産活動が抑制され、縮少された物的資源に対応する経営の整理は放置され、戦時中に蓄積せられた擬制資本からの追加信用に依る雇傭の維持と云う様な実情は金融面から金融緊急措置令の対象として取り上げられねばならない方向に進んで居つた。斯る傾向は今我々の手元にある統計に如何に現れて居るのであらうか。これを東京組合銀行封鎖預金勘定（資料一）及同貸出金勘定（資料二）から導き出した第三表に依つて見る（註四）。

封鎖預金よりの払戻に依る事業費（原材料及施設の購入費）の内自由支払に依つた部分は二乃至三%の僅少額であつて而かも減少の傾向にあるのは封鎖支払決済が一般に予想されて居るよりは多く用ひられて居る傾向と同時に封鎖預金に依存しない自由支払決済部分が漸次広く行はれて行く傾向の二面を語るであらうことは第二表に現れた自由預金の変動率を併せ読むことに依つても推測される。而も事業資金（自由封鎖事業費に自由支払貸金給与を加へたもの（註五）の内自由支払部分の金額は払戻に依るもの二月九千万円弱、三月七億円、四月及五月四億五千万円に對して、貸出に依るもの二月二千万円、三月四千五百万円、四月六千万円余、五月一億円余となつて居り、貸出より預金振替部分を考慮に入れても払戻に依る支出が圧倒的に多く、両者の差額は自由預金預入払戻差引増（第二表）を相殺して、結果として自由支払流出額二月四億円弱、三月一三億円弱、四月四億六千万円、五月四億円と恒常的現金流出となつて現れて居ることは都市經濟が地方經濟に依存することの現れであるが、此の事實は第六表に見られる封鎖預金の変動状況（註六）を對照してみることに依つて全体として再生産構造の均衡關係が物的にも資金的にも恢復されて居ないことを示し、新券の流れは斯る源泉から第四表に見るが如く貸金給与及生計費の形で大半が食糧品の対価として都市から流出して居るのである。

第三表 東京組合銀行勘定ニヨル事業資金傾向表

		2 月 中 (2.18→2.28)	3 月 中	4 月 中	5 月 中
払戻勘定中ノ事業 資金ノ割合		% 31.6	% 38.3	% 47.7	% 47.3
払戻ニヨル事業費 中ノ自由支払分		% 3.0	% 10.9	% 2.5	% 2.2
事業費 金ノ 指数費	払戻	× 100	145	235	302
	貸出	× 100	85	92	127
事業資金 ノ自由 支払ノ 金額	払戻	百万円 87	701	452	541
	貸出	百万円 20	45	62	124
現金流出額概算		百万円 387	1,274	467	406

事業資金＝事業費（自由、封鎖）＋貸金給与（自由）

事業費＝事業費（自由、封鎖）

現金流出額概算＝自由預金差引増－封鎖預金勘定自由支払額計

×印二月ノ計数ハ10日間ノ実数ナルヲ以テ3倍シテ基準トセリ

第六表 東京組合銀行封鎖預金勘定一般預金

(単位百万円、特殊預金ヲ除ク)

		2 月 中	3 月 中	4 月 中	5 月 中
預	入		10,513	10,518	11,158
払	戻	2,215	8,010	10,341	12,870
差	引 増		2,501	177	(1)1,712
預入ニ対スル歩 留			% 23.8	% 1.7	% (1)15.3
封鎖預金 現在高		19,822	22,629	22,800	21,088

次に封鎖預金よりの払戻総額に対する事業資金の割合を見ると二月三〇%余、三月四〇%弱、四月及五月五〇%弱と増大傾向にあり、生産活動の再開と共に大となるが其の指数について見ると二月を一〇〇として（註七）払戻に依るものは三月一四五、四月二三五、五月三〇二と増大傾向が著しいのに対し、貸出に依るものは三月八五、四月九二、五月一二七と払戻に依るものに比べて劣ることは事業資金の封鎖預金特に既存封鎖預金依存化傾向が傾向的に増大しつつあることを意味するものである（註八）。

註四、資料一及資料二共に「其の他」中には高額給与、保険料、地代、税金等を含み、事業資金とされるものがある、又旧償還済額中には当然事業資金と看做されるものが含まれて居るであらうが資料上分けられないので斯るものは一応「事業資金」に含まれていない。

註五、事業資金とは自由及封鎖の事業費（原材料及建設勘定）に自由支払の賃金給与を加へたものである。（註四参照）

註六、三月の差引増は旧券預入増が多く、四月以降の差引増は旧償返済収入、前受金収入等を含む。従つて生産収益に依る増加は遙かに少く或は倒と推定される。又封鎖預金預入及自由預金勘定共に内訳は不明であるから事業資金は其の一部分として考へねばならぬ。

註八、封鎖預金は新封鎖収入が流入するから現在高の全額が既存封鎖預金（旧券経済乃至は擬制資本）と看做すことは出来ぬ。又一方新封鎖収入中には旧券封鎖預金からの単なる振替的性質のものも含まれている。此処では第六表の封鎖預金の現在高、其の他の計数を手掛りに斯る傾向があると推定する。尚喰込み金額が赤字補填に使用される処に其の重要性がある。

次に生産其のものは如何に推移して居るか。

之を商工省調査の主要物資生産実績より基礎生産財、中間生産財及消費財として石炭、鋼材、硫安、電動機、農機具及金を拾ひ（資料三）之を指数化すると第七表の如くである（註九）。生産の方向は全般に堅実な上昇過程を取つて居る。然し乍ら明瞭に現れて居るのは生産段階の低度な基礎物資生産の増大が緩慢であると云ふことである。五月

の指数を取ると石炭一二六、鋼材一三一、硫安一八九、に対して電動機二六六、農器具六一〇、釜七七七（註九）となつて居る。此の傾向は特に重要であつて負担過重な戦争を賄ふ為に徹底的に消耗された資本財の消耗部分を補填すべき基礎物資の生産が低く、縮少した自然資源の量に不均衡に大きい消費財産業の経営単位が戦時経済力の貴重な遺産たる僅少の蓄積資材を消耗して居る姿に外ならない。

次に第八表の厚生省調査の失業指数に見ると三月十五日を基準として農山村地域は低下傾向を示し、農繁期の雇傭増大と新券保有の余裕を現すが、之に反して農繁期に農村へ向つて移動をせしめた商業地域人口は五月に入つて金融緊急措置令の影響の爲か三月を上廻る指数を示して居るが、全般として失業が低下して居る傾向は賃金給与額の不変（資料一）、事業資金の増大傾向（第三表）に依つても推測されるのであつて国民経済の現状よりして意外の感に打

第七表 商工省調査主要物資生産実績傾向

	2 月 中	3 月 中	4 月 中	5 月 中
石 炭	100	121	120	126
普 通 鋼 材	100	152	136	131
硫 安	100	131	145	189
電 動 機	100	168	293	266
農 器 具	100	457	508	610
釜	註 100	688	405	777

第八表 厚生省調査失業指数

	第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日
商 業 地 域	100.0	99.3	89.9	107.1
農 山 村 地 域	100.0	94.6	99.1	82.7

たれるのである。

以上に依つて生産経営の実態は擬制資本たる既存封鎖預金の払戻に依つて事業収支の赤字部分を賄ひ、斯る事業資金の単位当り生産力は基礎物資程少であり、此のことは物的には資本財の戦争消耗部分の補填を遅らせると共に蓄積資材の喰つぶしを促進し、経営的には物価体系の不均衡に依存して貨幣価値錯覚に依る名目利益と追加信用を以て過大雇傭の維持と経営の未整理を続けて居ると云ふことが出来るのであつて、此の俛に推移すれば斯る堆積した矛盾が一挙に崩壊の危機を以て報ゆる日が来ないとは申されない状態である。

註九、釜の生産額は二月が稍低下して居つて全体の指数が稍大きく示されて居るが比較には差支へない。

六 六月二十一日の改正

以上に述べた様な事業資金の傾向に対処して六月二十一日蔵銀第四六九号通牒は事業資金の供給に関して根本的な変更を加へ、斯る傾向を除き事業経営を封鎖預金から切離し経営計算の上に基礎を置いた其の合理化を金融的に促進することを目的とし以つて金融緊急措置令の目途する経済の安定的基礎の招来に更に一步を進めた。本改正の要点は本稿二を見て頂けば良いが要点は次の通りである。

一、一切の事業資金は金融機関の融資に依つて賄ひ、六月二十一日以前の封鎖預金は爾後の分と區別し、これを一応凍結する。

二、自由支払の融資は自由支払で回収し、要すれば其の他のものも自由支払を以て回収する。

本改正の狙ひは一言をもつて云へば金融機関から放出された資金を再び金融機関に還流せしめると共に企業経営の

合理化と資金の効率的活用を一層推進する点にある。これを事業者の側から見れば事業経営の貨幣価値再生産を正常ならしめることが必要である。前述の様な一方的な資金の費消傾向は信用供与者としての金融機関の事業経営監査を通ずることによつて行はれ得なくなる。従つて封鎖預金の取崩しに依存した事業経営は生産性の増強、過大未稼動資産の整理、雇傭の適正化を通じて合理化を要求される。而して新収益の内から得る新しい資本蓄積の増大と共に短期借入資金の負担より漸次に脱却することが出来ることとなるのである。然し乍ら本措置が金融緊急措置令の目途する経済の安定と結び付くが為には経営の貨幣価値再生産が物的再生産と併行することが前提条件である。換言すれば価格体系の均衡と使用し得る資源に相応した生産構造が確立されることである。金融機関の事業経営に対する監査は収益性を重要な尺度として居る。従つて棚卸資産の価格の騰貴傾向が金利をカバーして余る程に大であるならば本措置は其の効果を著しく削減される、此処に金融機関の公共的性格が強く要求される根拠がある。資金供与に際して其の方向は正しく生産活動に向けられねばならないのであつて責務の重大なのに鑑みて慎重な態度を望むものである。事業資金の将来も多難を予想されるのであつて、賠償問題、補償問題等の影響は金融緊急措置令の取扱にも変化を与へて行くのであらう。

七 物価の動向と五百円生活の枠の拡大措置

金融緊急措置令実施後一般物価は有効需要の低下と共に若干低下の傾向を示して居ることは第九表の東京露店物価指数に依つて知られる。即ち金融緊急措置令実施と共に旧券流通期間は何れも騰貴を見たが、什器は三月六〇に低下し、四月及五月の七二は新券の余裕と生産の微増を現し、雜貨は三月九七、四月八五、五月八三と低落傾向にあるのは品物出廻りが新券保有をカバーして余りあり、又同時に食料品は三月及四月の九八より五月一二六と騰貴傾向に転

(ママ)

第十表 大都市労働者
世帯標準生活費推算

其ノ他	9.5
教育、修養、娛樂	4.5
交通費	6.3
保健衛生	7.5
光熱費	6.0
被服費	6.6
住居費	10.0
嗜好品費	4.5
調味料	3.9
副食	22.2
主食	19.0
飲食物費	45.1
	百分比

じたのは食糧不足と其の需要の非弾力的であることに依る。家計の余裕は食料品購入に吸収されて居ることは第十表に依つて示されるやうに飲食物費が家計の大半を占めて居ることに徴しても明瞭である。従つて都市居住者の生活費は楽でないことは事実であるが、五百円の枠を外

すことは物価の上昇のみを来して物の入手は出来ないから差当り枠を外すことは疑問である。然し個人生活費の或る部分について封鎖預金から支払を為し得る範圍を拡張して実質上生活資金の窮迫を緩和する為に次の様な点が改正された。

一、個人の電話料、瓦斯料金及電気料金の封鎖支払を認めた。

二、教育費

(イ)同一世帯内の学生又は生徒の教育費として毎月五十円の自由支払を認めた。

(ロ)授業料の外入学金、実験費を全額封鎖支払を認め、児童についても之等を認めた。

(ハ)学生又は生徒の新学期開始期に於いて教科書、参考書、実験器具の購入費を一定基準に依つて自由支払を認めた。

三、非常備労資金の計算方法を改め、一月二十五円の自由支払を認めた。

四、戦災者等の住宅購入資金の為の封鎖支払を認めて居る金額を五千円より一万円に改めた。

第九表 東京露店物価傾向

	2月上旬	2月中旬	3月中旬	4月中旬	5月中旬
食 料 品	100	118	98	98	126
什 器	100	100	60	72	72
雑 貨	100	110	97	85	83

五、戦災者等について正規の配給ルートより生活必需物資の配給に封して自由支払を認めた。

右の様な改正に依つて家計上余裕の生じる割合は第十表に依つて約一〇表に依つて約一〇%余又はそれ以上と見られるが、特に電気料金の封鎖支払は燃料不足に対して相当の緩和となるであらう。

八 封鎖支払票、金融通帳及金融措置委員会

(イ)封鎖支払の方法は金融緊急措置令の実施に伴つて行はれる様になつたのであるが資金移動上封鎖決済の部分は資料一にも見る如く大都市を占め、且つ其の量は相当著しい増大傾向にある。従つて小切手用紙を使用する時は経営費の増大しつつ金融機関に過大の負担を与えるので封鎖支払票を作つて之を以て小切手の代用とした。然し乍ら封鎖支払票は小切手ではないから取扱には多少の注意を要する。

(ロ)金融通帳は個人及事業者共に使用される様になつたので資金の使途及金額の確認上技術的に一步を進めた。特に事業金融通帳は事業者の事業の規模として雇傭者数、売上高を記入せしめ、貸借対照表及損益計算書並に資金計画概況を添附させることになつて居るので事業の資金状態の監査に資すること大なるものがあると考えらる。

(ハ)金融緊急措置令は其の対象とするところが極めて広汎であつて、其の影響する処が少く

ない。又其の運用は各方面の特殊事情に即応する要があると共に当事者殊に金融機関の適正公平な取扱と法令の充分なる理解を必要とする。殊に前述せる事業資金の融通方法が適正なる運用を要することの重要なことは既に述べたが、斯ることを考慮して地方金融措置委員会の制度を設け各界の代表者を参加せしめて金融緊急措置令其他の経済法令の正しい運用を計ると共に金融機関の公共性を促進せしむることとした。其の活発なる運用が期待されて居る。

九 金融緊急措置令の立法的側面

金融緊急措置令は勅令第八十三号を以て公布せられたのであるが、立法技術的に見ると勅令、省令二、告示十四、

資料一 東京組合銀行封鎖預金勘定払戻高

(単位百万円)

		2 月 中 (2.18→2.28)	3 月 中	4 月 中	5 月 中
自 由 支 払	生 活 費	46	532	171	172
	賃金給与	68	411	335	412
	事 業 費	19	290	117	129
	己ノヲ得 ザルモノ	69	46	19	15
	其 ノ 他	184	376	64	38
	計	388	1,660	708	822
封 鎖 支 払	旧債返済	165	895	1,162	1,690
	事 業 費	614	2,362	4,488	5,801
	賃金、地代 納税其ノ他	1,046	3,090	3,983	4,554
	計	1,827	6,350	9,633	12,549
総 計		2,215	8,012	10,341	13,371

資料二 東京組合銀行貸出金勘定

(単位百万円)

		2 月 中 (2.18→2.28)	3 月 中	4 月 中	5 月 中
自 由 支 払	生 計 費		1	1	
	賃金給与	17	17	14	22
	事 業 費	3	28	48	102
	己ノヲ得 ザルモノ		1		2
	其 ノ 他				
	計	22	51	65	129
封 鎖 支 払	旧債返済	13	108	37	37
	事 業 費	467	1,201	1,273	1,725
	賃金、地代 納税其ノ他	117	326	213	178
	計	599	1,645	1,528	1,948
	総 計	621	1,696	1,592	2,077

資料三 商工省調査主要物資生産実績

	2 月中	3 月中	4 月中	5 月中	単位
石 炭	1,346	1,632	1,620	1,695	千吨
普通鋼鋼材	16,729	25,426	22,366	22,007	吨
硫 安	22,038	28,908	31,905	41,702	吨
電 動 機	3,450	5,805	10,118	9,194	台
農 器 具	5,900	27,000	30,000	36,000	千円
釜	35	241	142	272	千個

取扱通牒約一三〇（二月以降七月一日迄、一般的にして重要なもののみ）の特異な体系を持つて居り、施行以来省令の改正二回、告示の改正一五回を数へ、発遣せられた一般的内容を有つ取扱通牒の内訳は広く事業資金の關係が五三、個人資金關係其他が二一、措置令關係の解釈及取扱に関するもの五七となつて居り、個人及事業資金の全般的規制が如何に技術的にも困難であるか、又不測の影響があつて其れに伴ふ機動的措置と周知徹底に努力が払はれねばならないかを明に示して居る。殊に事業資金關係の取扱通牒五三の内容は大部分が自由支払と封鎖支払の割合に關係するものであつて、二本立の根本的困難をも感ぜしめる。ともあれ關係者を始め、社会一般の方々のインフレ阻止に対する一方ならぬ御協力を感謝する次第である。

二 金融緊急措置令關係法令の四月以降の改正

前述の如く措置令の關係法令は其の施行の後に於て屢次の改正が加へられたのであるが、四月上旬迄の改正に付いては既に「金融緊急措置の解説」に於いて述べられてあるから本稿では右以降の改正であつて重要なものを解説し、一般の參考に資することとする。

一 省令及告示の改正

(一) 国又は都道府県其他地方公共団体支払等規則の改正

金融緊急措置令及日本銀行券預入令の施行に伴つて国又は地方公共団体の支払については昭和二十一年三月三日大藏省令第二十四号「国又は都道府県其他地方公共団体支払等規則」に依つて規制することとしたが、其の題名、字句を訂正すると共に新に二箇条を追加して国等の收納の場合に付いても規定を設け、小切手及郵便為替証書に依る納

付を認めて措置令の取扱に應ずることとし、五月八日から施行せられた。改正の要点は左の通りである（昭和二十一年五月八日大蔵省令第六十二号）。

- (1) 題名を「国又は都道府県其ノ他地方公共団体ノ受払規則」に改めた。
- (2) 第一条第一項の中に「左の各号の経費」とあるのを「左の各号の経費等」に改め、第一条第五号の中に「使途」とあるのを「支払」に、「経費」とあるのを「経費等」に改め、第二条の中に「経費」とあるのを「経費等」に改めた。

- (3) 新に左の事項を規定した。

(イ) 国又は都道府県其の他地方公共団体の現金収納機関に於て歳入金若は返納金の納付者又は保管金若は供託金の提出者から金融緊急措置令施行規則第二条の規定に依る小切手又は郵便為替証書を以て納付又は提出を受けたるときは之が受入を為すことを得ること（同規則第三号）。

(ロ) (イ)に定むる歳入金の受入に関しては大正五年法律第十号及之に基く命令の規定を準用すること。

又(イ)に定むる返納金、保管金又は供託金の受入に関しては右法令の規定に準じ之が取扱を為すことを得ること（同規則第四条）。

- (二) 資金融通の総額制限に関する告示の改正及通牒に依る取扱変更

- (1) 適用範囲の拡張

金融機関の資金融通総額制限に関しては措置令施行規則第十三条第二項の規定に基く昭和二十一年三月大蔵省告示第百二十九号に依つて三月二十日現在に於ける融通総額を資金融通を為し得る限度とされて居つたが、其の後

の状況に依り之の適用範囲を次の通り改正拡張した（大蔵省告示第二百八十六号に依る改正）。

(イ) 証券引受会社及ビルブローカーも金融機関と同様に資金の融通を行ふので、之等に付いても資金の融通総額を制限する必要があると認められるから、証券引受会社及ビルブローカーは大蔵大臣の許可を受けた場合でなければ昭和二十一年四月十日現在に於ける資金融通の総額を超えて資金の融通を為すことを得ないこととした（大蔵省告示第百二十九号第一項）。

(ロ) 金融機関、証券引受会社及ビルブローカー相互間に於ける資金の融通は所謂インター・バンクの融資であつて之を制限する必要がないので右の資金融通の総額中には含めないこととした、従つてコールローン等は右の制限から除かれることとなつた（同前）。

(ハ) 金融機関、証券引受会社及ビルブローカーが金融業務上受入れた資金（之等の者が金融業務以外の業務の爲金融機関等から融通を受けた資金等を含む）を金融業務以外の業務に使用することは一般原則に基いて制限する必要があるので一般の融通と同様に取扱ふこととした。之に依つて地方農業会漁業会、等が内部金融として兼営事業たる経済事業に使用する資金や証券引受会社が有価証券業務に使用する資金は同一法人内の問題であるけれども本措置の関係では資金融通として取扱ふことが明確にされた（大蔵省告示第百二十九号第二項）。

(2) 肩代り金の控除

右の「資金融通総額」の計算に付ては金融機関にあつては三月二十日、証券引受会社及ビルブローカーにあつては四月十日以後に他の金融機関に肩代りした金額を控除した金額を「資金融通総額」として取扱はれる（銀秘第二千九百四十二号）。

(3) 融資総額限度の増額

昭和二十一年六月二十一日以降は事業資金は原則として金融機関よりの資金融通の方法に依ることとなつたので差当りの需要に應ずるため右資金融通総額制限の規定に依る融通限度は各金融機関とも一律に五%の増額を許可せられたものとして取扱ふこととなつた(蔵銀第四百七十号第一、一(三))。

(4) 手形割引の優遇

金融緊急措置令の強化に伴つて事業関係の資金移動は生産的でない場合には相当抑制されることとなるであらうが、一方生産及取引の裏付けがある場合の金融は積極的に助成する必要があるので、日本銀行が再割引を為し得る様な優良適格手形の割引は融資総額制限の枠外とした。即ち(一)期限三ヶ月以内の商業手形及(二)緊急物資の生産に伴ふ取引に基づく期限六ヶ月以内の商業手形に準ずる手形の割引に依る資金融通に付いては右の資金融通総額の中に算入しないこととした。但し此の場合には割引に依る融通に付き翌月十日迄に日本銀行本支店經由大蔵省に報告することを要する(銀秘第四百八十六号第七)。

(三) 其の他の告示の改正

(1) 自由職業者の追加(四月三十日大蔵省告示第三百十五号に依る改正)

弁護士、計理士等の所謂自由職業者に対しては従来昭和二十一年三月大蔵省告示第百七号に依つて生活資金の外毎月五百円の限度に於て預金の引出が認められて居たが、今回土木、建築、電気機械等の設計士についても同様毎日五百円以内の預金の引出が認められることとなつた(大蔵省告示第百七号二の(ロ)に追加)。

(2) 健康保険組合の手当金等の取扱(四月二十七日大蔵省告示第三百十二号に依る改正)

従来勅令に依つて組織せられた組織せられた共済組合の組合員に対する年金給付に付いては自由支払を為し得ることとなつて居たが、今回更に健康保険組合をも含めて、其等組合員に対する年金、傷病手当及出産手当金に付て月額五百円迄は自由支払を認めることとした。尚右の諸手当金で月額五百円を超える部分は封鎖支持に依ることとなつて居る（大蔵省告示第二十五号第一号の改正及同告示第二十七号第二号ノ二の改正）。

- (3) 学校の授業料等の取扱（四月二十七日大蔵省告示第三百十四号及六月二十一日大蔵省告示四百八十三号に依る改正）

学校の授業料については従来学生又は生徒に限り月額三百円を超過する場合に其の超過額に付てのみ封鎖預金等から封鎖支払を認めて居たが、月額三百円以下の場合でも其の全額につき認めると共に、国民学校の児童に対しても適用し、且つ授業料の外に入学金又は実験費（学校に納付するものに限る）をも加へ封鎖支払を為し得ることとした（大蔵省告示第二十七号第三号ノ二の改正）。

- (4) 電話料、瓦斯料及電気料の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）。

従来電話料、瓦斯使用料及電気使用料等（電話料金については五月十八日銀秘第三五四号に依り規則第六条第六号の包括許可の取扱が為された）に付いては生活資金中より支弁することとなつて居たが、今回電話料（公衆電話料金を除く）、瓦斯使用料及電気使用料に付ては封鎖預金等から封鎖支払を為し得ることとし個人生活等の実質的緩和を計つた（大蔵省告示第二十七号第五号の改正）。尚此の取扱に伴つて瓦斯供給業及電気供給業は昭和二十一年三月大蔵省告示第百七十五号に依る指定事業者中より除かれることとなつた（大蔵省告示第百七十五号第一号四の改正）。

(5) 戦災者等の住宅購入資金の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）

従来戦災者、建物疎開を命ぜられたる者及昭和二十一年一月一日以後の外国等よりの引揚者（二月一日以前の引揚者は戦災者に準じて取扱はれた〔金瘡緊急措置令事務取扱規定〕）に付ては住宅の購入、建築又は修繕の爲に一世帯五千円迄封鎖預金から封鎖支払が認められて来たが、今回規格住宅等の購入費の実情を考慮して其の金額を一世帯五千円より一万円に上げると共に昭和二十年八月十五日以後の引揚者をも含む旨を明確ならしめた（大蔵省告示第二十七号第四号の改正）。

(6) 定期乗車券購入費の取扱（六月二十一日大蔵省告示第三百八十三号に依る改正）

従来通勤又は通学に必要な定期乗車券の購入費は其の所要金額を限度として封鎖預金等から自由支払を受け得る取扱となつて居たが（大蔵省告示第二十五号第三号）、今回之を封鎖支払に依ることとして現金の流用を防止した（大蔵省告示第二十七号第三号ノ三）。

(7) 国有財産の払下代金等の取扱（四月二十七日大蔵省告示第三百十三号に依る改正）

国有財産の払下代金、交換差金及之に關する弁償金、違約金に付ては封鎖預金等からの封鎖支払に依る支払を認められることとなつた。但し歳入徴収官又は同所属分掌官の發行する納入告知書の呈示を必要とする（大蔵省告示第二十七号第五号ノ四）。

(8) 有価証券の買入資金の取扱（六月二十一日大蔵省告示第四百八十三号に依る改正）

従来金融緊急措置令施行の際（本年二月十七日）現に存する国債、地方債、社債、株式、出資証券等の購入の爲には売買契約書等の呈示に依つて比較的容易に封鎖預金等から封鎖支払の方法に依る払戻を受けることが認め

られて居つたが（大蔵省告示第二十七号第五号）、其後の実情は此の様な取扱が濫用される傾向にあるので今回これを廃止して大蔵省告示第二十七号第七号に依り個別的に大蔵大臣の許可を要することとした。

然しその許可の取扱は次の様に行はれる。

(イ)株式については株券は呈示しなくても良いが、必ずその株式の発行会社の認証ある株式名義書換申込書を呈示せしめ、取引の真実であることを確認したときは金融機関限り許可しても差支へない。尚申込書には株券の記号番号を記入せねばならない。又許可には常に名義書換実行報告を会社の証明書と共に提出すべき旨の証券がつけられることになつて居る。

(ロ)出資証券と登録公社債は株式と同様に取扱はれる。

(ハ)以外の無記名公社債は金融機関限り処理し得ないので一段原則に依る。

(ニ)証券引受会社其の他の有価証券業者が買入れる場合には右(イ)乃至(ロ)に依らず、買入先、買入証券の種類、その記号番号、買入価格等を記載した明細書を提出せしめ、取引の事実を確認したときは金融機関限り許可しても良い（六月蔵銀第四百五十九号第七）。

(9) 世帯を同じくする学生又は生徒の教育費（六月二十一日大蔵省告示第四百八十二号に依る改正）

世帯を異にする学生又は生徒の教育費に付いては生活資金の外に一人毎月百五十円を限り封鎖預金等から自由支払に依る払戻が認められて居たが、今回世帯を同じくする学生又は生徒に付ても同様教育費として生活資金の外に一人に付毎月五十円を限り封鎖預金等から自由支払に依る払戻を認められることとなつた。児童に付て認められて居ないのは従来通りである。尚払戻を受ける場合の呈示書類としては大蔵省告示第二十八号第十号に依る

「教育費用在学証明書」が必要である（大蔵省告示第二十五号第四号）。

(10) 呈示書類に關する改正（六月二十一日大蔵省告示第四百八十四号に依る改正）

(イ)金融緊急措置令施行規則第五条第一項の規定に依り封鎖預金等から自由支払に依る払戻を受けるときは大蔵省告示第二十八号に依つて米穀通帳又は米穀通帳なきときは米穀以外の物資の配給に關する通帳の呈示を要することとなつて居たが、三月銀秘第百六十六号に依つて個人金融通帳が規定せられ、漸くその配布も終つたので今後は米穀通帳の代りに「個人金融通帳」の呈示を要することとし、個人金融通帳のないときは「之に代るべき書類」の呈示を要することとした。但し此の中には米穀通帳も当然含まれる（大蔵省告示第二十八号第一号、第二号、第五号及第十号中改正）。

(ロ)今回大蔵省告示第二十五号の^(ママ)効正に依り世帯を同じくする学生又は生徒の教育費の封鎖預金等からの払戻が認められることとなつたのは前述の通りであるが、之に付いて呈示書類として教育費用在学証明書を要することとした（大蔵省告示第二十八号第十号中改正）。尚定期乗車券の購入費は封鎖支持に依ることとなつたので呈示書類としての定期乗車券購入証明書は削除した（大蔵省告示第二十八号第十号中削除）。

二 通牒に依る取扱上の変更及措置

措置令の實際上の通用に當つては省令及告示の外通牒も又相当重要な要素を為すものである。従つて省令及告示の改正の外に通牒に依つて重大なる変更が加へられる事が少くない。次に斯る通牒の重なるものにつき解説する。

(一)事業金融通帳及封鎖支払票の制度

(1) 事業金融通帳の発行（五月二十四日理秘第三百五十五号）。

金融緊急措置令に基いて個人が封鎖預金等から支払を受けようとする場合には証明書類として個人金融通帳が使用せられて居るが、今回事業資金の払出及融通に付いても其の適正と手続の簡易化を図る為に事業金融通帳が交付せられ、証明書類として本年六月二十日以後使用せられることになった。事業金融通帳に関し注意せねばならない点は左の通りである。

(イ) 通帳の交付を受けるものは金融緊急措置令で事業者と認められたもので、個人、法人は勿論、組合、研究機関、倶楽部等の私的機関も総べて含まれる。但し個人の指定事業（則六二）には交付せられない、個人の指定事業者は個人金融通帳を使用せしめることとなる訳である。又個人事業者で同一町内会又は部落会の区域内に二以上の事業所を有する者も一通しか交付を受けられない。

(ロ) 個人事業者は生活費に属するものについては個人金融通帳、事業資金については事業金融通帳を使用する。但し指定事業者たる個人事業者には常に個人金融通帳を使用する。

(ハ) 通帳作成後に従業員数の異動があつた時は配布を受けた機関に異動届を提出して通帳の人事移動欄に証印を捺して貰はねばならない。又住所又は所在地を変更した場合は同様に記載事項の変更について証印を得ねばならない。

(2) 封鎖支払票の使用（四月九日銀秘第五百四十九号）

金融緊急措置令に基いて為される封鎖支払については従来主として小切手が使用されて居つたのであるが、今回封鎖支払方法の簡素化を図り、併せて小切手用紙の使用を節約する為に封鎖支払票の制度を採用することとな

った。本封鎖支払票を使用するについて注意すべき点は左の通りである。

(イ)封鎖支払票は金融緊急措置令第二条第二項に云ふ「其の他之に準ずる支払指図」と看做されるのであるが、封鎖支払票（甲）は給与の封鎖支払の場合に、封鎖支払票（乙）は預金の払戻等の封鎖支払であつて銀行振出小切手の代用として使用されるものであるから、従来通り封鎖小切手を使用しても一向差支へない。

(ロ)封鎖支払票は取立の為金融機関に譲渡する場合の外裏書其の他の方法に依り移転することを得ない。

(ハ)給与の支払に封鎖支払票（甲）を使用せんとする事業者は事業金融通帳の外に給与支払簿に添へ封鎖支払依頼書及封鎖支払票（甲）を支払資金（払戻の場合は当座小切手又は普通預金払戻請求書、借入金の場合は債務証書）と共に銀行に提出し、銀行の証印を受けた封鎖支払票（甲）を以て給与の支払をすること。

(ニ)封鎖支払票（乙）を以て封鎖預金等から封鎖支払を為す場合には要すれば支払保証の手續を為すこと。

(ホ)封鎖支払票使用上の取扱に付ては銀行は手数料を徴せず、又支払資金として別途保留した別段預金等には利息を付けないこととなつて居る。

(二)事業資金関係の取扱

(1)指定事業者関係

(イ)指定事業者の認定（四月二十日銀秘第十六十二号昭和二十一年大蔵省令第四十四号事務取扱要領）

大蔵省令第四十四号に依る措置令施行規則の改正によつて四月一日以降は事業者について現金収入のある所謂指定事業者の制度が設けられたのであるが、指定事業者として大蔵省告示第百七十五号に依り指定を受けた業者の範囲については左の通り取扱はれる。

法人の場合

1 指定事業と非指定事業を兼営する法人にあつては経理を区分するときは指定事業に関する部分のみを指定事業者として取扱ひ、経理を区分しないときは一括して指定事業者として取扱はれる。

2 全事業所得中指定事業所得が六〇％以上に及ぶときは経理を区分すると否とに拘らず全て指定事業者として取扱はれる。

個人の場合

1 指定事業を営む個人であつて本人又は同一世帯に属する者の非指定事業所得又は勤労所得があるときは、指定事業所得が総所得の五〇％以上に及ぶときは指定事業者として取扱はれる。

2 指定事業所得の金額が月額五百円以上であるものは全て指定事業者として取扱はれる。

(ロ) 四月一日以後に生じた新封鎖預金等の使用（同前事務取扱要領）。

指定事業者は金融緊急措置令施行規則第六条の規定に依つて本年四月一日以降は他に資金調達の方法のない場合を除いて同条に規定された使途に充てる為に封鎖預金等の払戻を受けることが出来ないこととなつたが、右の払戻を受けることの出来ない封鎖預金等は本年三月三十一日以前に生じた封鎖預金（同時以後旧券の預入に依り生じたものを含む）に限るのであつて、本年四月一日以降新に生じた封鎖預金等については施行規則第六条ノ二第一項但書の市区町村長の証明を受けないで一般原則（第五条及第六条の規定）に基いて払戻を受けることが出来るのである。但し右の新に生じた封鎖預金中には旧券の預入に依り生じたもの及預金等の同一性を失はない限り預金の種目の変更又は預け換を為したるものは之を含まない。

(2) 融資に依る事業資金の供給（六月二十日蔵銀第四百五十九号）

四月一日省令第四十四号 依つて指定事業者の制度は現金収入の多い所謂指定事業者は原則として封鎖預金の払戻を得られないこととなり、之等の者が此の預金払戻を受け得なくなつた使途の爲めに資金が必要であり且つ他に資金調達の方法が無い場合には金融機関よりの資金融通を認め、更に預金払戻を受ける以外に資金を得られぬ場合に限つて特に封鎖預金等の払戻が受けられることとしたが、今回六月二十一日以降は斯る取扱方法を事業資金全般に及ぼし且つ強化することとなつた。即ち

(イ) 事業者の所要資金は原則として金融機関よりの資金融通の方法に依るものとした。従つて昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等は特別の場合の外は事業資金の爲に払戻を受けることが出来ない。

1 事業資金と云ふのは事業の爲に要する一切の資金を意味する。従つて短期運転資金及長期固定資金を問はず、債務弁済金、有價証券買入資金、各種の出資金も包含する（銀秘第四百七十号）。

2 事業資金であつて金融機関よりの資金融通の方法に依らないでもよいものは次の通りである。

一、自由預貯金よりの支払

二、昭和二十一年六月二十二日以後新に生じた封鎖預金等よりの支払（新に生じた封鎖預金とは六月二十二日以後新所得又は新収入として受入れたものは総て含まれる。）

3 昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金の払戻を受けられる特別の場合とは左の通りである。

一、昭和二十一年六月二十一日以前に発生した金融機関に対する債務の元利の弁済

二、小規模の個人事業者であつて預貯金の外金融機関との取引のないものの事業資金（小規模個人事業者とは

一ヶ月の所要資金三千円以下のものを云ふ、又取引関係は現在のみならず過去の取引関係をも含む。

三、研究事業、社会事業、政党其の他これに準ずるものであつて事業収入のないものの所要資金。

四、大蔵大臣の指示し、又は承認を受けたとき。指示とは主として通牒に依つて行はれ、現在迄に認められて居るものは左の通りである。

(イ) 人的に認められて居るものは(一)ビルブローカー(証券引受会社であつてビルブローカーを兼営するものはビルブローカー業務を区分するときは、その部分を限りビルブローカーとして取扱ふ)(二)勅令に依り組織された共済組合、(三)健康保険組合、(四)私立学校、(五)神社、寺院、教会其の他の宗教団体、(六)町内会、部落会、(七)清算中の法人、(八)営利を目的としない法人(法人格を有しない任意団体を含まない)であつて且つ事業の性質上旧封鎖預金等の支払を認める必要があることについて主務官庁の証明あるもの、(九)納税施設法に依る納税団体、(十)水利組合、耕地整理組合及土地区画整理組合、(十一)在外の事業会社の内地出張所等又は外地外国での事業経営を目的とする会社等であつて清算準備、報告、調査事務のみを処理するものについて外務省管理局長の証明のあるもの、(十二)所謂制限会社であつて解散に関して許可申請中のものについて大蔵省理財局長の証明のあるもの(蔵銀第四百七十号、蔵銀第四百八十六号及蔵銀第五百十一号)。

(ロ) 特別の支払資金等であつて特に認められて居るものは左の通りである。

(一) 租税支払資金

法人に対する直接税については(1)法人税、営業税同付加税、特別法人税及臨時利得税で昭和二十一年六月三十日以前に終了した事業年度に対する分は全額、昭和二十一年六月三十日前後にまたがる事業年度に対する

分は月割計算に依る六月三十日迄に相当する金額。(2)地租、家屋税及鉾区税並に之等の付加税は昭和二十一年十一月三十日迄に納期の到来するものの全額。(3)独立税たる地方税も(1)及(2)に準ずる金額。

個人に対する直接税については(1)昭和二十一年分以前の賦課課税に依る分類所得税、営業税、臨時利得税、鉾区税並に之等の付加税であつて本年十一月三十日迄に納期の到来するもの、(2)(1)以外の国税(源泉課税たる分類所得税及通行税を除く)及付加税の全額、(3)独立税である地方税も(1)及(2)に準ずる金額。

間接税については昭和二十一年六月二十一日迄に課税原因の発生したるものについて所轄税務署長の証明のあつた金額。所得税法第七十二条に規定する分類所得税(所謂源泉課税)及通行税であつて昭和二十一年六月二十一日迄に徴収されたが未納付のものは所轄税務署長の証明した金額。

(二)会社従業員の預り金の支払資金、会社従業員の諸給与支払資金であつて二月銀秘第五十号通牒(会社従業員諸給与支払取扱要領)に基いて「従業員諸給与支払口」として会社の一般預等より区分してある預金から従業員に対して支払ふ資金。但し六月二十一日現在に於いて会社の有する従業員預り金に相当する金額は会社の一般預金より右の「従業員諸給与支払口」預金に振替へた上で支払ふことは差支へない。

(三)賠償引当施設管理費の前渡金よりの支払資金

連合軍司令部より管理保全を命ぜられた工場其の他の施設(賠償引当施設)の管理費として地方長官、財務局長及鉄道技術研究所長(支出責任者)より前渡された資金の使用未済額について右支出責任者の証明する金額の支払は差支へない。

(四)国庫支出前渡金等の返済資金

昭和二十年八月十五日以前に官庁より前渡金、概算払金の交付を受けた者がその返済に充つる場合に、納入告知書の呈示があつたとき、その金額を限度とする封鎖支払は差支へない。

(五)無尽掛金等の払込資金

個人事業者がその加入する無尽、定期積金及損害保険の契約に基く無尽掛金、定期積金及保険料の払込の爲の資金の支払は差し支へない。

(ロ)融通金の支払方法は、大蔵大臣の別段の指示のあつた場合を除いて措置令施行規則第五条乃至第七条の規定に依る一般原則に依つて為されねばならない。従つて資金の融通又は回収方法のみに關しては本取扱に依つて大蔵大臣の承認を受けなくてもよい場合であつても、融通金の自由支払等に関しての一般原則を超える様な場合は従来通り封鎖預金等支払許可事務手続に依つて大蔵大臣の許可を必要とする。

(ハ)融通金の回収は原則として自由支払で行はれねばならない。但し特殊の場合には昭和二十一年六月二十二日以後新に生じた封鎖預金等からの封鎖支払に依つて回収してもよい。特殊の場合とは左の通りである。

一、封鎖支払の方法に依つて爲した融通金を回収するとき。

二、措置令施行規則第五条第一項第三号に依る給与又は第四号に依る事業用雑費の支払の爲に爲した融通金を回収するとき（但し指定事業を除く）。

三、大蔵大臣が別段の指示をなし又は又は大蔵大臣が承認を受けたとき。

(ニ)金融機関は融資の条件としての回収方法を通じて末端配給部門より生産部門への新券流入を促進する様に配慮し、措置を講じなければならない。

(外)事業者の本年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等は追つて指示のある迄で当分の間預け換（預け先金融機関の変更、本店及支店間の送金等を含む）を為し得ない。然し当該預け先金融機関の同一店舗に於ける他の種類の預貯金等とすること（所謂種目の変更）は差支へない。但し此の場合には預金の同一性を失はざる限り種目の変更に基づいて生じた（預け換に基いて生じたものも同様）封鎖預金等は本年六月二十一日以後の新に生じた封鎖預金等には含まれない。

(イ)昭和二十一年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等の事業資金の為の払戻は前述の如く厳格な制限を受けるのであるが、之を債務の担保に供することは差支へない。但し担保に供した封鎖預金等を以て債務の弁済に充当するには事業者が他の資金に依つて其の債務を弁済することが出来ない場合に限り、且つ大蔵大臣の承認を受けなければならぬこととなつて居る。

(ロ)本取扱に依つて事業者が金融機関より受ける資金融通の条件、即ち金利、融通期限については特別な取扱は規定されて得ら^(マ)ない。又融通の担保物についても本年六月二十一日に於て現に存する封鎖預金等を除いて特殊な取扱は認められて居らない。従つて之等に関しては従来行はれて居ると略々同様な一般の条件に依つて融資を受けるのである。

(ハ)本年六月二十一日に於て現に存する所謂旧封鎖預金等の払戻について、又融通金の回収方法について特別の取扱を受ける為めに事業者が大蔵大臣の承認を受ける場合には適宜の様式に依つて「封鎖預金等支払許可申請書」の場合と同様に担当金融機関を経て日本銀行本店を通じて承認申請を要することとなつて居る。要すれば其の払戻金又は融通金の支払方法についての許可申請等と一括して申請しても差支へない。

(三)其の他

(1)自由預金の取扱(五月六日銀秘第三百十七号)

措置令の規定に依つて封鎖預金等より自由支払を以て放出された現金の自由預金としての吸収は、新券經濟の健全なる發達の為に最も必要であるが、特に指示された場合の外は預金者の任意に委されて居り、一方從來は昭和二十一年銀秘第四十八号通牒(封鎖預金等の支払に関する事務取扱要領一ノ三)に依つて自由預金のある場合には原則として封鎖預金の支払を抑制する取扱となつて居つた為め自由預金の自然の増加に支障を与へる傾向があるので今後は預金者等が他に自由預金等を有して居る場合に於ても一般の原則に基いて封鎖預金等の支払を為す様に改められた。尚、自由預金を担保とする資金の融通は自由預金が金融緊急措置令施行規則第十六条の規定に依つて本来何等の制限を受くべきものでないから、自由預金を担保とする融通は差支へない。

(2)地方金融緊急措置委員會の設置(四月六日銀秘第五百七十八号)

金融緊急措置令は其の制定の趣旨よりして經濟活動の全般に涉り密接不可分の關係を持つ資金の移動を強力に規制せんとするものである為に其の適正円滑なる運用の如何は直ちに個人の消費生活より産業活動万般の運営に影響する処極めて大きいので特に地方の状況に即応した機動的な運用が望ましい。此の為に今回地方金融緊急措置委員會の制度を設置して右の目的に添ふ諮問機關とすることとなつた。本委員會の要領は左の通りである。

(イ)金融緊急措置令のみならず臨時資金調製法等金融に関する諸施策の運用の為の財務局長の諮問機關である。

(ロ)地域別委員會(財務局単位)及都道府県別委員會(都道府県単位)が置かれる。

(ハ)構成員は財務局及日本銀行を中心として關係官庁、金融機關、産業界、學識経験者、一般有識者の中より選定され、

大蔵大臣又は財務局長の委嘱の形式に依る。

(二) 官制上の機関とせず、事実上の機関である。

右の要旨に基いて地域別及都道府県別各委員会に關して目的、組織、権限、運営等について詳細な規定が定められて居る。

(3) 特定外国人に対する措置令の適用特例 (五月二十日蔵銀第三百五十八号)

措置令の適用範圍は日本人のみならず、外国政府及連合軍最高司令部に登録せられた外交官、連合軍及連合軍軍隊に所属する人々を除いて本邦に居住する朝鮮人、中華民國人其の他の外国人にも總て適用されて居るのであるが、今回左の外国人については特別の取扱が為されることとなつた。

(4) 昭和十六年十二月七日以降同二十年九月二日迄の間に於いて日本と交戦關係にあつた国の市民又は臣民であつた為に、又は此等の国又は其の市民又は臣民の協力者であつた為に日本政府又は其の代理機關に依り投獄され又は其の資産を没収、凍結又は売却せられた外国人については昭和二十一年四月十八日現在に所有している封鎖預金等の支払は差当り大蔵省告示第二十五号第五号及同告示第二十七号第七号の規定に依り大蔵大臣の許可があつたものとして取扱はれる。但し措置令施行規則第十三条に依る資金の融通に關しては一般と同様に適用される。

(5) 右の外国人と戦時中日本の国籍を有して居つた者 (例、朝鮮台灣人等) を含まない。

(6) 右の外国人が特別取扱を受ける為には刑務所又は検事局の投獄の事実の証明書又は大蔵省理財局の資産凍結、没収、売却された事実の証明書の呈示を要する。

(7) 戦災者の生活必需物資購入の資金 (五月二十日蔵銀第三百六十号)

措置令施行規則第五條第一項第五號の規定に依る戦災者の生活必需品購入資金の払戻は四月一日大蔵省令第四十四號の附則に依つて当分の内停止されて居つたが、昭和二十一年三月三十一日迄に右の規定の限度金額迄自由支払を受けなかつた者については其の自由支払を受けなかつた金額の範圍内に於て左の場合に限つて自由支払を認められることとなつた。

(イ) 正規の配給ルートにより市区町村又は町内会、部落会より戦災者に対し日用生活必需品等の配給のあるとき其の配給物資の購入の爲に必要な金額の範圍内の支払

(ロ) 呈示すべき証明書類は右の配給を証明する書類、個人金融通帳及罹災証明書である。

(5) 非常傭労務者の賃金の金額（五月一日銀秘第十六百四十三号）

非常傭労務者の賃金に關しては措置令施行規則第五條第一項第三号（同第十三條第一項第一号についても同じ）に規定せられて居る「月額五百円」の計算には、従来月を二十五日として計算した金額（日額二十円）に依つて居つた（事務取扱規定第六（4））が、今回之を月を二十日として計算した金額（日額二十五円）に依ることとして就労の実情に適合せしめた。

(6) 馬鈴薯、麦類、米穀の買入代金（六月十三日蔵銀第四百四十二号）

昭和二十一年産馬鈴薯、麦類（大麦、裸麦、小麦）の買入代金及昭和二十年産米の供出割当を完納した農業者より当該供出割当量を超えて買入れる米穀の買入代金については市町村農業会は措置令施行規則第十三條の二第一項第四号の規定（主食の買入代金の規定）に拘ることなく金額自由支払を爲すことが出来る。

あ　と　が　き

以上述べた処に依つて本年七月上旬に至る改正の要点が明らかにされ得たことと思はれるが、金融緊急措置令の取扱について近く根本的な改正が予定されて居ることを付記せねばならない。即ち戦時国家補償の打切り問題に伴つて本措置令の対象である封鎖預金も当然に影響を受けるからであつて、本稿に於いて解説された改正の一部には其の準備的意義を有するものもある。然し乍ら茲に於いては斯る将来の改正は一応考慮せずに既往のものに止め、夫等予定せられた改正については補償打切りに關係のある一連の総合的立法の一環として解説されるのが適當であると思ふ。

出典・「財政」第一一巻第七号（昭二一・七・八合併号）、昭和二二年八月一日発行、二二頁から四四頁まで

第九〇回帝国議会における石橋大蔵大臣の財政演説⁽⁴⁾

はじめに

この演説は、昭和二十二年七月一六日、昭和二十一年度の政治、財政事情を見とおして、当年度いかにあるべきかを問うものであった。

占領下において、昭和二〇年秋以来の懸案であった戦時利得の没収措置の現実化が要求されており、他面では、いっつ悪性インフレーションが爆発するかの危機的な状況の上で、財政経済のカジとりが急務であったことはいうまでもなからう。

昭和二十二年春は、新選挙法による敗戦後発の国政選挙が実施され、その結果、大蔵大臣は、渋沢敬三氏から石橋湛山氏へとバトンタッチされており、しかも、GHQでは、新税三法案の審議をGHQの税制主席顧問レオ・チャーンの来日とともに開始しており、勝にその結果は、外電をとおして、新聞紙上にあらわれるという状態であった。

そのような事情を背景として、第九〇回帝国議会が新議員を迎えて開かれた。その議会において当面の財政問題について財政処理方針を明らかにするために石橋大蔵大臣の財政演説が行われたのである。以下全文を掲載する。

第九〇回帝國議會における石橋大藏大臣の財政演説

昭和二十一年七月二六日

○議長（樋貝詮三君）

——（前略）——大藏大臣ヨリ財政ニ関スル演説ノ為メ発言ヲ求メラレテ居リマス——石橋大藏大臣——

國務大臣の演説〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君）昭和二十一年度一般會計歳入歳出予算ノ御審議ヲ煩ハスニ当リマシテ、茲ニ其ノ予算ノ性格ノ大要ヲ申述ベ、併セテ政府ガ只今考ヘテ居リマス財政經濟政策ノ大体ノ方針ヲ明カニシテ御協賛ヲ仰ギタイノデアリマス

先程モ申上ゲマシタヤウニ、昭和二十一年度ノ總予算ハ遂ニ成立致シマセナンダ關係上、今回改正予算ヲ編成シ、之ヲ御審議ヲ煩ハス次第デゴザイマス。昭和二十一年度ノ一般會計改定予算ノ歳出ハ五百六十億八千八百余万円、之ニ対スル普通歳入ハ三百五億百余万円、差引歳入不足二百五十五億八千七百余万円ニ上ルノデアリマス。但シ以上ノ金額ノ中ニハ、既ニ本年四月乃至七月マデニ施行予算、予備金支出、緊急財政処分及ビ先般ノ追加予算ニ依ツテ支弁セラルベキ歳出百十三億四千百余万円、歳入四十七億六千三百余万円ヲ含ンデ居リマス。随テ本予算ノ御協賛ヲ願ヒマシテ今後實際ニ行ハル歳入及ビ歳出ハ、以上四月乃至七月マデノ金額ヲ差引キマシタ残額デゴザイマス。斯様ニ本年度ノ改定予算ハ既ニ過ギ去リマシタモノヲ含ンデ居リマスガ、兎ニ角前年度ノ歳出ハ以上ニ申上ゲマシタ如ク五百

六十億八千八百余万円ノ巨額ニ上ル次第デアリマシテ、今之ヲ總括シテ費用別ニ申上ゲマスルト、民生安定費六十三億二千四百万円、經濟再建費百億四千四百万円、教育文化費十二億六千三百万円、同胞引揚費七十七億七千二百万円、終戦処理費百九十億円、此ノ終戦処理費ハ進駐軍ニ要スル所ノ經費デゴザイマス。特別住宅建設資材費十二億円、是ハ朝鮮ニ進駐軍用ノ住宅等ヲ建設スル資材ヲ送ル其ノ資材費デゴザイマス。地方分与税分与金二十五億五千九百万円、国債費五十億四千八百万円、国库予備金八億円、其ノ外二十億七千四百万円ト相成リマス。即チ其ノ割合ノ最モ大キイモノハ終戦処理費デゴザイマシテ、之ニ只今申上ゲマシタ同ジ性質ト認メラル特別住宅建設資材費等を加ヘマスト、其ノ金額ハ実ニ二百一億円ノ多額ニ上リマシテ、本年度改定予算ノ總歳出ノ約三割六分ニ達スルノデゴザイマス。

次ニ大イナルモノハ經濟再建費デアリマシテ、總歳出ノ約一割八分ニ上リマス。其ノ他總歳出ニ対スル割合ハ同胞引揚費ガ約一割四分、民生安定費ガ一割一分余、国債費九分、地方分与税分与金四分六厘、教育文化費二分三厘、国库予備金一分四厘、其ノ外三分七厘ト言フ割合ニ相成リマス。即チ以上ノ数字ニ依ツテ察セラレマスル如ク、本年度ノ予算ハ全ク終戦後ノ変態ニ基ク變態予算デアリマス。ソレハ例ヘバ此ノ約五百六十億円ノ歳出ノ中デ、大体ニ於テ本年度限りノ支出ト認メラレマスモノヲ挙ゲマスルト、約其ノ半分ノ二百九十七億円ニ上ルコトデモ分ルノデアリマシテ、本年度限りノ歳出ト認メラレマスモノノ主ナルモノヲ挙ゲマスルト、同胞引揚費七十七億七千二百万円、戰災保護費四億三千四百万円、価格調整補給金四十三億二千七百万円、船舶運営会補助九億四千二百万円、終戦処理費百四十七億三千四百万円、朝鮮住宅建設資材費十二億円、其ノ外三億三百万円ト言フコトニ相成リマス。斯様ナ大キナ財政支出ガ特ニ歳入不足ヲ伴ヒマシテ、累積的ニ繼續致シマスルナラバ、其ノ結果ハ申スマデモナク甚ダ憂慮シナケレ

バナライ訶デアリマス。併シ本年度ノ支出ハ、只今申上ゲマシタ如ク、其ノ建前ニ於テ本年度限リト認メラルヽモノガ甚ダ多イノデアリマス。固ヨリ今日ノ我が国ハ特殊事態ノ下ニアリマスカラ、今後尚ホ特殊ノ支出ヲ要スル場合ガアルモノト覚悟ヲ致サナケレバナリマセヌ。又本年度ニ於キマシテモ若干ノ追加予算ノ御協賛ヲ願ハナケレバナライ予定ニ相成ツテ居リマス。併シ以上申上ゲマシタ本年度予算ノ性格カラ判断致シマシテ、来年度以後ニ於テハ逐次歳出ヲ減少スルコトガ出来、遠カラズ将来収支ノ均衡ヲ回復シ得ルコトヲ我々ハ確信シテ疑ハナイノデアリマス。

更ニ本年度ノ一般会計改定予算ヲ他ノ側面カラ觀察致シマスルト、其ノ運用ニ依リマシテ失業対策費トシテ役立ツデアラウト思ハレルモノガ二百二十二億円ヲ算シマシテ、総歳出ノ三分ノ一以上ニ当ルノデゴザイマス。即チ其ノ主ナルモノヲ申上ゲマスと、援護其ノ他民生施設費三十億円、就業対策費九千三百万円、公共事業費六十二億三千五百万円、終戦処理費ノ中デ勞務費及ビ施設費百二十九億二千七百万円ト言フコトニ相成リマス。但シ此ノ中ニハ前ニモ申上ゲマシタ如ク、既ニ四月カラ七月マデノ間ニ支出ヲ予定サレテ居リマシタモノヲ含ンデ居ルノデアリマスカラ、今後新タニ是ダケノ失業対策費ガ支弁致サルヽ訶デハゴザイマセヌ。併シ其ノ中ノ大イナル部分ハ今後支出セラレルモノデアリマス。失業対策ニ付キマシテハ後ニ更ニ申上ゲタイト存ジマスガ、自發的デナイ失業者ガ国内ニ存在シ遊休生産施設及ビ資材ガ存在スル現状ハ、一刻モ早ク之ヲ解消致サナケレバナライノデアリマス。即チ凡ユル現存生産諸要素ノ完全稼働、即チ「フルヽエンプロイメント」ノ實現コソ、我々が目掛ケネバナラス財政經濟政策ノ最大ノ目標ト考ヘテ居ル次第デアリマス。而シテ本年度ノ改定予算ハ、固ヨリ未ダ理想的トハ申上ゲ兼ねマスガ、聊カ其ノ目標ニ向ツテ邁進セントスルモノデアルコトヲ御諒承願ヒタイノデアリマス。

次ニ歳入ニ付テ申上ゲマス。只今マデ申上ゲマシタ如ク、歳出ハ著シク巨額ニ上リマスノデ、我々ハ之ニ對シテ出

來ル限り歳入ノ増加ヲ図ラネバナリマセヌ。我々ハ此ノ下ニ別途御協賛ヲ仰ギマス如ク、終戦後ノ現実ニ即シテ税制ニ若干ノ改正ヲ施スト共ニ、増税ヲ行ヒタイノデアリマス。又先般煙草ノ値上ヲ実施致シマシタ。是等ニ依ツテ本年度改定予算ノ歳入總計ハ三百五億百余万元ヲ計上するコトガ出来タノデアリマス。併シナガラ此ノ努力ヲ以テ致シマシテモ、遺憾ナガラ尚ホ二百五十五億八千七百余万円ト言フ大イナル歳入ノ不足ヲ生ズルノデアリマス。ノミナラズ今後更ニ必要トスル追加予算ヲ加ヘマスト、恐ラク其ノ不足ハ三百億円ニ達スルデアラウト考ヘラレマス。是ハ今後実行致スベキ財産税等ノ收入ヲ以テ支弁スル計畫デアリマス。此ノヤウニ財政ニ不足ヲ生ジ、之ヲ財産税等ノ收入ヲ以テ支弁スル結果ハドウナルカ、財産税ハ其ノ名ノ如ク国民ノ財産ヲ徴收スルノデアリマシテ、国民ノ現在ノ所得ニ課税スルノデハアリマセヌ。国民ノ現在ノ所得ニ課税ヲ致シ、之ヲ国家ガ消費致シマス場合ニハ、ソレダケ課税サレタ国民ノ消費ヲ減少致シマスカラ、国民經濟全体ト致シマシテハ消費ニ増減ノナイ勘定デゴザイマス。随テ茲ニ最モ恐ルベキ財政上カラノ「インフレーション」ヲ發生スル懸念ハナイノデアリマス。然ルニ財産税デ徴收致シマス收入ヲ国家ガ消費スル場合ノ影響ハ、斯様ニ單純デハナイト考ヘラレマス。例ヘバ財産税ガ物ニ依ツテ納付サレル場合ヲ考ヘマスニ、国家ガ之ヲ消費スル為ニハ、此ノ物ヲ金ニ換ヘナケレバナリマセヌ。其ノ場合若シ其ノ物ヲ国家ガ民間ニ売却致シマシテ、而シテ之ヲ買受ケル国民ガ、其ノ代金ヲ現在ノ所得ヲ以テ支払ツテ呉レマスナラバ、ソレハ間接ニ国民所得ニ課税スル結果ト相成リマスカラ、「インフレ」ノ懸念ハナイノデアリマス。併シナガラ若シ其ノ買受者ガ、サモナケレバ使用シナカタデアラウ所ノ銀行預金ヲ引出シテ買受ケマストカ、或ハ又国家ガ、收納致シタ物ヲ見返リニシテ通貨ヲ発行シテ使用スルトカ致シマスレバ、是ハ明カニ通貨増発ヲ来シマシテ、「インフレ」ノ原因ヲ成スノデアリマス。又例ヘバ國民ガ今日我が国ニ存スル封鎖預金デ財産税ヲ納メ、サウシテ之ヲ国家ガ消費スルト

致シマスナラバ、ソレハ詰リ大量ノ封鎖預金ヲ解除スルコトニ相成リマスカラシテ、是レ亦「インフレ」ノ原因ヲ成ス懸念ガアルノデゴザイマス。斯様ニシテ財産稅收入ヲ財源トシテ歳出ヲ賄ヒマスコトハ、其ノ全部デアアリマセンヌケレドモ、恐ラク其ノ少カラザル部分ハ赤字公債ヲ發行シ、之ヲ日本銀行ニ引受ケサセテ國家ガ消費スルノト、經濟的ニハ等シイ結果ヲ生ズルノデアリマス。率直ニ申シマスト、我々ハ本年度ノ予算ニ斯クノ如キ危險ガ伴フコトヲ強ク注意致シマシテ、隨テ之ニ對シテ善処致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。併シ以上ハ一応ノ解積デゴザイマシテ、國家財政ノ目的、殊ニ今日ノ我が國ノ如キ場合ノ財政ハ、何ヨリモ先ヅ第一ニ國民ニ業ヲ与ヘ、産業ヲ復興シ、所謂「フル・エンプロイメント」ヲ目指シテ國民經濟ヲ推進スルコトニアルト考ヘマス。如何ニ財政收支ハ均衡ヲ示シマシテモ、國內ニ失業者が溢レ、多クノ生産要素ガ遊休狀態ニ置カレル有様デアリマシテハ、是ハ真ノ意味ノ健全財政トハ決シテ稱スルコトガ出来ナイト考ヘルノデアリマス。終戦後ノ我が經濟ハ甚ダシキ「インフレ」ニ襲ハレテ居ルトハ一般ノ觀察デアリマス。飛行紙幣ハ著シク増加シ、物価、賃金等ノ騰貴ヲ示シマシタ現象ヲ取ツテ申セバ、確カニ「インフレ」ニ相違アリマセヌ。併シ我々が從來漠然ト「インフレ」ト稱シテ居リマシタ現象ハ、曾テ「ケインズ」モ指摘致シマシタ如ク、一ツノ明カナ意味ガアルト考ヘルノデアリマス。ソレハ或ル社会ノ經濟ガ既ニ「フル・エンプロイメント」ノ狀態ヲ示シ、凡ユル生産要素、即チ人モ設備モ既ニ「フル」ニ稼動シテ居ル場合ニ於テ、尚ホ其ノ上ニ購買力ガ注入ヲサレ、為ニ物価ノ騰貴ヲ生ズル場合デゴザイマス。斯カル場合ノ購買力ノ増加、ヨリ正確ニ申セバ所謂有効需要ノ増加ハ、百「パーセント」物価ノ騰貴トナツテ現ハレマス。所謂惡性「インフレ」ハ此ノ段階ニ於テ生ズル現象デアルト考ヘルノデアリマシテ、戦時中ノ我が國ニハ、確カニ此ノ意味ノ「インフレ」ガアツタト考ヘマス。所ガ昨年ノ終戦以來ノ我が國ハ果シテ「フル・エンプロイメント」ノ狀態ニアツタカト申セバ、ソレハ左

様ニハ申サレマセス。ソレドコロカ、現ニ我々が見マス如ク、多クノ失業者ガ發生シ、表面就業ヲ致シテ居ル人達モ十分ノ生産活動ヲナスコトガ出来マセヌデ、生産設備ノ甚ダ多クノ部分ハ遊休化シテ居ルノデアリマス。是ハ斷ジテ完全稼働デハナク、逆ニ甚ダシク「アンダー・エンプロイメント」デアルト思ハレルノデアリマス。斯カル状態ノ下ニ於テノ通貨膨脹ト物価騰貴トハ、仮令ソレガ「インフレ」デアルト致シマシテモ、普通ノ意味ノ「インフレ」デハナイト考ヘラレルノデアリマス。終戦後ノ我が国ノ所謂「インフレ」ハ以上ノ次第デアリマシテ、実ハ戦争及ビ敗戦ニ基イテ生ジマシタ経済秩序ノ破壊ト虚脱状態、而シテ是ヨリ生ジタ飢饉現象乃至恐慌現象ト見ルベキデアラウト考ヘマス。食糧ヲ初メ物資ハ著シク不足シマシタ、生産ハ停頓シマシタ。而モ之ヲ回復スル知慮ト勇氣トガ不幸ニシテ国民ノ間ニ一時失ハレマシタ。茲ニ即チ飢饉物価ヲ發生シタノデアリマス。而シテ此ノ飢饉物価及ビ其ノ他全般ノ經濟不安カラ、預金ノ引出、通貨ノ退蔵等等ノ現象ガ現ハレマシテ、終戦後ノ通貨膨脹及ビ物価騰貴ヲ發生シタ原因ハ、細カク分析致シマスレバ、固ヨリ多クノコトガ挙げラレナケレバナリマセヌケレドモ、私ハ其ノ基調ヲ成シテ居ルモノハ、以上ニ申上ゲタ所ニアルト信ズルノデアリマス。

世ノ中ニハ第一次世界大戦後「ドイツ」ニ起リマシタ「インフレ」ヲ想ヒ起シテ、之ト今日ノ我が国ノ通貨膨脹トヲ比較シテ云々スル方モアリマサガ、私ハ此ノ兩者ハ全然其ノ性質ヲ異ニスルモノト考ヘテ居ルノデアリマス。斯カル今日ノ我が国ノ所謂「インフレ」ハ、以上ノ次第デアリマスカラ、通貨収縮即チ「デフレ」政策ニ依ツテ処理シ得ルモノデハ斷ジテナイト信ジマス（「ノーノー」拍手）飢饉物価ハ物ノ生産ト出廻リノ増加ニ依ツテ救済シ得ルノデアリマス（「ノーノー」拍手）恐慌ハ人心ノ不安ヲ一掃シテノミ鎮靜シ得ルノデアリマス。若シ此ノ際「デフレ」政策ヲ執リマスレバ、物価ノ水準ハ引下ゲ得ルデアリマセウ。併シ恐ラク生産ハ一層縮小シ、国民所得ハ減ジマシテ、国民

ノ生活難ハ寧ロ益々激シクナルノデハナイカト思フノデアリマス。(拍手) 人心ノ不安ハ、斯様ナコトデアツテハ固ヨリ之ヲ払ヒ去ルコトハ出来ナイト考ヘマス。国ニ失業者ガアリ、遊休生産要素ノ存スル場合ノ財政ノ第一要義ハ、是等ノ遊休生産要素ヲ動員シ、是等ニ生産活動ヲ再開セシメルコトニアルト考ヘマス。(拍手) 此ノ目的ヲ遂行スル為ナラバ、假令財政ニ赤字ヲ生ジ、為ニ通貨ノ増発ヲ来シテモ何等差支ヘハナイ。(「ヒヤヒヤ」拍手) ソレドコロカ、却テ是コソ真ノ意味ノ健全財政デアルト信ジマス。(拍手) 而シテ是ハ今日ノ経済学説モ亦認メル所ト私ハ考ヘルノデアリマス。昭和二十一年度ノ改定予算ハ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、未ダ決シテ理想的ナモノデアリマセヌガ、以上ノ意味ニ於テ正ニ健全財政ノ線ニ沿ヘルモノト確信スル次第デアリマス。(拍手) 勿論斯ク言ウテモ今日ノ我が国ノ状態ハ、単ニ購買力ヲ経済界ニ注入スルコトノミニ依ツテ直チニ経済活動ヲ増進シ得ルガ如キ簡單ナモノデハアリマセヌ。終戦後多クノ企業ハ収支償ハズ、生産ハ停頓、減少シ、甚ダ憂フベキ状態ヲ示シテ居リマスガ、ソレハ唯普通ノ景気循環ノ場合ノ不景気現象デハアリマセヌ。前ニモ一言致シマシタ如ク、戦争及ビ敗戦ニ依ツテ生ジタル破壊ト虚脱状態ニ基イテ起ツタ現象デアリマス。随テ我々ハ茲ニ単ナル不景気ヲ克服スルノトハ異ツタ政策ヲ遂行スル必要ガアルト信ジマス。

其ノ第一ハ先ヅ以テ終戦後ノ現実ニ即応シ、且ツ平和日本建設ノ方途ニ合致シマシタル整理ヲ経済界ニ施シ、経済再建ノ基盤ヲ確実ニシ、経済界ノ進路ヲ明朗ニシ、所謂虚脱状態カラ脱却スルコトガ必要デアルト考ヘマス。(拍手) 我々ハ此ノ観点カラ、終戦後ノ懸案デアリマス所ノ補償問題等ヲ速カニ且ツ合理的ニ処理シ、又金融緊急措置令等ニ依ツテ一時已ムヲ得ズ採用致シマシタル封鎖預金等ノ制度ヲ、出来ル限り早イ機会ニ撤廃致シタイノデアリマス。(拍手) 此ノ方策ハ且下政府ニ於テ慎重ニ練ツテ居リマス。前内閣以来ノ計画デアリマシタ財産税等モ、亦是等ノ諸措置

ト関連致シマシテ適切ノ修正ヲ施シ、国民各自ガソレゾレ其ノ分ニ応ジテ新生日本ノ經濟再建ニ寄与スル途ヲ開キタ
イト考ヘテ居ル次第デアリマス。(拍手) 我々ハ日本ノ前途ヲ決シテ悲觀致シマセヌ。真ニ我々ハ民主主義ト平和主義
トニ徹底シ、協力一致奮勵致シマスナラバ、希望ハ前途ニ充チ満チテ居ルト考ヘマス。併シ何セヨ八年ニ亙ル戰爭ニ
依リマシテ国力ヲ極度ニ消耗シ、加フルニ敗戦ニ依リ秩序アル平和産業ヘノ転換ヲ一時不可能ニ陷レマシタ。是等ガ
国民經濟ニ与ヘタ損失ハ莫大デアリマス。經濟界ノ整理トハ、言葉ヲ換ヘテ申セバ此ノ損失ヲ率直ニ承認シ、之ヲ国
民經濟ノ資産表カラ切捨テルコトデアリマス。(拍手) 勿論此ノコトハ口デ申スノハ甚ダ容易イノデアリマスガ、実行
ニハ非常ナ苦難ヲ伴フコトヲ我々ハ覺悟致サネバナリマセヌ。併シ此ノ整理ハ成行キニ任セテ置キマシテモ、何時カ
ハ必ズ行ハナケレバナラヌ所ノコトデアリマス。然ルニ之ヲ成行キニ任セテ置キマスコトハ、整理ノ期間ヲ長引カセ
ルノミナラズ、秩序アル整理ヲ不可能ニシ、好マシカラヌ經濟上ノ波瀾ヲ繰返シ、此ノ經過ニ於テ更ニ損失ヲ累加ス
ル危険ガアルト考ヘマス。故ニ政府ハ此ノ際忍ビ難キヲ忍ビ、断乎トシテ以上ノ整理ヲ敢行シ、以テ經濟再建ノ時期
ヲ促進シタイト考ヘテ居リマス。(拍手) 併シ經濟界ノ整理ハドンナ方法ヲ以テ致シマシテモ、必然「デフレーション」
の傾向ヲ伴ヒマス。而シテ今ヤ我が国ノ經濟ガ是非トモ整理過程ニ入ラナケレバナライコトハ、仮令国家ガ茲ニ何
等カノ積極的処置ヲ執リマセヌデモ、必然免レナイ所デアリマス。我々ハ茲ニ我が国ノ今日ノ所謂「インフレ」乃至
物価騰貴ハ、好ムト好マザルトニ拘ラズ「デフレ」ニ転ズル時期ニ近付キツゝアルト考ヘルノデアリマス。併シ「デ
フレ」ニ転ズレバソレデ問題ハ解決スルカ、決シテ是ハ解決致シマセヌ。前ニ述べマシタ如ク、今日ノ我が国ノ問題
ハ、ドウシテ物資ヲ増産シ、飢餓現象ヲ解消シ、經濟ノ前途ノ見透シヲ明カニシテ人心ヲ安定スルカニアリマス。我々
ガ經濟界ノ速カナ整理ヲ求メルノモ此ノ目的ヲ達スル為メデアリマスガ、ソレハ謂ハバ消極的政策デアリマス。我々

ハ更ニ積極的ニ是等ノ目的ヲ達成スル主段ヲ講ズル必要ガアルト考ヘマス。

此ノ積極政策ノ一ツハ、枢軸産業ニ対スル特殊ノ促進策デゴザイマス。其ノ中、既ニ政府ガ其ノ計画ニ著手致シテ居リマス其ノ一ツハ、石炭業ニ対スルソレデゴザイマス。今日石炭ノ強力ナル増産ヲ行フコトハ、凡ユル産業ノ復興ヲ促ス第一ノ緊要事デアルト考ヘマスガ、政府ハ是ガ為メ今ヤ画期的ナ方策ヲ講ゼント致シテ居リマス。我々ハ是ガ為メ必要デアルナラバ、石炭業ノ過去ノ債務ヲ整理シ、且ツ将来ノ収支ノ均衡ヲ確保スル為ニ生産者価格ノ大幅ノ値上ヲモ辞セナイ積リデアリマス。但シ消費者ノ価格ヲ此ノ際動カシマスコトハ、他ノ多クノ物資ノ価格ニ影響ヲ致スノミナラズ、ソレ等ノ価格ノ改訂ガ行ハレルマデ物資ノ出廻リヲ阻碍スル危険ガアリマスカラ、ハ姑ラク避ケマシテ、代リニ思切ツタ価格調整補給金ヲ支出スルコトニ致シマス。但シ斯様ナ措置ヲ行ヒマス為ニハ、炭鉱ノ経営ヲ凡ユル側面ニ互ツテ合理化シ、必ズ増産ノ行ハレルコトノ保証ガナケレバナリマセヌ。仮令最初ノ生産者価格ハ相当ニ高ク定メマシテモ増産サヘ行ハレルナラバ、ソレニ從ツテ生産費ハ追々に下ルト思ヒマス。随テ価格モ亦下ル筈デアリマス。故ニ我々ハ増産ノ保証サヘ炭鉱ガ確實ニ与ヘテ與レマスナラバ、合理的ナ価格ノ値上ニ對シテ之ヲ値切ルコトハ致サナイ積リデアリマス。其ノ代リ全国ノ炭鉱業者及ビ石炭ノ生産ニ關係スル總テノ人ニハ強ク責任ヲ持ツテ貰ハナケレバナリマセヌ。増産ヲスル筈デアツタガ、他ノ事情ガ斯ウ變化シタカラナドト言フ申訳ハ、真ニ不可抗力ニ依ル場合ノ外ハ許サナイ積リデアリマス。言フマデモナク、ソレニハ炭鉱ノ経営者ノミデナク、又總テノ従業者諸君ノ固キ協力ヲ必要ト致シマス。我々ハ斯ウシタ決意ノ下ニ、幸ヒニ石炭増産ガ明カナ前途ヲ示スニ至リマスナラバ、全国産業ノ立直リハ茲ニ確實ナ緒ヲ開キ、所謂「インフレ」ノ惡循環モ必ズ断絶シ得ルト考ヘマス。

以上ハ石炭ヲ一例トシテ申述ベタノデアリマスガ、其ノ他食糧ニ付キマシテモ、肥料ニ付キマシテモ、此ノ際執ル

ベキ策ハ大体之ト同様ノ線ニ沿フベキモノデアルト考ヘルノデアリマス。幸ヒニシテ只今ノ所、本年ノ天候ハ頗ル良好デアリマシテ、今秋ノ豐作ヲ思ハシメルモノガゴザイマス。米國、「カナダ」等ノ小麦モ甚ダ豐作デアルト伝ヘラレテ居リマス。我々ハ、斯様ニシテ憂ヘラレタ食糧危機モ内外ヲ通ジテ打開セラレル時期ガ近ヅイテ居ルノデハナイカト喜ブ次第デアリマス。ト申シテ油斷ハ禁物デアリマス。我々ハ飽クマデモ、天ハ自ラ助クル者ヲ助クルト言フ格言ニ基キマシテ、邁進致シタイト考ヘテ居リマス。

第二ハ復興金融ノ強力ナル推進デアリマス。資金ハ言フマデモナク物デアリマス。然ルニ其ノ物ガ今我が國ニハ欠乏シテ居ルノデアリマスカラ、随テ今日ノ我が國ニ資金ガ豊富デアル理由ハゴザイマセヌ。故ニ我々ハ資金ヲ極力節約致シ、有効ニ之ヲ利用シ、又其ノ蓄積ヲ図ラナケレバナリマセヌ。我々ハ此ノ観点カラ、資金ノ使用ニ相当ノ制限ヲ加ヘナケレバナラナイト考ヘマス。併シ左様デアルカラトテ、資金ノ円滑ナル供給ヲ欠ク為メ生産ノ勃興ヲ妨グルガ如キコトガアツテハ相成リマセヌ。前ニ申上ゲマシタ如ク、經濟界ノ整理過程ニ於テハ、往々ニシテ斯様ナ弊ヲ生ジ易イノデアリマス。其ノ為ニ当然生クル筈デアリ、又生カサナケレバナラヌ所ノ企業ヲ、ミスミス殺シテシマフヤウナコトガ往々ニシテ起リマス。我々ハ此ノ弊ノ發生ヲ防グ為メ、政府出資ノ下ニ、近ク復興金融機關ヲ設ケマシテ、是ガ出資二億円ハ今回ノ改定予算ニ計上シテゴザイマス。又此ノ復興金融機關ガ出来マスマデノ過渡的処置ト致シマシテハ、直チニ興業銀行ヲシテ復興金融ヲ行ハシメル準備ヲ整ヘテ居リマス。併シ斯様ナーツノ特殊ノ復興金融機關ノミニ依リマシテ日本經濟再建ノ金融ニ遺憾ナキヲ期スルコトハ困難デアリマス。我々ハ特殊ノ復興金融機關ヲ設立シテ、其ノ活動ニ期待スルト共ニ、又旧來ノ凡ユル金融機關ノ總動員の活躍ヲ期待スルモノデアリマス。資金ハ固ヨリ生産ヲ興ス所ノ部面ニ集中致サレナケレバナリマセヌ。所謂放漫ナル貸出ハ如何ナル場合ニ於テモ嚴ニ之ヲ戒メナケ

レバナリマセヌ。併シ苟クモ生産資金デアリマスナラバ、日本銀行ハ之ヲ供給スルコトニ躊躇致シマセヌ。政府モ亦必要ニシテ可能ナル援助ヲ惜シムモノデハアリマセヌ。殊ニ中小商工業者ニ対スル金融ニ付キマシテハ、政府ハ各地財務局等ニ命ジマシテ、不斷ニソレゾレノ地方ノ金融機關ト緊密ナル連絡ヲ保チ、萬遺憾ナキヲ期シテ居リマス。

金融ニ付テ近来一ツノ問題ハ、国民中ノ或ル部分ニ滞留シテ居ル所ノ紙幣ニ付デアリマス。世ノ中ニハ、是等ノ紙幣ヲ再ビ新紙幣ト交換或ハ封鎖ヲセヨト言フヤウナコトヲ言ハルゝ方ガアリマスガ、左様ナコトハ我々ノ今全ク考ヘテ居ナイ所デアリマス。ノミナラズ、又是ハ何人ガ金融政策ノ衝ニ当リマシテモ、恐ラクナシ得ナイ所デアラウト考ヘルノデアリマス。滞留シテ居ル所ノ通貨ハ、唯強権ヲ以テ回收致シマシテモ、之ヲ收縮シ得ル効果ハ一時的デアリマス。ソレハ本年二月以降ノ実況ガ証明シテ居ルト考ヘマス。外カラ力ヲ加ヘズトモ、滞留セル通貨ガ自ラ銀行ニ集マリ、郵便貯金ニ化スヤウニ致スコトガ必要デアリマス。ソレニハ先ヅ第一ニ經濟界ノ前途ヲ明ルクシ、預金ガ再ビ封鎖サレルノデハナイカナドト言フ風説ノ現ハルゝ余地ノナイヤウニスルコトガ必要デアリマス。所謂新円ト旧円トノ區別ヲ出来ルダケ速カニ撤廃致シタイト考ヘルノモ此ノ点カラデアリマス。我々が經濟界ノ整理ヲ断行シタイト云フ其ノ目的ノ一ツハ、又是ニアルノデアリマス。ト同時ニ我々ハ又預貯金等ヲ行フ習慣ノ乏シキ人々ニ対シマシテハ、之ヲ誘導シテ預貯金等ニ興味ヲ感ゼシメル如キ方法ヲ講ズル必要ガゴザイマス。其ノ方策ハ勿論色々アリマスガ、我々ハ之ヲ端カラ実行致シテ行キタイト考ヘテ居リマス。尚ホ我が國ノ通貨及ビ金融制度ニ付キマシテハ、前内閣時代既ニ委員會ヲ設ケマシテ、其ノ改革案ノ調査ヲ開始致シテ居リマス。追ツテ本議會ニ於テ御審議ヲ煩ハス等ニナツテ居リマス所ノ証券取引所ノ新機構ハ、其ノ委員會ノ所産ノ一ツデゴザイマス。我々ハ更ニ此ノ調査ヲ再開致シマシテ、以テ我が國通貨金融ニ関スル民主主義の方途ヲ確立スル計画デゴザイマス。

第三ハ産業ノ合理化デアリマス。前ニ我々ハ、我が国ノ經濟界ハ整理シナケレバナラヌト申上ゲマシタガ、是ハ唯消極的ニ事業ヲ縮小スルコトデアリマセヌ。積極的ニ、又産業ニ凡ユル合理化ヲ行フコトデナケレバナラナイト考ヘマス。産業ノ合理化トハ、言ヲ換ヘレバ從業者一人当リノ能率ヲ増シ、其ノ生産ヲ高メルコトデアリマス。能率ガ上ラズシテ日本ノ産業ノ興ル筈ハナク、又勤勞者ノ所得ヲ増加シ、國民生活ノ改善ヲ図リ得ル訳ハナイト考ヘマス。元來我が国ノ賃金俸給ガ欧米諸國ニ比シ低カッタト言ハレマスノハ、主トシテ生産能率ノ低カッタコトニ依ルト私信ジマスガ、遺憾ナガラ今日ノ我が國ニ於キマシテハ、一層其ノ生産能率ヲ低下シテ居ルモノト考ヘラレルノデアリマス。随テ今日ノ此ノ狀態ノ下ニ於キマシテ、國民ノ生活水準ハ必然低下スル外ハナイノデアリマス。俸給賃金ハ最近一般ニ著シキ引上ヲ見マシタニ拘ラズ、依然トシテ勤勞者ノ生活苦ハ緩和セズ、他方企業ハ赤字ヲ累積シテ居ル所以ダト考ヘマス。況ヤ我が國ハ戰爭ト敗戦ニ依リマシテ多クノ資本ヲ失ヒマシタ。其ノ上ニ尚ホ今後賠償ニ依ツテ資本ヲ失ハウト致シテ居ルノデアリマス。此ノ欠陥ヲ償ヒ、以テ國民一人当リノ生産ヲ増加スル方法ハ、思フニ産業ヲ合理化シ、而モ其ノ産業ノ合理化ハ、一ツ一ツノ企業ニ付テノミデナク、廣ク産業全体に亙ツテノ合理化ノ外ニナイト考ヘルノデアリマス。第一次世界大戰後、一時我が國ニモ産業合理化運動ガ起リ掛ケタコトガアリマスガ、ソレハ遂ニ徹底致シマセヌデシタガ、我々ハ今度コソ之ヲ徹底スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス。前ニ申上ゲマシタ經濟界ノ整理ハ、此ノ目的ノ下ニ行ハナケレバナリマセヌ。且下政府ガ計画致シテ居リマス農地制度ノ改革ノ如キモ、又茲ニ一ツノ使命ガ存スルト考ヘテ居ル次第デアリマス。

第四ハ失業者受入体制ノ強力ナル推進デアリマス。經濟界ノ整理ト合理化トハ、必然失業者ヲ發生スルコトヲ免レマセヌ。サウデナクテモ現ニ多数ノ失業者ガ存スル所ニ、更ニ之ヲ増加スルコトハ固ヨリ甚ダ憂フベキコトデアリ、

忍び難キコトデアリマス。併シ之ヲ惧レテ居リマシタノデハ、整理ハ進行致シマセヌ。随テ經濟ノ再建ハ出来マセヌ。此ノ矛盾ヲ我々ハ解カナケレバナライノデアリマス。茲ニ我々ハソレ等ノ失業者ヲ受入レル体制ヲ強力ニ整ヘル必要ガ起ツテ参リマス。併シ其ノ体制ハ単ニ失業者トシテ消極的ニ救助シ生活サセルト言フコトニ止マツテハナリマセヌ。我々ノ理想ハ、ソレ等ノ人々ガ苟クモ何等カノ勤勞ニ耐ヘル能力ヲ持ツテ居リマス限り、直チニ適當ナル業務ヲ供給シ、失業者タラシメザルコトデアリマス。純然タル救助ハ出来ル限りノ小範圍ニ止メタイノデアリマス。是レ即チ國民ノ生活權ヲ擁護スル所以デモアリ、又刻下緊要ノ生産増加ヲ齎ラス方法デモアルト考ヘマス。我々ハ此ノ觀點カラ、前ニ申上ゲマシタ如ク、予算ノ上ニモ相當ノ金額ヲ計上致シマシタ。我々ハ之ヲ適切ニ運用致シ、且又広ク民間ニモ協力ヲ求メマシテ、此ノ問題ノ処理ニ遺憾ナキコトヲ期シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。尚ホ一般失業者トハ其ノ性質ヲ異ニ致シマスガ、海外ヨリノ引揚同胞及ビ旧軍人軍属諸君ノ問題ガアリマス。之ニ付キマシテハ、前ニ予算ノ数字ニ付テ申上ゲマシタ如ク、其ノ直接ノ引揚費七十七億余円ヲ計上致シマシタ。併シ是等ノ諸君ニ関シ最も重要ナ問題ハ、ドウシテ是等ノ諸君ニ仕事ヲ供給シ、其ノ生活ノ再建ヲ図ルカデゴザイマス。政府ハ之ニ付キマシテハ特ニ意ヲ用ヒマシテ、取敢ヘズ援護其ノ他民生施設費三十億円中ヨリ、必要ナル生業資金ノ供給ヲ図リタイト考ヘテ居リマス。又六十億円ノ公共事業費其ノ他ニ依リマシテ行ハレマス所ノ事業ニ、是等ノ諸君ノ勞苦ヲ吸收スル途ヲ強力ニ開キタイ計画デゴザイマス。戰災復興事業モ、以上ニ関連セシメマシテ、同時ニソレガ失業対策タルガ如キ方法ヲ以テ促進致シタイト考ヘテ居リマス。

第五ハ經濟ノ民生化デアリマス。此ノコトハ既ニ今マデ屢々繰返シテ述べラレタコトデアリマスカラ諄クハ申上ゲマセヌ。併シ世ノ中ニハ往々ニシテ、今日尚ホ我が國ニ所謂大地主、大金持ヲ擁護セントスル運動ガアルカノ如ク言

フ人ガアリマス。是ハ甚ダ理解シ難イコトデアリマス。(拍手) 既ニ所謂財閥ハ事実ニ於テ悉ク解体サレ、農地制度ノ改革ハ一層強化サレ、其ノ上ニ更ニ、以上ニ述ベマシタ如ク、經濟界ノ整理ハ斷行サレ、加フルニ財産税ガ又課サルノデアリマス。從來ト雖モ我が国ニ所謂大地主、大金持ト称セラレル程ノ者ガ幾何アツタカハ疑問デアリマスガ、今後ノ我が国ニ於テハ、其ノ僅少ナル大地主モ大金持モ全ク姿ヲ没スルノデアリマス。(拍手) 惟フニ今後ノ我が国ノ社会ハ、好ムト好マザルトニ拘ラズ、地方ニ於テハ小規模ニシテ且ツ殆ド相互ノ間ニ差等ノナイ自作農、都会ニ於テハ中小商工業者及ビ勤勞者、又会社、事業ニ於テハ多数ノ小株主、殆ド斯様ナ人々ガ我が社会ヲ構成スルコトデアラウト思ヒマス。此ノ意味ニ於テ、我が經濟ノ民主化ハ既ニ半ハ成レリト申シテモ過言デナイデアリマセウ。(拍手) 併シ申スマデモナク真ノ意味ノ民主主義ハ、社会ノ構成員ヲ唯小粒ニシタダケデ實現サレルモノデハアリマセヌ。(「ヒヤヒヤ」拍手) ソレニハ民主主義的道德と文化トノ裏付ケガナケレバナリマセヌ。(拍手) 我が国ノ今日ノ急務ノ一ツハ、實ニ此ノ道德ト文化トヲ高メルコトダト考ヘマス。經濟ノ側面カラ申シマシテモ、其ノ道德ト文化トガ向上致シマシテ、初メテ其ノ真ノ民主主義化ハ期待サレ、同時ニ能率ノ増進ト生産ノ増加トヲ齎ラシ得ルモノト考ヘマス。本年度ノ改定予算ニハ、先程申上ゲマシタ如ク、臨時的歳出ガ非常ニ多ク、為ニ不幸ニシテ教育、文化ノ為ノ支出ノ計上ハ比較的少額ニ止マリマシタ、併シ此ノ窮屈ナ予算ノ中ニ於キマシテモ、尚ホ国民学校教職員ノ待遇改善等ヲ行ヒマシテ、尚ホ今後御協賛ヲ仰ギマス所ノ追加予算ノ中ニモ其ノ費目ガ出テ参リマス。以テ聊カ民主主義道德ト文化トノ向上ニ資シタイト考ヘル次第デアリマス。(拍手) 今後財政ニ余裕ヲ生ズルニ從ヒマシテ、更ニ大イニ是等ノ費用ヲ増額致シタイト我々ハ考ヘ、且ツ望ンデ居ル次第デアリマス。

以上ハ、只今政府ガ計画シ、或ハ著手シ始メテ居リマス所ノ財政經濟政策ノ大要デゴザイマス。此ノ外尚ホ問題ハ

甚だ多イノデアリマスガ、最後ニ一言ヲ付加ヘマシテ終リタイト思ヒマス。我ガ国ハ今純然タル閉鎖經濟ヲ営ンデ居ルノデアリマセヌ。我ガ国ハ既ニ必要ナル食糧及ビ纖維原料等ノ輸入ヲ、連合國最高司令部ヲ通ジテ許サレテ居リマス。之ニ對シテ又我ガ国ハ生糸其ノ他ノ見返リ物資ノ輸出ヲ許サレテ居リマス。併シ此ノ輸出入ハ、言フマデモナク司令部ノ嚴重ナル監督ト制限トノ下ニ許サレテ居ルノデアリマシテ、未ダ遺憾ナガラ國際經濟ヘノ自由ナル参加ハ許サレテ居リマセヌ。併シ此ノ狭小ナル領土、曾テカヲ國民ニソレガ懇ヘラレ、世界ノ識者モ亦或ル程度マデ之ヲ承認シテ居リマシタ我ガ国ノ此ノ小サナ領土ハ、更ニ此ノ戰爭ニ依リ著シク狭メラレマシタ、此ノ變化セル條件ノ下ニ、日本國民ガ平和民主的國民トシテノ教養ヲ高メ、世界ノ文化ニ貢獻シ得ルニ足ルダケノ生活水準ヲ保チマス為ニハ、是非トモ國際經濟ヘノ一層自由ナル参加ガ許サレルコトガ必要デアリマス。(拍手) 以上申上ゲマシタ經濟界ノ整理、増産促進ニ依ル所謂「インフレ」ノ克服、金融制度ノ改革、經濟ノ民主化等ノ諸政策ハ、一面カラ申セバ、即チ日本國民ガ應テ國際經濟ヘノ自由ノ参加ヲ許サレル場合ニ對スル準用デアルト考ヘマス。(拍手) 我々ハ斯様ニシテ國內ヲ整ヘ、何時デモ國際經濟ヘノ全面的参加ヲナシ得ル態勢ヲ執ツテ置カナケレバナリマセヌ。而シテ是ハ又其ノ参加ガ速カニ許サレル準備デアルトモ考ヘマス。今回ノ戰爭ニ依リマシテ大イナル損害ヲ被リマシタノハ、独リ我ガ国ノミデハアリマセヌ。戰勝國ト雖モ、亦其ノ戰後ノ回復ハ決シテ容易ノ業デハナイヤウニ見受ケラレマス。所謂「インフレ」ノ危險ハ世界的デアリマス。我ガ国ガ此ノ危險ヲ能ク突破シ、平和的民主主義經濟ノ建設ニ速カニ成功致シマスナラバ、是ハ改正憲法ニ於テ武力ノ撤廃ヲ世界諸國ニ先驅シテ宣言セントシテ居ルノト同様ニ、産業經濟ノ分野ニ於キマシテモ亦世界ニ範ヲ示スモノダト考ヘマス。(拍手) 而シテ我々ノ此ノ努力ニ對シテ、連合國最高司令部ハ必ズ全面的支援ヲ惜シマザルモノト私ハ信ジテ居リマス。繰返シテ述べマス如ク、併シナガラ此ノ成功ヲ齎ラスマデ今後暫

ク我が国民が忍バナケレバナラヌ所ノ困難ハ尋常一様ノモノデハアリマスマイ。併シ人間ハ現在ヨリモ将来ノ希望ニ生キルモノデアリ、輝カシキ平和日本ノ民主主義經濟ノ建設ガ斯クテ成功スルト云フ日ヲ^(マ)想望^(マ)致シマスナラバ、又我々ノ勇氣ハ勃然ト起ルト考ヘマス。(拍手)

以上ハ甚ダ意ヲ尽シマセヌガ、政府ガ只今考ヘテ居リマス大体ノ所ヲ申上ゲタ次第デアリマス。何卒政府ノ意ノ存スル所諒察サレ、本予算ニ対シテ速カニ協賛ヲ垂レラレンコトヲ切ニ御願ヒスル次第デアリマス。(拍手)

(一)『財政』昭和二十二年九月号(一一卷八号)の二(一〇頁)に一段組みで、第九〇回帝國議會に於ける石橋大蔵大臣の財政演説と題して掲載されているが、この本文は、さきにみた衆議院會議録の文章とは異なる。にも係わらず、同名の題名であるところを見ると、『財政』掲載の文章は、財政に掲載するに当つて、セレクトされたのではないかと思われる。参考までに全文を紹介する。

第九〇回帝國議會に於ける石橋大蔵大臣財政演説

昭和二十一年度一般會計歳入歳出予算の審議をわづらはすに当り茲にその予算の性格の概要を申し述べ、併せて、政府が只今考ヘて居る、財政經濟政策の大体の方針を明かにし、御協賛を仰ぎたいと存じます。

昭和二十一年度の総予算は、昨年十二月十八日、衆議院が解散され、而も、総選挙が予定以上に、遅延するに至りたる等の為、遂に年度初め迄に、その成立を見るに至らなかつた。

従つて、政府は憲法第七十一条の規定に依り、前年度予算を施行せざるを得ぬに至つた。併し、昭和二十年度予算は、戦争の遂行を前提として編成されたものであつて、情勢の全く一変した本年度において、その儘これを施行する事は、もとより全く不可能な事である。

又、かかる場合従来の慣行に依れば、実行予算を編成し、而してその内、施行予算を以て支弁し得ざる部分についてのみ、追加予算を議会に提出し、その協賛を求めめるのであるが、かくては予算の数字を徒らに膨大ならしめるのみならず、甚だ明瞭を欠き国民は一目に全貌を知る事が出来ない。これは財政民主化の主旨にもとるのみならず、予算の実行の上にも不便が甚だ多い。

加ふるに、今回の予算は新生日本第一年度の予算であつて、これが現在及び将来に対して、有する意味の重大さを、考へる時、特にこれを綜合し、而して編成する事の必要を痛感せざるを得ない。

よつて、政府は実質的に昭和二十一年度の予算となるべきものを改訂予算として編成し、別にその編成に関する法律案の協賛を求めると共に、かくして編成される改訂予算を茲に提出し、審議を願ふ次第である。

昭和二十一年度一般会計改訂予算の歳出は五六〇億八八百余万円、これに対する普通歳入は三〇五億一百余万円、差引歳入不足二五五億八七百余万円である。

但し、以上の金額の中には、既に本年四月乃至七月迄に施行予算予備金支出、緊急財政処分及び先般の追加予算に依つて、支弁せらるべき歳出一一三億四一百余万円、歳入、四七億六三百余万円を含んでいる。従つて本予算の協賛を願ひ今後實際行はれる歳入及び歳出は、以上の金額を差引いた残額である。

斯様に、本年度の改訂予算は、既に過ぎ去りたるものを含んでいるが、兎に角、本年度の歳出は、以上述べたる如く、五六〇億八八百余万円の巨額に昂る次第であるが、今これを総轄して、費目別に示すと、次の通りである。

民生安定費	六、三二四、七六五	一一・三%
経済再建費	一〇、〇四四、六〇二	一七・九%
教育文化費	一、二六三、七八五	二・三%
同胞引揚費	七、七七二、五二一	一三・九%
終戦処理費	一九、〇〇〇、〇〇〇	三三・九%
朝鮮における進駐軍用 特別住宅建設資材費	一、二〇〇、〇〇〇	二・二%
地方分与税分与金	二、五五九、〇二一	四・六%

国債費	五、〇四八、八七三	九・〇%
国庫予備金	八〇〇、〇〇〇	一・四%
その他	二、〇七四、八八六	三・七%

合計 五六、〇八八、四五五 一〇〇・〇%

即ち、その割合の最も大なるものは、終戦処理費であつて、これに同性質の特別住宅建設資材費を加へると、二〇二億に上り、総歳出の約三割六分に達する。

次に大なるは、経済再建費で総歳出の約一割八分に上る。その他総歳出に対する割合は、同胞引揚費約一割四分、民生安定費一割一分余、国債費九分、地方分与税分与金四分六厘、教育文化費二分三厘、国庫予備金一分四厘、その他三分七厘である。

即ち、以上に依つて察せられる如く、本年度の予算は、全く終戦後の変態に基く変態予算である。それは、例へば、この約五六〇億円の歳出の内、大体において、本年度限りの支出と認められるものをあげれば、次の如くその半分以上の二九七億円にのぼることを以ても察せられる。

一、同胞引揚費	七、七七一、〇〇〇
（一）第一復員費	二、二五四、〇〇〇
（二）第二復員費	一、五八五、〇〇〇
（三）一般同胞引揚表	三、九三三、〇〇〇
二、戦災保護費	四三四、〇〇〇
三、価格調整補給金	四、三二七、〇〇〇
四、船舶運営会補助	九四一、〇〇〇
五、終戦処理費	一四、七三四、〇〇〇
六、朝鮮における進駐軍用住宅建設資材費	一、二〇〇、〇〇〇
七、その他	三〇三、〇〇〇
計	二九、七一五、〇〇〇

想ふに膨大な財政支出が、特に歳入不足を伴つて累積的に継続するならば、その結果は言ふ迄もなく、甚だ憂慮しなければならぬ。併し、本年度の支出は以上述べたる如く、その建前に於て本年度限りと認められるものが甚だ多い。もとより、今日の我が国の特殊事態の下に於ては、今後尚ほ特殊の支出を要する場合もあると考へなければならぬ。又、本年度に於ても、若干の追加予算の協賛を得なければならぬ事が予想されている。しかし、以上に、述べた本年度予算の性格から判断して、来年度以降は、逐次、歳出を減少し遠からざる将来に於て、収支の均衡を、回復し得る事を吾々は確信する次第である。

更に、本年度の一般会計改定予算を他の側面から観察するに、その運営により、失業対策費として役立ち得るものが、次の如く二二〇億円を算し総歳出の三分の一以上を占める。

一、援護その他民生施設費	三、〇〇〇、〇〇〇
二、就業対策費	九三、〇〇〇
三、公共事業費	六、二三五、〇〇〇
四、終戦処理の内	一二、九二七、〇〇〇
（イ） 労 務 費	一、一七五、〇〇〇
（ロ） 施 設 費	一一、七五〇、〇〇〇
計	二二、二五六、〇〇〇

但し、この中には、前にも述べた如く、既に本年四月より七月迄の間に支出を予定されたものを含むから、今後新にこれだけの失業対策費が支弁される訳ではない。しかし、その中の大いなる部分が今後支出せらるべきものである。

失業対策については後に更に述べるが、非自発的失業者の存在と遊休生産施設及び資材の存在とは一刻も早く解消しなければならぬ、即ちあらゆる現存生産諸要素の完全稼働、即ちフル・エンプロイメントの実現こそは吾々の目懸けねばならぬ財政経済政策の最大の目標でなければならぬ。而して本年度の改定予算はいささかその目標に向つて邁進せんとするものである。

次に、歳入について一言致したい。以上の如く、歳入は巨額に上るので吾々はこれに対して、出来る限り、歳入の増加を図らねばならない。吾々はこの目的の下に別途協賛を求める如く、終戦後の実況に即し税制に若干の改正をほどこすと共に増税を行ひ、又先般、煙草の値上を実施し、以つて、総計三〇五億一百余万円の収入を計上した。しかし、遺憾ながら、この努力を以つてしても、な

は、二五五億八七百余万円の歳入不足を生じ、今後、更に必要とする追加予算を加へると、恐らく、その不足は、三〇〇億圓に達するであらう。これは、今後実行すべき財産税等の歳入を以て支弁する計画である。

この結果はどうなるか、財産税はその名の如く、国民の財産を徴収するので、国民の現在の所得に課税するのではない。国民の現在の所得に課税し、之を国家が消費する場合はそれだけ課税される国民の消費は減少し、国民経済全体としての消費には、増減がない勘定である。従つて、茲に最も恐るべき財産^上からのインフレの発生する懸念はない。然るに、財産税で徴収する収入を国家が消費する場合の影響は斯様に単純ではない。例へば、財産税が物に依つて、納付される場合を考へるに、国家がこれを消費するのには換金しなければならぬ。此の場合、若しそのものを国家が民間に売却し、而してこれを買受ける国民がその代金を現在の所得を以つて支払ふならばそれは、間接に国民所得に課税する結果になるから、インフレの懸念はない。けれども、若し、その買受者が、さもなくば使用しなかつたであらう銀行預金を引き出して、買受けるとか、或は、又国家が収納した物を、見返に通貨を発行して、使用するとかするならば、これは明かに通貨増発を来しインフレの原因を為す。

又例へば国民が、今日、我国に存する封鎖預金を解除するのと同様の結果になるから、これ亦、インフレの原因になる懸念がある。斯様にして、財産税収入を財源として歳出を賄ふ事は、その全部ではないが、恐らく其の少なからざる部分は赤字公債を発行し、これを日銀に引受けさせて、国家が消費するのと、経済的には等しい結果を生ずるのである。

率直に言ふて、我々は本年度の予算には、斯くの如き危険が伴ふ事を強く注意し、従つてこれに対して善処致したいと考へる次第である。

併し以上は一応の解釈である。国家財政の目的、殊に、今日の我国の如き場合のそれは、何よりも先づ第一に国民に業を与へ、産業を復興し、所謂、フル・エンプロイメントを目指して、国民経済を推進することにある。如何に財政の収支は均衡を示しても、国内に失業者があふれ、多くの生産要素が遊休状態におかれるならば、これを眞の健全財政とは決して称する事は出来ない。

終戦後の我が経済が、甚だしきインフレに襲はれていることは、一般の觀察である。発行紙幣は、著しく増加し、物価、賃金等の騰貴を示した現象を採つて言へば、確かにインフレに違ひない。

併し、我々が、従来漠然とインフレと称する現象は、ケインズの指摘した如く、一つの明らかな意味があると考へる。それは、或る社会の経済が、既にフル・エンプロイメントの状態を示し、凡らゆる生産要素、即ち人も設備も、既にフルに稼働せる場合におい

て、なほその上に購買力が注入され、為に、物価騰貴を起す場合である。斯る場合の購買力の増加、より正確には有効需要の増加は百パーセント物価の騰貴となつて現れる。

所謂、悪性インフレは、この段階において生ずる現象である。戦時中の我国には、この意味のインフレがあつたと思はれる。

然るに、昨年の終戦以来の我国は、果してフル・エンプロイメントの状態にあつたと言へない。それどころか現に我々が見る如く、多くの失業者を生じ、表面、就業せる者も、十分の生産活動を為す事が出来ず、生産設備の甚だ多くの部分は、遊休化して居る。之はフル・エンプロイメントではなく逆に甚だしきアンダー・エンプロイメントである。斯る状態の下に於ての通貨膨脹と物価騰貴とは仮令インフレであるとするも、普通の意味のインフレでは決してない。

終戦後の我国の所謂インフレは以上の次第で、実は、戦争及び敗戦に基いて生じた経済秩序の破壊と虚脱状態、而してこれより生じた饑饉状態現象乃至恐慌現象と見るべきである。食糧を初め物資は著しく不足した。生産は停頓した而もこれを回復する知慮と勇氣とは、不幸にして、国民の間に失はれた。茲に即ち饑饉物価を発生した。而してこの饑饉物価及びその他の全般の経済不安から、預金の引出、通貨の退蔵等々が行はれた。終戦後の通貨膨脹及び物価騰貴を発生した原因は、細かく分析すれば、もとより多くの事を、挙げなければならないが、その基調は以上に述べた所に在ると思はれる。

世の中には、第一次世界戦後、ドイツに起つたインフレを思ひ起し之と今日の我国の通貨膨脹を比較して、云々するものがあるが、我々は、この両者は、全然性質を異にするものと考えざるを得ない。

斯かる今日の所謂インフレは、通貨収縮、即ちデフレ政策に依つて処理し得るものでは断じてない。饑饉物価は、物の生産と出廻りに依つてのみ救済し得る。恐慌は人心の不安を一掃してのみ、鎮静し得る。若し、この際、デフレ政策を採れば、物価の水準は引下げ得べきも、恐らく生産は一層縮少し、国民所得は減じ国民の生活難は寧ろ益々激しくさへなるだらう。人心の不安はもとより、払ひ去る事が出来ない。

国に失業者があり、遊休生産要素の存する場合の財政の第一要義はこれ等の遊休生産要素を動員し、これに生産活動を再開しめる事にある。この目的を遂行する為ならば、たとへ財政に赤字を生じ、為に通貨の増発を来す共、何ら差支へがない。それどころか却つて、之こそ其の意味の健全財政であると信ずる。而してこれは今日の経済学説の亦承認する所であると考へる。昭和二十一年度の改定予算は、たとへ未だ理想的ではないとしても、以上の意味において、正に健全財政の線に沿えるものであると言へる。

勿論、斯う言ふても、今日の我国の状態は、単に購買力を経済界に注入する事のみに依つて、直ちに、経済活動を増進し得る如き簡単なものではない。終戦後、多くの企業の収支償はず、生産は停頓減少し、甚だ憂ふべき状態を示しているが、それは、只、普通の景気循環の場合の不景気現象ではない。前にも一言した如く、敗戦によりて生じたる破壊と虚脱状況に基いた現象である。吾々は、茲に、単なる不景気を克服するのとは異つた政策を遂行する必要がある。

その第一は先づ以て、終戦後の現実に即応し、且つ平和と日本建設の方途に合致したる整理を経済界にほどこし、経済再建の基盤を確実にし、経済界の進路を明朗にし所謂、虚脱状態から脱却することが必要である。吾々はこの観点から、終戦後の懸案である補償問題等を、速かに且つ合理的に処理し又、金融緊急措置令等に依つて一時止むを得ず採用したる封鎖預金等の制度を、出来る限り、早き機会に撤廃致し度く、且下慎重にその方策を練つてゐる。前内閣以来の計画である財産税等も、亦これ等の諸措置と関連して適切な修正をほどこし、国民各自が夫々その分に應じて新生日本の経済再建に寄与する道を開きたいと考へる。

我々は日本の前途は決して悲観すべきでなく、真に我々が民主主義と平和主義とに徹底し協力一致奮励するならば、希望の海は洋々として前面に展開していると信ずる。併し、何せよ、八年に亙る戦争に依り、国力を極度に消耗し、加ふるに敗戦に依り秩序ある平和経済への転換を一時不可能ならしめた。これ等が国民経済に与へる損失は莫大である。経済界の整理とは、換言すれば、この損失を率直に承認し、これを国民経済の資産表から切棄てることである。勿論この事は口で言ふのは易いが、実行には非常の苦難を伴ふことを覚悟しなければならぬ。併しこの整理は成り行きに任せて置いても何時かは必ず行はねばならぬ所の処置である。然るに之を成り行きに任せることは整理の期間を長びかせるのみならず、秩序ある整理を不可能にし、好ましからぬ経済上の波瀾を繰返しその経過において更に損失を累加する危険がある。我々はこの際忍び難きを忍び断乎として以上の整理を敢行し、以て経済再建の時期を促進したいと考へる。

経済界の整理は如何なる方法に依るにせよ、必然デフレーション的傾向を伴ふ。而して、今や我国の経済が是非共整理過程に入らねばならぬことは、仮令国家が茲に何等かの積極的処理を採らずとも必然免れぬ所である。我々は茲に我国の今日の所謂インフレ乃至物価騰貴は、好むと好まざるとに拘らず、デフレに転ずる時期に近づけるものと考へる。

併しデフレに転ずればそれで問題は解決するか。否断じて然らず前に述べた如く今日の我国の問題は如何にして物資を増産して饑饉現象を解消し、経済の前途の見透を明かにして、人心を安定するかにある。我々が経済界の速かなる整理を求めものもこれ等の

目的を達する為めだが、それは謂はば消極的方策である。我々は更に積極的にこれ等の目的を達成する手段を講ずる要がある。

この積極政策は大凡そ五つある。第一は樞軸産業に対する特殊の促進策である。其一例として我々は石炭業を挙げる。

今日石炭の強力なる増産を行ふことは、あらゆる産業の復興を促す第一の緊急事であると考へるが政府は之が為め、今や画期的な方策を講ぜんとしている。我々は之の為め必要ならば石炭業の過去の債務を整理し、且つ将来の収支の均衡を確保するため生産者価格の大幅の値上を認めるであらう。但し、消費者価格を動かすことは他の多くの物価の価格に影響するのみならず其等の価格の改訂が行はれるまで、物資の出廻を阻碍する危険があるから、之は暫く避け、代りに思ひ切つた価格調整補給金を支出するであらう。但し斯かる措置を行ふ為めには炭坑の経営を有らゆる側面に互つて合理化し、必ず増産の行はれることの保証が無ければならない。たとへ最初の生産者価格は相当に高くとも、増産さへ行はれるなら、それに従つて生産費は追々に下り、価格も下る筈である。故に我々は増産の保証さへ、炭鉱が確実に与へて呉れるなら、合理的なる価格の値上に対して、之を値切る如き致さない。その代り全国炭鉱業者及石炭の生産に關係する総べての人事には強く責任を持つて貰はねばならぬ、増産する筈であつたが、他の事情が斯う變化したからなど言ふ申訳は、真に不可抗力による場合の外は許さない。言ふまでもなく、それには炭鉱の経営者のみでなく、又其の總ての従業者の固き協力を要する。我々は斯うした決意の下に幸に石炭増産が明かな目途を示すに至るならば、全国産業の立直りは茲に確實なる緒を開き、所謂インフレの悪循環も必ず断絶し得ると信ずる。

以上は石炭を一例として述べたのだが、其他食料に就ても肥料に就ても、此際取るべき策は之と同様の線に副ふものであるべきだと考へる。

幸にして只今の所、本年の天候は頗る良好で、今秋の豊作を思はしめるものがある。米國、加奈陀等の小麦も亦甚だ豊作であると伝へられる。我々は斯くて憂へられた食糧危機も内外を通じて打開せられる期が近づいているかに思ふ、と言つて油断は勿論禁物である。我々は飽まで天は自ら助くる者を助くるの格言の下に進めたいと思ふ。

第二は、復興金融の強力なる推進である。資金は言ふまでもなく物である。然るにその物が今我國においては、饑饉状態にあるのだから、従て今日の我國に資金が豊富である理由はない。故に我々は資金を極力節約し、有効に利用し又其蓄積を計らなければならぬ。我々は此観点から資金の使用に相当の制限を加へなければならぬ。併しさうであるからとて、資金の円滑なる供給を欠く為めに生産の勃興を妨げるが如きことがあつてはならない。前に申した如き經濟界の整理過程に於ては、往々にして此弊を生じ易い。為

めに当然生ずべく、又生かさなければならぬ企業をみすみす殺してしまふことがある。我々は此弊の發生を防ぐため政府出資の下に近く復興金融機關を設ける。之が出資一億圓は改定予算に計上した。又其の前の過渡的處理として、直に興銀をして復興金融を行はしめる準備を進めてゐる。併し斯様な一つの特種金融機關のみに依て日本經濟再建の金融に遺憾なきを期し得るものではない。我々は特殊の復興金融機關を設立して其活躍を期待すると共に、又旧來の有らゆる金融機關の総動員活躍を期待する者である。資金は素より生産を興す所の部面に集中されなければならず所謂放漫なる貸出は如何なる場合に於ても嚴に戒められることを要する。併し、苟も生産資金ならば日本銀行はこれを供給することに躊躇せず、政府も亦必要にして可能なる援助を惜しむものではない。殊に中小商工業に対する金融に就ては、政府は各地財務局等に命じ不斷に夫々の地方の金融機關と緊密なる連絡を取らしめ、万遺憾無きを期している。

金融に就て、近來、一の問題は国民中の或部分に滞留せる紙幣に就てである。世の中には、此等の紙幣を再び新紙幣と交換し或は封鎖せよ等と唱へる者があるが、左様の事は我々の全く考へていない所である。

又、これは、何人が、金融政策の衝に當るとも、為し得ない所であると信ずる。滞留せる通貨は、只だ強權を以て回収すると、これを収縮し得る効果が、一時的であることは、本年二月以降の實況が証明する。他から力を加へずとも、滞留せる通貨が自ら銀行に集り、郵便貯金に化すように致すことが必要である。それには、先づ第一に、經濟界の前途を明くし預金が再び封鎖されるのではないかと言ふ風説の現れないやうにすることが条件である。所謂新圓と旧圓との區別を出来るだけ速に撤廃することは、この点に於て最も必要である。我々が經濟界の整理を斷行せんと欲する目的の一は茲にある。同時に我々は又預金等を行ふ習慣の乏しき人々に對しては、これを誘導して、預貯金等に興味を感じる如き方法を講ずる必要がある。その方策は勿論種々あり得ることで、我々は、それ等を端から実行致す考である。

なほ、我國の通貨及び金融制度に就ては、前内閣時代既に委員會を設け、その改革案の調査を開始した。追つて本議會において審議を煩すべき証券取引所の新機構はその所産の一つである。我々は、更に、この調査を再開し、以つて我が通貨金融に関する民主主義的制度を確立する計画である。

第三は、産業の合理化である。前に我々は我國の經濟界は整理しなければならぬと申したが、これは唯だ消極的に事業を縮小することではなく、積極的に亦産業に有らゆる合理化を行ふことでなければならぬ。産業の合理化とは換言すれば従業者一人当りの能

率を増し、その生産を高めることである。能率挙げずして、日本の産業の興る筈はなく、又勤労者の所得を増加し、国民生活の改善を計り得るわけがない。元来、我國の賃金俸給が、欧米諸国に比し低かつたのは、主として、生産能率の低かつたことに由ると信ずるが、遺憾ながら今日の我國においては一層その生産能率を低下させるものと思はれる。

従つて、今日の此の状態の下においては、国民の生活水準は必然低下する外はない。俸給、賃金は最近一般に著しき引上を見たに拘らず、依然として勤労者の生活苦は緩和せず、他方企業に赤字を累積する所以である。況んや、我國は戦争と敗戦に依つて多くの資本を喪失し、なほ其上に賠償に依つて更にこれを喪はんとしている。之を償ひ、以て国民一人当りの生産を増加する方法は、蓋し産業合理化——一つ一つの企業の合理化のみならず、広く産業全体に亘つての合理化の外に途はない。第一次世界大戦後一時我國にも産業合理化運動が起りかけたが、それは遂に徹底しなかつた。我々は、今度こそ、これを徹底する要があると考え、前述せる経済界の整理は此の目的の下に行はなければならない。目下政府が計画せる農地制度の改革の如きも亦茲に一つの使命が存するのである。

第四は、失業者受入体制の強力なる推進である。経済界の整理と合理化とは必然失業者を発生することを免れない。さうでなくとも現に多数の失業者が存する所に更に、これを増加することは素より甚だ憂ふべきことである。併し、これを怖れていたのでは整理は進行せず、従つて、経済の再建は出来ない。この矛盾を我々は解かなければならない。茲に我々は其等の失業者を受入れる体制を強力に整へる要がある。

併し、その体制は単に失業者を失業者として消極的に救助し生活させると言ふことに止るものであつてはならない。我々の理想は、其等の人々が苟も、何等かの勤勞に堪へる能力を持つ限り、直ちに適當の業を供給し、失業者たらざらしめることにある。純然たる救助は出来る限り小範圍に止めたい。これ即ち国民の生活権を擁護する所以であり、又国家緊要の生産増加をもたらす方法である。我々は此の観点から前述の如く予算の上にも相當の金額を計上した。我々はこれを適切に運用し、且つ広く民間にも協力を求め、以てこの問題の処理に遺憾なきことを期したいと考へる。なほ一般失業者とは其の性質を異にするが、海外よりの引揚同胞及び旧軍人軍属諸君の問題がある。これについては、先に予算の数字について述べた如く其の直接の引揚費七億余円を計上した。併しこれ等の諸君に関し、最も重要な問題は如何にしてこれ等の諸君に業を供し、其の生活の再建を計るかである。政府はこれについては、特に意を用ひ、取敢えず援護其の他民生施設費三〇億圓中より必要な生業資金の供給を計る外、又六〇億圓の公共事業費等に

よつて行はれる事業にこれ等の諸君の労力を吸収する途を開く計画を進めている。

戦災復興事業も又以上と関連せしめ、同時に、それが亦失業対策たるが如き方法を以て促進したいと考へる。

第五は、経済の民主化である。此の事は、既に今まで屢々繰返されて世に説かれたことであるからくどくは述べない。

併し、世の中には、往々にして今日なほ我國に所謂大地主大金持を擁護せんとする運動があるかの如く言ふ者があるが、これは甚だ理解し難い。既に所謂財閥は事実 に於て悉く解体され、農地制度の改革は一層強化され、その上に更に以上に述べた如く経済界の整理は断行され、加ふるに財産税が亦課されるのである。従来と雖も、我國に所謂大地主大金持と称せられる程の者が幾許あつたかは疑問であるが、今後の我國においてはその僅少なる大地主も大金持も全く姿を没するのである。思ふに、今後の我國の社会は、好むと好まざるとに拘らず、地方においては小規模にして且つ殆ど相互の間に差等なき自作農、都会においては中小商工業者及び勤労者、又会社事業においては多数の小株主、殆ど斯様な人々のみによつて構成されるに至るであらう。この意味において、我が経済の民主化は既に半ば成れりと申しても善い。

併し、言ふまでもなく、眞の意味の民主主義は、社会の構成員を小粒にただだけで実現されるものではない。それには民主主義的道德と文化との裏付がなければならぬ。我國の今日の急務の一は實にこの道德と文化とを高めることである。経済の側面から言ふてもこの道德と文化とが向上して、初めてその眞の民主主義化は期待され、而して能率の増進と生産の増加とを齎し得るのである。本年度の改定予算には臨時的歳出が甚だ多く、為に不幸にして教育文化の爲めの支出の計上は比較的小額に止つた。併し、この窮屈な予算の中においても、なほ国民学校教職員の待遇改善等を行ひ、以て聊か民主主義道德と文化との向上に資せんとした。今後財政に余裕を生ずるに従ひ、更に大いに増額することを我々は考へている。

以上は、只今政府が計画し、或は着手しつつある財政経済政策の主要である。この外なほ、問題は多々あるが、最後に一言を付加へてこの演説を終りたい。

我國は、今純然たる閉鎖経済を営んでいるものではない。我國は既に必要なる食糧及び纖維原料等の輸入を連合国最高司令部を通じて許され、これに対して我國は生糸その他の見返物資の輸出を許されている。併し、この輸出入は言ふまでもなく、司令部の厳重なる監督と制限との下に、許されているのであつて、未だ遺憾ながら国際経済への自由なる参加は許されていない。併し、その狭小が国民に依つて訴へられ世界の識者も亦或程度までこれを承認した我國の領土は、更にこの戦争に依り著しく狭められた。この変化

せる条件の下に、日本国民が平和的民主的国民としての教養を高め、世界の文化に貢献するに足るだけの生活水準を保つには、是非共国際経済への一層自由なる参加が許されることが必要である。以上に述べた経済界の整理、増産促進に依る所謂インフレの克服、金融制度の改革、経済の民主化等の諸政策は、一面から言へば、即ち、日本国民がやがて国際経済への自由なる参加を許される場合に対する準備である。我々は、斯くて国内を整へ何時でも、国際経済の全面的参加をなし得る態勢を作つて置かなければならぬ。而してこれは又その参加が速かに許される準備ともならう。

今回の戦争に依つて大なる損害を受けた者は独り我国のみではない。戦勝国と雖も亦その戦後の回復は決して容易の業ではない。所謂インフレの危険は世界的である。我国がこの危機を能く突破し平和的民主主義経済の建設に速かに成功することは、改正憲法において、武力の撤廃を世界諸国に先駆して宣言せんとしているのと等しく、産業経済の分野においても亦世界に範を示すものであらう。而して我々の此の努力に対しては連合国最高司令部は必ず全面的支持を惜しまれざるものと信ずる。繰返して述べる如くこの成功を齎す為今後暫く我国民がなめねばならぬ経済的苦難は素より尋常のものではない。併し人間は現在よりも将来の希望に生きる者である。

輝しき平和日本の民主主義経済の建設が斯くて成功する日を想望すれば、亦甚だ愉快に堪へない。勇気が勃然として全身にみなぎることを感ずる。

政府の意の有する所を諒察され本予算に対し、速かなる協賛を与へられんことを願ふ。

〔以上〕

(二) 「先程モ由上ゲマシタヤウニ」とは、同日、政府提案による改定予算に関する法律案の提案理由を指す。参考までに全文を引用する。

○国務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ改定予算ニ関スル法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。

御承知ノ通り昭和二十一年度予算ハ、昨年(昭和二〇)十一月衆議院ガ解散ニナリマシテ、其ノ後総選挙ガ予定ヨリ遅延致シタ等ノ為ニ、遂ニ年度初メマデニ成立スルニ至リマセンヌデシタ。為ニ政府ハ憲法第七十一条ニ依リマシテ、前年度予算、即チ昭和二十年度予算ヲ施行致シタノデアリマスガ、申スマデモナリ昭和二十年度予算ハ戦争ノ遂行ヲ前提トシテ編成サレマシタ予算デアリマシテ、事態ガ全ク一変致シマシタ今日、之ヲ其ノ俚昭和二十一年度予算トシテ踏襲スルコトハ許サレマセヌ。又スル場合

ニ、従来行ハレマシタ所ニ依レバ、実行予算ヲ編成シ、施行予算ニテ支弁シ難キ部分ハ追加予算ノ協賛ヲ願フノデアリマスガ、斯クテハ予算ノ数字ガ徒ラニ龐大ト相成リマシテ、本年度財政ノ全額ヲ現ハスコトガ出来兼ネマス。又予算ノ遂行ノ上ニモ種々不便ガゴザイマスノミナラズ、本年度ノ予算ハ新生日本第一年度ノ予算デゴザイマシテ、意義モ殊ニ深イ次第デアリマスノデ、政府ハ此ノ施行予算ノ定額カラ、昭和二十一年度ニ於キマシテ支出スル必要ノナイ費額、又ハ支出スルノヲ適當トシナイ費額ヲ減ジマスルト同時ニ、昭和二十一年度ニ於テ緊急ノ必要デアツテ施行予算デハ不足致シマスル金額、又ハ施行予算デハ処理ノ出来マセヌ費額ハ之ヲ施行予算ニ加ヘ、更ニ昭和二十一年勅令第二百四十二号ニ規定スル經費ヲモ之ニ統合致シマス等必要ナ調整ヲ施シマシテ、實質的ナ昭和二十一年度予算ヲ編成シ、之ヲ改定予算ト名付ケマシテ、以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヤウニ致シタイノデアリマス。本法律案ハ、即チ以上ノ趣旨ニ依リマシテ改定予算ヲ帝國議會ニ提出スルコトヲ得ル法律デゴザイマス。

尚ホ此ノ改定予算ニハ、會計法第九条ニ規定スル第一予備金及ビ第二予備金ノ外ニ、新シイ種類ノ予備費ト致シマシテ、經濟安定費を設ケルコトガ出来ルヤウニ致シタイノデアリマス。此ノ經濟安定費ハ、經濟安定ニ関スル予算ノ不足ヲ補ヒ、又予算外ニ生ジタ經濟安定ニ関スル費用ニ充テントスルモノデゴザイマス。以上ヲ以チマシテ此ノ法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマシタ。何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ賜ハラシテ御願ヒ致シマス（拍手）。

改定予算にかんする法律案

昭和二十一年度においては、予算を適実簡明ならしめるため、政府は、施行予算から不用とする費額を減じ、又必要とする費額をこれに加へ、その他昭和二十一年勅令第二百四十二号に規定する経費をこれに統合する等必要な調整を施して、改定予算を今期の帝國議會に提出することができる。

改定予算の成立前に、施行予算の定額から支出した金額、予備金支出に基いて支出した金額及び昭和二十一年勅令第二百四十二号に基いて支出した金額は、これを、改定予算の定めるところによつて、改定予算の定額から支出したものとみなす。

改定予算には、會計法第九条の予備金の外に、予備費として經濟安定費を設けることができる。

經濟安定費は經濟安定に関する予算の不足を補ひ又は予算外に生じた經濟安定に関する費用に充てるものとする。

經濟安定費を以て支弁したものは、年度経過後の常会において、帝國議會に提出してその承諾を求めなければならない。

附 則

第一項及び第二項の施行予算には、改定予算の成立前に成立した昭和二十一年度追加予算があるときは、これを含むものとする。

昭和二十一年度における予算超過又は予算外の支出にかかわるものは、改定予算の提出に伴って、会計法第十条の規定にかかわらず、今期の帝国議會に提出して、その承諾を求めなければならない。

改正金融緊急措置令施行規則解説

大蔵省銀行局
大蔵事務官
福田 久 男

目次

- 第一 総説
 - 一 改正の趣旨
 - 二 改正の要点
 - 三 改正の影響
- 第二 改正の内容
 - 一 第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設
 - 二 既存封鎖預金等の区分金額
 - 三 第一封鎖預金等の設定手続
 - 四 世帯の意義
 - 五 公益団体の第一封鎖預金等の加算
 - 六 既存封鎖預金等と看做すもの
 - 七 支払期限経過の金融債及び公社債の取扱
 - 八 代表者名義の封鎖預金等の取扱
 - 九 第一封鎖預金等の支払
 - 一〇 第二封鎖預金等の支払
 - 一一 既存封鎖預金等の経過的取扱

一二 封鎖預金等の利息

一三 其他の改正

一四 保険金に就て

第一 総 説

一、改正の趣旨

今回昭和二十一年八月十一日大蔵省令第九十号をもつて、金融緊急措置令施行規則の一部が改正せられ、即日施行されたが、これは引続き実施された所謂軍需補償の整理に伴う戦後経済再建整備に関する一連の諸措置の一部をなすものであつて、いはゞその準備的措置として行われたものである。

所謂軍需補償処理の問題は、終戦後の新日本経済を再建するためには、是非とも何んとか早く、始末をつけなければならぬ大問題であつたが、愈々この大きな問題の解決に着手することになつた。

終戦後の日本経済は、過去八年間に亘る長期の戦争によつて、我が経済国力を極度に消耗させ、購買力と物資とは著るしく不釣り合となつてゐる上に、千五百億円に近い国債があるので、かゝる衰弱した国民経済の中に、数百億円に上る莫大な軍需補償を支払ふことは、極めて危険性の多い冒険である。言ひかへると、このやうな経済情勢の下では、現に過剰となつてゐる名目的貨幣資産の上に、更に物資の裏付けのない多額の購買力を注ぎ込むことに外ならないので、インフレーションを益々昂進せしめ、日本経済の再建を層一層困難ならしめる結果となるのである。

然しながら、反面軍需補償の支払を打切ることとは仮令課税の方法によつても、實質的には政府の国民経済に対

する公約を無視するものであり、又産業界、金融界は勿論、個人生活にも不測の損害を蒙らせる結果となり、国民経済に混乱を惹き起こす虞があるのである。そこでこの問題を如何なる方法で解決すべきであるか、といふことについて、日夜慎重に熟慮を重ね、検討を加へて来たのであるが、結局において軍需補償は戦時補償特別税の課税といふ形で、これが支払を打切ると共に、その影響を最小限度に止める為に、能ふ限りの善後措置を講ずることとなつたのである。この度実施せられた金融緊急措置令施行規則の改正の趣旨も、右の善後措置の一つであるといふべきである。

(一) 自由預金及び小額封鎖預金等の保護

軍需補償の整理の結果、たとへ金融機関の資産に対して、相当の損失を与えるやうなことがあつても、自由預金は勿論のこと、一定金額までの封鎖預金等については、その払戻を確保し、大部分の預貯金者には何等の影響を蒙らしめるしことのないやうにする。たゞ一定金額以上の封鎖預金等については軍需補償打切りの損失を或る程度負担せしめることは、この際としては已むを得ないものとしたのである。

(二) 新旧勘定分離の準備

金融機関は八月十一日午前零時現在の資産及び負債を、新勘定と旧勘定とに区分するのであるが、封鎖預金等を如何にして新勘定と旧勘定とに区分するかは、一つの問題である。この勘定分離の準備措置として、今度の改正の行はれた意義がある。即ち第一封鎖預金等は新勘定へ、第二封鎖預金等は旧勘定に属するものとするのである。

(三) 購買力の凍結

第二封鎖預金等は旧勘定の整理の見透しがつくまでは、原則としてその支払をしないで、軍需補償の打切りによつて金融機関の蒙る損失が大きい場合には、第二封鎖預金等は整理の対象となるのである。従つて少くとも当分の間は

第二封鎖預金等の支払は行われないから、今度の措置の反射的效果として、その購買力化は阻止せられ、言はゞ凍結せられるのである。

以上のやうに今回の改正は、主として軍需補償の打切りに伴ふ善後措置の一つであつて、その反射的效果として、一部その購買力を阻止し、それを凍結する意義を有するものである。

二、改正の要点

今回の改正の内容は、後で詳しく述べるところであるが、その要点は次の通りである。

(一) 封鎖預金等を二種とすること。

今後は封鎖預金等を、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の二種類とする。そして第一封鎖預金等は金融機関の新勘定に属せしめ、これが払戻しを確保すると共に、第二封鎖預金等は旧勘定に属せしめ、整理の対象とする。

(二) 封鎖預金等の払戻を規制すること。

第一封鎖預金等の払戻は従来の方鎖預金等と同様の取扱とするが、第二封鎖預金等は原則としてこれが払戻を行はないものとし、金融機関の旧勘定の整理の見透しがつくまでは、引き続きこれを凍結して置くものとした。

(三) 若干の補充的改正を行つたこと。

- (1) 封鎖小切手等の受領義務を明定した。
- (2) 公租公課の支払のための封鎖預金等からの支払ひは封鎖支払に限定した。
- (3) 指定事業者制度を廃止した。
- (4) 二以上の者から定期的給与の支給を受ける者に対し申告義務を課した。

(5) 三月二十日の資金融通総額制限の枠を撤廃した。

(6) 其の他若干の補充的改正を行つた。

三、改正の影響

今回の改正によつて、国民の大多數の者の預金は相当部分を第一封鎖預金等に移し換へられ、その払戻しは確保せられる結果、完全に保護を受けることとなるのであるから、各個人に対する預金から見た影響は比較的少ないものと認められる。

しかし会社その他の企業については多少趣を異にするとは思はれるが、企業の所要資金は既に六月下旬以来金融機関よりの資金融通によることとなつてゐるので、これを法制化したものと解せられる。勿論今回の措置によつて、金融界は若干窮屈になるかも知れないから、金融上万全の措置を講ずる必要があることは言うまでもない。

一般金融機関において事業資金の貸出などのために資金が不足するときは、日本銀行から積極的に資金の援助を行ふと共に、三月二十日現在の資金融通総額制限の限度を撤廃して、一般金融機関の貸出が停頓するが如きことのないやう措置してゐる。又一般の銀行などで貸出をなし得ないやうな場合には、八月一日から実施してゐる復興金融に関する応急措置を十分に活用せしめる方途を講じてゐる。なほこの業務は差当りは日本興業銀行の特別勘定をして行はしめ、日本勧業銀行の各店舗でもその業務を代行してゐるが、近く復興金融金庫として発足する予定である。更に八月分の定期的給与の支払資金についても、これが支払を確保するため特別の考慮を払い、生産資金の調達を容易ならしめるために、日本銀行スタンプ手形を創設するなど、過渡期の金融の疎通に関しては格別の配慮が加へられてゐる。しかし今度の軍需補償請求権等に対する特別課税は、直接又は間接に個人にも事業にも影響を及ぼすことは勿論で

あつて、整理を要する事業であるであらうし、失業者も増加するであらう。かやうな国民の受ける苦痛も敗戦日本の経済が、明日の明朗な日本経済として更生するために、踏み越ねばならぬ茨の途であるから、お互は我国内外の情勢を洞察して、過去に捉はれず、心機一転して新しい日本経済の再建に邁進しなければならないのである。

第二 改正の内容

一、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設

金融緊急措置令では、従来封鎖預金等は昭和二十一年二月十七日に存した所謂既存預金も、同日以後新所得乃至新収入として、新たに封鎖支払に基いて生じた封鎖預金等も、封鎖預金等としては同じ取扱を受けてゐた。しかし昭和二十一年八月十一日以後は、封鎖預金等には第一封鎖預金等と第二封鎖預金等の二種類が設けられた（規則第一条ノ二第二項）。

第一封鎖預金等の発生原因には、二つの場合がある。即ち今後新に生ずる封鎖預金等および既存封鎖預金等の中の一定部分である。

(一) 新封鎖預金等

さて第一に、昭和二十一年八月十一日以後新所得、新収入等として新たに封鎖支払に基いて生じた封鎖預金等は、原則として全て第一封鎖預金等となる（規則第一条ノ二第二項）。たとへ第二封鎖預金等からの封鎖支払の場合であっても（規則第七条ノ二参照）、建前として第一封鎖預金等となるのである。たゞ特別の事由によつて、第二封鎖預金等を第二封鎖預金等のまゝの状態で移転せしめる必要がある場合には、その旨の指定がなされることがある。尚この指

定は、大蔵省告示によつて一般的に行はれる場合と個別的に行はれる場合とがあり得る（規則第七条ノ二第二項但書）。

(二) 既存封鎖預金等

第一封鎖預金等の第二の発生原因は、昭和二十一年八月十一日午前零時において現に存する封鎖預金等の中の、一定金額以下の部分である。即ちこれらの封鎖預金等は後で述べるやうな方法によつて、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分される（規則第一条ノ二第三項）。

次に第二封鎖預金等の発生原因は前述のところから明らかなやうに、昭和二十一年八月十一日午前零時の既存封鎖預金等の中一定金額を超える部分及び同日以後新に生ずる封鎖預金等の中で特に大蔵大臣の指定するものの二つである。

なほ自由預金は今度の改正では全然関係がない。即ち自由預金は、その支払についても又支払の請求についても、何等の制限を受けることなく、全く自由であり（規則第十八条）、金融機関の新旧勘定の分離に当つては第一封鎖預金等と一緒に新勘定に属するのである。

二、既存封鎖預金等の区分金額

(一) 基準限度額

昭和二十一年八月十一日午前零時に現に存する封鎖預金等は、原則として左の区分によつて、第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に分別せられる。たゞ一般の預貯金等と年金とは、その性質、内容を異とするから、別個の方式によるのである。

(1) 一般の封鎖預金等

年金以外の封鎖預金等、即ち預金、貯金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、定期積金、無盡及び預貯金に準ずるものについては、次の方法による（規則第一条ノ三第一項）。なほこゝに金銭信託といふ中には、特定金銭信託例えは投資信託の如きものをも含むのである。

(イ) 一口三千円未満の封鎖預金等

一口三千円未満の封鎖預金等は、その全額が第一封鎖預金等となる（規則第一条ノ三第一項第一号）。この預貯金等は個人のものであつても、法人その他の団体のものであつても差はない。

こゝに一口といふのは一口座を意味し、原則として一通帳又は一証書と同意義に取扱ふのである。従つて(a)割増金附定期預金、割増金附無盡における一口（例へば一口二百円）といふのは抽選権の計算單位に過ぎないから、一証書を一口と解し、(b)定期預貯金について通帳を使用する場合には、預入年月日を同じくするもの毎に一口と解する。(c)たゞ郵便定額貯金は法制上一口五百円を最高限度とするので、偶々便宜上数口を一括して一証書を使用した場合でも、各口毎に一口座と見て、これを一口として取扱ふ。

次に三千円未満といふのは二千九百九十九円九十九銭以下の意味であつて、三千円を含まない。又一口三千円未満なりや否やは、原則として預金通帳又は預金証書に記載した八月十一日午前零時現在の残高によるのであるが、当座預貯金は金融機関の帳簿残高によるのである。

なほ通帳未記入の未払利息及び通帳未記入の元本振込金額の取扱は次の通りである。

通帳等の残高によれば三千円未満（例へば二千九百九十円）であるが、未払利息（例へば三十円）を加算すれば三

千円を超える（例へば三千二十円となる）場合でも、通帳未記入の未払利息は算入しないで取扱ふ。この場合には三千円を超える利息部分（右の例の二十円）は第一封鎖預金等に組入れても差支ない。

金融機関の帳簿上は元本金額の一部として他から振込まれて（配当金の振込等が行はれて）あるが、通帳には未だ記入してゐない場合には、右の通帳未記入の元本金額は通帳の現在高に加算して取扱ふ。この場合には金融機関は、なるべく速かに預貯金者にその旨を通知する必要がある。

(四) 一口三千円以上の個人の封鎖預金等

個人が預け入れてゐる封鎖預金等であつて一口三千円以上のものについては、一世帯毎に且つ一金融機関毎（同一金融機関の他の営業所又は事務所を含む）に名寄せをして、一世帯について(a)又は(b)の中の何れか多額の金額が第一封鎖預金等となり、これを超える金額が第二封鎖預金等となる（規則第一条ノ三第一項第二号）。

(a) 世帯主及び世帯員各一人について四千円の割合をもつて計算した金額の合計額。但し三万二千円を超えることを得ない。

(b) 一万五千円

第一に、この場合には右の一万五千乃至三万二千円の金額は一世帯毎に計算せられるのである。こゝに世帯といふのは、後で説明する如く、同一戸籍に属し且八月十一日午前零時現在で同一個人金融通帳に記載されてゐる者であるから、従つて同じ家族でも妻子が疎開してゐる場合には、主人の世帯と妻子の世帯とは別個の世帯となる。又一世帯毎に名寄せされるので、世帯所属員の名義の封鎖預金等はすべて合算されるのである。

尚架空名義の封鎖預金等はすべて第二封鎖預金等となる。たゞ芸名や通称名を使用してゐる場合、まだ相続人の名

義に変更せず被相続人の名義のまゝになつてゐる場合、嫁入前の実家の姓のまゝになつてゐる場合等の如く特別の事由によつて実質上の権利者の名義に訂正する必要があるものについては、予め名義変更の許可（大蔵省告示第二十七号第七号）を受けて置くことが大切である。

第二に、この名寄せは一金融機関毎に行はれるのである。こゝに一金融機関といふのは、何々銀行、何々信託会社、何々無尽会社といふが如く、同一人格の金融機関の意味である。従つて同一金融機関でないもの、例へば甲銀行と乙銀行との封鎖預金等を、合せて名寄せするのではない。然し郵便貯金は全国同一であるから、何れの郵便局で預けたものもすべて合算される。次に同一金融機関に預け入れたものであれば、封鎖預金等の種類の如何を問はず（年金のみは除く）、又本店の分と支店の分、本所の分と支所の分とは合算される。換言すれば、甲銀行の本店に定期預金と通知預金があり、甲銀行のA支店に普通預金があり、甲銀行のB支店に定期積金がある場合には、それら全ての預金等を合算するのである。

尚注意を要することは、個人事業の事業資金についてである。今回の第一封鎖預金等と第二封鎖預金等への区分は事業資金には関係なく、単に個人、法人の区別によつて別個の方法になることになつてゐるので、個人事業者の事業用の封鎖預金等であつても、一般の個人の封鎖預金等と同じ取扱ひを受ける。従つて仮令何々商会と言ふ場合でも、個人経営である限り会社に準じて取扱つてはならない。

第三に、第一封鎖預金等となるべき金額は、一世帯につき最低一万五千元、最高三万二千元である。世帯の所屬員（世帯主及び世帯員）の頭数が三人以下の場合には一律一万五千元であり、四人から八人までの場合には、頭数に四千元を乗じた金額、例へば五人のときは二万円、六人のときは二万四千元である。そして八人のときは三万二千元であ

つて、この金額を最高とし、世帯所属員の頭数が八人以上何人増加しても三万二千円どまりである。

尚一口三千円の意味については前に述べたところと同様である（イ参照）。唯こゝに注意すべきことは、封鎖預金等の元本現在高のみで、右の一万五千円乃至三万二千円の限度を超過するときは、第一封鎖預金等に組入れる金額は元本中の右の法定限度額に限るのであつて、この組入金額に対する支払期限を経過した未払利息と雖も、第一封鎖預金等に組入れてはならない。例へば一口十万円の封鎖預金等があつて、第一封鎖預金等に組入れるべき法定限度額が一萬五千円、未払利息が二百五十円とすれば、第一封鎖預金等は一万五千円に限られ、元本中の残額八万五千円及び未払利息二百五十円は第二封鎖預金等となるのである。

次に郵便積立貯金、定期積金及び無盡に関しては、一般的に封鎖預金等といふ場合にはそれらの給付金を意味するのであるが（規則第一条第一項）、右の三千円とか一万五千円とかの金額の計算に当つては、八月十一日午前零時までに払込んだ掛金の額によつて算出する。勿論右の払込掛金額の中で自由支払即ち新円で払込んだ部分があれば、その分は控除することはいふまでもない（規則第一条ノ三第三項）。

（イ） 一口三千円以上の団体の封鎖預金等

法人その他の団体が受け入れてゐる封鎖預金等であつて一口三千円以上のものについては、一口一万五千円以下となるときはその全額が第一封鎖預金等になる、一口一万五千円を超えるときはその中一万五千円だけが第一封鎖預金等となり、残余の金額は第二封鎖預金等となる（規則第一条ノ三第一項第三号）。

こゝに法人其の他の団体といふのは、法人格の有無を問はず、個人以外のものを全て包含する。従つて会社、営団、社団法人、財団法人は勿論のこと、任意団体である協会、組合の類も、又何々先生記念会、互助会、会社発起人会な

ども右の団体に該当する。

次に法人その他の団体の場合には、個人の場合とは異つて、名寄せされるのではなく一口毎に計算される。例へば某会社で甲銀行に十萬円の当座預金、一万四千元の普通預金があり、乙信託会社に五十萬円の金銭信託があるとすれば、第一封鎖預金等となる金額は当座預金中の一万五千元、普通預金の全額、金銭信託中の一万五千元であつて、合計四萬四千元となる。そして残余の金額即ち定期預金八萬五千元、金銭信託四十八萬五千元、合計五十七萬円が第二封鎖預金等となるのである。

尚一口三千円とか、一口一万五千円とかの意義や、金額の計算などは前に述べたところに準ずる（イ及ロ参照）。郵便積立貯金、定期積金、無盡の金額の計算もロに述べたところと同様である。

（二）年金である封鎖預金等

一般の封鎖預金等は預け入れ又は払込んだ金額によつて計算されるのであるが、昨年だけが払込んだ金額によるべきは不合理な結果となるので、給付金額を準備として計算される。即ち昭和二十一年八月十一日午前零時に現に存する封鎖預金等たる年金については、一年間の給付金額が一口千円以下であるときは給付金額全額が第一封鎖預金等となり、又一年間の給付金額が一口千円を超えるときは千円だけが第一封鎖預金等となり、残余の金額が第二封鎖預金等となるのである（規則第一条ノ三第二項）。

こゝに金といふのは金融機関が債務者がある年金、主として郵便年金を意味する。例へば恩給と同性質の年金の如きは、たとへ郵便局でその支払事務を取扱つてゐるものでも、こゝにいふ年金には含まれない。

（二）加算金額

右に述べたところは第一封鎖預金等となるべき金額についての基準的金額であるが、その例外として次の場合には一定の金額が加算せされる（規則第一条ノ四）。尚この加算は何れかの金融機関について一回限り加算しうるのであつて、各金融機関について加算することのできないことはいふまでもない。

(1) 個人生活費未払戻額

世帯の生活費等に充てるために毎月世帯主及び世帯員各一人当り百円の割合で計算した金額を、封鎖預金等から現金で払戻を受けられるのであるが（規則第五条第一項第一号）、この個人生活費について昭和二十一年八月分以前の分で、まだ払戻を受けてゐない場合には、その未払戻の金額を第一封鎖預金等に加算することができる（規則第一条ノ四第一項第一号）。これは八月十一日以前に個人生活費の払戻を受けた者と、その払戻を受けなかつた者との間の、不均衡を生じないやうにしようとする趣旨である。

加算しうる金額は八月分以前の未払戻金額であるから、八月分も含まれる。例へば七月分と八月分との払戻を受けてゐないならば、二ヶ月分を加算することが出来る。又法定限度一杯までの払戻を受けてゐないならば、その限度までの余猶額が加算されうる。例へば五人家族の場合に八月分として三百円だけ払戻を受けてゐるならば、まだ二百円の引出し余力があるから、この二百円を第一封鎖預金等に加算することが認められるのである。

こゝに「未だ払戻しを受けてゐない」といふのは、八月十一日午前零時を基準として、その時までには払戻を受けなかつたものをいふのである。従つてその後第一封鎖預金等設定申請前に払戻を受けたときは（規則附則第二項）、払戻未済額の加算と払戻額の控除（規則附則末項）との双方の適用があることになる。

次に指定事業者（改正前の規則第六条ノ二参照）の個人生活費未払戻額については、四月一日以後生じた封鎖預金

等の現在残高を限度として、八月分以前の未払戻金額を第一封鎖預金等に加算することができる。然し規則第五条第一項第一号の規定に基く現金による払戻は、八月分以降に限って認められるのであるから、注意しなければならない。なほ規則第五条第一項第一号但書の規定によつて、無所得者や所得の少い者に対して認められる月額二百円以内の生活費の加算の適用を受けてゐる場合には、法定の証明書類があれば、その金額だけ多く第一封鎖預金等に加算し得るわけである。

(2) 引揚者持帰金限度未払戻額

昭和二十一年二月一日以後に外国又は外地から引揚げた者は、一般人ならば一人につき千円まで、軍人ならば将校一人につき五百円、下士官以下一人につき二百円を持帰金として通貨の携帯輸入を許されてゐるが、この持帰金法定限度まで上陸港で新旧券の引換を受けてゐない場合には、その余額額は封鎖預金等から現金で払戻が受けられることになつてゐる（規則第五条第一項第二号）。右の場合に八月十一日午前零時現在で、封鎖預金等から払戻を受けうべき余力たる金額が残つてゐるならば、この金額を第一封鎖預金等に加算することできる（規則第一条ノ四第一項第二号前段）。

外地又は外国からの引揚者は、大部分の者は上陸港で持帰金限度一杯まで旧券との引換をしてゐるであらうから、この適用を受ける場合は極めて稀であると思はれる。なほこの適用を受けやうとするときには、引揚証明書、通貨引換証明書、個人金融通帳等によつて、本年二月一日以後の引揚者であること、新旧券引換の有無、規則第五条第一項第二号に基く封鎖預金等からの引出の有無等の事実を証明しなければならない。

こゝにいう引揚者は、外国又は外地から本邦へ引揚げた者を意味し、本邦から外国又は外地へ引揚げる者を含ま

ないことは勿論である。

(3) 戦災者生必需品購入資金未払戻額

従来戦災者については、衣料、家具、その他生活必需品を購入するために、戦災者一人につき千円、一世帯最高五千円の限度内で、封鎖預金等からの現金による払戻しが認められてゐた（規則第五条第一項第五号）。しかし物資の出廻りの状況等に鑑みて、四月一日以降はこの適用を当分の内停止したのであるが（四月一日改正省令附則第二項）、その後一部緩和して、正規の配給ルート（市区町村等）から戦災者に対して日常生活必需品等の配給がある場合には、その配給品の購入代金に限って払戻を受けることにして、現在に及んでゐる（五月二十日蔵銀第三六〇号通牒）。このやうな取扱上の変更はあつたが、結局今日までに右の金額の限度まで払戻を受けてゐない戦災者は、その未払戻額を第一封鎖預金等に加算することができる（規則第一条ノ四第一項第二号後段）。

次に昭和二十年八月十五日以後の外国又は外地からの引揚者（昭和二十一年二月一日以後の引揚者をも含む）については、戦災者に準じてこの適用を為すのである。昭和二十年八月十五日以後昭和二十一年一月三十一日以前の引揚者は、生活必需品購入資金払戻に關しては、戦災者として取扱ふこととなつて居り（金融緊急措置令事務取扱規程第六の六の(3)参照）、四月一日の規則改正後も従前通りの取扱をして來たのである。たゞ本年二月一日以後の引揚者については、規則第五条第一項第五号の規定による生活必需品購入資金の現金払戻は認められてゐないのであるが、特に今回の措置では、その金額に相当する金額を第一封鎖預金等に加算することを認めることにしたのである。従つて本年二月一日以後の引揚者は、現実には法的金額の限度一杯まで、加算される結果となるのである。

以上各場合とも第一封鎖預金等に加算するときは、その事実に關する証明書類が必要であることは言うまでもな

い。

なほ戦災者は住宅購入資金等として、一世帯当り一万円以内で封鎖預金等からの封鎖支払を受けられることになつてゐるが（告示第二十七号第四号）、この金額については第一封鎖預金等への加算はできない。

(4) 教育費未払戻額

学生又は生徒の教育費に充つる為に、一定金額を封鎖預金等から現金払戻を受けることを認めてゐる。一定金額といふのは、世帯を異にする学生又は生徒の教育費としては一人につき月額百五十円、世帯を同じくする学生又は生徒の教育費としては一人につき月額五十円である（規則第五条第一項第八号）。

右の教育費については、昭和二十一年八月分に限つて、その未払戻金額を第一封鎖預金等に加算することができる。なほ特に注意すべきことは、個人生活費の場合と違つて八月分以前の分ではなくて、八月分に限られてゐる点である。又この適用によつて、第一封鎖預金等に加算しようとするときは、在学証明書や個人金融通帳等によつて、その事実を証明することを要する。

(5) 議員滞京費未払戻額

帝国議会の開会中は、貴衆両議員は滞京費として封鎖預金等から、一定金額を現金で払戻を受けられるのであるが（昭和二十一年五月蔵銀第三四九号通牒）、この議員滞京費であつて昭和二十一年八月分以前の分の未払戻金額は、第一封鎖預金等に加算することができる。右の加算金額を算出基準は八月十五日以前の分は一日当り四十円、八月十六日以後の分は一日当り七十円である。なほこの場合には、議員滞京証明書を金融機関に呈示し、加算をしたときには証明書にその旨の記入する取扱となつてゐる（昭和二十一年八月蔵銀第五七八号通牒）。

(6) 公益団体の加算

以上(1)乃至(5)は個人に対する加算であるが、法人その他の団体については唯一の特例がある。それは慈善団体、教育団体、医療団体其の他専ら公益を目的とする団体について、封鎖預金等審査委員会の指定するものに対し、同委員会の定める金額を限つて、第一封鎖預金等に加算し得ることである(規則第一条ノ四第二項第四号)。この点については後で詳述する。

(三) 控除金額

個人の一口三千円以上の封鎖預金等は次の三において述べるやうに、預貯金者の申請に基づいて第一封鎖預金等の設定を行ふのであるが、その第一封鎖預金等の設定前でも、個人生活上必要な諸費用の支払のためには、一世帯につき一万五千円までは、封鎖預金等から払戻を受けられることにしてゐる(規則附則第二項)。曩に本年三月に実施した臨時財産調査令に基く財産申告の場合には、財産申告をした後でなければ、預貯金等の払戻を受けられないことになつてゐた。然し今回の措置では、特に不測の事態に対処する為に個人生活上の不時の資金需要を考慮して、申請前においても封鎖預金等からの払戻を認めることにしたのである。勿論これは第一封鎖預金等の設定申請書を提出することを漫然と怠つてもよいと言う意味ではなく、不測の資金需要することを漫然と怠つてもよいと言う意味ではなく、不測の資金需要に對し格別の便宜を与えようと言ふ趣旨であるから、誤解してはならないのである。

次に払戻を受けうる場合は左の通りである。

(1) 自由支払の場合

(イ) 個人生活費として世帯所屬員一人当り月額百円 of 金額(規則第五条第一項第一号)。

(ロ) 昭和二十一年二月一日以後における外国又は外地から本邦への引揚者及び本邦から外国又は外地への引揚者について、持帰金限度（一般人は一人千円）までの金額、但し旧券と新券との引換を受けた金額は右の持帰金限度額から控除する（規則第五条第一項第二号）。

(ハ) 戦災者について衣料、家具其の他生活必需品を購入するため、戦災者一人当り千円、一世帯最高五千円までの金額（規則第五条第一項第五号）。尚この払戻の取扱は現在特別に制限せられてゐることは前に述べた通りである（二）の（3）参照）。

(ニ) 現金収入の少ない個人事業主、医師、弁護士其の他これに準ずる者（定期的給与の支給を受けないものに限る）について生活費等に充つるため、月額五百円以内の金額（規則第五条第一項第六号）。

(ホ) 結婚費又は葬祭費の支払のために、一人につき千円までの金額（規則第五条第一項第七号）。

(ヘ) 学生又は生徒の教育費として、世帯を異にするとき一人月額百五十円、世帯を同じくするとき一人月額五十円以内の金額（規則第五条第一項第八号）。

(2) 封鎖支払の場合

(イ) 郵便積立貯金、定期積金掛金、無盡掛金、保険料又は年金掛金の払込に必要な金額（規則第六条第一項第三号）。

(ロ) 家賃、地代又は事業用若は農業用の施設の賃借料の支払に必要な金額（規則第六条第一項第四号）。

(ハ) 学生、生徒又は児童の授業料、入学金又は実験費（学校に納付するものに限る）の納入金額（告示第二十七号第三号ノ二）。

(ニ) 通勤又は通学に必要な定期券購入に要する金額（告示第二十七号第三号ノ三）。

(例) 電話料金、瓦斯使用料金及び電気使用料の支払に要する金額（告示第二十七号第五号）。

次に払戻を受けられる金額は、一世帯（個人生活費払戻の場合の世帯をいふ）について、累計一万五千円を超えてはならない。累計一万五千円といふのは、一金融機関毎の累計ではなく、全金融機関を通じての累計である。

尚この適用ある封鎖預金等は一口三千円以上の個人の封鎖預金等であるから、一口三千円未満の封鎖預金等には適用がない。即ち一口三千円未満の場合には、当然に第一封鎖預金等となるからである。

以上の如く第一封鎖預金等の設定申請を要する封鎖預金等について、その設定前に払戻を受けた場合には、第一封鎖預金等の基準限度額から控除するのである（規則附則末項）。蓋しその期間中に払戻を受けなかった場合との均衡を図る趣旨である。

(四) 特殊預金等の適用除外

一般の封鎖預金等はその種類が当座預金、定期預金、普通預金、別段預金等の何れであつても、(一)乃至(三)に述べたところによつて、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分される。しかし企業整備資金措置法又は臨時資金調整法に規定されてゐる特殊預金及び特殊金銭信託並びに大蔵大臣の指定する封鎖預金等については、差当り第一封鎖預金等と第二封鎖預金等への区分を行はない（規則第一条ノ三第一項但書）。

これは、これらの特殊預金等の中には戦争保険金の支払等に基いて設定され、戦時補償特別税の課税対象となるものと、単なる不動産の売買代金等に基いて設定せられ、右の課税対象とならないものがあるが、戦時補償特別措置法が制定されなければ、課税外となるか、免税となるか等が決まらないので、これに対する措置も自ら決定できないわけである。なほ特殊預金等で特別課税の対象となるもので免税された部分については、その全部又は大部分を第一

封鎖預金等に組入れ、特別課税の対象とならないものについては、八月十一日午前零時の所謂既存封鎖預金等と同様の取扱によつて、第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に区分されることになるであらう。

右の特殊預金又は特殊金銭信託と同じ取扱を受ける封鎖預金等は、次の通りである（告示第六三二号）。

(1) 日本興業銀行の別段預金

軍徴備船舶の損害補償金又は船舶及び積荷の損害保険金は、従来特殊預金等としないで特に日本興業銀行の別段預金として預け入れてあつた。そして船舶の建造、修理等の使途のためにのみ、払戻しを認めてゐた。なほ右の損害保険金の中には戦争損害保険金のみならず、普通損害保険金も含まれてゐる。

(2) 南洋群島戦争保険金に基く銀行定期預金

南洋群島戦争保険臨時措置令による戦争保険金は、法令上特殊預金とすることができないので、特殊預金と同様の条件である特殊の銀行定期預金として預け入れることを要するのである。従つてこれが本邦内の戦争保険金に基く特殊預金と同性質のものである。

(3) 東海銀行の特別定期預金

東海銀行には船舶及び積荷の戦争損害保険金で、特別の事情から特殊預金と同様の条件の特別の定期預金として受け入れたものがあるが、これも特殊預金と同性質のものである。

(4) 農林中央金庫の別段預金

漁船保険法による漁船の戦争保険金は、過般一口五万円以下の部分を限つて其の支払を為し得ることとなつたのであるが、一万円以下の部分は普通の封鎖預金等とし、残余の四万円に該当する部分は特に農林中央金庫の別段預金と

なし、後者は追つて指示するまで払戻を受けられないとしてゐるのである。

(5) 外貨表示の封鎖預金等

外国通貨表示の封鎖預金等については、特別の取扱をする必要があるので、特に除外例としたのである。

尚ほ特殊預金等の払戻に関しては、従前通り累計一万円迄は一般の封鎖預金等に振替へる措置を其儘継続してゐる。尤も右の振替へが許されるのは、其の資金の使途が事業の復興資金又は住居の復興資金に充てられ場合に限られる。又累計一万円と言うのは過去に於て払戻しを受けた金額及び戦争保険金について、特殊預金設定前に現金払ひを受けた五千円又は三千円の金額を合算することになつてゐる。

三、第一封鎖預金等の設定手続

(一) 金融機関限り処理する場合

一口毎に第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分する場合に於ては、金融機関の帳簿上明かであるから、特に預貯金者等の申請を俟たないで、金融機関限りで処理することになるのである。これに属する場合は次の通りである。

(1) 一口三千円未満の封鎖預金等（規則第一条ノ三第一項第一号）

(2) 一口三千円以上の法人その他の団体の封鎖預金等（規則第一条ノ三第一項第三号）

(3) 年金たる封鎖預金等（規則第一条ノ三第二項）

右の封鎖預金等について第一封鎖預金等を設定する為には、金融機関は預金等の帳簿の残高に「第一封鎖預金等」の表示をなして、取扱者がこれに捺印する。なほ預金通帳又は預金証書には、後に預金者等が払戻しを受ける等のために金融機関に呈示した際に、第一封鎖預金等の表示をすればよいのである。

(二) 第一封鎖預金等設定申請を要する場合

(1) 申請書の提出

個人の一口三千円以上の封鎖預金等については、世帯毎に名寄せを行ふ必要がある（規則第一条ノ三第一項第二号）、この封鎖預金等の所有者又は管理者から金融機関に対し一定の申請をしなければならない。即ち個人の昭和二十一年八月十一日午前零時現在の一口三千円以上の封鎖預金等の所有者又は管理者は、一金融機関毎にその種類、金額、第一封鎖預金等となるべき金額その他封鎖預金等に関する事項、住所及び氏名を記載した第一封鎖預金等設定申請書二通を、昭和二十一年八月十一日より同年九月三十日迄に当該封鎖預金等の預け先である金融機関に提出しなければ、第一封鎖預金等の設定ができない。但し已むを得ない事由に依つて、申請書を預け先の金融機関に提出することが出来ないときは、最寄りの銀行（銀行に限られ、郵便局、農業会等では取扱へない）に提出してもよいことになつてゐる（規則第一条の七第一項）。この場合には申請書は三通提出しなければならない。なほ右の申請をしないときは、封鎖預金等は第二封鎖預金等として取扱はわれるのである。

この申請をしようとする者は、申請書に当該封鎖預金等を証する書面、即ち預金通帳、預金証書等と個人金融通帳又はこれに代るべき書面（米穀通帳又は物資の配給に関する通帳）を添附しなければならない（規則第一条ノ七第二項）。

(2) 金融機関の処理

金融機関は、第一封鎖預金等設定申請書を受理した場合には（規則第一条ノ八参照）、

(イ) 当該申請書の記載事項を審査確認した上、預金等の帳簿の残高及び預金等の通帳若くは証書に第一封鎖預金等

又は第二封鎖預金等の金額を記入して、これに取扱責任者が捺印する。

(ロ) 個人金融通帳又はこれに代るべき書面の記入欄に第一封鎖預金等の設定金額、取扱年月日を朱書し、取扱金融機関の記名捺印をする。

イ 申請書は取扱金融機関の代表者又は責任者が記名捺印し、一通を保存し他の一通を所轄税務署に送付する。

(ニ) 同一金融機関の甲店舗が乙店舗の封鎖預金等について第一封鎖預金等の設定をした場合には、甲店舗は第一封鎖預金等設定通知書により乙店舗分の第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の金額その他所要事項を成るべく速かに乙店舗に通知する。

(ホ) 銀行が他の金融機関の封鎖預金等について、第一封鎖預金等設定申請書を受理した場合には、預け先金融機関に代り第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の設定に必要な措置をなした上、申請書二通と共に第一封鎖預金等の設定通知書を当該預け先金融機関に送付する。

(ヘ) 他店から第一封鎖預金等設定通知書を受理した場合には、直ちに自店の預金等の帳簿と照合し確認した上、第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の金額を記入し、取扱者がこれに捺印する。若し残高其の他が相違し第一封鎖預金等の設定金額に相違を来たす場合には、直ちに右通知書を返送し又は然るべき通知手段を講じ、適宜戻入れ又は振替へ等に依つて、これを調整する。

(三) 申請期間の例外

個人が昭和二十一年八月十一日から同年九月三十日迄の期間内に、第一封鎖預金等設定申請書の提出ができなかつた場合には、大蔵大臣の指定する已むことを得ない事由のあるときに限つて、大蔵大臣の指定する日まで例外的に第

一封鎖預金等の設定申請ができる（規則第一条ノ十）。

(1) 大蔵大臣の指定する已むことを得ない事由ある場合といふのは次の場合である。

(イ) 災害其の他の事由によつて、封鎖預金等を証する書面（通帳又は証書）が滅失したとき。

(ロ) 押収、領置、差押その他の事由によつて、封鎖預金等を証する書面を呈示することの困難な事情があるとき。

(ハ) その他大蔵大臣又は財務局長において、特別の事情があると認めたとき。

(2) 次に法定の申請期限後に第一封鎖預金等の設定申請をすることのできる期限は、昭和二十一年十二月三十一日までである（告示第六三五号）。

四、世帯の意義

(一) 一般の世帯の場合

個人の封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等とに区分する場合の世帯の意義は、毎月の個人生活費の払戻の場合の世帯の意義（規則第八条）とは趣を異にする。後者の場合には、世帯を専ら生活共同体として観念するのであるから、事実上共同の生活を営む以上は、戸籍上同一の家に属すると否とは問題ではないのである。即ち女中、書生等の使用人其の他単なる同居者でも、同一世帯の世帯員となつてゐる。然るに前者の場合には家の財産に関する問題であるから、同一の戸籍に属するといふことが重大な要素となる。なほその外に、名寄せの技術的観点から、同一金融通帳に属することを第二の要件としてゐるのである。

この場合に世帯といふのは、戸主及びこれと同居する家族又はこれに準ずる者であつて、生計を同じくし、且つ昭和二十一年八月十一日現在の個人金融通帳又はこれに代るべき書面に記載せられた者をいふのである。従つて女中、

書生等の使用人や、単なる同居者の如きものは除外される（規則第一条ノ六第一項）。尚これ（家族）に準ずる者といふのは実質上家族であるが、単に正規の手続を履んでゐないために法律上家族となつてゐない者を意味し、例へば内縁の妻、内縁の夫等を指すのである。又特に注意しなければならぬ点は、八月十一日現在の個人金融通帳に載つてゐるといふことである。八月十一日後に異動を生じて、八月十一日現実に設定申請をする当時と事情の変更があつても、依然として八月十一日の現状を基準とするのである。

次に世帯は、同居してゐる者毎に一世帯と看做されるのである。戸主と同居してゐない家族であつて、独立の生計を営んでゐる者（疎開して生活する者又は他の世帯に属する者を含む）は、その生計の単位毎にこれを世帯と看做し、その中の一人が戸主と看做される（規則第一条ノ六第二項）。従つて主人は東京に残留し、妻や子供は長野に疎開してゐる場合には、東京と長野とは別個の世帯即ち二つの世帯となる。又女中、書生等は使用主の世帯には属しないで、独立の世帯となる。或は一軒の家に兄夫婦と弟夫婦とが一緒に暮らしてゐる場合には、両者が同一戸籍に属するならば一世帯であり、弟が戸籍上分家してゐるならば別個の世帯となる。

世帯においては戸主を世帯主、世帯主以外の者を世帯員と称する（規則第一条ノ六第三項）。

（二）世帯の取扱の特例

（1）世帯のない者の取扱

個人の一口三千円以上の封鎖預金等の債権者即ち預貯金であつて世帯に属しない者の取扱については、大蔵大臣の定めるところによる（規則第一条ノ六第四項）。大蔵省告示第百三十三号の第一号及び第二号には次のやうに定めらる。

(イ) 封鎖預金等の債権者が、外国又は外地に居住するために世帯に属しない場合には、

(a) 封鎖預金等の預金者とその管理者とが、同一戸籍内の家族の關係にあるときは、戸籍謄本又は市区町村長の証明があれば、その預金者を管理者の世帯の世帯員と看做して取扱ふ。この場合に在外の家族が一口三千円以上の封鎖預金等を有しない場合には、この適用を受けることのないは言うまでもない。

(b) 封鎖預金等の預金者とその管理者とか、同一戸籍内に属しないとき、即ち所謂他人であるときは、市区町村長の証明があれば、独立の世帯と看做して取扱ふ。

(ロ) 封鎖預金等の債権者が、本邦内に居住するけれども、犯罪その他特別の事由によつて世帯に属しない場合には、(イ)に準じて取扱ふ。但し世帯に属しない特別の事由について、市区町村長の証明書等の公の証明が必要である。

(2) 世帯合併の取扱

同一の戸籍に属する者であつても、独立の生計を営む等のために世帯を異にするときは、原則として別個の世帯として取扱ふのであるが（規則第一条ノ六第二項）、この原則に依るときは、事情によつては非常に不公平な場合がある。例へば主人は東京に残留し、妻子五人は地方に疎開してゐるが、預貯金は殆んど全て主人の名義になつて居り、疎開先の妻子名義の預貯金は当座の生活費程度しか無い様な場合には、一般原則によれば主人の世帯につき一万五千円が第一封鎖預金等となるのみであつて、妻子の分を合算することが出来ない。それで本来同一世帯に属すべきものが、偶々世帯を異にする場合には、両世帯を同一世帯として取扱ふ途を拓いてゐる。

即ち同一戸籍内に属する者が、本来同一世帯に属すべきであるにも拘らず、疎開、遊学其他已むを得ない事由によつて偶々世帯を異にする場合には、戸籍謄本及び市区町村長の証明書に依つて、同一戸籍に属し且つ本来同一世帯に

属すべきであることの証明をしたときに限り、これを同一世帯の世帯員と看做して取扱っても差支ないことにしてゐる（告示第六三三号第三号）。但しこの場合には、双方の世帯の個人金融通帳を金融機関に呈示しなければならない。又金融機関は双方の個人金融通帳に第一封鎖預金等の設定金額其の他所事項の記入をなし、苟も第一封鎖預金等の重複設定となることのないやうに注意しなければならない。

五、公益団体の第一封鎖預金等の加算

(一) 加算の趣旨

前にも一言したやうに（二の（二）の（6）参照）慈善団体、教育団体、医療団体其の他専ら公益を目的とする団体については、封鎖預金等審査委員会の審査に依つて一定金額を限り第一封鎖預金等に加算する途が拓かれてゐる（規則第一条ノ四第一項第四号）。

このやうに第二封鎖預金等から特別に一定金額を第一封鎖預金等に組入れることは、金融機関の旧勘定の整理対象となる負債を減少するわけであるから、結局他の第二封鎖預金等の預金者の負担においてこれを行ふこととなるのである。このやうな特別措置は一般法人に対し認むべきでないことは言うまでもないが、公益団体については、或程度已むを得ないと認められる。従つて公益団体の範囲は、本措置の趣旨に鑑み極めて狭く限定すべきであり、加算金額も適当な程度に制限する必要があるわけである。而して公益団体の指定と加算金額の指定とは封鎖預金等審査委員会において審査し決定することし、民主的適正公平を期してゐる。

(二) 公益団体の範囲

右に述べた趣旨から明かなやうに、公益団体の範囲は極めて狭義に解すべく、封鎖預金等審査委員会の運営方針に

もこの方向が示されてゐる。普通に公益団体といふ場合には所謂非営利法人を意味することもあるが、この場合には単なる社団法人、財団法人といふ資格のみでは足りないことは言うまでもない。

(1) こゝに公益団体といふのは慈善団体、教育団体、医療団体その他これに準ずる専ら公益を目的とする団体をいふものである。

(2) 団体といふのは財団法人、社団法人の如く法人格を有するもののみならず、法人格を有しない団体も含まれる。

(3) 専ら公益を目的とする団体といふのは、営利を目的としない団体であるといふだけではなく、その事業の実体が高度の公益性を有するものであつて、しかも他の一般第二封鎖預金等の預金者の負担において第一封鎖預金等の加算をしても己むを得ないと認められる団体でなければならない。

(4) 次のやうな場合には公益団体の指定をしない方針である。

- (イ) かつては相当の公益的活動をしてゐたが、現在の事業活動状況は沈滞してゐるやうな場合。
- (ロ) 経済取引を主な事業内容とし、一般会社と類似した実体を有するやうな場合。
- (ハ) 活動状況が概して不振であつて、役職員の救済機能的色彩の濃厚である場合又は清算中である場合。
- (ニ) その他事業活動の状況に鑑み、公益団体として指定することが適當でないと認められる場合。
- (ホ) 同一団体の本部と支部、一般会計と特別会計とは一括として一団体として取扱ふ。

但し共通の名称を使用するが、実体は完全に独立してゐる場合はこの限りでない。

なほ以上によつて公益団体と認められるであらうと思はれる団体は、孤児院及び養老院の類、財団法人たる病院及び療養所の類、私立の学校令による学校、育英会の類、引揚者及び戦災者の援護団体、感化院及び矯正院其の他司法

保護事業の団体等であらう。

(三) 加算金額

第一封鎖預金等に加算すべき金額については、当該公益団体の資産状況、一般第二封鎖預金等の預金者の負担との関係等を勘案し、一定の制限を加へることになつてゐる。即ち第二封鎖預金等の金額の中五万円までの部分については一〇〇％以内、五万円を超える部分については五〇％以内で且つ総額三十万円を超えることができない。然し特別の事情があれば、総額三十万円といふのは、大蔵大臣の許可を得て総額百万円まで増額することができる（規則第一条ノ四第二項）。尚ほ加算金額の計算は、その団体の総ての第二封鎖預金等を合算したものについてこれを行ふのであつて、例えば本部及び支部のものは合計し、又一般会計と特別会計の分は合算する。勿論一口三千円未満のもの及び一口一万五千円以下の部分（規則第一条ノ三第一項第一号及び第三号）は、算入しないことはいふまでもない。

加算金額の指定に當つては団体の基本財産についてその運用方法を調査しその中封鎖預金等に運用せる金額の割合によつて指定金額を加減し、又事業年度収入金の未使用残高（前事業年度の繰越金を含む）を調査し、其の金額中封鎖預金等として預入せる金額の大小に応じ指定金額を調整することになつてゐる。

尚委員会の封鎖預金等指定方針は、次の通りである。

(1) 基本財産又は之に準ずる資産についてその運用方法を調査し、右資産の中封鎖預金等に運用してゐる金額の割合により左の区分に従ひ計算する。

(基本財産中封鎖預金等と
して運用してゐる割合)

(計算割合)

一〇〇%以下七〇%超

八〇%

七〇%以下四〇%超

六〇%

四〇%以下

四〇%

(2) 事業年度収入金について本年度の既収入金より既支出金を控除した残額を調査し、右金額の中封鎖預金等として運用してゐる金額に応じ左の割合で計算する。

尚前年度繰越金と基本財産以外の財産であつて封鎖預金等として運用してゐる金額は右に加算する。

(本年度収入金中封鎖預金等
として運用してゐる金額)

(計算割合)

五〇千円以下の部分

一〇〇%

五〇千円超
三〇〇千円以下

八〇%

三〇〇千円超
一、〇〇〇千円以下

六〇%

一、〇〇〇千円超の部分

四〇%

(3) 右の(1)と(2)によつて計算した金額の合計額が法定限度(五万円超過金額につき五〇%以内且総額百万円以内)を超えるときは指定金額は法定限度以内に止める。

(4) 具体的に指定金額は団体の実情を考慮し、法定限度内において適當斟酌することも出来る。

(5) 指定金額が三十万円を超すとき大蔵大臣の許可を受けなければならない。

(四) 封鎖預金等審査委員会

封鎖預金等審査委員会は、大蔵省令に基いて設けられた委員会であつて（規則第一条ノ四第三項、大蔵省令第九一号封鎖預金等委員会規程）、会長は大蔵大臣がこれに当り、委員は貴衆両院議員及び学識経験者の中から大蔵大臣がこれを任命する。

委員会は公益団体の指定と、その団体に対し第一封鎖預金等として加算すべき金額の指定とを個々の団体について具体的にこれを行ふのであつて、この指定は最終的決定となるのである。即ち委員会は、大蔵大臣の諮問機関ではなく、所謂決定機関である。尚ほ指定金額が総額三十万円を超ゆる場合の許可申請は、委員会会長から大蔵大臣に対しこれを行ふのである（規則第一条ノ四第二項但書）。

(五) 指定申請手続

公益団体が第一封鎖預金等に加算すべき金額の指定を申請しようとするときは、公益団体第一封鎖預金等指定申請書を大蔵省銀行局又は最寄りの財務局を経由して、封鎖預金等審査委員会会長宛に提出しなければならない（規則第一条ノ九、告示第六三四号第一号）。

尚ほ申請書は所定の株式によつて正副二通を作成し、昭和二十一年九月三十日迄に提出する申請書は九月三十日迄に発信することを要する（告示第六三四号参照。）を以て足り、同日迄に到達しないでもよい。

右の申請があつた場合には委員会ではこれを調査審議し、其の結果は申請書に書面を以て通知される。公益団体はこ

の通知があつたならば、其の通知を預け先金融機関に提出して、第一封鎖預金等の加算設定を受けるのである。

六、既存封鎖預金等と看做すもの

第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分されるのは、昭和二十一年八月十一日午前零時現在の封鎖預金等であるが（規則第一条ノ二第三項）、右の封鎖預金等は八月十一日午前零時現に存する封鎖預金等と看做される（第一条ノ五第一項）。

(一) 旧券預入の場合

旧券の預入については、現在は原則としてこれを為し得ないが、特別の事情の有る場合に限つて大蔵大臣の許可を受け（告示第九十九号参照）、金融機関に封鎖預金等として預入れることができるのである。この場合即ち昭和二十一年八月十一日以後大蔵大臣の許可を受けて旧券の預入を為す場合には、これに基いて生じた封鎖預金等は第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等への区分前のものと看做される。

(二) 既存封鎖小切手等の預入の場合

昭和二十一年八月十日以前に振出し又は発行された封鎖小切手等は、其の支払の面に於ても又其の受入の面に於ても、振出日を基準として考察される。即ち右の封鎖小切手等は八月十一日以後に決済される場合に於ても、第二封鎖預金等から支払はれ（規則第七条ノ二第一項第三号）、これを受入れたときは八月十一日午前零時現に存する封鎖預金等と看做される。尚ほ当座小切手等たる封鎖小切手等の第二封鎖預金等からの支払は、八月三十一日迄に限つて認められてゐるのであつて、爾後は第一封鎖預金等からでなければ支払ができないから、注意しなければならない。尤も金融機関振出小切手、封鎖支払票、郵便為替証書、国又は地方公共団体振出小切手は十月十日迄支払を受けることが

できる（昭和二十一年九月蔵銀第六〇五号通牒参照）。

以上二つの場合共に注意を要することは、既存封鎖預金等と看做される封鎖預金等の預入は昭和二十一年八月十一日に現に存するその者の何れかの封鎖預金等の口座に預入なければならないことである（規則第一条ノ五第二項）。この結果封鎖預金等の残高が、従来三千円未満のものが、四千円となれば、三千円以上の封鎖預金等として取扱はわれることになるのである。

右の封鎖小切手等は原則として自己名義の既存口座に預入しなければならないのであるが、給与支払ひの爲めに振出された封鎖小切手等は、その受入人の同一世帯内に属する者の封鎖預金等の口座ならば預入しても差支えない。又引揚者等で封鎖預金等の口座を全く有しない場合には、大蔵省銀行局長又は財務局長の承認（財務局長は日本銀行本支店をして取扱はせることができる）を受けて、新に封鎖預金等の口座を設けて預入することも許される（規則第一条ノ五第二項但書）。

七、支払期限経過の金融債及び会社債の取扱

（一）金融債

昭和二十一年八月十一日午前零時に於て元本償還期限を経過した金融債権又は利息支払期限を経過した利札に関しては、当該金融債券の元利金支払取扱金融機関（金融債発行金融機関を含む）は、右の金融債券又は利札の所有者から償還金又は利息に相当する金額を、八月十一日午前零時現在に於て預金として受入れてゐるものと看做して取扱ふ（昭和二十一年九月蔵銀第一三三八三号通牒第一参照）。

（1）従つて金融債券又は利札の所有者が金融機関であるときは、金融機関経理応急措置法第二条の關係において

は、金融債券の中に含まれないで所謂預金等に該当するのである。これは言うまでもなく新勘定に属する。

(2) 金融債券又は利札の所有者が金融機関以外の者であるときは、所謂既存の封鎖預金等として第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の区分を行ふ。尚ほ其の所有者が当該元利金支払取扱金融機関に対し預金口座を有するときは、必ず其の口座に払込むことを要する。

(3) 金融債券又は利札の所有者が個人であるときは第一封鎖預金等設定申請書及び個人金融通帳を金融債券又は利札と共に元利金支払取扱金融機関に提出し、既存封鎖預金等と同様の措置を行ふものとする。尚ほ其の者が既に第一封鎖預金等設定申請手続を済ましてゐるならば、これに関しては追加申請を行ふことを要する。この場合に於ては十月一日以後十月十日迄の期間を限り規定第一条の十の規定に依つて「已ムコトヲ得ザル事由アルモノ」として取扱はれる。

金融債券又は利札の所有者が法人其の他の団体である場合も、右に準じて措置する。

(二) 会社債

(1) 支払期限を経過した会社債については、次のやうに取扱ふ（昭和二十一年九月銀秘一三三八号通牒第二参照）。昭和二十一年八月十一日午前零時において、元本償還期限を経過した社債券（社債券以外の債券を含む）又は利息支払期限を経過した利札に関しては、八月十日以前に社債の発行会社等から元利金支払金融機関に対し当該社債券又は利札の支払資金の振込みがあつた場合に限り、前述の金融債と同様の取扱ひをする。

(2) 昭和二十一年八月十一日以後に元本償還期限の到来する社債券又は利息支払期限の到来する利札に関しては、假令八月十日以前に社債の発行会社等から元利金取扱金融機関に対し当該社債券又は利札の支払資金の振込みがあつ

た場合と雖も、社債権者は支払をなしてはならない。この場合には右の振込金は社債発行会社等よりの預り金として取扱はれる。従つて一口一万五千元以下の部分を第一封鎖預金等とし、残余の金額を第二封鎖預金等とする。

尚ほ念の爲附言するが、国債及び地方債の元利金の支払に關しては、支払期限の経過せると否とに拘らず八月十一日以後に現実に支払を爲すものは、全て第一封鎖預金等となる。

八、代表者名義の封鎖預金等の取扱

昭和二十一年八月十一日午前零時に現にある代表者名義の封鎖預金等については、實質上の貯蓄者が直接各人毎に金融機関に預入れてある場合と同様に取扱ふものとし、その第一封鎖預金等と第二封鎖預金等との区分上、次のやうな特別の措置を行ふことが出来る（昭和二十一年八月銀秘第一二二九六号）。

（一）特別取扱の対象

（1） 国民貯蓄組合法及び臨時資金調整法に基く所謂代表者名義国民貯蓄組合貯蓄及び合同貯蓄。

この場合には、承認其の他の措置を要しないで、当然に特別取扱ひの適用を受ける。

（2） 右の場合の外實質上各構成員の貯蓄であつて、便宜上代表者名義を以て金融機関に一括預入れてあるもの（昭和二十一年三月七日銀秘第五〇号通牒「会社従業員諸給与等封鎖支払取扱要領」による会社従業員預り金であつて「従業員諸給与封鎖支払口」預金とせるものを含む。）

この場合には特別取扱ひの適用を受ける爲めには、必ず大蔵省銀行局長又は財務局長の承認を受けなければならない。尚ほ各構成員の貯蓄であることを要するから、偶々数人より集めた資金が未払の俤で預金となつてゐる場合等は貯蓄と認められないので、この適用を受けることは出来ない。又たとえ貯蓄であつても、代表者は單なる通り抜け

であることを要することから、代表者がこれを他に流用し得る場合例へば普通の会社の従業員預り金の如きは、これに該当しないのである。これ等の特別経理会社の従業員預り金は、会社経理応急措置法第十四条第一項但書に定むるところに依ることは言うまでもない。

(二) 特別取扱の要領

(1) 貯蓄の代表者は昭和二十一年八月十一日午前零時現在の封鎖預金等の金額の各貯蓄者毎の明細書（各貯蓄者の住所、氏名及び貯蓄の現在高並びに当該封鎖預金等の通牒の記番号、代表者の住所、氏名を記載したもの）を、預け先金融機関に提出すること。

(2) 貯蓄の代表者は八月十一日午前零時現在で三千円以上の貯蓄を有する貯蓄者については、各人に対して貯蓄現在高証明書（代表者の住所、氏名、預け先金融機関名、貯蓄の種類、通帳の記番号及び貯蓄者の住所、氏名、貯蓄現在高を記載したもの）を発行交付すること。

(3) (2)の証明書は封鎖預金等の第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の区分に関しては、これを預金通帳と同様に取扱ふこと。従つて各貯蓄者は右の証明書を金融機関に提出し所要の記入をうけること。

(4) 各貯蓄者は第一封鎖預金等設定後は、(2)の証明書を代表者に返還すること。

(5) 代表者は(2)の証明書の返還を受けたときは、これを取纏め整理した上、各貯蓄者別に第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等に区分した明細書を預け先金融機関に提出すること（三千円未満の貯蓄は総て第一封鎖預金等となる）。

(6) (一)(2)に依つて承認を受けようとするものは、承認申請書に所要の資料を添附し大蔵省銀行局に提出すること。

右の承認があつた場合は、承認を証する書面を(1)の明細書と共に預け先金融機関に提出すること。又(2)の証明書については、預け先金融機関の認証を受けること。

九、第一封鎖預金等の支払

第一封鎖預金等からの支払其の他に關する規制は、從來の封鎖預金等からの支払等についての制限規定がゆゑ適用されるので、第一封鎖預金等に関する限り、從來通りの取扱ひである。

(一) 自由支払及び封鎖支払

自由支払に關しては規則第五条の適用があり、封鎖支払に關しては規則第六条及び第七条の適用を受けるものである。

(二) 預け換及び種目変更

封鎖預金等の預け換及び種目変更に關する規制第十条の規定は、第一封鎖預金等につき適用される。たゞ現在のところ、金融機関に於ける事務上の混乱を防止する為め、一時本条の適用を停止してゐるが、第一封鎖預金等設定手續の進捗を見た上で、本条の適用を復活することとなるであらう。

(三) 担保提供及び譲渡

第一封鎖預金等を債務の担保に供し又はこれを譲渡する場合には、規則第十二条の適用を受ける。尚ほ今回の改正に依つて大蔵大臣の許可を受けた場合には、これを行ひ得る途を拓き、許可手續等に關する定をなした(告示第六三八号)。

一〇、第二封鎖預金等の支払

第二封鎖預金等は金融機関の旧勘定の債権債務の整理の見透してがつくまで凍結的狀態に置く事が必要であるので、原則として第二封鎖預金等から支払其他の異動は全て為し得ないものとしてゐる。従つて第二封鎖預金等は一時棚上げされるのであるが、旧勘定の整理の進捗に伴つて旧勘定から新勘定へ、即ち遂次第二封鎖預金等から第一封鎖預金等へ移しかへらることとなるのである。然し少くとも経過的には一定の場合には第二封鎖預金等からの支払も必要であるので、特に限られた範圍に於て例外的にこれを為し得るものとしてゐる。特に注意すべきことは支払ひの方法は封鎖支払に限られて居り、自由支払は認められない。言いかへれば自由支払を為す必要がある場合と雖も、一応第二封鎖預金等より第一封鎖預金等へ移し替へた上で、規則第五条の規定に適用を俟たねばならない。次に第二封鎖預金等の封鎖支払を為し得る場合は左の通りである（規則第七条ノ二第一項）。

(一) 公租公課の支払ひの場合

国又は都道府県其他地方公共団体に対する公租公課であつて大蔵大臣の指定するものを支払ふ為めに必要がある場合は、第二封鎖預金等から払戻しを受けることができる。大蔵大臣の指定する公租公課は次の国税及び地方税に限られる（告示第六三六号）。

(1) 昭和二十一年分以前の賦課課税に依る分類所得税、総合所得税、個人の營業税、個人の營業税附加税及び個人の臨時利得税。

(2) 昭和二十一年分以前の地租、家屋税、鑛区税及びこれ等の同附加税。

(3) 法人税、特別法人税、法人の營業税、法人の營業税附加税及び法人の臨時利得税で昭和二十一年八月十一日以前の期間に対応するもの。

八月十一日の前後に亘る事業年度分については、八月十一日午前零時を境として、日割計算を行ふものとする。

(4) 昭和二十一年八月十一日前の解散又は合併に因る法人税及び特別法人税で税務署長の指定した金額。

税務署長の指定は、当該法人の資産の中第二封鎖預金等となつてゐる金額を勘案し、これ等の租税を第二封鎖預金等より納付するを適当とする金額につき行ふのである。

(5) 昭和二十一年八月十一日前に源泉で徴収した分類所得税及び総合所得税で税務署長の指定した金額。

税務署長の指定は既に徴収したこれ等の租税の金額が、まだ国庫に納付するに至らない間に第二封鎖預金等となつた部分について、これを行ふのである。

(6) 昭和二十一年八月十一日前に開始した相続についての相続税で税務署長の指定した金額。

八月十一日現在で既に相続税の賦課決定があつたもので未納税額があるときは、相続人の資産中第二封鎖預金等となつてゐる金額を勘案して、適当と認むる部分を指定するものである。又八月十一日迄に相続税の賦課決定がなかつたものについては、相続財産中第二封鎖預金等の占むる割合によつて、これより納付すべき金額を税務署長が指定することになるである。

(7) 昭和二十一年八月十一日前に課税原因の発生した酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税、特別行為税、及び関税で税務署長又は税関長の指定した金額。

右の間接税等については、その納付資源が第二封鎖預金等となつてゐる場合に限り、税務署長又は税関長が指定を行ふのであつて、一般の場合には現金で徴収してゐる場合が多いであらうから、この適用を受けることは少ないものと考へる。

(二) 金融機関に対する債務弁済の場合

昭和二十一年八月十一日において現に存する金融機関に対する債務の元本及び利息の支払のため必要がある場合には、その債務と第二封鎖預金等との間に一定の牽聯関係があるときに限って、第二封鎖預金等を以て債務の弁済に充当することができる。一定の牽聯関係になる場合といふのは、次の三つの場合である。

(1) 正式の担保の場合

弁済しようとする金融機関に対する債務と支払を受けようとする第二封鎖預金等とが、正式の担保関係によつて結びついてゐる場合には、其の第二封鎖預金等を以てその債務の弁済に充てることができる。この場合には金融機関限り処理しても差支ない（規則第七条ノ二第一項第二号）。

(2) 借入金未使用残額の場合

昭和二十一年六月二十二日以後金融機関より受けた融通金を、その仮封鎖預金等として預入れてゐる場合において、八月十一日に使用未済額として残存する金額が第二封鎖預金等となつてゐるならば、当初の融通金の弁済に充てる為、この第二封鎖預金の払戻しを受けることができる。

右の場合借入金と第二封鎖預金等とが同一金融機関の同一店舗にある場合には、その金融機関限り処理して差支ないのであるが、両者が同一金融機関の異なる店舗又は異なる金融機関にあるときは、同一金融機関の双方の店舗又は双方の金融機関においてその事実を確認することを要する（告示第六三七号第四号）。

(3) その他牽聯関係ある場合

右の(1)及び(2)に該当するものの外、昭和二十一年八月十一日に現に存する金融機関に対する債務と第二封鎖預金等

とが、所謂見返り関係で結びついてゐる場合又は両者が同一金融機関の同一店舗にあり且つ密接な牽聯関係にある場合には、大蔵大臣又は財務局長の承認を受けたものに限つて、第二封鎖預金等を以て当該債務の弁済に充当することができる。

所謂見返りといふのは正式の担保権は設定されてゐないが、現実には担保と同様の實質を存する場合であるから、必ずしも両者が同一金融機関の同一店舗にあることを必要としない。然し其の他の牽連関係ある場合には特に両者が同一金融機関の同一店舗になることが要件となるのである。尚ほこれ等の場合に大蔵大臣又は財務局長の承認を受けることを要することゝした所以は、各金融機関の解釈乃至取扱を厳正ならしめ取扱上の不統一を来すことのないやうに、しようとする趣旨である。

(二) 既存当座小切手等の場合

昭和二十一年八月十一日前に封鎖預金等に基づいて振出された手形、小切手其の他これに準ずる支払指図であつて同日迄に決済されなかつたものについては、八月三十一日迄を限つて第二封鎖預金等から支払をなすことができる（第七条ノ二第二項第三号）。

封鎖預金等に基づき振出されたといふのは、例へば会社が当座預金等に基づき振出した所謂当座小切手の如きものを言ふのであつて、手形について偶々手形支払期限の到来した際に当座預金等より支払をしようとする如きものは含まれない。尚ほ金融機関の振出又は発行した封鎖支払表示の小切手（送金小切手を含む）、封鎖支払票又は郵便為替証書即ち所謂銀行振出小切手等は金融機関の資金即ち自由預金に基づき振出されたものであるから、右には該当しないのである。又国若くは地方公共団体の振出した小切手等も銀行振出し小切手等と同様である。

尚ほ既存封鎖小切手等の九月一日以後の経過取扱いについて若干述べることにする（昭和二十一年九月蔵銀第六

○五号通牒参照）。

(1) 八月十一日前に封鎖預金等に基づき振出された手形又は小切手で八月三十一日迄に決済されなかつたもの（金融機関振出手形又は小切手を除く）については、九月一日以後は第二封鎖預金等の支払は認められないので、

(イ) 手形上の債務者又は小切手の振出人が特別経理会社であるときは当該会社に対する旧債権となるので、原則として弁済することはできない（会社経理応急措置法第十四条参照）。なほ手形又は小切手は不渡とし、その権利者は特別経理会社の旧勘定に対し、一般債権者として債権を有することとなるのである。

(ロ) 手形上の債務者又は小切手の振出人が特別経理会社以外のものであるときは、第二封鎖預金等以外の資金即ち第一封鎖預金等又は自由預金等から支払ふことは差支ない。この場合に支払資金がないときは、不渡となるのである。

(2) 八月十一日前に金融機関の振出し又は発行した小切手、封鎖支払票又は郵便為替証書は、封鎖預金等に基づいて振出されたものでないから、九月一日以後と雖も支払を為すことができる。この場合には小切手の振出し依頼人が、特別経理会社であってもそれ以外のものであつても取扱は同様である。尚ほ金融機関はこれ等を経理上は旧勘定において処理するものとする。

(3) 国又は地方公共団体の振出した小切手等についても(2)に準ずる。

(4) 以上場合において、八月十一日前に振出された封鎖小切手等を其後に預入する場合には、仮令九月一日以後と雖も、規則第一条ノ五を適用を受ける。尚ほこれ等の封鎖小切手等については、十月一日以後十月十日迄に預入するとき第一封鎖預金等設定申請に關しては、規則第一条ノ十に規定する「已ムコトヲ得ザル事由アル」ものとして取扱

はれるから、遅くとも十月十日迄に預入することが必要である。

(四) 他の法令に規定する場合

他の法令の規定に依つて第二封鎖預金等の支払を為し得べき場合には、其の法令の規定により認められた金額の払戻を受けることができる（規則第七条ノ二第一項第四号）。

こゝに他の法令といふのは金融機関再建整備法を予定してゐるのであつて、将来旧勘定の整理の進捗に伴つて第二封鎖預金等は逐次新勘定に移され、第一封鎖預金等となるのである。

尚ほ金融機関経理応急措置法及び会社経理応急措置法には、これに該当する規定は設けてゐない。たゞこゝに注意すべきことは特別経理会社の旧勘定より支払を為し得べき事項と、第二封鎖預金等より支払を為し得べき事項との関係についてである。即ち特別経理会社の旧勘定より支払を為し得る事項と雖も（会社経理応急措置法第十四条第一項但書各号の場合）、規則第七条ノ二に該当しないときには、第二封鎖預金等より払戻しを受けることを得ないのであつて、特別経理会社の旧勘定の第一封鎖預金等又は自由預金等よりそれを支払はねばならないのである。

これを具体的に述べると、特別経理会社は指定時以前の従業員預り金については、一人につき一万五千円を限度としてその旧勘定より支払を為すことができるのであるが（同法第十四条第一項但書第三号）、規則第七条ノ二に依ればこれ等の預り金の支払資金について第二封鎖預金等より払戻しを為し得る規定は設けられてゐないから、特別経理会社は第二封鎖預金等以外の資金、即ち旧勘定の有する第一封鎖預金等又は自由預金等から払戻しを受けて、退職金の支払に充てるべきである。その他特別経理会社の旧勘定より支払を為し得べき事項として規定された、従業員の預り金債務の支払、指定時以前に確定した給料の支払ひ等についても右と同様である。この点については、特別経理会社

の旧勘定といふ意味と第二封鎖預金等の意味とを、混同することのないやうに特に注意しなければならない。

(四) 大蔵大臣の指定する場合

以上各場合の外、大蔵大臣の指定する已むを得ない使途に充てるために必要な金額は第二封鎖預金等から封鎖支払を受け得るのであるが、これには次のものが規定されてゐる（告示第六三七号第一号乃至第三号）。

(1) 連合軍駐屯費

連合国軍隊の駐屯に伴ふ経費の支払ひに充てるために、日本銀行仮勘定より特定の官吏等に資金を交付してゐるのであつて、右資金は政府の指示に基いて日本銀行其他政府の指定する銀行に特別の口座を設けて、其の口座から所要経費の支払を行つてゐる。この口座に昭和二十一年八月十一日に現に預け入れてある預金は、其の全額を第一封鎖預金等に組替へることができる。

(2) 賠償施設管理費

連合国最高司令部の指示に基く賠償引当工場其他の施設の管理費の支払ひに充てるために、国庫金支出責任者、即ち地方長官、財務局長等はその管理者に対し資金を交付してゐるが、右の資金を預け入れた預金が第二封鎖預金等として昭和二十一年八月十一日に現に残つてゐる未使用残額があるときは、これを第一封鎖預金等に移し替へることができる。但し其の未使用残額については、国庫金支出責任者に於てその金額を確認し、証明することが必要である。

(3) 特定の国庫資金

特定の使途、例へば官僚機密費に充てるために、国庫金支出責任者より資金の交付を受けた官吏が、銀行に特別の口座を設けてゐる場合に於ては、昭和二十一年八月十一日に現に其の口座に預け入れてある預金の中で第二封鎖預金

等となつてゐるものの全額を第一封鎖預金等に移し替へることができる。

一一、既存封鎖預金等の支払の經過的取扱

(一) 許可済事案の取扱ひ

昭和二十一年八月十日までに大蔵省告示第二十五号ノ第五号及び同第二十七号ノ第七号に基き、已むを得ない使途の爲めに封鎖預金等から自由支払又は封鎖支払で払戻しを受けることについて大蔵大臣の許可を受けたものについては、八月十日までに払戻を受けなかつたときは、八月十一日以後において、全て第一封鎖預金等からの支払について許可があつたものとして取扱はれる。

昭和二十一年八月十日以前に発せられた一般的通牒等において、封鎖預金等よりの支払を認むる旨の定があつた場合においても、右と同様に八月十一日以後は全て第一封鎖預金等よりの支払を認むるものとして取扱はれる。

(2) 設定手続前の特別支払

既存の封鎖預金等については、各個人が第一封鎖預金等の設定手続をするには時日を要することもあるから、場合によつては之等のものの個人生活上必要な費用に充つる爲めには、一世帯当り一万五千円を限度として、第一封鎖預金等の設定前でも、既存封鎖預金等から払戻しを受けることができる(規則附則第二項)、その詳細は既に述べた通りである(二の(三)参照)。

一二、封鎖預金等の利息

(一) 第一封鎖預金等の利息

第一封鎖預金等に附すべき利息については、従来の封鎖預金等に附すべき利息に関する定めが其俟適用される。

たゞ契約期限を経過した金銭信託については、最終の受益者配当の割合に依る利息としてゐたのを改めて、実績配当の原則によることとした。即ち信託契約の期限を経過した後においても受益者受益者取当の割合に関しては、当該信託契約は期限の延長があつたものと看做し、当該信託契約の定むる受益者配当の割合による利息を付することとした（告示第三四号第四項）。

(二) 第二封鎖預金等の利息

第二封鎖預金等の利息は金融機関の旧勘定の整理と密接な関係があるのみならず、各種預金共凍結的預金であるから、別に利息に関し特別の定をなす必要が認められた次第である（規則第一四条第二項）。右の第二封鎖預金等の利息に関する定は、金融機関再建整備法の実施と相俟つて、追つて定められる筈である。

(三) 封鎖預金等の利息と改正所得税法

改正所得税法は九月一日より施行せられたのであるが、これが封鎖預金等の利息に対する適用については、次の様に取扱はれる。

(1) 封鎖預金等の口座の全部が第二封鎖預金等となつたものの利息については、約定期限の如何に拘らず、全て八月十日までの利息を計算し、これに対して改正前の所得税法を適用する。この場合の経理は旧勘定において処理する。封鎖預金等の口座の一部が第二封鎖預金等となつたものの利息（一部第一封鎖預金等となつた部分の八月十日迄の利息を含む）についても、右と同様とする。

(2) 封鎖預金等の口座の全部が第一封鎖預金等となつたものの利息については、約定期限に従ひ八月三十一日以前に利息支払期限の到来するものは改正前の所得税法により、九月一日以後に利息支払期限の到来するものは改正所得

法の適用を受ける。

尚ほ右の取扱ひは郵便貯金には適用されない。

(3) 右(1)によつて金融機関の旧勘定において封鎖預金等の利息を経理した場合には、其の預金利息に対する分類所得税及び綜合所得税は大蔵省告示第六三六号第五号に準じて取扱ひ、第二封鎖預金等からの封鎖支払ひが認められる。

一三、其他の改正

今回の金融緊急措置令施行規則の改正の重点は以上述べた様に、既存の封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等とに区分することに伴ふ措置に、重点が置かれてゐるのであるが、其他の事項についても若干の補完的改正を加へた。その概要は次の通りである。

(一) 指定事業者制度の廃止

個人及び法人の第一封鎖預金等の金額が右の様に制限されることとなつたので、次に述べる金融機関に対する資金融通総額制限の撤廃と同様に、本年四月一日以来実施して来た所謂事業者制度を廃止した。即ち従来所謂指定事業者に対しては封鎖預金等からの生活費等の払出を制限し(規則第六条ノ二)、指定事業者に対する封鎖預金等の支払を制限し又は禁止し得る旨を規定し(規則第六条ノ三)、其他他指定事業者に対し資金の融通を為し得る場合の規定(規則第十三条第三項)、指定事業者が資金の融通を受けた場合自由支払の方法に依つて弁済しなければならない規定(規則第十三条第四項)及び指定事業者が封鎖支払の方法に依つて資金の融通を受けた場合に之を使用し得ることの規定(規則第十三条第五項)を設けてゐたが、これ等は全て廃止乃至は解除されることとなつた。

従来指定事業者については、其の事業運営上必要な経常的所要資金に関して封鎖預金等からの払戻しを制限してゐたが、それでも四月一日以後新に生じた封鎖預金等からは、一般事業者と同様に払戻しを認められてゐたのである。

過般六月下旬に事業資金は原則として資金融通の方法によることとしたので、指定事業者と一般事業者とは殆んど同様の取扱ひとなつて来たのであるが、更に今回封鎖預金等を第一封鎖預金等と第二封鎖預金等に区分すれば、払戻を受け得べき財源が制限されるのであるから、益々両者を区分する実益が無くなつたので之を廃止した次第である。

(二) 資金融通総額制度の撤廃

今回の改正に依つて、個人の第一封鎖預金等は一世帯当り一万五千円乃至三万二千円以内に制限され、法人其他の大体の第一封鎖預金等は一〇一万五千円以内に制限されることになつたので、本年三月二十二日以来大蔵省告示第一二九号を以て実施した金融機関、証券引受会社又はビルブローカーに対する其の一般事業者等への資金融通総額の制限を撤廃することとした(告示第四二五号)。

(三) 封鎖小切手等の譲渡

従来は封鎖小切手等は「取立テノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外」これを譲渡することを得なかつたが、今回「取立及び割引ノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外」これを譲渡することを得ないことに改め、金融機関に割引の方法に依り封鎖小切手等を譲渡することを認めた(規則第二条ノ改正)。

(四) 無所得の証明

世帯主及び世帯員の勤労所得及び事業所得の合計額は月額二百円未満の世帯の場合は、世帯主は生活費として月額百円の外に二百円迄(所得があれば其額は控除する)を加算して払戻しを受け得るが、この場合従来は町内会長又は

部落会長の証明書を提出すればよいことになつてゐたのを、今回之を市区町村長の証明書を要することに改めた（規則第五条第一項但書ノ改正）。

(五) 教育費の払戻し

学生又は生徒の教育費は従来当月に払戻しを受けなかつた金額を翌月に繰越すことはできなかつたが、八月分以降はこれを翌月以降においても、繰越して払戻を受けられることに改めた。尚ほ世帯を同じくする場合の払戻しの定めは、大蔵省告示から規則に移しかへた（規則第五条第一項第八号及び第二項の改正）。

(六) 定期的給与受給者の申告

二以上のものから定期的に給与の支給を受けてゐる者は、当該給与の支給者に対して其旨の申告をしなければならぬこととなつた（規則第五条第四項の追加）。

(七) 納税団体に対する払込資金

納税施設法に依る納税団体に対する納税資金の払込みの為に必要な金額は、第一封鎖預金等から封鎖支払を受けられることになつた（告示第二十七号第三号ノ四）。

(八) 金融機関に対する債務弁済の場合の制限解除

本年二月十七日以後借入れた金融機関、証券引受会社又はビルブローカーよりの債務の弁済の為に、三月八日以後新に生じた封鎖預金等の金額を限度として封鎖預金等による弁済を認められてゐたが、この三月八日以後の新封鎖預金等の金額の限度といふ制度を廃止した（規則第六条第一項第二号ノ二但書ノ削除）。

(九) 公租公課の支払方法

第一封鎖預金等から国又は地方公共団体に公租公課等を支払ふ場合は、従来自由支払と封鎖支払との選択を許されてゐたが、これを封鎖支払だけ限定することにした（規則第七条ノ改正）。

(十) 資金融通に関する規定の改正

金融機関、証券引受会社又はビルプロカーの資金融通に関する規定に、次の様な改正を加へた。

- (1) 国、地方公共団体及び金融機関に対する資金融通は制限外とすること。
- (2) 自由預金等を担保とする資金融通は全く自由とすること。
- (3) 資金融通に関する許可申請手続を明かに定めたこと。

(十二) 封鎖小切手等の受領義務

封鎖支払に依り弁済をするために封鎖小切手等を振出した場合には、其の封鎖小切手等を弁済の爲め提供したならば、債権者は必ず之を受領しなければならない。そして其の受領を拒み、現金又は自由小切手で支払ふことを請求し、之を受取つたならば罰則の適用がある（規則第十三条ノ五、措置令第七条）。

(十三) 其他

其他若干の字句修正的改正を行つた（規則第四条の改正、規則第九条の改正、規則第十三条ノ二の改正）。

一四、保険金について

保険金は金融緊急措置令では封鎖預金等として取扱はわれてゐない。従つて今回の金融緊急措置令施行規則の改正には、保険金について何等規定されてゐないが、然し保険金と雖も今回の措置に依つて一般預金における第一封鎖預金等と第二封鎖預金等との区分に相当する措置が必要であるから、保険金に関しては金融機関経理応急措置法におい

て所要の規定が設けられてゐるのである（同法第六条及び第二四条参照）。

保険金については、左に掲げるものが自由預金又は第一封鎖預金等と同様に取扱はれ残余は第二封鎖預金等と同様に取扱はれる。

(一) 保険料の全額が自由支払で払込まれた保険契約については保険金額の全部

(二) 保険料の一部が封鎖支払で払込まれた保険契約については自由支払の全部と封鎖支払分中一保険契約につき一万円以下の保険金額の合計額

(三) 保険料の全額が封鎖支払で払込まれた保険契約については一保険契約につき一万円以下の保険金額

(四) 右の外生命保険契約については八月十一日迄の払込済み保険料の総額が千二百円以下の生命保険契約について保険金額の全額。

あとがき

昭和二十一年の一月から三月までは、本誌二〇号で紹介したように、占領軍の占領政策の展開による法制上の些かな改正があった。改正そのものは小さなものであったかも知れないが、戦時態勢の崩壊と平和時への秩序付けとみられ、歴史的にも意義のあるものであったといえる。

次に、敗戦がもたらした経済の破局的危機の克服と、戦時利得没収措置の現実化に焦点をあて、二月からその準備が始まり、経済危機突破対策のための緊急勅令による法文化が進み、世にいう五〇〇円生活の展開と、戦時利得の没収措置の現実化への歩みの一つとして、八月にいたり、金融緊急措置令の大幅な改正と、戦時利得没収措置実施による経済的混乱の回避へ途が用意された。本稿では、この内、金融緊急措置令施行規則の大幅な改正までを取り入れるにとどめ、他の経済再建構想と税制問題は、次回において触れることとして、本稿をとじる。

敗戦直後の特異な税制改正に関する諸資料の紹介に当っては、本法二〇号と同様、足立正喜研究部長、土屋敦文主任教授及び小林武廣教授の特段の配意をえた。本稿をとじるにあたって、感謝申し上げます。